

令和 2 年度概算要求書

(説明資料 II)

03 裁判所所管

最 高 裁 判 所

目 次

分冊	頁	分冊	頁
秘書課経費 -----	1 - 1	家庭局経費 -----	2 - 1
広報課経費 -----	1 - 51	図書館経費 -----	2 - 105
情報政策課経費 -----	1 - 73	司法研修所経費 -----	2 - 119
総務局経費 -----	1 - 87	裁判所職員総合研修所経費 -----	2 - 179
人事局経費 -----	1 - 159	人 件 費 -----	2 - 243
経理局経費 -----	1 - 223	裁 判 費 -----	2 - 297
民事局経費 -----	1 - 309	施 設 費 -----	2 - 455
刑事局経費 -----	1 - 385	(参考) 共通経費内訳 -----	2 - 465
行政局経費 -----	1 - 447		

※明細書頁のA～Eは共通経費内訳のA～Eに対応している。

家庭局経費

目 次

		分冊	頁
一 経 常 事 務 費			
委員会に必要な経費	-----	2 -	5
二 裁判資料の整備に必要な経費	-----	2 -	9
三 裁判事務の迅速適正化に必要な経費			
1 裁判運営の改善経費	-----	2 -	26
2 裁判補助事務の強化改善経費	-----	2 -	45
3 関係機関との連絡調整経費	-----	2 -	63
四 家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費			
1 科学的処理体制の充実経費	-----	2 -	69
2 少年事件処理経費	-----	2 -	77
五 調停制度の充実強化に必要な経費			
1 調停事件の処理経費	-----	2 -	82
2 調停制度の充実改善経費	-----	2 -	97
六 交通事件の処理に必要な経費			
少年交通事件の処理経費	-----	2 -	102

明細
書頁

要求
12

経常事務費

委員会に必要な経費

(1) 家庭規則制定諮問委員会【要求】

<要求要旨>

家庭規則制定諮問委員会は、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和22年最高裁判所規則第8号）に基づいて設置され、家事審判、家事調停、人事訴訟及び少年審判に関する規則の制定に関する必要な事項を調査審議することを目的としている。同委員会の委員及び幹事は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験者から任命され、規則改正のための準備的な調査審議を行った上で規則案に対する建議を行うことになる。

そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 最高裁

日 程 1日、年3回

出席者 委員及び幹事 各25人（うち要手当人員17人）

<委員会の構成>

委 員			幹 事			合 計
官	民	計	官	民	計	
15人	10人	25人	18人	7人	25人	50人

明細

書頁

要求

76
D

(2) 家庭裁判所委員会【要求】

<要求要旨>

家庭裁判所委員会は、家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第10号）に基づいて、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として各家庭裁判所に設置されている。

家庭裁判所委員会は、委員として、教育関係者、福祉関係者、大学教授等の学識経験者から広くその人材を集めて多様な委員構成とし、国民の視点に立った家庭裁判所の運営や在り方について自由な意見交換を行う機関として、家庭裁判所の運営改善にとって大きな役割を果たしている。

そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 各家裁

日 程 1日、年3回

出席者 委員長 1人

委 員 12人（うち要手当人員8人）

計 13人

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 委員手当 序費 (会議費)	家庭規則制定諮問委員会 家庭規則制定諮問委員会 増税後 増税前	17人 3回 出席率80% 17人 3(1)回 0(17)人 0(2)回	19,600 110.9 108.9	800 (800) 6 (6) 6 (2) 0 (4)		
(項) 下級裁判所 委員手当 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所委員会 委員長 委員 家庭裁判所委員会	1人 50序 3回 8人 50序 3回 出席率80% 5人 1回 2時間	20,500 17,700 8,700	20,067 (20,067) 3,075 (3,075) 16,992 (16,992) 87 (87)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	家庭裁判所委員会 増税後 増税前	6人 3(1)回 0(6)人 0(2)回	2,637 2,590	47 (47) 47 (16) 0 (31)		

明細
書頁
要求
12
76

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
序費 (会議費)	家庭裁判所委員会 増税後	11人 50 序 3(1)回	110.9	183 (181) 183 (61)		要求 D
	増税前	0(11)人 0(50)序 0(2)回	108.9	0 (120)		

<p><u>裁判資料の整備に必要な経費</u></p> <p>(1) 消耗品費</p> <p>(ア) 科学調査用図書整備費【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家庭裁判所における家事事件、人事訴訟事件及び少年事件の調査は、医学、心理学、社会学などの行動科学等の専門的知識及び技法を活用することが法規上要請されており、この科学的調査の中核として家裁調査官等が活動している。</p> <p>最近では、家事事件及び人事訴訟事件の当事者並びに少年事件の非行少年の中に、社会生活の急激な変化や人間関係の複雑化によって、心理的葛藤、神経症傾向、精神障害等を有する者や、家庭内で暴力や虐待などを繰り返す者などが増加しており、紛争の要因や非行の動機を理解することが難しい事件が多くなっている。紛争や非行のメカニズムを分析し、問題解決の方策を見出すために、家裁調査官等による行動科学の専門的知識及び技法を活用する必要性がこれまで以上に高まっている。</p> <p>医学、心理学、社会学などの行動科学等の進歩には、目覚ましいものがあり、家裁調査官等がその専門的知識や技法を身につけるために最新の研究、調査、学説、技法等を把握することが不可欠である。</p> <p>そこで、行動科学に関する最新の刊行物を定期的に購入し、整備するための経費を要求する。</p> <p>(イ) 家庭裁判所事務室用図書【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成25年1月に施行された家事事件手続法では、家事事件の当事者等の手続保障に資する規定を拡充し、より利用しやすくするための手続が新設された。平成26年4月には、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され、子の返還申立事件等が東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で扱われるようになった。平成26年5月及び6月には少年法の一部を改正する法律が施行され、平成27年6月には、新少年院法及び少年鑑別所法が施行された。平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されている。これら法改正や新法の施行等に伴い、家庭裁判所の事件の審理には大きな影響が及ぶことから、新たな手続を理解し、新設された制度の円滑な運用に役立てるためには、注釈書等により、法律や制度の趣旨や内容の理解をより一層深める必要がある。</p> <p>そこで、裁判官、家裁調査官及び裁判所書記官が執務に利用するための図書経費を要求する。</p> <p><整備計画></p> <p>家庭裁判所の本庁、支部及び出張所の合計330庁に整備する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 20</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

明細

書頁

要望

20

(2) 印刷製本費

(ア) 後見及び後見監督の事務手続案内リーフレット（後見人及び後見監督人用）【要望】

<要求要旨>

成年後見制度は、認知症等の精神上の障害により判断能力の低下した者を保護する制度であり、急速に進展する高齢社会において重要な役割を担っている。

また、成年後見関係事件及び後見監督処分の新受件数の合計数は、制度施行時である平成12年の約1万件から平成30年の約21万件に増加しており、今後も高齢化の進展や成年後見制度利用促進法が平成28年5月13日に施行され、平成29年3月24日に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことなどに伴って利用者の増加が見込まれている。

このリーフレットは、家庭裁判所の家事手続案内において成年後見制度の概要や手続の流れについて、簡潔かつ分かりやすい説明を行うための資料として活用しているほか、「憲法週間」や「法の日週間」における成年後見制度の説明会等の広報行事における配布、庁舎内の待合室等への備置き、家庭裁判所管内の市区町村に設置されている地域包括支援センターやその他の関係機関への備置きなど、広く成年後見制度の概要を周知するために利用されている。

そこで、このリーフレットを作成するための経費を要求する。

<p>(イ) 家庭裁判所パンフレット・リーフレット（利用案内用）【要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>家庭裁判所で取り扱う家事事件及び少年事件は、家庭内の紛争の解決や非行があった少年の更生を目的としているため、原則として非公開の手続で行われるなど、民事事件及び刑事事件とは大きく異なる特徴を有する。また、家事事件及び人事訴訟事件については、専門的知識を持たない本人自らが手続を行うことが多い。よって、これらの手続を十分に理解してもらい、家庭裁判所をより利用しやすくするとともに、手続を円滑に進めるためには、手続教示サービス等の充実を図ることが要請される。</p> <p>そこで、</p> <p>① 関係機関（福祉事務所、児童相談所、弁護士会等）の利用者の中には、家庭裁判所を利用するを考えている者が多数含まれていることから、これらの機関から利用者に適切な家庭裁判所の案内を行ってもらうためにも、また、事件処理上密接な連携関係を保つ必要のある学校や福祉機関等の関係機関の職員等に対して家庭裁判所の所管事項や機能を理解してもらうためにも、家庭裁判所で取り扱う事件や組織態勢、役割を分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する必要がある。</p> <p>よって、家庭裁判所パンフレットの刊行に要する経費を要求する。</p> <p>② 家庭裁判所では、100種類以上の事件から成る家事事件を扱っていることから、事件によって異なる管轄家庭裁判所、調停・審判・訴訟の手続、申立てに必要な書類、費用などを分かりやすく説明したリーフレットが必要不可欠である。また、こうしたリーフレットを広く配布して当事者等の便宜を図るため、家庭裁判所だけでなく、関係機関（地方公共団体、警察、弁護士会等）にも配布して窓口に備え置いてもらい、来庁者等への説明に活用できるようにする必要がある。</p> <p>よって、家庭裁判所リーフレットの刊行に要する経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 20</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

<p>(ウ) 人事訴訟手続説明用リーフレット【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成16年4月に人事訴訟法が施行されたことにより、家庭裁判所において、人事訴訟事件を扱うこととなった。</p> <p>家庭裁判所の利用者は、調停手続よりも厳格な訴訟手続に精通しない本人が多いことから、人事訴訟手続を分かりやすく説明し、利用しやすいものとするために、同手続説明用のリーフレットを作成し、活用してきている。</p> <p>そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 20</p>
<p>(エ) 扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成16年4月から「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が施行され、子の養育費など扶養義務等に係る定期金給付請求権についての強制執行手続において、給料など弁済期の到来していない継続的給付に係る債権を差し押えることができることとなった。また、平成17年4月から改正民事執行法が施行され、養育費等に係る金銭債権について間接強制の方法による強制執行が可能となった。</p> <p>養育費等の定期金給付請求権の強制執行制度については社会的関心が高いが、これらの債務名義を得た当事者は、強制執行手続に精通しない本人が多いため、制度の具体的な利用方法について分かりやすく説明する必要がある。その際、制度を簡明に説明したリーフレットを利用希望者に交付し、それに基づいて説明することによって、当事者の手続に関する理解を容易にするとともに、説明する職員にとっても事務の効率化を図ることができる。</p> <p>そこで、各家庭裁判所にリーフレットを備え置く必要性があり、そのための経費を要求する。</p>	

<p>(オ) 年金分割リーフレット【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成19年4月1日から、夫婦が離婚等をした場合において、厚生年金保険等の公的年金の分割を可能とする制度が導入され、平成27年10月1日からは、被用者の年金制度を厚生年金に統一する改正厚生年金保険法が施行された。同制度においては、年金の分割割合は、原則として当事者の協議により定められるが、当事者の協議が調わないときなどには、家庭裁判所が、当事者からの申立てにより、審判又は離婚訴訟等の附帯処分として分割割合を定めることができるほか、離婚調停においても取り扱うことができるため家庭裁判所で取り扱う事件数は相当数に及んでいる。しかし、同制度は、一般の当事者には非常に分かりにくいものであるため、家庭裁判所においては、当事者から年金分割の制度や手続についての説明を求められる機会が多い。</p> <p>そこで、当事者の理解を容易にし、説明する職員の事務の効率化を図るとともに、手続の利用者及びその可能性のある者に対して交付するために、年金分割の制度の概要、申立ての方法及び手続、分割審判等があった後の標準報酬改定請求の手続等を記載した本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことは必要不可欠であり、そのための経費を要求する。</p> <p>(カ) 児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>近年、児童虐待に関する事件が増加し、社会的関心が高まるとともに、そのための対策が社会的に喫緊の課題となっており、平成29年6月には、児童虐待案件に裁判所が関与する手続を新たに設けるなどした児童福祉法等の改正法も成立し、平成30年4月に施行されたところである。</p> <p>家庭裁判所における児童虐待に関する手続としては、親権者変更、養子縁組の許可、親権喪失の審判、親権停止の審判及び児童福祉施設入所等措置等承認審判などの手続があり、これらが児童虐待を防止するための方法の一つとして活用されているということが関係機関及び社会一般に十分認知されているとはいはず、これらの手続を説明したリーフレットを関係機関及び一般人に配布して広く周知する必要がある。</p> <p>そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 20</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

<p>(キ) 少年犯罪被害者用リーフレット【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成13年4月の改正少年法の施行に伴い、被害者への配慮として、意見聴取、審判結果通知及び記録の閲覧謄写の各制度が導入され、さらに、平成20年12月施行の改正少年法において、被害者等の審判傍聴制度及び被害者等に対する審判状況の説明制度が導入された。</p> <p>ところで、犯罪被害者等基本法18条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、平成28年4月に、同月から令和2年度末までを計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」及び「少年審判の傍聴制度の周知徹底」が取り上げられている。</p> <p>犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の basic 理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。</p> <p>少年事件に関する被害者配慮制度については、これまで各家庭裁判所において周知徹底を図っているところであるが、実際に被害に遭った被害者等は、被害者配慮の諸制度を知らない者が多く、同制度の利用を希望する被害者等が利用機会を逸しないようにするため、同制度の存在及び利用方法を簡明に説明したリーフレットを、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。</p> <p>よって、本リーフレット作成のための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 20</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

<p>(ク) 面会交流リーフレット【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>少子化や権利意識の高揚を背景に、家事調停事件においては、離婚後又は別居後の非監護親と子との面会交流をめぐる争いが激しさを増しており、こうした争いが原因で調停での合意が困難となる事案が増加している。また、改正民法766条（平成24年4月施行）では、離婚に際し、子の利益を考慮して面会交流について定めることが明記された。</p> <p>こうした法の趣旨に則り、子の福祉を損なわず円滑な面会交流を実現するためには、父母の双方に対して、争いに子を巻き込まないための心構えや、面会交流を実施する際の留意事項等について共通の認識を持たせすることが不可欠である。全国の家庭裁判所でどの当事者に対しても必要かつ十分な内容を解説するためには、標準的なリーフレットを作成し、全国で統一した運用を図る必要がある。</p> <p>このような標準的なリーフレットを利用して分かりやすく説明することにより、調停委員会や家裁調査官等は、調停での合意に向けた適切な働き掛けを当事者に行うことができるようになる。調停内での口頭説明にとどまらず、視覚的な情報として当事者に伝えていくことによって理解を深めさせができる上に、当事者がいつでも繰り返し読み返すことができるため、内容が浸透しやすくなることが期待される。その結果、面会交流の方法等に関する誤解に基づく当事者間の無用な争いが減少し、少ない調停回数で子の利益を考慮した解決に至ることが期待される。また、面会交流に関する合意事項について任意の履行を望めるというメリットもある。</p> <p>そこで、このリーフレットを作成するための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 21</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

明細

書頁

要望

21

(イ) 離婚と子の福祉に関するリーフレット【要望】

<要求要旨>

民法766条が改正され、協議離婚に際して面会交流や子の監護費用の分担について子の利益を最も優先して考慮して定めるべき旨が明記され、同時に、その協議が調わないとき又は協議ができないときは、家庭裁判所がこれらの事項を定めるべきものとされた（平成24年4月施行）。また、平成25年1月に施行された家事事件手続法においても、子の福祉への一層の配慮が求められている。これらの法改正を受けて、子どもを持つ夫婦の離婚調停事件において、家庭裁判所が面会交流や養育費についても併せて紛争解決能力を発揮し子の福祉を実現していくことが、従前以上に期待されている。

これらの状況を踏まえ、離婚に向けた話し合いを進める上で当事者が子どものために配慮すべき事項、面会交流や養育費の考え方や取決めの必要性等を説明するリーフレットを作成し、申立て前の手続説明時に交付するほか、子どものある夫婦（申立人及び相手方の双方）に対して、申立て後の早期段階で郵送等により交付することによって、円滑な調停進行及び民法改正の趣旨に則った紛争解決を目指すことが必要である。リーフレットがあることによって、①子への配慮につき事前の周知ができる、②当事者が手元に置いて読み返すことができるため、内容が浸透しやすく、かつ期日においては感情的になりがちな当事者も、期日外に読み返すことで冷静に説明を受け止めることができる等の効果が期待できる。これらは調停委員会などによる説明をもって代替できるものではない。また、離婚紛争における子への配慮にポイントを絞ったものは本リーフレットのみであることからも、作成する必要性は高い。

そこで、本リーフレット作成のための経費を要求する。

(コ) 少年審判リーフレット【要望】

<要求要旨>

犯罪被害者等基本法18条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、平成28年4月に、同月から令和2年度末までを計画期間とする第3次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等各種制度の周知徹底」及び「少年審判の傍聴制度の周知徹底」が取り上げられている。

犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の basic 理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。

審判傍聴制度等の被害者配慮制度の理解及び利用を容易にするためには、前提となる少年審判の一般的な流れや各手続の情報を被害者等に提供することが必要不可欠であることから、それらを簡明に説明したリーフレットを、別途作成する少年犯罪被害者用リーフレットとともに、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。また、一般の利用者等に対して少年審判手続の説明や広報活動を行う際に提供する資料としても必要なものである。

よって、本リーフレット作成のための経費を要求する。

(サ) 補導委託先開拓用パンフレット【要望】

<要求要旨>

補導委託は、家庭裁判所が、少年審判手続の中で、非行があった少年を個人経営者や民間の団体等に預け、その指導のもとでの様子を観察した上で、少年の最終的な処分を決めるための制度である。補導委託制度の特長を十分にいかすためには、個々の少年の特性に応じた補導委託先を選定することが必要であり、利用できる委託先の種別、形態が多様であれば、それだけ適合する少年の幅も広がることから、家庭裁判所においては、多様な委託先を確保しておくことが望まれる。しかし、近年、非行少年と生活を共にしながら更生を援助しようとする民間の篤志家が得難くなっている実情がある。新しい補導委託先の開拓に向けて、家庭裁判所はより積極的な取組を行う必要があり、そうした活動を一層効果的に行うために、本パンフレットを作成し、新規の補導委託先の候補者に交付するほか、各種の団体に協力を求めたりする際、補導委託制度を分かりやすく説明する資料として配布する必要がある。

そこで、本パンフレット作成のための経費を要求する。

(シ) 手続説明用リーフレット（面会交流）【要望】

<要求要旨>

面会交流調停事件は、当事者の権利意識の高揚や家族の価値観の多様化、少子化等を背景として、新受件数が一貫して増加傾向にある。また、当事者の対立が先鋭化し、解決が困難な事案は少なくない。

面会交流事件の手続の流れを当事者に理解してもらった上で調停を進めていくことは、充実した調停運営のために必要不可欠であり、本リーフレットにより、担当者が、適切かつ容易に手続の流れを説明することが可能となる。また、本リーフレットには、面会交流について話し合うに当たって当事者が配慮すべき事項などについても掲載しており、これによって、第1回期日前を含めた早期の段階において、当事者に対して紛争解決に向けた働き掛けをすることができ、これにより当事者の対立の先鋭化を和らげ、複雑困難な事件の解決に結びつけることができる。このような点から、本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことが必要であるため、本リーフレットを作成するための経費を要求する。

(ス) 少年審判手続のしおり【要望】

<要求要旨>

少年審判手続の対象となった少年は、自らの処分が決せられる審判及びその後のあり得る処遇を念頭に置いて手続に臨む必要があり、少年が自分の置かれた状況をできるだけ早期に認識し、手続の意味合いを理解することは、充実した手続運営のために重要である。また、再犯・再非行の防止は国の重要な政策課題と位置付けられ、少年院等の執行機関においては、再犯・再非行の防止等に関する施策や取組が行われているところ、決定機関である裁判所としても、教育的機能を十分に発揮するなど、少年審判の機能を更に充実・強化していく必要があります、そのためには、手続の初期段階で適切な手続説明を行うことが重要である。

しかし、現在、少年をメインターゲットにした手続説明ツールはなく、各庁の実情に応じ、観護措置決定後、押送開始までの短い時間に職員から口頭で説明するなどしているが、手続の全体像まで正確に理解させることは難しい。また、少年が手続を理解することの重要性からすれば、観護措置決定を受けた少年に限らず、在宅事件の少年にも同様に、適切な手続説明を行う必要があり、そのためには汎用性があるツールが求められる。

そこで、少年の理解力も考慮し、漫画、イラスト等、少年の視覚に訴えるかたちで少年審判手続を分かりやすく示す説明書として、本件しおりを制作する経費を要求する。

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	科学調査用図書整備費			0 (2,708)	
	家庭裁判所事務室用図書			0 (4,400)	
(印刷製本費)	後見及び後見監督の事務手続案内リーフレット			0 (257)	
	家庭裁判所パンフレット (利用案内用)			0 (229)	
	家庭裁判所リーフレット (利用案内用)			0 (419)	
	人事訴訟手続説明用リーフレット			0 (194)	
	扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット			0 (116)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	年金分割リーフレット			0 (127)		
	児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット			0 (161)		
	少年犯罪被害者用リーフレット			0 (190)		
	面会交流リーフレット			0 (125)		
	離婚と子の福祉に関するリーフレット			0 (91)		
	少年審判リーフレット			0 (124)		
	補導委託先開拓用パンフレット			0 (108)		
	手続説明用リーフレット (面会交流)			0 (627)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)	手続説明用リーフレット (面会交流) の制作 パンフレット等の翻訳			0 (198) 0 (1,198)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁	
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考		
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	科学調査用図書整備費	増税後	162(81) 庁	16,869	2,733 (2,708)	要望 20	
		増税前	0(81) 庁	16,562	0 (1,342)		
		家庭裁判所事務室用図書	増税後	330(165) 庁	4,440 (4,400)		
			増税前	0(165) 庁	13,456 (2,220)		
			0 (2,180)				
	(印刷製本費)	後見及び後見監督の事務	(124,825)	(2.057)	319 (257)		
		手続案内リーフレット	104,940部	3.036			
		家庭裁判所パンフレット (利用案内用)	(27,590)	(8.316)			
	家庭裁判所リーフレット (利用案内用)	25,350部	8.250	209 (229)			
		(168,470)	(2.486)	399 (419)			
		158,550部	2.519				

明 細
書 頁

要望
**20
21**

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考
	人事訴訟手続説明用リーフレット	(43,595) 41,225部	4.455	184 (194)	
	扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット	(10,520) 6,865部	(11,000) 11,825	81 (116)	
	年金分割リーフレット	(11,860) 7,505部	(10,725) 10,670	80 (127)	
	児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット	(38,450) 38,100部	4.180	159 (161)	
	少年犯罪被害者用リーフレット	(53,280) 52,200部	(3,559) 4,466	233 (190)	
	面会交流リーフレット	(23,285) 21,375部	(5,379) 5,500	118 (125)	
	離婚と子の福祉に関するリーフレット	(26,440) 23,280部	(3,432) 3,465	81 (91)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)	少年審判リーフレット	(37,705) 37,390部	(3.300) 3.311	124 (124)		要望 21
	補導委託先開拓用パンフレット	(2,460) 1,990部	(44.000) 50.600	101 (108)		
	手続説明用リーフレット (面会交流)	50,000部	(12.540) 14.300	715 (627)		
	少年審判手続のしおり	60,000部	9.717	583 (0)		
	少年審判手続のしおりの 制作	一式	1,001,000	1,001 (0)		

明 細 書 頁	要 求 36 87	要 望 21 22																		
<p><u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u></p> <p><u>裁判運営の改善経費</u></p> <p>(1) 家庭事件担当裁判官等協議会（少年関係）【要求・要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家庭事件の適正な運営を図るため、具体的事例の集積を踏まえて、運用上の問題点や解釈上の疑義などについて、高裁単位で実務レベルの検討、協議を行ってきた。</p> <p>少年事件に関しては、事件数は減少しているものの、少年の再非行率は高い水準にあり、社会の耳目を引く凶悪・重大な事件（殺人、殺人未遂、強盗殺人など）や「いじめ」が背景にある暴行事件に対する注目度も依然として高く、非行の内容や背景事情も複雑多様化している。また、平成12年、19年、20年及び26年の各改正少年法により、事実認定手続の一層の適正化や被害者に対する配慮の充実が図られているほか、平成28年12月には、少年審判規則の一部を改正する規則が施行されて付添人による記録等の閲覧に関する措置の制度等が創設されていることから、これらを踏まえて、少年審判の在り方や少年審判の機能のさらなる充実・強化などについて、裁判官が、他職種（家庭裁判所調査官及び書記官）との連携を図りながら改めて検討することが不可欠となっている。</p> <p>そこで、この協議会の開催に必要な経費を要求する。</p> <p><開催計画>【要求】</p> <table> <tbody> <tr> <td>開催場所</td><td>高裁</td></tr> <tr> <td>日 程</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td>出席 者</td><td>家裁裁判官 50 人（うち要旅費人員 42 人）</td></tr> <tr> <td></td><td>家裁調査官 50 人（うち要旅費人員 42 人）</td></tr> <tr> <td></td><td>家裁書記官 50 人（うち要旅費人員 42 人）</td></tr> <tr> <td>高裁裁判官</td><td>8 人</td></tr> <tr> <td>最高裁局課長</td><td>8 人（うち要旅費人員 7 人）</td></tr> <tr> <td>最高裁事務官</td><td>8 人（うち要旅費人員 7 人）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>174 人</td></tr> </tbody> </table>	開催場所	高裁	日 程	1 日	出席 者	家裁裁判官 50 人（うち要旅費人員 42 人）		家裁調査官 50 人（うち要旅費人員 42 人）		家裁書記官 50 人（うち要旅費人員 42 人）	高裁裁判官	8 人	最高裁局課長	8 人（うち要旅費人員 7 人）	最高裁事務官	8 人（うち要旅費人員 7 人）	計	174 人		
開催場所	高裁																			
日 程	1 日																			
出席 者	家裁裁判官 50 人（うち要旅費人員 42 人）																			
	家裁調査官 50 人（うち要旅費人員 42 人）																			
	家裁書記官 50 人（うち要旅費人員 42 人）																			
高裁裁判官	8 人																			
最高裁局課長	8 人（うち要旅費人員 7 人）																			
最高裁事務官	8 人（うち要旅費人員 7 人）																			
計	174 人																			

【要望】

開催場所	高裁
日 程	1 日
出席者	家裁裁判官 50 人（うち要旅費人員 42 人） 家裁調査官 50 人（うち要旅費人員 42 人） 家裁書記官 50 人（うち要旅費人員 42 人） 高裁裁判官 8 人 最高裁局課長 8 人（うち要旅費人員 7 人） 最高裁事務官 8 人（うち要旅費人員 7 人） 計 174 人

(2) 家事事件担当裁判官協議会【要望】

<要求要旨>

家事事件の新受件数は、平成11年に約52万件であったものが、年々増加を続け、平成30年には約107万件に達している。事件の内容は、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。

このような家族をめぐる事件の多様化・複雑化という現代的状況に的確に対応するため、家庭裁判所における家事審判及び家事調停に関する事件の手続を定めた基本法である家事審判法（昭和22年法律第152号）が廃止され、同法を全面的に見直した家事事件手続法が平成25年1月から施行され、抗告審を含めて家事事件の審理及び事件処理の様々な面において大幅な変更が求められた。家庭裁判所は、同法の趣旨に即した手続運営を行っていくために、施行後の運用状況、課題等について検討を続けてきたが、その成果について、今後も不断に検証していく必要がある。

そこで、このような問題について、家事事件を担当する全国の裁判官が一堂に会して、意見交換し、十分な協議を行うために、裁判官の中央協議会開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 最高裁

日 程 1日

出席者 高裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人）

家裁裁判官 50人（うち要旅費人員 49人）

最高裁局課長 6人

最高裁事務官 6人

計 70人

明 細

書 頁

要望

21
22

<p>(3) 犯罪被害者等施策のための研究会【要求・要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成17年4月施行の犯罪被害者等基本法は、国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としており、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。</p> <p>また、平成20年6月には、一定の重大事件について被害者等による少年審判の傍聴等を内容とする少年法改正が行われ、同年12月15日から施行されており、被害者配慮制度の定着とともに、職員が犯罪被害者等に対応する機会が更に増加している。</p> <p>そこで、被害者等の抱える多様な問題を知り、被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようするためには、職員研修を実施することが不可欠であるから、そのための経費を要求する。</p> <p><開催計画>【要求】</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>会期</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>開催地</td> <td>高裁（8庁）</td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>被害者保護問題の専門家（大学教授等） 8人 被害者保護問題の専門家（被害者団体等） 8人</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>家裁裁判官 50人（うち要旅費人員42人） 家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人） 家裁書記官又は事務官 50人（うち要旅費人員42人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計 150人</td> </tr> </tbody> </table>	会期	1日	開催地	高裁（8庁）	講師	被害者保護問題の専門家（大学教授等） 8人 被害者保護問題の専門家（被害者団体等） 8人	受講者	家裁裁判官 50人（うち要旅費人員42人） 家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人） 家裁書記官又は事務官 50人（うち要旅費人員42人）		計 150人	<p>明細 書頁</p> <p>要求 87 要望 13</p>
会期	1日										
開催地	高裁（8庁）										
講師	被害者保護問題の専門家（大学教授等） 8人 被害者保護問題の専門家（被害者団体等） 8人										
受講者	家裁裁判官 50人（うち要旅費人員42人） 家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人） 家裁書記官又は事務官 50人（うち要旅費人員42人）										
	計 150人										

【要望】

会 期	1 日
開 催 地	高裁（8 庁）
講 師	被害者保護問題の専門家（大学教授等） 8 人
	被害者保護問題の専門家（被害者団体等） 8 人
受 講 者	家裁裁判官 50 人（うち要旅費人員 42 人）
	家裁調査官 50 人（うち要旅費人員 42 人）
	家裁書記官又は事務官 50 人（うち要旅費人員 42 人）
計	150 人

		明 細
		書 頁
(4) 家庭事件担当裁判官等協議会（家事関係）【要求・要望】		要求
<要求要旨>		36
家事事件の新受件数は、年々増加を続けており、内容についても、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。		87
このような背景を踏まえて、家事事件については、裁判官、書記官及び家裁調査官の3職種が、家事事件を適正かつ迅速に処理するために、各職種が果たすべき役割を個別に議論するだけでなく、各職種間でその議論を共有した上、職種間連携の在り方や今後の課題等について、多角的に検討を続けていくことが必要かつ有益である。		要望
そこで、先に開催される家事事件担当裁判官協議会の協議結果を踏まえ、3職種の連携という観点から、家事事件の適正かつ迅速な処理に向けた課題と方策について、各高等裁判所において、家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官が意見交換し、十分な協議を行うために必要な経費を要求する。		21
<開催計画>【要求】		22
開催場所　　高裁（8庁）		
日　　程　　1日		
出席者　　家裁裁判官　　50人（うち要旅費人員42人）		
家裁調査官　　50人（うち要旅費人員42人）		
家裁書記官　　50人（うち要旅費人員42人）		
最高裁局課長　16人（うち要旅費人員14人）		
最高裁事務官　28人（うち要旅費人員21人）		
計　　　　194人		

明 細
書 頁

【要望】

開催場所	高裁（8 庁）
日 程	1 日
出席 者	家裁裁判官 50 人（うち要旅費人員 42 人） 家裁調査官 50 人（うち要旅費人員 42 人） 家裁書記官 50 人（うち要旅費人員 42 人） 最高裁局課長 16 人（うち要旅費人員 14 人） 最高裁事務官 28 人（うち要旅費人員 21 人） 計 194 人

<p>(5) 後見関係事件事務打合せ【要求・要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。</p> <p>平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。</p> <p>そのため、後見事件を担当する裁判官等が一同に会する場において、各庁における取組状況及び課題等について意見交換を行い、家庭裁判所においては今後の取組を、上級庁においては今後の取組支援の方策等をそれぞれ検討することが不可欠となっている。</p> <p>そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要求する。</p> <p><開催計画>【要求】</p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>開催場所</td> <td>最高裁</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>出 席 者</td> <td>高裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人） 高裁書記官 16人（うち要旅費人員 14人） 家裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人） 家裁書記官 16人（うち要旅費人員 14人） 最高裁局課長 6人 最高裁事務官 6人 計 60人</td> </tr> </tbody> </table>	開催場所	最高裁	日 程	1 日	出 席 者	高裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人） 高裁書記官 16人（うち要旅費人員 14人） 家裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人） 家裁書記官 16人（うち要旅費人員 14人） 最高裁局課長 6人 最高裁事務官 6人 計 60人	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 87 要望 22</p>
開催場所	最高裁						
日 程	1 日						
出 席 者	高裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人） 高裁書記官 16人（うち要旅費人員 14人） 家裁裁判官 8人（うち要旅費人員 7人） 家裁書記官 16人（うち要旅費人員 14人） 最高裁局課長 6人 最高裁事務官 6人 計 60人						

明 細
書 頁

【要望】

開催場所	最高裁	
日 程	1 日	
出席 者	高裁裁判官	8 人 (うち要旅費人員 7 人)
	高裁書記官	1 6 人 (うち要旅費人員 1 4 人)
	家裁裁判官	8 人 (うち要旅費人員 7 人)
	家裁書記官	1 6 人 (うち要旅費人員 1 4 人)
	最高裁局課長	6 人
	最高裁事務官	6 人
計	6 0 人	

		明 細
		書 頁
(6) 高裁別後見関係事件事務打合せ【要求・要望】		要求
<要求要旨>		36
成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。		87
平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。		要望
先に最高裁で開催される後見関係事件事務打合せの結果を受け、その後の管内家裁における取組状況や課題を把握し、相互に情報を共有することは、施策に関する取組の方策等の検討のためには不可欠である。		21
そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要求する。		22
<開催計画>【要求】		
開催場所 高裁		
日 程 1日		
出席者 家裁裁判官 50人（うち要旅費人員42人）		
家裁書記官 100人（うち要旅費人員84人）		
最高裁局課長 8人（うち要旅費人員 7人）		
最高裁事務官 8人（うち要旅費人員 7人）		
計 166人		

【要望】

開催場所	高裁
日 程	1 日
出席 者	家裁裁判官 50 人 (うち要旅費人員 42 人)
	家裁書記官 100 人 (うち要旅費人員 84 人)
	最高裁局課長 8 人 (うち要旅費人員 7 人)
	最高裁事務官 8 人 (うち要旅費人員 7 人)
計	166 人

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭事件担当裁判官等協議会(少年関係) 局課長	7人 1(2)回	49,853	641 (1,282) 349 (698)	要求 36	
	家庭事件担当裁判官等協議会(家事関係) 局課長	14人 1(2)回	49,853	1,573 (3,146) 698 (1,396)		
	高裁別後見関係事件事務打合せ 局課長	21人 1(2)回	41,678	875 (1,750)		
	高裁別後見関係事件事務打合せ 事務官	7人 1(2)回	49,853	641 (1,282) 349 (698)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭事件担当裁判官等協議会(少年関係) 家裁裁判官 家裁調査官 家裁書記官 犯罪被害者等施策のための研究会 家裁裁判官 家裁調査官 家裁書記官又は事務官	42人 1(2)回 42人 1(2)回 42人 1(2)回 42人 1(2)回 42人 1(2)回 42人 1(2)回 42人 1(2)回	26,489 19,809 19,809 26,489 19,809 19,809	2,777 (5,554) 1,113 (2,226) 832 (1,664) 2,777 (5,554) 1,113 (2,226) 832 (1,664) 832 (1,664)		要求 87

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
	家庭事件担当裁判官等協議会(家事関係)					
	家裁裁判官	42人 1(2)回	26,489	2,777 (5,554) 1,113 (2,226)		
	家裁調査官	42人 1(2)回	19,809	832 (1,664)		
	家裁書記官	42人 1(2)回	19,809	832 (1,664)		
	後見関係事件事務打合せ			1,876 (3,708)		
	高裁裁判官	7人 1(2)回	50,433 (43,943)	353 (698)		
	高裁書記官	14人 1(2)回	44,489 (46,366)	623 (1,230)		
	家裁裁判官	7人 1(2)回	46,921 (40,387)	328 (650)		
	家裁書記官	14人 1(2)回	40,867	572 (1,130)		
						要求 87

明細
書頁

要求
87

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	高裁判後見関係事件事務打合せ			2,973 (5,946)	
	家裁裁判官	42人 1(2)回	26,489	1,113 (2,226)	
	家裁書記官	84人 1(2)回	22,147	1,860 (3,720)	
	家事事件担当裁判官協議会			0 (2,621)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁	
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考		
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭事件担当裁判官等協議会(少年関係) 局課長	7人 1回	49,853	641 (641)	349 (349)	要望 21	
	家庭事件担当裁判官等協議会(家事関係) 局課長	14人 1回	49,853	1,573 (1,573)	698 (698)		
	高裁別後見関係事件事務打合せ 局課長	21人 1回	41,678	875 (875)	641 (641)		
	高裁別後見関係事件事務打合せ 事務官	7人 1回	49,853	349 (349)	292 (292)		

明細
書頁

要望
22

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭事件担当裁判官等協議会(少年関係) 家裁裁判官 家裁調査官 家裁書記官 家事事件担当裁判官協議会 高裁裁判官 家裁裁判官	42人 1回 42人 1回 42人 1回 7人 1回 49人 1回	26,489 19,809 19,809 (49,814) 50,433 (46,366) 46,921	2,777 (2,777) 1,113 (1,113) 832 (832) 2,652 (2,621) 353 (349) 2,299 (2,272)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書 頁
	犯罪被害者等施策のための研究会			2,777 (2,777)		
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)		要望 13
	家裁調査官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家裁書記官又は事務官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家庭事件担当裁判官等協議会(家事関係)			2,777 (2,777)		
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)		
	家裁調査官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家裁書記官	42人 1回	19,809	832 (832)		

明細
書頁

要望
22

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	後見関係事件事務打合せ			1,876 (1,854)	
	高裁裁判官	7人 1回	50,433 (43,943)	353 (349)	
	高裁書記官	14人 1回	44,489 (46,366)	623 (615)	
	家裁裁判官	7人 1回	46,921 (40,387)	328 (325)	
	家裁書記官	14人 1回	40,867	572 (565)	
	高裁別後見関係事件事務打合せ			2,973 (2,973)	
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)	
	家裁書記官	84人 1回	22,147	1,860 (1,860)	

<p><u>裁判補助事務の強化改善経費</u></p> <p>(1) 家庭裁判所調査官事務の事務査察【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家裁調査官は、心理学、教育学、社会学などの行動科学等の専門的知識を活用して、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件についての事実の調査等を行うことを職務とする職種である。行動科学は、日進月歩の分野であるから、家裁調査官に対しては、その専門性を十分に発揮させるために、最新の知識、技法の研さんそのための積極的な教育指導が常に必要である。</p> <p>行動科学等の知見や技法に基づき、裁判官の命令に従い専門的・技術的な業務に従事するという職務の性質上、各家裁調査官の調査の質にばらつきが生じないよう、組織的にその職務を指導監督して、均質かつ高い専門的力量を発揮した調査事務を適正かつ迅速に行わせる必要もある。</p> <p>そこで、各上級機関が下級機関の家裁調査官事務を査察し、指導するための経費を要求する。</p> <p><実施計画></p> <p>(ア) 最高裁による事務査察</p> <p>対 象 各高裁所在地の家裁（8 庁）</p> <p>査察者 最高裁局課長及び補助者（要旅費人員 2 人 × 7 庁）</p> <p>(イ) 高裁による事務査察</p> <p>対 象 各家裁（50 庁）</p> <p>査察者 各高裁所在地の家裁の首席家裁調査官及び補助者（要旅費人員 3 人 × 42 庁）</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 21 22</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------

<p>(2) 支部家庭裁判所調査官事務の査察【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>昨今、子の親権などをめぐって激しく争う家事事件が増加し、また、動機の解明が困難で社会の耳目を集める少年事件が相次ぐなど、家庭裁判所で取り扱う問題は、ますます複雑かつ困難なものとなっており、特にこれらの事件において、その専門性を発揮することが期待される家裁調査官が行う事務については、一層の適正かつ迅速な運用が求められている。</p> <p>首席家裁調査官は、家裁調査官の幹部職員として、年間を通じて管内の家裁調査官の一般執務及び調査事務の実情を把握し、各種の法改正などを踏まえた事務の改善を図るなどして、適正かつ迅速な事務の運用がされるよう指導監督を行う必要がある。</p> <p>指導監督を適切に行うためには、日常的な電話連絡や報告書等のやりとりのみでは不十分であり、少なくとも年に一度は実際に管内各支部に赴いて、当該支部の家裁調査官と直接に面談し、執務の状況を具体的に把握し、個別に指導することが必要不可欠である。また、庁舎や執務室等の現状を視察したり、裁判官等の幹部職員とも面談したりして、当該支部全体の実情を把握し、指導監督態勢を整備することが必要である。</p> <p>そこで、この査察を行うための経費を要求する。</p> <p><実施計画></p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>実施場所</td> <td>各家裁支部</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>2 日</td> </tr> <tr> <td>査 察 者</td> <td>首席家裁調査官（要旅費人員 1人×112 庁×2日 = 224人） 次席家裁調査官（要旅費人員 1人×112 庁×2日 = 224人） 計 448人</td> </tr> </tbody> </table>	実施場所	各家裁支部	日 程	2 日	査 察 者	首席家裁調査官（要旅費人員 1人×112 庁×2日 = 224人） 次席家裁調査官（要旅費人員 1人×112 庁×2日 = 224人） 計 448人	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 22</p>
実施場所	各家裁支部						
日 程	2 日						
査 察 者	首席家裁調査官（要旅費人員 1人×112 庁×2日 = 224人） 次席家裁調査官（要旅費人員 1人×112 庁×2日 = 224人） 計 448人						

		明 細
		書 頁
		要望
(3) 首席家庭裁判所調査官協議会【要望】		21
<要求要旨>		22
<p>ますます複雑困難化している家庭事件について、家庭裁判所の科学的機能と福祉的機能を発揮しながら適正迅速に対処していくためには、行動科学の専門家である家裁調査官の専門性及び問題解決能力の更なる向上が求められる。そのためには、全国の首席家裁調査官において、適切かつ効果的な調査方法の在り方や調査事務上考慮すべき事項について協議することが不可欠である。</p> <p>特に、家事事件及び人事訴訟事件に関しては、平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえ、家事調停の一層の充実や人事訴訟事件における家裁調査官の調査事務の運用上の諸問題について、首席家裁調査官が意見交換するとともに、事件の適正迅速な処理に資するための調査の在り方について十分な協議を行う必要がある。また、世間の耳目を集めよう動機の解明が困難な少年事件において、家裁調査官の調査事務の適正さを確保する必要がある上に、比較的軽微な非行があった少年の再非行を防止するために、家裁調査官が少年及び保護者に対して行う指導、訓戒等の措置についても、より一層効果的に行う必要があることから、これらの方策等に関しても協議を行う必要がある。</p> <p>そこで、各高等裁判所において首席家裁調査官協議会を開催するために必要な経費を要求する。</p>		
<開催計画>		
開催場所	各高裁	
日 程	1 日	
出 席 者	首席家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人）	
	最高裁局課長 8人（うち要旅費人員 7人）	
	係官 8人	
計	66人	

<p>(4) 首席家庭裁判所調査官事務打合せ【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>近年の社会情勢やこれを反映した家庭の有りようの変化、国民の権利意識の高揚等は、家庭事件の内容やこれを扱う家庭裁判所に対する期待と要望に大きな影響を与えており、家事事件についてみると、社会の高齢化に伴い成年後見関係事件が増加し続けているほか、少子化等の影響から子をめぐって激しく争うなど、当事者間の利害の対立が尖鋭化し、内容も複雑化して解決困難なものとなってきており、家庭裁判所における紛争解決の在り方についても、国民のニーズは変化してきている。平成25年1月に施行された家事事件手続法の下では、透明性の高い手続において、当事者の感情面にも配慮をしつつ、法的観点及び紛争の実情を的確に踏まえた解決を図ることが必要となっている。また、少年事件に関しては、再非行少年率が高い水準で推移している中、少年刑事司法全体の再非行防止機能に対してこれまで以上に厳しい目が向けられており、決定機関である家庭裁判所には、適切かつ妥当な処遇選択を通じて、少年に対し、自己の非行について内省を深めさせ、自立的な更生を促すことが求められている。</p> <p>このような情勢の下、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家裁調査官は、管内の家庭裁判所の首席家裁調査官の事務の執行状況について調査し、当該首席家裁調査官と必要な事項について協議するほか、その事務の取扱いについて助言をするなどの調整事務を年間を通じて行っている。所在地の首席家裁調査官が調整事務を行うに当たっては、家裁調査官の調査事務等に関する重要な施策課題を十分に踏まえる必要があり、年度当初に、その対応方策等について最高裁と十分な検討を行い、各高等裁判所管内における調整事務に不均衡、不均質が生じないよう意思の統一を図ておく必要がある。また、調査方法の在り方や家裁調査官の指導育成についても法改正等を踏まえた上で全国統一の運用指針を示す必要があり、年度当初の時期に本事務打合せを開催する必要性は極めて高い。</p> <p>そこで、この事務打合せを開催するための経費を要求する。</p> <p><開催計画></p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>開催場所</td> <td>最高裁</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>出席 者</td> <td>高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官 8人（うち要旅費人員7人） 最高裁局課長 5人 計 13人</td> </tr> </tbody> </table>	開催場所	最高裁	日 程	1日	出席 者	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官 8人（うち要旅費人員7人） 最高裁局課長 5人 計 13人	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 22</p>
開催場所	最高裁						
日 程	1日						
出席 者	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官 8人（うち要旅費人員7人） 最高裁局課長 5人 計 13人						

<p>(5) 最高裁判所長官による補導委託先表彰【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>保護処分に付する蓋然性のある少年について、保護処分決定を留保し、相当な期間少年を観察した上で終局決定をしようとするのが試験観察であり、これに併せて適当な施設、団体等に少年の補導を委託するのが補導委託である（少年法25条）。また、補導委託は、要保護性の進んだ少年に対する生活指導や職業補導、更には環境調整（非行集団との離別や家族関係の調整）という面でも多大の成果を上げており、少年保護事件において極めて有効な制度として活用されている。</p> <p>これらの少年を受け入れる補導委託先は、民間の篤志家であって、様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦労があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることもある中で、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るために、高等裁判所長官による表彰を受けた者の中から特に多年にわたって尽力し、その功績の著しい補導委託先に対し、最高裁判所長官による表彰を実施している。</p> <p>そこで、この表彰に要する経費を要求する。</p> <p><表彰計画></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">被 表 彰 者 数</td><td style="width: 70%;">1 0 人</td></tr> <tr> <td>表 彰 式 出 席 者</td><td>被 表 彰 者 1 0 人</td></tr> <tr> <td></td><td>最高裁側 8 人</td></tr> <tr> <td>係 員</td><td>2 人</td></tr> <tr> <td>計</td><td>2 0 人</td></tr> </tbody> </table>	被 表 彰 者 数	1 0 人	表 彰 式 出 席 者	被 表 彰 者 1 0 人		最高裁側 8 人	係 員	2 人	計	2 0 人	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 40 B</p>
被 表 彰 者 数	1 0 人										
表 彰 式 出 席 者	被 表 彰 者 1 0 人										
	最高裁側 8 人										
係 員	2 人										
計	2 0 人										

<p>(6) 新任参与員研修会【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>新任参与員研修会は、新たに選任された参与員に対して、参与員制度のあらまし、参与員としての心構えや求められる役割、家庭裁判所の家事審判手続、人事訴訟手続の概要等の基礎的な知識を付与するものである。</p> <p>近年、社会経済情勢の急激な変動に伴う社会意識の変容や権利意識の高まり、価値観の多様化などにより、家事事件及び人事訴訟事件についても、人間関係の調整が困難な事件、価値観や財産的利害の対立が深刻な事件等が増加するなど、紛争が多様化し、複雑困難な事件が増加している。こうした状況の下、研修会の実施により、経験、年齢、職業等が区々である参与員に対し、家事審判手続、人事訴訟手続に国民の健全な良識を反映させるための基礎的な知識を早期に習得させる必要がある。</p> <p>そこで、本研修会の開催に要する経費を要求する。</p> <p><開催計画></p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>開催場所</td> <td>家裁 50 庁</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td> 参与員 500 人（うち要旅費人員 300 人） 裁判所側 100 人（2 人 × 50 庁） 係官 100 人（2 人 × 50 庁） 計 700 人 </td> </tr> </tbody> </table>	開催場所	家裁 50 庁	日 程	1 日	出席者	参与員 500 人（うち要旅費人員 300 人） 裁判所側 100 人（2 人 × 50 庁） 係官 100 人（2 人 × 50 庁） 計 700 人	<p>明細 書頁</p> <p>要望 22</p>
開催場所	家裁 50 庁						
日 程	1 日						
出席者	参与員 500 人（うち要旅費人員 300 人） 裁判所側 100 人（2 人 × 50 庁） 係官 100 人（2 人 × 50 庁） 計 700 人						

明 細	書 頁
要望	
(7) 参与員研究会【要望】	
<要求要旨>	
参与員研究会は、新任者以外の参与員を対象とし、家事審判事件及び人事訴訟事件を処理するために必要な知識や技法	
を習得させることを目的とする研究会である。	
家事審判事件及び人事訴訟事件は複雑困難化する傾向にあることから、参与員が事件処理に必要な知識や技法を習得す	
る機会を設けることは、これまで以上に重要であり、また、国民の司法参加に対する期待にも応えるものである。	
そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。	
<開催計画>	
開催場所 家裁50庁	
日 程 年2回、1日	
出 席 者 参与員 700人（うち要旅費人員420人）	
裁判所側 100人（2人×50庁）	
係官 100人（2人×50庁）	
計 900人	

<p>(8) 家庭裁判所家事実務研究会【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家庭裁判所家事実務研究会は、家事調停委員及び参与員を中心として、各職種間の連携を始めとする、手続の円滑な運営に関する諸問題を研究、検討するものである。</p> <p>家事調停委員及び参与員は、多様な分野の民間人から選ばれている非常勤職員であり、事件処理上生ずる諸問題について、的確に問題点を把握した上で、他職種（裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等）と連携して適切に対応することに、必ずしも習熟しているわけではない。</p> <p>家庭裁判所は、家庭内の紛争を取り扱う、国民に最も身近な裁判所であり、専門的知識を持たない当事者本人が自ら手続を行うことが多い。また、事件の受付、審判手續、調停手續、訴訟手續等において、職員が直接当事者本人と対応する機会も多い。家事事件及び人事訴訟事件の紛争自体も、社会経済情勢の大きな変動や価値観の多様化を背景に、その内容は様々であり、複雑困難なものが増加している。このような状況の下で、事件処理上においてはもちろん、当事者対応や職員間の連携等、執務全般においても、対応に困難を感じたり、工夫が必要なことも少なくない。</p> <p>家事調停委員研究会、家事調停委員ケース研究会、参与員研究会等では、家事調停委員及び参与員がそれぞれ事件処理に必要な知識や技法を習得し、それを活用するための研究、検討を行うこととなる。他方、この研究会では、比較的経験が豊富であり、指導的な立場にある家事調停委員及び参与員が、共に他職種との連携等の手続運営について研究、検討を行うことに特色がある。</p> <p>そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。</p> <p><開催計画></p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>開催場所</td> <td>家裁 50 庁</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>家事調停委員 600 人（うち要旅費人員 360 人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>参 与 員 400 人（うち要旅費人員 240 人）</td> </tr> <tr> <td>裁 判 所 側</td> <td>410 人（3 人 × 50 庁、1 人 × 260 庁）</td> </tr> <tr> <td>係 官</td> <td>100 人（2 人 × 50 庁）</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,510 人</td> </tr> </tbody> </table>	開催場所	家裁 50 庁	日 程	1 日	出席者	家事調停委員 600 人（うち要旅費人員 360 人）		参 与 員 400 人（うち要旅費人員 240 人）	裁 判 所 側	410 人（3 人 × 50 庁、1 人 × 260 庁）	係 官	100 人（2 人 × 50 庁）	計	1,510 人	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 22 23</p>
開催場所	家裁 50 庁														
日 程	1 日														
出席者	家事調停委員 600 人（うち要旅費人員 360 人）														
	参 与 員 400 人（うち要旅費人員 240 人）														
裁 判 所 側	410 人（3 人 × 50 庁、1 人 × 260 庁）														
係 官	100 人（2 人 × 50 庁）														
計	1,510 人														

<p>(9) 後見人のための後見事務の手引【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや、高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立て件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後も更なる後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。</p> <p>成年後見制度の利用者増加に伴い、制度に関する専門知識を持たない親族が本人の成年後見人として選任される件数も相当数存在するが、成年後見人は本人の財産上の法律行為に関する包括的な代理権を有するなど大きな権限を持っているため、専門知識を持たない親族を成年後見人に選任する際には、親族が申立てを考えている段階から申立手続にかけて、成年後見人の職務と責任を十分に理解させる必要がある。また、成年後見人に選任された後においても、不明な点があるときにはすぐに参照できる手引を座右に置いて後見事務を適正に遂行してもらう必要がある。</p> <p>さらに、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、これまで以上に市民後見人の活用が進むと考えられるが、市民後見人にも成年後見人の職務と責任を正確に理解してもらう必要がある。</p> <p>そこで、この手引を作成するための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 21</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

<p>(10) 診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立て件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後、後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。</p> <p>後見等開始事件の申立てに当たっては、原則として医師の診断書が必要とされており、また、後見及び保佐の開始に関しては、原則として鑑定を行う必要がある。一層の事件増加が見込まれる中、家庭裁判所が適正かつ迅速に後見等開始事件を審理するためには、従前以上に診断医及び鑑定医の確保、診断書及び鑑定書の記載事項の明確化並びに鑑定期間の短縮化に努める必要がある。</p> <p>これまで成年後見の診断書・鑑定書を作成したことのない医師でも迅速かつ容易にこれらを作成できるよう、後見等開始事件の診断・鑑定に必要な事項及び各事項に関する記載の程度を明確にする資料として「診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引」を作成し、医師への周知を図る必要がある。</p> <p>そこで、本手引作成のための経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 21</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

<p>(11) 参与員執務資料【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家庭内における人間関係の希薄化、少子化、価値観の多様化や権利意識の高揚などを反映し、複雑で解決が困難な人事訴訟事件及び家事事件が増加している。このような状況の下、人事訴訟事件等を適正に処理していくためには、人事訴訟手続及び家事審判手続に国民の健全な良識を反映させる役割を担う参与員が、その役割を十分に果たすことがますます求められており、特に、新たに選任された参与員に対しては、早期に基礎的な知識を習得させる必要がある。</p> <p>そのためには、参与員制度の概要、参与員としての基本的な心構えや求められる役割、参与員が関与する手続の概要、離婚等に適用される関係法規を説明したアップ・トゥ・デートな執務資料を刊行することが必要不可欠である。</p> <p>そこで、本資料作成のための経費を要求する。</p> <p><配布計画></p> <p>1, 190部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">家 庭</th><th rowspan="2">高 等</th><th rowspan="2">最 高 研修所</th><th rowspan="2">参与員</th><th rowspan="2">計</th></tr> <tr> <th>本 庁</th><th>支 部</th><th>出張所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布 部数</td><td>(50庁×4) 200</td><td>(203庁×2) 406</td><td>(77庁×2) 154</td><td>(8庁×3) 24</td><td>16</td><td>390</td><td>1, 190</td></tr> </tbody> </table>	区分	家 庭			高 等	最 高 研修所	参与員	計	本 庁	支 部	出張所	配布 部数	(50庁×4) 200	(203庁×2) 406	(77庁×2) 154	(8庁×3) 24	16	390	1, 190	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 21</p>
区分		家 庭							高 等	最 高 研修所	参与員	計								
	本 庁	支 部	出張所																	
配布 部数	(50庁×4) 200	(203庁×2) 406	(77庁×2) 154	(8庁×3) 24	16	390	1, 190													

経費積算内訳【要求】

明細
書頁要求
40
B

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官事務の事務 査察			0 (582)	
	首席家庭裁判所調査官協議会			0 (349)	
序費 (印刷製本費)	最高裁判所長官による補導委 託先表彰状	10枚	(3,827.000) 3,612.400	36 (38)	
(会議費)	最高裁判所長官による補導委 託先表彰	10人	110.9	1 (1)	
(雑役務費)	最高裁判所長官による補導委 託先表彰状筆耕料	10枚	(3,368) 3,430	34 (34)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
裁判資料整備費 (印刷製本費)	後見人のための後見事務の手引			0 (746)		
	診断書・鑑定書(成年後見用) 作成の手引			0 (197)		
	参与員執務資料			0 (130)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官事務の事務 查察			0 (2,691)		
	支部家庭裁判所調査官事務の 查察			0 (1,754)		
	首席家庭裁判所調査官協議会			0 (930)		
	首席家庭裁判所調査官事務打 合せ			0 (283)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	新任参与員研修会			0 (1,916)		
	参与員研究会			0 (5,358)		
	家庭裁判所家事実務研究会			0 (3,830)		
会議費 (会議費)	新任参与員研修会			0 (55)		
	参与員研究会			0 (155)		
	家庭裁判所家事実務研究会			0 (111)		

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要望 21 22
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官事務の事務 查察 局課長 増税後 増税前 事務官 増税後 増税前			585 (582) 321 (319) 321 (183) 0 (136) 264 (263) 264 (151) 0 (112)		
	首席家庭裁判所調査官協議会 局課長	7人	49,853	349 (349)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	後見人のための後見事務の手 引 診断書・鑑定書(成年後見用) 作成の手引 参与員執務資料	(134,300) 131,940部 (3,830) 19,525部 (1,220) 1,190部	(5.555) 2,112 (51.395) 40,527 (106.700) 104,500	279 (746) 791 (197) 124 (130)		

明細
書頁

要望
22

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官事務の事務 査察 首席家裁調査官 増税後 増税前 次席家裁調査官 増税後 増税前	42(21)人 0(21)人 84(42)人 0(42)人	21,421 21,275 21,421 21,275	2,699 (2,691) 900 (897) 900 (450) 0 (447) 1,799 (1,794) 1,799 (900) 0 (894)	
	支部家庭裁判所調査官事務の 査察 首席家裁調査官 増税後 増税前 次席家裁調査官 増税後 増税前	224(112)人 0(112)人 224(112)人 0(112)人	3,937 3,890 3,937 3,890	1,764 (1,754) 882 (877) 882 (441) 0 (436) 882 (877) 882 (441) 0 (436)	
	首席家庭裁判所調査官協議会 首席家裁調査官	42人	22,147	930 (930)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	首席家庭裁判所調査官事務打合せ 首席家裁調査官	7人	(40,387) 40,867	286 (283)		要望 22 23
	新任参与員研修会 参与員 日帰り	222人 1回	3,737	1,916 (1,916) 830 (830)		
	宿泊	78人 1回	13,917	1,086 (1,086)		
	参与員研究会 参与員 日帰り	311人 2回	3,737	5,358 (5,358) 2,324 (2,324)		
	宿泊	109人 2回	13,917	3,034 (3,034)		
	家庭裁判所家事実務研究会 調停委員、参与員 日帰り	444人 1回	3,737	3,830 (3,830) 1,659 (1,659)		
	宿泊	156人 1回	13,917	2,171 (2,171)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
旅費 (会議費)	新任参与員研修会	500人 1回	110.9	55 (55)		要望 22
	参与員研究会	700人 2回	110.9	155 (155)		
	家庭裁判所家事実務研究会	1,000人 1回	110.9	111 (111)		

<p><u>関係機関との連絡調整経費</u></p> <p>(1) 少年院の運営改善等に伴う少年院視察【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>平成13年4月から施行された改正少年法において、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳に満たない少年については、16歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行することができることとなっており、また、14歳未満の少年に対する少年院送致が可能となる少年法等の改正法も平成19年11月に施行され、年少少年に対する処遇プログラム等が開始された。</p> <p>さらに、平成27年6月に施行された新少年院法によって、①再非行防止に向けた処遇の充実強化、②在院者の権利義務・職員の権限の明確化、③施設運営の透明性の確保など、基本的な処遇制度が抜本的に見直された。</p> <p>このような情勢を踏まえると、法施行後の少年院の処遇の実情等について、処遇の現場において情報を収集し、法務省との処遇改善の協議のための資料にするとともに、適正な処遇選択のための資料として各家庭裁判所に提供するため、主に以下の矯正教育課程を実施する少年院や、行刑施設としての少年院を最高裁家庭局の局課長及び事務官が順次、視察することが必要である。</p> <p>そこで、この視察に要する経費を要求する。</p> <p>主な矯正教育課程の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 短期社会適応課程 2 社会適応課程 3 支援教育課程 <p><視察計画></p> <p>観察者 最高裁局課長（1人×2少年院） 最高裁事務官（1人×2少年院）</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 21</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

(2) 少年院における処遇ケース検討会【要望】

<要求要旨>

保護処分がその効果を上げるために、関係機関が密接な連携を保ち、処遇の一貫性を確保することが強く要請される。そのためには、現に少年が処遇を受けている少年院に、家庭裁判所、矯正管区、少年院、少年鑑別所、保護観察所等少年の処遇に直接関与する機関の担当者が集まり、処遇困難事例等特定の具体的な事例について検討を加えることが必要である。

従来、少年院において開催される少年事件の事例研究会は、各少年院において3年に1回開催され、裁判官及び家裁調査官が出席してきたが、平成22年12月、「少年矯正を考える有識者会議」において、個々の少年に関する情報交換やケースカンファレンスをこれまで以上に積極的に行うべきであると提言されたのを受け、法務省矯正局は、同研究会を処遇ケース検討会に発展的に改め、各少年院において、毎年少なくとも1回は開催することとした。

本検討会では、少年院在院者を対象とし、当該在院者の少年院入院後の処遇経過、今後の処遇方針や保護関係調整等について検討することとされており、平成27年6月から新少年院法が施行されたことを踏まえると、家庭裁判所にとっては、処遇の実情を把握し、処遇効果の検証をするのにとどまらず、決定に込めた矯正教育に対する期待を処遇に反映させる格好の機会であると考えられる。

そこで、全国の各少年院において開催される本検討会に、裁判官又は家裁調査官が出席するための経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 51少年院において開催

開催回数 合計61回

日 程 1日

出 席 者 家裁裁判官 31人

家裁調査官 30人

計 61人

(参 考) 保護関係機関側出席者

少 年 院 8人

少 年 鑑 別 所 2人

矯 正 管 区 2人

保 護 観 察 所 2人

地方更生保護委員会 2人

<p>(3) 家事関係機関との連絡協議会【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家庭事件の処理に当たっては、かねてから家庭裁判所と福祉関係機関との間の密接な連携を図るための連絡協議会を開催してきたところである。</p> <p>平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえて円滑な運用を図るために、家事事件の申立てに関わる弁護士会や地方自治体の相談窓口等の機関と、運用上の留意点等について継続的に協議を行うことが必要である。</p> <p>また、成年後見制度に関しては、高齢化社会の進展や成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政政策として制度の利用促進が図られており、今後、更なる事件数の増加が見込まれることに加え、基本計画を踏まえた成年後見制度の運用に当たり、行政機関や社会福祉協議会、更に専門職団体との間で連携・協力の在り方について協議する必要がますます高まっている。</p> <p>さらに、保護者等の虐待により児童が死に至る児童虐待事件が相次いで発生しており、社会的関心が高まる同時に、これを防止するための対策が社会的に喫緊の課題となっている。このような社会状況等を背景に、児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月に施行されたところで、新たな手続の運用に当たって家庭裁判所と児童相談所、児童福祉施設との連携をより緊密なものとする必要が生じている。</p> <p>このような状況の下、福祉関係機関等と協議し、連携を円滑かつ緊密なものとしていく必要があり、家事関係機関との連絡協議会を開催するための経費を要求する。</p> <p><開催計画></p> <table border="0"> <tbody> <tr> <td>開催地</td> <td>各家裁</td> </tr> <tr> <td>会期</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>児童相談所 250人(5人×50庁)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉事務所 400人(8人×50庁)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都道府県等 250人(5人×50庁)</td> </tr> <tr> <td>その他の関係機関</td> <td>150人(3人×50庁)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,050人</td> </tr> </tbody> </table>	開催地	各家裁	会期	1日	出席者	児童相談所 250人(5人×50庁)		福祉事務所 400人(8人×50庁)		都道府県等 250人(5人×50庁)	その他の関係機関	150人(3人×50庁)	計	1,050人	<p>明細 書頁</p> <p>要望 22</p>
開催地	各家裁														
会期	1日														
出席者	児童相談所 250人(5人×50庁)														
	福祉事務所 400人(8人×50庁)														
	都道府県等 250人(5人×50庁)														
その他の関係機関	150人(3人×50庁)														
計	1,050人														

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院の運営改善等に伴う少年院視察			0 (169)	
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費) 旅費 (会議費)	少年院における処遇ケース検討会 家事関係機関との連絡協議会			0 (963) 0 (115)	

明細
書頁

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院の運営改善等に伴う少年院視察 局課長 増税後 増税前 事務官 増税後 増税前	2(1)人 0(1)人 2(1)人 0(1)人	46,407 45,837 38,671 38,169	170 (169) 93 (92) 93 (46) 0 (46) 77 (77) 77 (39) 0 (38)		要望 21 23
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院における処遇ケース検討会 家裁裁判官 増税後 増税前 家裁調査官 増税後 増税前	31(16)人 0(15)人 30(15)人 0(15)人	17,849 17,798 13,682 13,635	963 (963) 553 (553) 553 (286) 0 (267) 410 (410) 410 (205) 0 (205)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
庁費 (会議費)	家事関係機関との連絡協議会 増税後 増税前	1,050(525)人 0(525)人	110.9 108.9	116 (115) 116 (58) 0 (57)		要望 22

<p><u>家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費</u></p> <p><u>科学的処理体制の充実経費</u></p> <p>(1) 市街地戸別地図（調査用）【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家裁調査官による調査方法の一つとして、現地に出向いて調査する現地調査があり、この現地調査によらなければ十分な調査を行えない場合が極めて多い。現地調査に際しては、家庭事件の特殊性から秘密保持に特に留意することが要求されるため、近隣の人に住居を聞くことはできず、当事者や関係人宅を家裁調査官が事前に十分確認した上で調査しなければならない。</p> <p>居住先確認作業を正確かつ効率的に行うためには、居住者が掲載されているほか、一般の地図には掲載されていないような詳細な情報（現地の状況や行程、順路、戸別等）が明示された市街地ごとの戸別地図が必要不可欠である。</p> <p>そこで、この地図を各家庭裁判所（本庁及び家裁調査官配置支部）に備え付け、定期的に更新する必要があるので、そのための経費を要求する。</p> <p>(2) 地価評価用図書【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>遺産分割関係事件において、最も争点となりやすいのが、遺産（特に土地）の評価をめぐる問題である。</p> <p>土地の評価額をめぐる争いについて公正な解決を図るという観点からは、不動産鑑定士の鑑定により客観的な評価額を確定することが望ましい。しかし、現実の事件処理においては、鑑定には高額の費用や相当の時間を要することから、相続人の中に鑑定に消極的な者がいて、鑑定による土地の評価ができないこともあるし、むしろ、鑑定を行うよりは、調停委員会に妥当と思われる評価額を提示してもらい、それに従って遺産を分割することを全相続人が求めることも少くない。このような事情から、調停委員会としては、鑑定によらず、妥当な評価額を算出して提示する必要がある場合が多い。</p> <p>そこで、金融機関、不動産会社、不動産鑑定士等において不動産評価に利用される地価評価資料を各家庭裁判所の本庁50庁に毎年配布する必要があるので、そのための経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 20</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

明細

書頁

要望

23

(3) 家庭裁判所調査官研究費【要望】

<要求要旨>

家裁調査官は、家裁の科学的機能を担うものとして、その専門的な知識と技法を生かして事件の処理に当たっている。

最近の家庭事件の多様化、複雑化に伴い、当事者や少年への対応も含めた家裁調査官の調査活動そのものが年々複雑かつ困難なものとなってきており、その専門性を一層向上させることができ期待されている。

人格理論、発達理論、家族理論、認知行動理論、心理テスト、犯罪学など行動科学に属する分野は日進月歩の学問分野であることから、家裁調査官が調査能力や面接技術の向上及び改善を図るために、これらの学問の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。

そこで、家裁調査官が関連分野における最新の専門的知識や技法の獲得に向けた研究を行う必要があるので、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び関連する分野の学会に出席するための学会出席旅費を要求する。

<p>(4) 医官研究費【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家庭事件の当事者の中には、医学的な問題を持つ者が見られることがあり、そうした場合に、裁判官は医学的な意見を参考にして適切に事件を処理する必要があることから、家庭裁判所には、医師又は看護師である裁判所技官（医官）が置かれている。</p> <p>近年、家事事件においては精神障害あるいはその疑いのある当事者が増えてきており、また、少年事件においても動機の分かりにくい事件が相次いでいる。このような事案の問題点の分析や解決に向けた働き掛けの検討に当たっては、医学的な知見が不可欠であり、調停や審判において医官の関与の必要性は高い。</p> <p>医師である裁判所技官は、精神医学などの知識や臨床経験に基づく医学的な診断によって、事件関係人の心身の状況を裁判官に報告したり、家裁調査官に対し事案の理解や調査の方法等について助言を行ったり、当事者等に助言指導を実施するなどしている。また、看護師である裁判所技官は、医師を補佐するとともに、少年事件での保健指導など個々の課題に応じた教育的働き掛けを担うこともある。こうした医学の理論や診断方法、技術等は日進月歩の分野であり、家庭裁判所においても、家庭事件についての医学的診断技術の向上及び診断方法の改善を図るため、精神医学等の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。</p> <p>そこで、医師である裁判所技官及びそれを補佐する看護師である裁判所技官が最新の専門的知識や技術の獲得に向けた研究を行う必要があるので、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び研究の援助を受けたり関連する学会に出席したりするための研究旅費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <hr/> <p>要望 23</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

<p>(5) 調査室用映像、音響機器【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>近年、子の監護をめぐる調停、審判事件（離婚における子の奪い合い、子の引渡し、親権者変更、面会交流等）が増加している。この種の事件では、改正民法766条や家事事件手続法65条において子の利益を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に応じて子の意思を考慮しなければならない旨定められている。子の利益に配慮した解決を図るために、親子関係について家裁調査官が調査を行い、子の意思を把握したり、親権者としての適格性や面会交流実施の妥当性等について検討したり、その調査に基づいて面会交流の試行を実施するなどして当事者間の調整を図ったりすることが多い。親権者の指定等に関する調査が必要な人事訴訟事件も高水準を維持しているところ、この場合も、同様の調査が必要な場合が多い。</p> <p>これらの事件の対象となる子は、幼少である場合が多いことから、緊張しやすく、言語表現も未熟であり、言語的なやりとりが中心の面接による調査だけでは、親子の親和性の程度や子の意思等を的確に把握することが難しいため、親子の交流場面の観察による調査が必要になる。このような調査では、親子の自然な振る舞い、子の表情及び仕草など非言語的な表現を別室からカメラで観察するとともに、録画して見直すなど、映像、音響機器を活用した調査を行うことで、親子関係や子の意思をより的確に分析し、評価することができる。</p> <p>そして、平成29年6月には、児童福祉法が司法関与が強化される内容に改正され、児童虐待に関する事件においても、従前以上に家裁調査官の的確な調査が求められることが見込まれる。また、社会における面会交流への関心がこれまでになく高まっており、面会交流をめぐる事件の増加が一層見込まれるとともに、子の福祉に配慮した紛争解決に向けた調査の質に対する社会の期待も非常に大きくなっている。このような状況においては、前記の映像、音響機器を用いた精密な調査が今まで以上に求められている。しかし、現状は、府によって映像、音響機器の整備が区々となっており、全国で均質の司法サービスを提供できない状況となっていることから、このような調査を可能にする態勢の整備が喫緊の課題となっている。</p> <p>したがって、こうした必要性に対応するため、調査で使用する映像、音響機器（観察及び記録を可能とするドーム型カメラ、集音マイク等）を全国の家庭裁判所及び大規模支部に整備するための経費を要求する。</p> <p><整備計画></p> <p>9府（家裁本府及び支部）に整備する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 23</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

<p>(6) 知能テスト、心理テスト器具【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家裁調査官の行う事実の調査は、心理学等の専門的知識を活用して行われるものであり、事件関係人の資質、人格、人間関係等を踏まえて、事例を総合的に理解するための補助手段として、知能テスト及び心理テストが多く用いられている。離婚の訴え等における附帯処分の事実の調査においても、知能テスト及び心理テスト器具が活用されることがある。</p> <p>これらの器具は、時代に応じて変化していくものであるが、①知能検査用具の一つとして用いられる「WISC-IV（ウィスク・フォー）」は、子どもの知的発達の様相を複数の指標に基づき多面的に把握することが可能な検査であるため、少年事件と家事事件の双方で必要とされている。また、②親子関係の検査用具の一つとして用いられる「FDT親子関係診断検査」は、親子関係を情緒的側面から把握することができ、子どもの行動の背景の理解に役立つことから、少年事件と家事事件の双方で活用することができる。さらに、③箱庭療法用具は、児童から思春期の少年に対する適用性が高く、心の状態変化を視覚的に観察することができるため、少年事件と家事事件の双方で活用されている。</p> <p>そこで、これらの検査を適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、各種検査器具の購入経費を要求する。</p> <p>(7) 心理テスト図版【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家裁調査官は、必要に応じ、事件関係人の性格や資質等を検査するために調査において心理テストを行う。事件関係人が気付いていない性格や資質等を評価する際に不可欠なのが投映法と呼ばれる手法であり、ロールシャッハテストやTATなどが代表的な心理テストである。これらの心理テストで正確な解釈をするためには、世界的に統一された心理テスト図版を用いなければならない。</p> <p>そこで、心理テストを適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、心理テスト図版の購入経費を要求する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要望 23</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------

経費積算内訳【要求】

明細
書頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	市街地戸別地図(調査用) 地価評価用図書			0 (7,878) 0 (2,262)	
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所調査官研究謝金 医官研究謝金			0 (474) 0 (52)	
職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官学会出席 旅費			0 (608)	
法廷等器具整備費 (備品費)	医官研究旅費 調査室用映像、音響機器 知能テスト、心理テスト器具 心理テスト図版			0 (487) 0 (15,740) 0 (5,947) 0 (1,128)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	市街地戸別地図(調査用) 増税後 増税前 地価評価用図書	41(20) 庁 0(20) 庁 50 庁	(198,740) 199,618 195,127 (45,243) 47,667	8,184 (7,878) 8,184 (3,975) 0 (3,903) 2,383 (2,262)		要望 20 23
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所調査官研究謝金 医官研究謝金	20人 3時間 3人 2時間	7,900 8,700	474 (474) 52 (0)		

明細
書頁

要望
23

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官学会出席 旅費 家裁調査官 増税後 増税前			610 (608) 610 (305) 0 (303)	
	医官研究旅費 医官	20(10)人 0(10)人	30,487 30,341	490 (0)	
法廷等器具整備費 (備品費)	調査室用映像、音響機器 知能テスト、心理テスト器具 心理テスト図版	12人 (1,573,990) 9(10)式 13組 25組	40,867 1,580,590 457,490 45,100	14,225 (15,740) 5,947 (5,947) 1,128 (1,128)	

少年事件処理経費

(1) 犯罪被害等を考えさせる講習【要望】

<要求要旨>

少年の再非行防止は、国の重要施策とされており、再非行防止に向けたより実効性の高い教育・指導の実施が課題となっている。

各家庭裁判所では、被害者の立場や保護者の責任の視点を取り入れた教育・指導に種々の工夫を重ねてきており、その中で、万引き、バイク盗等の非行があった少年及びその保護者を対象に、同種非行の被害体験者の講話を中心に据え、被害の実態に直面させ自己の非行が被害者に及ぼした影響を考えさせる講習を実施している。このような講習は、少年に対しては、自らの行為の問題を痛感させ、しょく罪の意識を高めて、再非行を防止する効果をもたらすほか、保護者にとっても、犯罪被害に係る認識を新たにすることに加え、少年と保護者の間で非行について話し合う際の基盤を得るという点でも有効な措置となっており、本庁のみならず支部においても、講習会実施のニーズがある。そして、再非行防止の効果を上げるために、必要な少年に対して、時機を逃さずに教育的な働きかけを確実に行うといった観点から、適切な講習時間と頻度を確保する必要がある。

そこで、犯罪被害等を考えさせる講習を定期的、継続的に実施するための経費を要求する。

<実施計画>

実施庁 家裁60庁（本庁50庁、支部10庁）

日 程 年12回

講 師 部外講師

<p>(2) 補導委託先表彰【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>補導委託は、家庭裁判所の中間的な処分である試験観察に付随するもので、少年審判においては非常に大きな役割を果たしている。例えば、家族関係に問題があることから非行に走り、そのため、ますます家庭内の葛藤が高まるなど、少年自身の問題よりも周囲の環境に問題があるために更生が妨げられているようなケースでは、少年を従来の環境から切り離し、少年の更生に理解のある民間の篤志家に少年を預け、家庭的な雰囲気の中で少年の補導を実施してもらいながら経過を観察することが、再非行防止に向けた処遇選択に当たって非常に有効である。</p> <p>様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦労があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることがあるにもかかわらず、これらの少年を受け入れる補導委託先は、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るために、表彰を実施し、その功績に謝意を表する必要がある。</p> <p>そこで、高等裁判所長官による表彰を実施するための経費を要求する。</p> <p><表彰計画></p> <p>被 表 彰 者 数 16人</p> <p>裁判所側出席者 56人（各高裁の長官、局長、高裁所在地の家裁所長、首席家裁調査官、首席書記官、係官2人）</p>	<p>明 細 書 頁</p> <hr/> <p>要求 93 E</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

(3) 少年関係機関との連絡協議会【要望】

<要求要旨>

少年審判の適正な運営のためには、家庭裁判所と関係諸機関との緊密な連携が必要である。そのため、家庭裁判所においては、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所等の少年保護関係機関、教育関係機関及び警察関係機関との間で、それぞれの機関の事務処理態勢について相互に理解を深めるとともに、少年事件の取扱上連絡調整を要する事項について協議し、連携上の課題を解決するための連絡協議会を各家庭裁判所が主催して開催する必要がある。平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことを踏まえて、少年の再非行防止に向けて、なお一層の円滑な連携のために協議することが不可欠である。

そこで、この連絡協議会を開催する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 家裁50庁

日 程 1日

出席者	少 年 鑑 別 所	5 2 人 (1人×	5 2 庁)
	少 年 院	5 1 人 (1人×	5 1 庁)
	保 護 觀 察 所	5 0 人 (1人×	5 0 庁)
	児 童 相 談 所	2 1 3 人 (1人×	2 1 3 庁)
	児童自立支援施設	5 8 人 (1人×	5 8 庁)
	中 学 校	2, 2 0 0 人 (1人×2,	2 0 0 校)
	高 等 学 校	1, 1 0 0 人 (1人×1,	1 0 0 校)
	市町村の警察署	1, 1 5 9 人 (1人×1,	1 5 9 署)
	都道府県の警察本部	1 0 0 人 (2人×	5 0 庁)
計		4, 9 8 3 人	

経費積算内訳【要求】

明細
書頁要求
93
E

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害等を考えさせる講習			0 (7,344)	
序費 (印刷製本費)	補導委託先表彰状	16枚	(432,000) 440,000	7 (7)	
(会議費)	補導委託先表彰	16人	110.9	2 (2)	
	少年関係機関との連絡協議会			0 (553)	
(雑役務費)	補導委託先表彰状筆耕料	16枚	3,430	55 (55)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	犯罪被害等を考えさせる講習	60 庁 1人 2時間 12回 (4,985) 4,983人	5,100	7,344 (7,344)		要望 22
庁費 (会議費)	少年関係機関との連絡協議会		110.9	553 (553)		23

明 細 書 頁	要求
<u>調停制度の充実強化に必要な経費</u> <u>調停事件の処理経費</u> (1) 家事調停委員手当【要求】 <要求要旨> 家事調停委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の委員に対する手当が支給される（家事事件手続法249条2項）。よって、所要の経費を要求する。	93
(2) 家事調停委員登庁旅費【要求】 <要求要旨> 家事調停委員が調停のために登庁するのに必要な費用、すなわち住所から裁判所までの交通費（鉄道賃、路程賃（車賃）等）の支給（家事事件手続法249条2項、民事調停委員及び家事調停委員規則7条）につき所要の登庁旅費を要求する。	94

(3) 調停運営協議会（高裁別）【要望】

<要求要旨>

調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さん努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。

指導的立場にある調停委員が高裁管内ごとに一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の家事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。

そこで、本協議会を開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 高裁

日 程 1日

出席者 家事調停委員 160人（うち要旅費人員120人）

裁 判 官 25人

最高裁局課長 4人（うち要旅費人員 3人）

最高裁事務官 4人（うち要旅費人員 3人）

係 官 12人

計 205人

<p>(4) 家事調停委員用備付図書【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家庭内の紛争に関連する法改正を踏まえた最新の法律知識とともに、変動する現代社会の状況や価値観の変化を的確に把握し、新たに生起する各種の紛争に適切に対応できるだけの知識及び能力が不可欠である。</p> <p>家事調停事件の処理については、家庭局がこれまでに刊行した家事調停関係法規に関する各種資料や過去の審判例が参考になるが、複雑困難な事件の処理に当たってはこれらの資料だけでなく、学者や実務家が執筆した家事調停関係法規の注釈書等を利用するすることが有益である。</p> <p>また、紛争の背景や当事者の真意を理解し、適切に調停運営を行うためには、心理学や調停技法に関する書籍を利用して、家事調停委員自身の知識を深める必要がある。</p> <p>そこで、家事調停委員が事件の質の変化、多様性に対応した適切な事件処理を行う際の参考とするとともに、家事調停委員の執務能力の向上を図るために、調停委員室等に執務に必要な図書を整備することが必要であり、このための経費を要求する。</p> <p><整備計画></p> <p>家裁本庁50庁、支部203庁の合計253庁に整備する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <hr/> <p>要望 20</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

(5) 家事調停委員執務資料【要望】	明細																																
<要求要旨>	書頁																																
家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家事調停委員が最新の関係法規や調停手続を早期に確実に身に付け、高い合理的判断に基づいて、積極的に当事者の合意の形成を図っていく必要がある。	要望																																
そのためには、家事調停委員の心構え、家庭に関する紛争に適用される関係法規、家事調停の具体的な進行方法等について説明した執務資料が必要不可欠である。	21																																
そこで、家事調停委員執務資料の刊行に要する経費を要求する。																																	
<配布計画>																																	
2,500部																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">家庭</th><th colspan="2">高等</th><th rowspan="2">最高研修所</th><th rowspan="2">調停委員</th><th rowspan="2">計</th></tr> <tr> <th>本 庁</th><th>支 部</th><th>出張所</th><th>本 庁</th><th>支 部</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布部数</td><td>(50庁×3)</td><td>(203庁×3)</td><td>(77庁×2)</td><td>(8庁×3)</td><td>(6庁×3)</td><td>45</td><td>1,500</td><td>2,500</td></tr> <tr> <td></td><td>150</td><td>609</td><td>154</td><td>24</td><td>18</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	家庭			高等		最高研修所	調停委員	計	本 庁	支 部	出張所	本 庁	支 部	配布部数	(50庁×3)	(203庁×3)	(77庁×2)	(8庁×3)	(6庁×3)	45	1,500	2,500		150	609	154	24	18				
区分		家庭			高等					最高研修所	調停委員	計																					
	本 庁	支 部	出張所	本 庁	支 部																												
配布部数	(50庁×3)	(203庁×3)	(77庁×2)	(8庁×3)	(6庁×3)	45	1,500	2,500																									
	150	609	154	24	18																												

<p>(6) 新任家事調停委員研修会【要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>新任家事調停委員研修会は、新任の家事調停委員に対して、家事調停委員として必要な心構え及び基礎的知識の習得を目的として行うものである。</p> <p>家事調停委員は、社会の多様な分野から任命されており、必ずしも家庭裁判所の手続に精通しているとは限らない。特に、新たに任命された家事調停委員に対しては、できるだけ早期に研修を行い、調停委員としての心構え、関係法規等の基礎知識、調停運営上の留意点など実際に調停を進めていく上で必要な基本的事項について十分に理解させ、調停手続に関する知識と経験の不足を補って、調停委員として合理性の高い解決を図ることができる能力を身に付けさせることが強く要請される。</p> <p>また、家事調停委員は、実際の調停を経験しているうちに、調停の進行方法、相調停委員との協力関係、他の職種との連携などで、新たな疑問が生じたり、困惑を感じたりするものであり、家事調停委員として活動していくためには、それらのことを早期に解決する必要がある。よって、任命後6か月程度を経過した時点で更に研修を実施することは、新任の家事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。</p> <p>そこで、本研修会の開催に要する経費を要求する。</p> <p><開催計画></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">開催場所</td><td>家裁50庁</td></tr> <tr> <td>日 程</td><td>年2回、1日</td></tr> <tr> <td>出 席 者</td><td>家事調停委員 1,000人（うち要旅費人員600人）</td></tr> <tr> <td></td><td>裁判所側 300人（6人×50庁）</td></tr> <tr> <td></td><td>係官 100人（2人×50庁）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>1,400人</td></tr> </tbody> </table>	開催場所	家裁50庁	日 程	年2回、1日	出 席 者	家事調停委員 1,000人（うち要旅費人員600人）		裁判所側 300人（6人×50庁）		係官 100人（2人×50庁）	計	1,400人	<p>明 細 書 頁</p> <p>要望 22 24</p>
開催場所	家裁50庁												
日 程	年2回、1日												
出 席 者	家事調停委員 1,000人（うち要旅費人員600人）												
	裁判所側 300人（6人×50庁）												
	係官 100人（2人×50庁）												
計	1,400人												

<p>(7) 家事調停委員研究会【要求・要望】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>家事調停委員研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち，在任期間が3年から4年程度の者を主な対象とし、家事調停事件を処理するために必要な専門的知識及び家事調停を円滑に運営するために必要な技法を習得させることを目的とする研究会である。</p> <p>この研究会は、事件処理上配慮を要する事項の多い離婚事件、子の監護に関する処分事件などを中心に、これらの事件の適正かつ迅速な処理を図るために、法律学やカウンセリングなどの専門家である大学教授を招いての専門的知識や技法に関する講義、研究事項別の分科会形式の討議などの方法により行っている。</p> <p>そこで、家事調停委員の執務能力の向上を図り、より円滑な調停運営を行うために、本研究会の開催に要する経費を要求する。</p> <p>＜開催計画＞【要求】</p> <p>開催場所 家裁50庁 日 程 1日 出席者 家事調停委員 1, 100人（うち要旅費人員660人） 裁判所側 200人（4人×50庁） 係官 100人（2人×50庁） 計 1, 400人</p> <p>【要望】</p> <p>開催場所 家裁50庁 日 程 1日 出席者 家事調停委員 1, 100人（うち要旅費人員660人） 裁判所側 200人（4人×50庁） 係官 100人（2人×50庁） 計 1, 400人</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要求 94 E 要望 22 24</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

明 細 書 頁	要 求 94 E 要 望 22 24
<p>(8) 家事調停委員ケース研究会【要求・要望】</p> <p><要求要旨></p> <p>家事調停委員ケース研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が4年を超える比較的経験の豊富な者を主な対象とし、具体的な事件を研究材料として、調停の円滑な進め方、当事者心理に配慮した面接の在り方、当事者の納得が得られる調停運営の在り方等について研究を行うものである。</p> <p>この研究会では、匿名性に配慮した上で、家事調停委員が実際に取り扱ったケースを、研究員がディスカッション形式等によって検討し、実際の調停において起こり得る諸問題を処理するために必要となる、より実践的な知識、技法等を身に付けるとともに、これまで身に付けた個々の知識、技法等を総合的に活用する方法を習得する。事例研究は、実務上非常に有効な研究方法であるが、実施には高度な知識と技法が要求されるので、カウンセリングや精神医学等の専門家である大学教授を講師に招くなどの方法により実施している。</p> <p>また、人事訴訟に前置される家事調停の充実は家事調停委員にとって今後の大きな課題となっている。さらに、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化等を反映して、解決の困難な事件が増加している状況であり、家事調停委員の執務能力の向上を図り、適切な調停運営を行えるようにするために本研究会は非常に有効であり、開催する意義は大きい。</p> <p>そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。</p> <p><開催計画></p> <p>開催場所 家裁50庁</p> <p>日 程 1日</p> <p>出席者 家事調停委員 1,100人（うち要旅費人員660人） 裁判所側 100人（2人×50庁） 係官 100人（2人×50庁） 計 1,300人</p>	

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調停運営協議会(高裁別)			0 (275)		
裁判資料整備費 (消耗品費)	家事調停委員用備付図書			0 (1,745)		
(印刷製本費)	家事調停委員執務資料			0 (215)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 委員手当 (調停委員手当)	家事調停委員手当			4,955,812 (5,040,566)		要求 93
諸謝金 (講師等謝金)	家事調停委員研究会 大学教授	50序 1(2)時間	7,900	395 (790)		94
	家事調停委員ケース研究会 大学教授	50序 2(3)時間	7,900	790 (1,185)		
	新任家事調停委員研修会			0 (790)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
委員等旅費 (調停委員登庁旅費) (委員会出席旅費)	家事調停委員登庁旅費 家事調停委員研究会 調停委員(支部) 日帰り 宿泊 調停運営協議会(高裁別) 新任家事調停委員研修会 家事調停委員ケース研究会			274,754 (278,753) 4,218 (8,436) 1,824 (3,648) 2,394 (4,788) 0 (2,377) 0 (7,632) 0 (4,218)		要求 94

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
序費 (会議費)	家事調停委員研究会 調停運営協議会（高裁別） 新任家事調停委員研修会 家事調停委員ケース研究会	1,100人 1(2)回	110.9	122 (244) 0 (18) 0 (220) 0 (122)		要求 E

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調停運営協議会(高裁別) 局課長	3人	49,853	275 (275) 150 (150)		要望 20
裁判資料整備費 (消耗品費)	事務官 家事調停委員用備付図書	3人 253冊	41,678 6,897 (85,800)	125 (125) 1,745 (1,745)		21
(印刷製本費)	家事調停委員執務資料	2,500部	61,380	153 (215)		22

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(項) 下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	新任家事調停委員研修会 大学教授 家事調停委員研究会 大学教授 家事調停委員ケース研究会 大学教授	50 庁 2時間 50 庁 1時間 50 庁 1時間	7,900 7,900 7,900	790 (790) 395 (395) 395 (395)		要望 24

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停運営協議会（高裁別） 調停委員	120人 1回	19,809	2,377 (2,377)		要望 24
	新任家事調停委員研修会 調停委員（支部） 日帰り			7,660 (7,632) 3,318 (3,297)		
	増税後	444人 2(1)回	3,737	3,318 (1,659)		
	増税前	0(444)人 0(1)回	3,690	0 (1,638)		
	宿泊			4,342 (4,335)		
	増税後	156人 2(1)回	13,917	4,342 (2,171)		
	増税前	0(156)人 0(1)回	13,870	0 (2,164)		
	家事調停委員研究会 調停委員（支部） 日帰り			4,218 (4,218) 1,824 (1,824)		
	宿泊	488人 1回	3,737			
		172人 1回	13,917	2,394 (2,394)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
序費 (会議費)	家事調停委員ケース研究会 調停委員(支部) 日帰り	488人 1回	3,737	4,218 (0) 1,824 (0)		要望 22
	宿泊	172人 1回	13,917	2,394 (0)		24
	調停運営協議会(高裁別)	160人 1回	110.9	18 (18)		
	新任家事調停委員研修会 増税後	1,000人 2(1)回	110.9	222 (220) 222 (111)		
	増税前	0(1,000)人 0(1)回	108.9	0 (109)		
	家事調停委員研究会	1,100人 1回	110.9	122 (122)		
	家事調停委員ケース研究会	1,100人 1回	110.9	122 (0)		

<p><u>調停制度の充実改善経費</u></p> <p>(1) 調停委員等表彰【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>調停制度が重要な紛争解決手段の一つとして国民の間に定着し、また、参与員制度が家事審判事件及び人事訴訟事件の円滑な処理に多大な貢献をしている現状において、調停委員及び参与員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、家事事件及び人事訴訟事件における紛争の内容が複雑困難になってきているなかで、豊富な経験や専門的知識等をいかして、紛争の適正かつ円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。</p> <p>その功績をたたえるため、毎年、最高裁判所において、家事調停委員及び参与員の中でも特に顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある家事調停委員等に対して表彰式を実施している。</p> <p>そこで、各表彰式開催のために必要な経費を要求する。</p> <p><表彰計画></p> <p>1 最高裁表彰分</p> <table border="0"> <tr> <td>開催場所</td> <td>最高裁</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>調停委員等 50人（うち要旅費人員45人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>参 列 者 15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係 官 5人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70人</td> </tr> </table> <p>2 下級裁表彰分</p> <table border="0"> <tr> <td>開催場所</td> <td>下級裁</td> </tr> <tr> <td>日 程</td> <td>1 日</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>調停委員等 620人（うち要旅費人員90人）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>参 列 者 233人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>係 官 120人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>973人</td> </tr> </table>	開催場所	最高裁	日 程	1 日	出席者	調停委員等 50人（うち要旅費人員45人）		参 列 者 15人		係 官 5人	計	70人	開催場所	下級裁	日 程	1 日	出席者	調停委員等 620人（うち要旅費人員90人）		参 列 者 233人		係 官 120人	計	973人	<p>明細 書頁</p> <p>要求 46 95 B E</p>
開催場所	最高裁																								
日 程	1 日																								
出席者	調停委員等 50人（うち要旅費人員45人）																								
	参 列 者 15人																								
	係 官 5人																								
計	70人																								
開催場所	下級裁																								
日 程	1 日																								
出席者	調停委員等 620人（うち要旅費人員90人）																								
	参 列 者 233人																								
	係 官 120人																								
計	973人																								

明 細

書 頁

要望

22

(2) 家事調停委員推薦依頼用パンフレット【要望】

<要求要旨>

近年、家事調停委員のなり手不足が深刻な問題となっている。

具体的には、家事調停事件の新受件数は、この10年間で年14万件前後の横ばいで推移している一方で、事件処理に当たる家事調停委員の員数は、平成23年から減少傾向が続き、平成23年と比較すると、1,000名近く減少している。その影響から、家事調停委員の1名当たりの負担（担当事件数）が増加しつつあり、また、この人員不足を補うために家事調停委員の高齢化を招いている（60歳以上の家事調停委員は、平成21年は約64%であったのに対し、平成30年では約70%に達している。）。さらに、高齢化に伴う退任者数の急増も懸念されているところである。

また、面会交流調停事件を始めとする子の監護事件については、当事者（父母）の対立が先鋭化し、解決が困難な事案は少なくなく、そのような事件に対応できる専門的な知見を有する家事調停委員の確保も課題となっている。

このように、家事調停委員のなり手の確保への対策は急務であり、そのためには、家事調停委員としての仕事の内容、やりがい、魅力を伝えるためのツールが必要である。今後、退職年齢引き上げ等の高齢者雇用確保措置の浸透等や都市部への人口集中による地方部での人材流出などの社会状況の変化により、全国的に又は地方部において、さらに家事調停委員のなり手の確保が困難になる状況が懸念されている。

そこで、家事調停委員としての仕事のやりがいや魅力を伝えるためのツールとして、家事調停委員採用案内用パンフレットを制作するための経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招集旅費	45人	38,482 (919.820)	1,732 (1,732) 1,069.200	53 (46) 0 (97)	
序費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状 家事調停委員推薦依頼用パンフレット	50枚	110.9	6 (6)		
(会議費)	調停委員等表彰	50人	815	41 (41)		
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	50枚				

明細
書頁

要求
95
E

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招 集旅費	90人	19,809 (508.250)	1,783 (1,783)	
序費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状	620枚	538.255	334 (315)	
(会議費)	調停委員等表彰	620人	110.9	69 (69)	
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	620枚	815	505 (505)	

経費積算内訳【要望】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	家事調停委員推薦依頼用パンフレット	(4,000) 8,000部	(24.145) 57.310	458 (97)		
(雑役務費)	家事調停委員推薦依頼用パンフレットの制作	一式	224,400	224 (0)		要望 22

明細

書頁

要望

24

交通事件の処理に必要な経費

少年交通事件の処理経費

講習用DVD【要望】

<要求要旨>

家庭裁判所では、交通関係事件を起こした少年とその保護者に対し、交通法規・危険予知及び保護者の監督責任等について教育・指導し、少年が再び交通違反や交通事故を起こさないようにさせるため、交通講習（交通違反講習、交通事故講習）を行っている。家庭裁判所における交通講習は、事件を前提として、少年に処分を言い渡す前に実施されるため、強い心理的規制のもとで行われることにより高い教育効果を発揮するという意味で行政講習にはない特色を持っている。これらの講習において高い効果を上げるためには、単に言葉で説明するだけでなく、視聴覚教材を用いて視覚や心情に訴えることが不可欠かつ重要である。

そこで、交通講習用DVDを導入するための経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	講習用DVD			0 (1,712)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	講習用DVD	41(26)本	65,835	2,699 (1,712)	

明細
書頁要望
24

図書館経費

目 次

	分冊	頁
一 経 常 事 務 費		
1 基 本 経 費 -----	2	— 1 0 9
2 委員会に必要な経費 -----	2	— 1 1 2
二 裁判資料の整備に必要な経費 -----	2	— 1 1 3

明細 書頁	要求 7 10
<u>経常事務費</u>	
<u>基本経費</u>	
(1) 図書館事務に関する調査連絡旅費 【要求】	
<要求要旨>	
最高裁判所図書館が、裁判所唯一の図書館として、裁判事務に必要な図書資料の充実を図るとともに、その利便性を向上させるためには、法律図書館による協議会等に職員を派遣して図書館事務に関する情報収集及び意見交換を行うことが必要である。	
そのため、これに要する経費を引き続き要求する。	
(2) リーフレット「最高裁判所図書館利用案内」印刷経費 【要求】	
<要求要旨>	
最高裁判所図書館では、広報の一環としてリーフレット「最高裁判所図書館利用案内」を図書館利用者、大学図書館等へ配布しているが、現在のリーフレットは、昨年度時点でのものであって内容面で一部現状とは相違しており、かつ、在庫も残り少ないとから、新たにリーフレットを作成する必要がある。	
そのため、これに要する経費を新たに要求する。	
(3) 図書資料購入費 【要求】	
<要求要旨>	
最高裁判所図書館は、裁判事務に奉仕するための裁判所唯一の図書館として全国の裁判所に対し裁判に必要な資料を提供するほか、国立国会図書館の支部図書館及び法律専門図書館として法律関係者等に図書館サービスを行っており、裁判事務に必要な法律専門図書を中心とした図書資料をできるだけ厚くかつ広範囲に収集して内容の充実を図り、その責務を果たしてきている。	
特に、我が国の法律制度は、戦前は仏法及び独法の、戦後は英米法の理念、手続等の影響を受けており、これら諸国的重要法律図書、判例集、法令集、司法制度関係図書等の整備が必要不可欠である。また、近時、韓国、中国をはじめアジアの人々が関わる事件が増加するなどその国際化が進んでおり、様々な国の法律情報の収集が一段と求められているうえ、国内においても事件の多様化、複雑化に伴い裁判実務関連図書のより一層の収集を求める声が強くなっている。	
よって、これら図書資料の整備に要する経費を引き続き要求する。	

経費積算内訳 【要求】

明細
書頁要求
7
10

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	図書館事務に関する調査連絡 旅費 事務官 増税後 増税前	4(2)人 0(2)人	52,191 51,645	209(207) 209(104) 0(103)	
序費 (印刷製本費)	リーフレット「最高裁判所図 書館利用案内」印刷経費	3,000部	10.890	33(0)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
国会図書館支部庁費 (備品費)	図書資料購入費 図書等 増税後 増税前 オンラインデータベース 増税後 増税前	一式 0 (一式) 一式 0 (一式)	(17, 551, 337) 35, 727, 716 (6, 744, 366) 10, 936, 728 4, 729, 815	46, 665(46, 257) 35, 728(34, 783) 35, 728(17, 551) 0(17, 232) 10, 937(11, 474) 10, 937(6, 744) 0(4, 730)		要求 10

委員会に必要な経費

最高裁判所図書館委員会 【要求】

<要求要旨>

最高裁判所図書館委員会は、最高裁判所図書館委員会規則に基づき設置され、最高裁判所図書館の運営について調査審議し、最高裁判所に建議している。また、外国図書等の整備については、専門的知識のある裁判官のほか、著名法律学者等で構成されている最高裁判所図書館委員会に諮問し、その充実を図っている。

よって、これらに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 委員手当	最高裁判所図書館委員会 (運営に関する調査審議)	5人 1回 出席率80%	19,600	78(78)	
諸謝金 (依頼協力謝金)	最高裁判所図書館委員会 (外国図書等の選書)	5人 2回	35,500	355(355)	
庁 費 (会議費)	最高裁判所図書館委員会 (運営に関する調査審議)	5人 1日	(108.9) 110.9	1(1)	

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 印刷製本費

(ア) 破損洋書補修製本費 【要求】

<要求要旨>

洋書系の図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用により、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。

(イ) 逐次刊行物（雑誌等）の合冊製本費 【要求】

<要求要旨>

和・洋の雑誌、判例集等の逐次刊行物を週刊、月刊、季刊等の形態で受け入れているが、これらを年度ごとに合冊製本し、図書として利用に供するための経費を引き続き要求する。

(ウ) 破損和書補修製本費 【要求】

<要求要旨>

和書系の裁判関係及び法律関係の専門図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用頻度が高く、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。

(2) 図書館総合情報管理システムの運用経費 【要求】

<要求要旨>

最高裁判所図書館では、図書館事務全体をコンピュータ化し、業務全般の効率化、迅速化を図るために、図書館総合情報管理システム（以下「図書館システム」という。）を平成8年度に導入し、約28万冊の蔵書と約38万件という膨大な書誌データを適切に管理し、図書原簿、各種カード等のペーパーレス化、蔵書数や利用統計等の自動集計化、蔵書検索や蔵書点検の効率化を図るとともに、貸出し、返却手続きの簡素化、短縮化を実現しており、令和元年度に最高裁判所の多機能サーバの更改に伴い図書館システム自体をリプレイスし「システムの最適化」を図った。

図書館システムについては、運用保守及び利用者カード等の消耗品が必要となるので、令和2年度も引き続きこれらの各経費を要求する。

さらに、上記に加えて旧システムのリース期間満了時までの機器及びソフトウェアの借料並びにリース期間満了後の撤去等の費用を要求する。

なお、リプレイス後の図書館システムの運用保守は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、5箇年の国庫債務負担行為契約によることを要求しており、令和2年度はその2年目である。

明細 書頁	要求 32 33
<p>(3) 最高裁判所図書館蔵書データの公開経費 【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>最高裁判所図書館（以下「当館」という。）は、裁判所唯一の図書館であり、かつ、司法部門を担当する国立国会図書館の支部図書館である。</p> <p>当館の利用対象者は、裁判所職員、裁判所職員に準じる者及び弁護士や法律学を担当する教授等となっていたが、平成18年度から利用対象者の範囲を拡大し、学術研究目的のために当館を利用したいという一般国民に広く公開してきた。そして、現代社会において、数多くのデータがインターネットを通じて容易に入手できるという状況を背景に、各種の情報を国民一般に対して提供することが、国にとっても重要な責務であるとされる中で、当館が所蔵する図書情報をインターネットにより提供してきたところである。</p> <p>この社会的要請に応えるために、今後も当館の図書情報を一般国民がインターネット上で検索できる環境を継続して整備して運用する必要がある。</p> <p>そこで、そのための経費を引き続き要求する。</p>	
<p>(4) 図書資料の電子化に要する経費 【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>最高裁判所図書館は裁判所唯一の図書館として、国内及び諸外国の法律関係図書資料の収集に努め、これら資料を常に利用できる状態で保管していくことが、将来の利用者に対する図書館奉仕の方法であるとともに、図書館の重要な使命である。しかし、経年により著しく劣化した資料や利用頻度が多く損傷の激しい資料も存在する。これらの資料をこのままの状態で保管し続けば図書としての機能が消失・利用不能となることが危惧される。</p> <p>当館で保存する図書資料には裁判資料として欠かせない貴重なものもあることから、蔵書としての機能の喪失を防ぐとともに常時活用ができ、また長期間の保存が可能となる電子化をすることは必須であり、そのための経費を要求する。</p>	

経費積算内訳 【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 序 費 (印刷製本費)						
	破損洋書補修製本費	90冊	2,420	218(218)		
	逐次刊行物(雑誌等)の合冊 製本費			1,359(1,349)		
	増税後	640(384)冊	2,123	1,359(815)		
	増税前	0(256)冊	2,084	0(534)		
	破損和書補修製本費	90冊	2,420	218(218)		
情報処理業務序費 (消耗品費)	図書館総合情報管理システム 用消耗品	一式	(158,730) 149,600	150(159)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(借料及び損料)	図書館総合情報管理システム 機器及びソフトウェアのリース料等					
	増税後	一式	(947,870)	334(1,613)		
	増税前	0 (一式)	334,410 664,740	334(948) 0(665)		
(雑役務費)	図書館総合情報管理システム 保守料等	一式	(2,198,515) 1,770,340	1,882(11,287) 1,771(2,199)		
	図書館総合情報管理システム(現行)の撤去等	一式	111,100	111(0)		
	図書館総合情報管理システム(リプレイス後)の構築等			0(9,088)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
裁判資料整備費 (雑役務費)	最高裁判所図書館蔵書データの公開 図書資料の電子化	12月 4,000コマ	63,800 (151.525) 152.625	766(766) 611(606)		要求 32 33

司 法 研 修 所 經 費

目 次

分冊 頁

一 裁判事務の迅速適正化に必要な経費 裁判運営の改善経費 -----	2 - 123
二 経 常 事 務 費 司法研修所運営経費 -----	2 - 125
三 司法修習及び裁判官研修に必要な経費 1 司法修習経費 ----- 2 裁判官研修研究経費 ----- 3 修習研修等の強化改善経費 -----	2 - 129 2 - 146 2 - 165

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業【要求】

<要求要旨>

行政・労働事件を適正迅速に処理するためには、最新の裁判例の情報を適時に全国の裁判所に提供する必要がある。また、行政・労働事件は国民の関心も高く、国民に対し適時に最新の裁判例の情報を公開するためには、最高裁ウェブサイトに掲載する必要があるところ、実名等、個人が識別される情報が記載されたまま掲載することは、個人情報保護の観点から相当でない。

そこで、行政・労働事件の裁判例を仮名処理するための経費を要求する。

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 情報処理業務手取 (雑役務費)	行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業 増税後 増税前	4,200 頁 (2,300) 頁 0 頁 (2,300) 頁	352.00 (310.20) 304.56	1,478 (1,413) 1,478 (713) 0 (700)	

経常事務費

司法研修所運営経費

(1) 備品費【要求】

<要求要旨>

司法研修所の机及び椅子等備品の更新に必要な経費を要求する。

(2) 消耗品費【要求】

<要求要旨>

司法研修所の維持管理に必要な蛍光灯、誘導灯バッテリー等の庁舎維持管理物品の購入に必要な経費を要求する。

(3) 印刷製本費【要求】

<要求要旨>

司法研修所の広報に必要なパンフレットの印刷に必要な経費を要求する。

(4) 通信運搬費【要求】

<要求要旨>

司法研修所の通信運搬に必要な切手代、後納郵便料、電話料及びＩＣカードのチャージに必要な経費を要求する。

(5) 光熱水料【要求】

<要求要旨>

司法研修所の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

	明細 書頁
(6) 自動車借上料【要求】	要求 50 C
<要求要旨>	
司法研修所には、事務用車が配備されており、最高裁や東京高・地裁、対外的には法務省、弁護士会の関係官署等との各種協議、事務打合せのための教官の移動のほか、これらの関係官署等との資料、書類等の授受、事務用品等の運搬にも使用している。	
しかし、司法研修所と最寄り駅である和光市駅は約3キロメートルの距離があり、研究会等が競合したなどの場合には、上記事務用車では賄い切れないことが多いので、このような際に必要な自動車借上料を要求する。	
(7) 新聞【要求】	
<要求要旨>	
司法研修所においても各種の新聞を備え付け、日々の社会情勢や各種事件等について、最新の情報を入手しておく必要があるので、そのための経費を要求する。	
(8) 論集及び論集送料【要求】	
<要求要旨>	
司法研修所で行われた研修等における講演録や専門家の論文を印刷し、全国の裁判所等に配布する必要があるので、そのための経費を要求する。	
(9) 庁舎等の維持管理に必要な経費【要求】	
<要求要旨>	
司法研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理のため、清掃業務委託及び警備業務委託等に要する経費を要求する。	
(10) カラー複合機保守料【要求】	
<要求要旨>	
修習等業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。	

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所						要求
庁費						49
(備品費)	備品費			6,666 (4,746)		50
(消耗品費)	消耗品費			2,473 (2,699)		C
(印刷製本費)	パンフレット	400 部	370.0	148 (148)		
(通信運搬費)	通信運搬費			2,293 (2,400)		
(光熱水料)	光熱水料 電気料 水道料 上水道 下水道 ガス料			85,144 (79,387) 49,400 (45,562) 9,603 (9,826) 5,761 (5,896) 3,842 (3,930) 26,141 (23,999)		
(借料及び損料)	自動車借上料			561 (628)		
(雑役務費)	庁舎維持管理経費 清掃委託費 警備委託費 カラー複合機保守料			133,546 (125,174) 27,974 (27,003) 1,583 (1,569) 3,802 (4,126)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	
研修費						
(消耗品費)	新聞			285 (285)		
(印刷製本費)	論集	1,750 部	134.8	236 (236)		
(通信運搬費)	論集送料			312 (312)		
(雑役務費)	庁舎維持管理経費 清掃委託費 警備委託費 カラー複合機保守料			89,030 (83,448) 18,649 (18,003) 64,206 (62,039) 3,155 (3,375)		

司法修習及び裁判官研修に必要な経費

司法修習経費

【修習期間（計画）一覧表】

区分	令和元年度												令和2年度												令和3年度																																
	31年 4月	元年 5	6	7	8	9	10	11	12	2年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	3年 1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4年 1月	2	3																					
2年次生(1, 583人) 73期 (令和元年度採用)													導入修習	分野別実務修習 (4分野:民事裁判, 刑事裁判, 檢察, 弁護)								集合修習	選択型実務修習	考試(二回試験)	修習終了																																
1年次生(1, 600人) 74期 (令和2年度採用)																								導入修習	分野別実務修習 (4分野:民事裁判, 刑事裁判, 檢察, 弁護)								集合修習	選択型実務修習	考試(二回試験)	修習終了																					

明細書 頁	要求 52 53
<p>(1) 講師等謝金【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>司法修習における講義は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目が中心となっており、各科目毎に教官が講義を担当しているが、各法律分野の内容の細分化・専門化が進むとともに、従来にはなかった様々な法律問題が生じており、それぞれの分野について研究者としての大学教授や実務家である弁護士等から講義を受ける必要がある。また、現代の多様化している国民の価値観や社会情勢に正しく対応できる法曹となるためには、法律分野以外的一般教養的な講義や現代の先端技術等に関する基本的知識を習得するための講義も必須である。</p> <p>そこで、各地における実務修習期間及び司法研修所における集合修習期間において、これらの講義を実施するため、令和2年度においても、必要な経費を要求する。</p>	
<p>(2) 弁護教官謝金【要求】</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>(ア) 司法修習のうち、中央（司法研修所）における修習は、1年次生に対するもの（導入修習）と、2年次生に対するもの（集合修習）をそれぞれクラスに分けて実施する。各クラスに民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目の教官を1人ずつ配置する。民事弁護及び刑事弁護を担当する弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれも本業である弁護士の業務にも従事しているが、単に司法研修所において講義、起案講評等を行うのみならず、司法修習生に起案させた訴状、準備書面、弁論要旨等の法律文書の添削、講義・講評の事前の打合せ（合議）、修習記録として使用する事件記録等の収集・編集、テキスト等の教材の作成等にも従事し、また、クラスの裁判教官・検察教官とともに、司法修習生の全人格的な指導に当たり、さらに、教官会議や各種委員会に出席して、司法研修所の運営にも関与している。このように、弁護教官の事務は、その内容も専門職の養成指導という高度の知的作業を含む多岐にわたるもので、これによる拘束時間も必然的に長時間に及ぶものであって、弁護教官は、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にして弁護教官事務に従事しているのが実情である。</p> <p>なお、このような弁護教官の負担を軽減するため、教官を補助して下調べ的な事務を行う弁護所付を配置しているが、弁護所付も最高裁判所から教官の事務の補助を委嘱された弁護士であり、弁護教官と同様、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしている。</p> <p>(イ) 令和2年度には、司法研修所において、2年次生1,583人及び1年次生1,600人に対する修習を行うことになる。</p> <p>そこで、同年度における弁護教官の講義・講評・起案添削等に対する謝金として、必要な予算措置を要求する。</p>	

(3) 修習給付金【要求】

<要求要旨>

司法修習生に修習給付金を支給する改正裁判所法が平成29年4月に成立し、同年11月1日以降に採用された司法修習生（71期）から修習給付金を支給することとなった。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(4) 修習給付金の支給事務に必要な業務委託費【要求】

<要求要旨>

業務委託費は、修習給付金を司法修習生に支給するに当たり、約1,600人の司法修習生から提出される大量の書類を短期間で集中的に処理するために要する費用である。委託する業務内容は、司法修習生全員から提出される口座申出書に基づく官庁会計システム（ADAMS II）用投入データの入力作業（司法修習生の氏名、振込先口座番号、修習クラス番号等）である。修習開始準備期間は繁忙期であることから、当該作業を業務委託する必要があるため、これに要する経費を要求する。

(5) 司法修習生指導担当者協議会【要求】

<要求要旨>

実務修習は、全国各地の裁判所、検察庁及び弁護士会（実務修習庁会）に実施を委託しており、実際の司法修習生の指導は各実務修習庁会の指導担当者が行っている。そこで、修習指導の運営に関する事項について協議し、実務修習をより充実させていくために、従来から、各実務修習庁会の指導担当者を司法研修所に招集し、司法修習生指導担当者協議会を開催している。

ところで、司法修習においては、年間約1,600人という多数の司法修習生を対象として、1年間の短期間の修習期間で、一定の水準が求られる法曹を養成する必要があるところ、その中核である実務修習の重要性がより高まっている。そこで、司法修習の実施状況を隨時検証し、実務修習の指導の在り方等を検討する必要がある。特に、司法修習生の配属の多い上位20府については、同協議会に参加する裁判所の指導担当者を民事裁判及び刑事裁判から各1名とし、同協議会の充実・強化を図る必要がある。

令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(6) 司法修習関係事務担当者等事務打合せ【要求】

<要求要旨>

実務修習は、全国各地の裁判所、検察庁及び弁護士会（実務修習序会）に実施を委託しており、実際の司法修習生に関する事務は各実務修習序会の事務担当者が行っている。そこで、司法修習に関する事務の円滑な運営及び適正かつ迅速な執務態勢の充実を図るために協議し、司法修習に関する事務をより充実させていくために、各実務修習序会のうち各地方裁判所の事務担当者を司法研修所に召集し、司法修習関係事務担当者等事務打合せを開催する。

令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(7) 教官派遣研修旅費【要求】

<要求要旨>

司法修習においては、実務修習期間中に教官を各修習地に出張させ、司法修習生に課題を与えたり、講義をしたりすることによって、現場の指導担当者の司法修習生に対する指導を援助、補完することとしている。

令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(8) 司法修習期間中の旅費【要求】

<要求要旨>

(ア) 招集帰任旅費

司法修習においては、1年次生が司法研修所における導入修習に参加した上で配属先の実務修習庁会へ赴くための招集旅費並びに2年次生が集合修習に参加するために司法研修所に移動するためのA班の招集帰任旅費及びB班の招集旅費が必要となる。

令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(イ) 実務修習旅費

司法修習生の実務修習の主たる目的は実際の事件処理を学ぶことにある。そのためには、法廷での審理に立ち会うだけでなく、進行中の事件における現場検証や出張尋問等にも同行し、修習指導担当者等の指導を受けることが必要である。

令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(ウ) 選択型実務修習旅費

司法修習における選択型実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の分野別実務修習の各分野を一通り体験した後に、分野別実務修習で配属された弁護士事務所を本拠地とし、司法修習生の主体的な選択により行う課程である。

そのため、実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）は、その地の実情に応じて、できるだけ多様な個別修習プログラムを提供し、また、その修習の性質上特定の地域の実務修習庁会等しかプログラムを提供できないようなものについては、全国の司法修習生にそのプログラム（全国プログラム）を提供する。

また、司法修習生が、自ら修習先を開拓することも認められる（自己開拓型プログラム）。

個別修習プログラムの例としては、各実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）において、分野別実務修習の内容を更に深め、又は、特定の事件類型等に焦点を当てるなどした様々なプログラムが提供されているほか、模擬裁判、刑事関連施設見学修習、公設事務所等における公益的活動の修習等がある。

全国プログラムの例としては、管轄が東京・大阪という特定の地方裁判所に限定されている知的財産権訴訟等に関する修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での修習等がある。

このように、選択型実務修習は、司法修習生の2年次生が、分野別実務修習の深化と補完を図り、併せて、各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の習得を図る目的で実施するものである。

そこで、これに要する司法修習生旅費を要求する。

	明細書	細 頁
(9) カラーデジタル式印刷機保守料【要求】	要求	51
<要求要旨>		54
当研修所では、司法修習及び裁判官研究・研修で使用するレジュメや資料を印刷するために、カラーデジタル式印刷機を整備しているところ、印刷枚数が膨大になることから、可用性を考えると定期的な保守が必要であるため、これに要する経費を要求する。		C
(10) 司法修習関係図書費【要求】		
<要求要旨>		
司法研修所では、司法修習生に対し基本的な情報を提供し、かつ司法修習生の自学自修に資するため、法律図書を中心とした図書を図書室に備え置き、同時に、各教官室の教官等において、導入修習や集合修習のカリキュラムの策定、講義に向けた準備を行う際にも図書を利用する必要がある。		
近時の様々な法律の制定、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対応して質の高い充実した修習を行うためには、法改正や社会情勢の変動に応じて継続的に図書を整備し、最新の情報を常にアップデートしていくことが必要不可欠である。		
そこで、これに要する経費を要求する。		
(11) 模擬裁判資料【要求】		
<要求要旨>		
司法修習生は、集合修習中等に模擬裁判（民事・刑事）を実施する。これは、模擬裁判を通じて、法曹三者それぞれの職務に関して、より実践的な体験をするとともにその実践内容につきベテラン実務法曹である教官からの講評等を受けることで、法曹として必要な能力等を総合的に向上させることを目的としている。その際、臨場感あふれる模擬裁判を行い、高い教育効果を得るには、各役柄の修習生は他の役柄の修習生が承知している事実を知らない状態で模擬裁判を実施することが有効であり、そのためには、裁判官役、原告代理人役（民事）、被告代理人役（民事）、原告本人役（民事）、被告本人役（民事）、検察官役（刑事）、弁護人役（刑事）、被告人役（刑事）、証人役及び裁判所職員役に対して、同一の事件についてそれぞれの役柄に応じて異なる資料を作成、配布する必要がある。このような方法を探すことにより、それぞれの関係者の認識が食い違い、法廷での言い分が対立する状況を作り出し、実際の法廷に近い模擬裁判を実現することが可能となる。		
そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。		

(12) 修習記録の作成【要求】

<要求要旨>

現実の訴訟事件記録、捜査記録に基づいて作成される修習記録は司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、高い修習効果を上げ正確な成績評定をするためには、1冊の修習記録を使用できる回数には自ずと限界がある。また、社会が複雑多様化する中で、国民のニーズに対応し得る法曹を養成するためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要があり、これまで、所要の予算措置を得ている。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(13) 民事裁判テキストの作成【要求】

<要求要旨>

民事裁判科目では、当事者が提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張・立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を学ばせることや、その整理を踏まえた事実認定の基礎を学ばせることに重点を置いている。そのための教材として、実体法の要件・効果の基本的な考え方等について実務を踏まえて解説した民事裁判テキストを作成しており、民事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(14) 刑事裁判テキストの作成【要求】

<要求要旨>

刑事裁判科目では、法曹として汎用的に必要となる事実関係を証拠によって認定する作業についての基本的な考え方を会得させることに重点を置いている。そのための教材として、事実認定についての考え方等を説明した刑事裁判テキストを作成しており、刑事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(15) 檢察テキストの作成【要求】

<要求要旨>

検察科目では、具体的な事件についての適正な事件処理の在り方を研究させるなどの方法により、司法修習生に捜査及び公判を中心とする検察の実務を理解させることを目的としている。そのための教材として、実務上の各手続的処理の内容及び法律上の意味や、検察の立場からの証拠の評価、量刑についての考え方等を解説した検察テキストを作成しており、検察科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(16) 民事弁護テキストの作成【要求】

<要求要旨>

民事弁護科目では、未整理の事実関係から出発して、法律構成の仕方、攻撃防御方法の提出の仕方等を訓練させることを目的としている。

そのための教材として、訴訟代理人の立場からの証拠の評価、法律構成についての考え方等を解説した民事弁護テキストを作成しており、民事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(17) 刑事弁護テキストの作成【要求】

<要求要旨>

刑事弁護科目では、刑事弁護の受任に始まり、捜査から公判を経て、判決確定後に至るまでの刑事弁護人の職務及び活動に関する実務の基本を修得させることを目的としている。そのための教材として、刑事弁護人の立場から刑事弁護の実務について解説した刑事弁護テキストを作成しており、刑事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。

(18) 民事裁判サブテキストの作成【要求】

<要求要旨>

民事裁判科目では、民事訴訟を中心とした紛争解決に関する基本を学ばせることがその柱の一つであり、そこでは、第一審の一連の手続を理解させて、証明権の行使、証拠の採否、証拠調べの実施等に関する当事者及び裁判所の役割に対する認識を深めさせることに主眼が置かれている。多様化、複雑化した民事紛争の迅速な解決のために、争点の早期整理、集中証拠調べなど、民事訴訟における標準的な実務を理論、実践の両面から解説したサブテキストが必要である。

そこで、令和2年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(19) 刑事裁判サブテキストの作成【要求】

<要求要旨>

刑事裁判科目では、第一審公判手続を中心とした刑事訴訟手続の実務と理論について、裁判官又は訴訟関係人（検察官・弁護士）としての基礎的な知識を修得させている。刑事訴訟手続は、特に裁判員制度が導入されて以降、大きく変化してきているが、これからの刑事裁判に対応できる法曹を養成するためには、捜査から公訴提起、公判前整理手続、公判に至る各段階における最新の実務の運用を踏まえた刑事手続を理解させることが非常に重要であり、刑事第一審公判手続を実務的観点から説明したサブテキストが必要である。

そこで、令和2年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(20) 検察サブテキストの作成【要求】

<要求要旨>

検察科目では、捜査、事件処理から公判に至る検察実務の全般について基礎から理解させることを目的としている。そして、司法修習生の検察実務に対する理解を深めさせるためには、捜査の端緒、被疑者の身柄拘束、各種の捜査方法、起訴・不起訴等の事件処理、公判の準備、各種の公判活動などの検察実務の各段階において生ずる問題点等について、簡単な事例を設定して解説したサブテキストが有益かつ必要である。

そこで、令和2年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(21) 民事弁護サブテキストの作成【要求】

<要求要旨>

民事弁護科目では、民事弁護実務の全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。民事事件は、執行、保全、破産等の多くの分野に分かれているが、これらの分野は種々の法律問題が錯綜している。そのため、関係法規について概略的な知識をもって実務修習に臨めるよう、事件の処理に必要なノウハウや最新の情報を盛り込んだ体系的なサブテキストが必要である。

そこで、令和2年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(22) 刑事弁護サブテキストの作成【要求】

<要求要旨>

刑事弁護科目では、捜査、公判を中心として刑事弁護実務全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。刑事弁護を行う上で、捜査機関や裁判所に各種申立等の書類を適時に提出することが重要であるが、司法修習生が実務修習中にそのような書類を的確に作成するためには、参考となる書式などを網羅したサブテキストが必要である。

そこで、令和2年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

	明細書	細 頁
(23) 修習生関係資料【要求】	要求	55
<要求要旨>	56	C
司法修習生は、司法研修所における導入修習後、分野別実務修習を各実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）で、選択型実務修習を分野別実務修習で配属された弁護士事務所を中心として受け、集合修習を司法研修所で受けることになる。		
そのため、それぞれの修習期間中充実した修習生活を送れるように、修習生に対しては、各機関の組織概要、規律（旅行許可申請、健康管理、欠席届等）及び修習指導の指針について周知せしめ、また、各司法修習事務担当者に対しては、規律及び修習指導の指針のほか、総務関係事務、経理関係事務及び資料関係事務等について統一した取扱いを徹底し、効率的に修習を進めるため、資料を作成し、配布している。これらの資料は、各年度の方針、制度等の変更に伴い毎年度作成する必要があるため、令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。		
(24) 修習生経費【要求】	(24)	
<要求要旨>		
司法修習を実施するに当たっては、司法修習生が修習期間中に使用する起案用紙等の消耗品や司法研修所と各実務修習庁会との通信連絡、テキスト以外の修習用教材としての資料等の印刷、実務修習で使用する修習生用図書、司法修習生用備品の修繕等についての経費が必要である。		
令和2年度においても、これに必要な経費を要求する。		
(25) 司法修習生研修委託費【要求】	(25)	
<要求要旨>		
司法修習生は、実務修習中、弁護士会での弁護修習を行うが、これは、法曹三者にとって必要な基礎的知識、実務能力をすべての司法修習生に修得させることを目的とする司法修習の一環として行われるものである。		
弁護修習は、司法研修所長が弁護士会にその実施を委託し（司法修習生に関する規則第7条）、弁護士会が司法修習生の配属事務所の選定や修習計画の策定等を行っている。弁護修習の内容は、個別の弁護士事務所における修習と弁護士会における合同修習に分けられる。司法修習生が配属された事務所の指導弁護士は、修習の成果を上げるために特に配慮して事件を受任したり（専ら民事事件を扱っている弁護士が、刑事事件処理の実務を修習させるために国選弁護事件を受任するなど）、適宜司法修習生に訴訟書類を起案させて添削指導したり、合同修習の指導も分担したりするなど本来の業務をある程度犠牲にして司法修習生の指導に当たっており、司法修習生のために、通信費、備品費、消耗品費等を負担している。また、弁護修習を委託された弁護士会は、講義、起案及び講評、見学等の合同修習の企画・運営に当たっており、合同修習のための教材費、通信費、消耗品費等を負担している。		
令和2年度においても、弁護修習を前年度で終了しなかった2年次生分も含めて必要となる経費を要求する。		

(26) 修習専念資金貸与金【要求】

<要求要旨>

司法修習生の修習専念義務を担保するため、修習専念資金を貸与する貸与制が、平成23年11月1日以降に採用された司法修習生（新65期）から実施されている。平成29年4月19日に成立した改正裁判所法においても、「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてなお必要なもの」を貸与することとされている。

そこで、令和2年度も、修習専念資金の貸与に必要となる経費を要求する。

(27) 修習専念資金の貸与事務に必要な経費【要求】

<要求要旨>

(ア) 貸与申請書受付及びデータ入力・貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費

業務委託経費は、修習専念資金を司法修習生に貸与するに当たり、多数の貸与審査を円滑かつ迅速に行う前提として、大量の申請書等の短期間かつ集中的な処理を行うために要する費用である。委託する具体的な業務内容は、郵便で送付された貸与申請書及び加算額に係る疎明資料等関係書類の仕分け作業、貸与申請書（額の変更申請等含む。）等に基づくデータ入力作業（司法修習生の氏名、振込先口座番号、貸与額等）である。

また、貸与申請した司法修習生及び2人の保証人に対し貸与決定通知書等の文書を、貸与を受けている司法修習生に対し返還明細書を、修習専念資金の貸与総額が確定した後、貸与を受けていた修習生及び2人の保証人に対し貸与総額通知書を、それぞれ送付する必要がある。さらに、貸与終了後に貸与受給者から提出される住所等届出書に基づく現住所データ照合及び修正作業、住所等届出書の未提出者に対する督促状送付作業並びに最初の年賦金を納付すべき被貸与者に対する年賦金通知書送付作業を行う必要がある。これらの大量の送付事務及び貸与終了後の貸与受給者の住所データ照合及び修正を短期間で処理するためには、職員による作業のみでは不可能であり、文書の印刷・封入・封緘・データ照合及び修正等の作業を業者に委託し、効率的な事務処理を行うことが不可欠である。

令和2年度においてもこれに必要な経費を要求する。

(イ) 修習専念資金貸与金事務管理システム

修習専念資金貸与金事務管理システムは、司法修習に際し、修習専念資金の貸与を希望する者（以下「被貸与者」という。）に修習専念資金を貸与する制度が導入されたことにより、その被貸与者に貸与金を交付する修習専念資金の貸与業務及び貸与終了後の債権管理業務を行うこととなるため、官庁会計システム汎用媒体インターフェースに対応し、歳入及び歳出業務のランキングデータを作成すること及びその他の貸与管理事務等の効率化を図りつつ、誤入力等による過誤を防止することを目的とするシステムである。

本システムは、平成22年度予算において、開発経費が認められたものであるが、平成30年から貸与金の返還が始まり、以後、本システムにおいて、貸与期間、据え置き期間、返還期間の全業務を行うことになるため、より一層の管理事務の効率化が求められる。

令和2年度においてもサーバ機器等のリース料及び運用保守料を要求する。

経費積算内訳【要求】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所						
諸謝金 (講師等謝金)	講師等謝金 大学教授 1年次生 2年次生	1,224 1,726	時間 時間	7,900 7,900	23,305 (23,305) 9,670 (9,670) 13,635 (13,635)	
	弁護教官謝金 一般修習分 1年次生 2年次生 1年次生(導入修習)	150 2,400 950	時間 時間 時間	7,900 7,900 7,900	65,373 (64,488) 27,650 (27,650) 1,185 (1,185) 18,960 (18,960) 7,505 (7,505)	
	起案添削分 1年次生 2年次生	2,400 (2,375) 2,375 (2,288)	時間 時間	7,900 7,900	37,723 (36,838) 18,960 (18,763) 18,763 (18,075)	
修習給付金	修習給付金	一式		3,445,154,000 (3,363,235,000)	3,445,154 (3,363,235)	
職員旅費 (内国旅費)	協議会招集旅費 司法修習生指導担当者協議会 指導担当官 指導担当官 指導担当官				9,308 (9,196) 5,537 (5,472) 46,921 (46,366) 46,921 (46,366) 46,921 (46,366)	1,877 (1,855) 1,361 (1,345) 2,299 (2,272)

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
	司法修習関係事務担当者等事務打合せ 事務担当者	49 庁 2 人	38,482 (38,002)	3,771 (3,724)		
	教官派遣研修旅費 教官（1年次生担当） 教官（2年次生担当）	11 人 28 班 8 人 28 班	59,569 59,569 (59,014)	31,690 (31,566) 18,347 (18,347) 13,343 (13,219)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	司法修習生指導担当者協議会 指導担当委員	49 庁 1 人	46,921 (46,366)	2,299 (2,272)		
司法修習生旅費	招集帰任旅費 1年次生 2年次生 （A班） （B班）	1,600 (1,583) 人 344 (343) 人 753 (713) 人	26,313 31,322 17,068	65,728 (64,565) 42,101 (41,653) 23,627 (22,912) 10,775 (10,743) 12,852 (12,169)		

明細
書頁要求
53

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	実務修習旅費			11,192 (10,855)	
	1年次生	1,600 (1,583)人	1回	3,516	5,626 (5,566)
	2年次生	1,583 (1,525)人	1回	3,516 (3,468)	5,566 (5,289)
	選択型実務修習旅費			46,777 (45,636)	
	2年次生			24,514 (24,335)	
	全国修習	374 人	1回	65,546 (65,066)	22,263 (21,301)
	地方修習			22,263 (10,724)	
	増税後	1,583 (1,525)人	4 (2)回	3,516	0 (10,577)
	増税前	0 (1,525)人	0 (2)回	3,468	
研修費 (備品費)	印刷室用印刷機経費			0 (5,658)	
(消耗品費)	司法修習関係図書費			1,812 (1,812)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
(印刷製本費)	模擬裁判資料			297 (376)		
	民事裁判関係	1,723 (1,695)部	34.8 (125.1)	60 (212)		
	刑事裁判関係	1,723 (1,695)部	137.5 (96.9)	237 (164)		
	修習記録			4,827 (6,436)		
	民事裁判（1年）	1,710 (1,693)部	243.8 (333.4)	417 (565)		
	刑事裁判（1年）	1,710 (1,693)部	232.3 (167.9)	397 (284)		
	検察（1年）	1,710 (1,693)部	433.8 (539.4)	742 (913)		
	民事弁護（1年）	1,710 (1,693)部	81.7 (204.9)	140 (347)		
	刑事弁護（1年）	1,710 (1,693)部	91.3 (129.0)	156 (219)		
	民事裁判（2年）	1,693 (1,635)部	503.9 (644.4)	853 (1,054)		
	刑事裁判（2年）	1,693 (1,635)部	135.5 (349.7)	229 (572)		
	検察（2年）	1,693 (1,635)部	427.7 (377.8)	724 (618)		
	民事弁護（2年）	1,693 (1,635)部	433.8 (768.7)	734 (1,257)		
	刑事弁護（2年）	1,693 (1,635)部	257.1 (371.2)	435 (607)		
	民事裁判テキスト	1,710 (1,693)部	253.7 (268.3)	434 (454)		
	刑事裁判テキスト	1,710 (1,693)部	180.6 (434.8)	309 (736)		
	検察テキスト	1,710 (1,693)部	231.1 (320.1)	395 (542)		
	民事弁護テキスト	1,710 (1,693)部	346.4 (473.8)	592 (802)		
	刑事弁護テキスト	1,710 (1,693)部	270.4 (392.7)	462 (665)		
	民事裁判サブテキスト	1,710 (1,693)部	360.7 (484.8)	617 (821)		
	刑事裁判サブテキスト	1,710 (1,693)部	424.2 (468.9)	725 (794)		
	検察サブテキスト	1,710 (1,693)部	167.6 (142.7)	287 (242)		
	民事弁護サブテキスト	1,710 (1,693)部	224.6 (282.9)	384 (479)		
	刑事弁護サブテキスト	1,710 (1,693)部	136.1 (198.8)	233 (337)		
	修習生関係資料	3,220 (3,245)部	113.4 (167.0)	365 (542)		

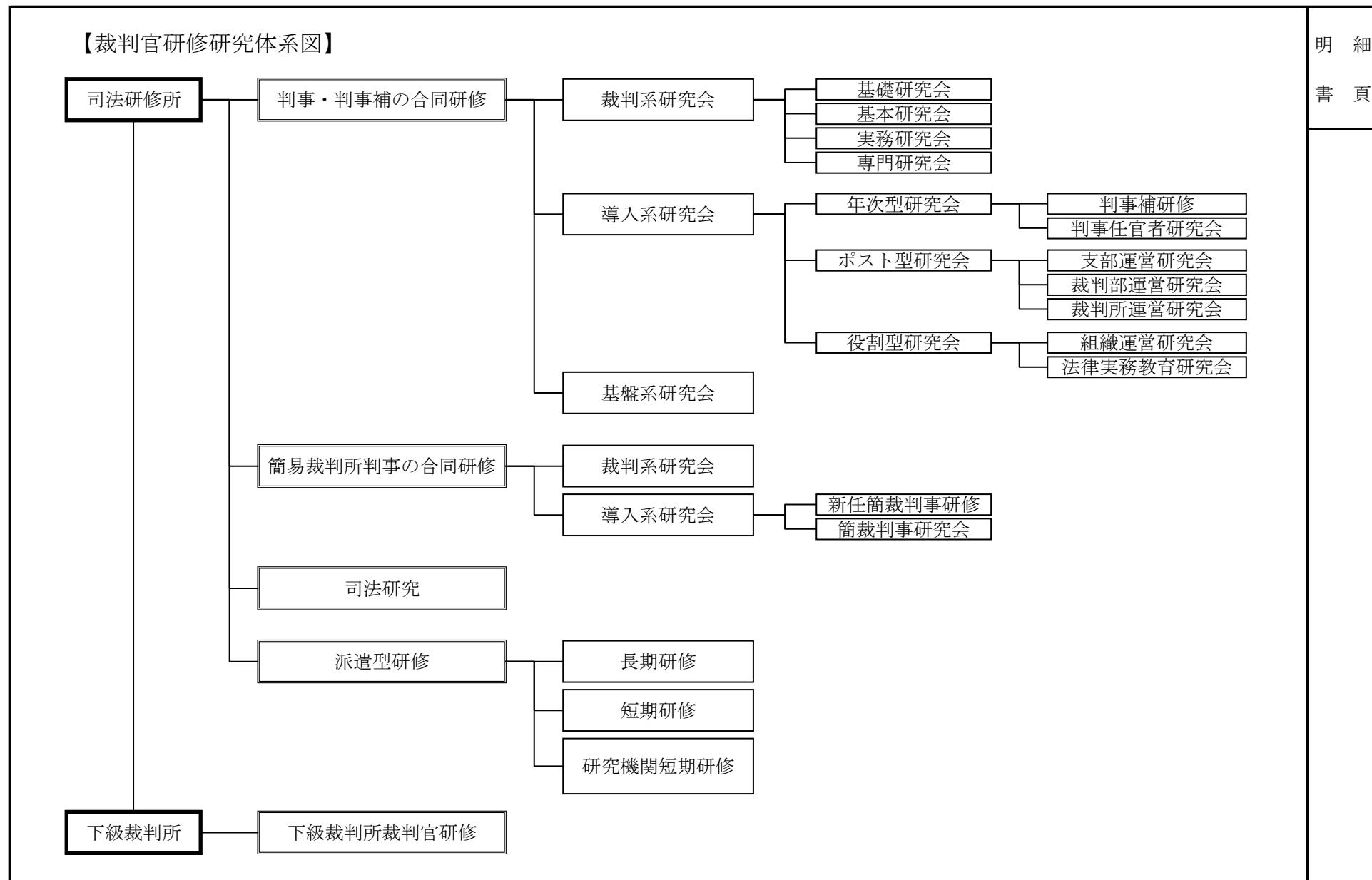
項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
(通信運搬費)	貸与決定通知等印刷・封入・封緘等経費 郵便料 増税後 増税前	一 式 0 (一 式)	905,840 (508,041) 498,804	906 (1,007) 906 (508) 0 (499)		要求 51 56
(借料及び損料)	修習専念資金貸与金事務管理システムサーバリース料等 増税後 増税前	一 式 0 (一 式)	1,740,690 (882,420) 866,376	1,741 (1,748) 1,741 (882) 0 (866)		
(雑役務費)	貸与申請書受付及びデータ入力・貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費 修習専念資金貸与金事務管理システム運用保守料 増税後 増税前	一 式 0 (一 式)	5,567,225 (4,583,040) 4,400,000 (2,401,080) 2,357,424	5,567 (4,583) 4,400 (4,758) 4,400 (2,401) 0 (2,357)		
	カラーデジタル式印刷機保守料 増税後 増税前	一 式 0 (一 式)	1,137,400 (642,180) 630,504	1,137 (1,273) 1,137 (642) 0 (631)		
	給付金データ入力等業務委託経費	一 式	1,010,625	1,011 (1,011)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(修習生経費)	修習生経費(学生単価)				
	増税後	3,183(1,583)人	17,817	56,711(54,877)	
	増税前	0(1,525)人	17,494	56,711(28,202)	
				0(26,675)	
司法修習生研修 委託費	司法修習生研修委託費				
	増税後	一式	101,728,000(25,161,000)	101,728(99,275)	
	増税前	0(一式)	74,114,000	101,728(25,161)	
				0(74,114)	
修習資金貸与金	修習資金貸与金	一式	1,045,800,000(1,015,150,000)	1,045,800(1,015,150)	

裁判官研修研究経費
【研修（研究）実施計画等一覧表】

明細
書頁

事項名	研修研究名			場所等	回数等	期間	1回の人員						
裁判官研修研究経費	判事・判事補の合同研修	裁判系研究会	基礎研究会	司法研修所	5回	3日	30人						
			基本研究会	司法研修所	8回	3日	40人						
			実務研究会	司法研修所	7回	2日	40人						
			専門研究会	司法研修所	11回	2日	40人						
		導入系研究会	年次型研究会	司法研修所	2回	5日	100人						
				司法研修所	1回	4日	110人						
			ポスト型研究会	司法研修所	1回	3日	50人						
				司法研修所	1回	4日	50人						
				司法研修所	2回	2日	30人						
			役割型研究会	司法研修所	3回	2日	30人						
				司法研修所	2回	2日	30人						
	基盤系研究会			司法研修所	4回	3日	30人						
	簡易裁判所判事の合同研修	裁判系研究会			司法研修所	3回	3日	30人					
		導入系研究会	新任簡裁判事研修		司法研修所	1回	30日	30人					
			簡裁判事研究会		司法研修所	1回	4日	30人					
	司法研究				司研・地方	12回	1年	5人					
	派遣型研修	長期研修			派遣先企業	1回	1年	15人					
		短期研修			派遣先企業	1回	14日	35人					
		研究機関短期研修			派遣先機関	1回	14日	2人					
	下級裁判所裁判官研修				高裁	8庁	2日	10人					
					地裁・家裁	30庁	2日	4人					



<p>【裁判官研修研究体制】</p> <p>司法研修所における裁判官の研修研究は、個々の裁判官が裁判実務に携わりながら取り組む自己研さんを支援し、補完することを目的とする。司法研修所では、近時の事件の複雑・困難化の傾向や、法改正や社会経済情勢の変動に伴う、新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広め、あるいは、思考を深めることを通じて、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修研究体制を導入している。</p> <p>(1) 判事・判事補の合同研修 【要求】</p> <p>(ア) 裁判系研究会</p> <p>裁判系研究会は、裁判事務に関する分野別の研修であり、主たる対象を、左陪席の裁判官とする「基礎研究会」、右陪席の裁判官とする「基本研究会」、裁判長・右陪席の裁判官とする「実務研究会」、特定のテーマにつき研究・討論するのに適した裁判官とする「専門研究会」に分けられる。</p> <p>(a) 基礎研究会</p> <p><要求要旨></p> <p>金融・経済、建築・IT、医療、行政、知的財産権の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究、実地研修等を行うことによって、各分野の基礎的な知識を付与することを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。</p> <p>(b) 基本研究会</p> <p><要求要旨></p> <p>民事（民事通常、建築、行政、労働等）、刑事、家事及び少年の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことにより、裁判官の得意分野を形成し、深化させるとともに、事件処理に当たっての組織運営的な側面を意識させることを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。</p> <p>(c) 実務研究会</p> <p><要求要旨></p> <p>裁判所に持ち込まれる案件の内容は、近時、ますます複雑・専門化してきており、裁判官は、このような状況に適切に対応するため、多様性と高度の専門性を備えることが求められている。</p> <p>そこで、民事（金融・経済、建築、医療、行政、労働等）、刑事等の各分野について、実務上問題となっている事項や重要な事項を題材として取り上げ、有識者による講義・講演、意見交換、裁判官による高度に専門的な観点に立った共同研究等を行うことによって、より高度な専門性を獲得し、深化させることを目的とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 56 57 58 C</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

(d) 専門研究会

<要求要旨>

近時の頻繁に行われる新規立法・法改正に速やかに対応し、また、裁判所に持ち込まれる新たな類型の事件に的確に対応するためには、上記の基礎研究会、基本研究会及び実務研究会に加え、その時々の研修ニーズに応じたテーマを設定し、事件処理又は運用上の様々な問題点を協議、検討する研究会を適時に実施する必要がある。

そこで、このような要請に応えるとともに、近年の裁判所の事件傾向及び法改正の動向等を踏まえて、機動的かつきめ細やかに研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(イ) 導入系研究会

導入系研究会は、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の職務への導入を目的とする研修である。

(a) 年次型研究会

① 判事補研修

<要求要旨>

任官直後の判事補については、裁判実務及び裁判官・裁判所という職・職場への円滑な導入を行うため、裁判所の組織・機構・職員制度の概要を理解させた上、新任判事補が着任してすぐに担当することとなる分野を中心として、民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能を修得するとともに、裁判官としての心構え等を学ぶための各種講義・共同研究等を実施する必要がある。

また、任官後2年以上が経過した判事補については、これまでのOJTや自己研さんの成果を振り返り、そのフォローアップを図るとともに、基本的な事件処理能力の向上を目的として、一定の実務経験を踏まえた上での民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能に関する講義や、裁判官として知っておくべき組織的課題についての情報提供等を実施する必要がある。

そこで、これらの研修を実施するために必要な経費を要求する。

② 判事任官者研究会

<要求要旨>

任官後10年以上経過し、判事に任命された裁判官については、中堅裁判官としての自覚をかん養するとともに、次のステップとして想定される第一審の裁判長に向けて成長させが必要となる。

そこで、民事、刑事事件等の各分野における課題を研究するとともに、司法の役割、裁判官の在り方、人事管理その他マネジメントの在り方等に関する講義や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

	明細 書頁
(b) ポスト型研究会	要求 57
① 支部運営研究会	58
<要求要旨>	59
地方・家庭裁判所の支部においては、支部長を務めている裁判官の下、少数の裁判官が、当該支部に係属する多種多様な事件を、本庁に比べて小規模な人的・物的態勢により、同時かつ適正・迅速に処理し、支部全体を円滑に運営していくことが求められる。	C
そこで、支部長を務めている裁判官について、支部に係属する事件の適正な処理や、書記官等支部職員の指導等の支部のマネジメントに関する諸問題についての講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	
② 裁判部運営研究会	
<要求要旨>	
部総括裁判官には、部の事務を「総括」する者として、部に属する陪席裁判官や職員の持てる力を結集し、部に配てんされた裁判事務を適正・迅速に処理することが求められる。	
そこで、初めて部総括に指名された裁判官について、上記のような役割意識をもって部のマネジメントをはじめとする組織運営の重要性を認識させるとともに、合議事件をはじめとする複雑困難な裁判事務の適正・迅速な処理を実現するための講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	
③ 裁判所運営研究会	
<要求要旨>	
地方・家庭裁判所に係属する事件は、近時、専門化、複雑化しているところ、適正かつ迅速な裁判を実現するためには、事件処理体制の確立等の裁判運営に関する諸問題、職員の人事管理に関する諸問題、その他の司法行政上の諸問題についての研究を行う必要がある。	
そこで、所長その他各裁判所の運営に携わる裁判官について、これらの諸問題を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	
(c) 役割型研究会	
① 組織運営研究会	
<要求要旨>	
部総括裁判官に就任後一定期間経過した者、中堅判事又は家裁の上席裁判官については、組織運営能力の向上や、裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮する能力等の向上が求められる。	
そこで、これらの研究会を実施するのに必要な経費を要求する。	

明 細 書 頁	
要求	57
	58
	59
	C

② 法律実務教育研究会

<要求要旨>

法科大学院には、実務家教員として現役の裁判官が派遣され、教育・指導に当たっているところ、派遣されている裁判官及び派遣されることが予定される裁判官について、法科大学院で期待される役割等について認識を深めた上、充実した質の高い法科大学院教育を実現することが求められている。

そこで、法科大学院の研究者教員等による講義や最新の法科大学院の実情等の情報提供に加え、法科大学院における実務教育についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(ウ) 基盤系研究会

<要求要旨>

多様化、複雑化、専門化する訴訟に対応するためには、裁判官が広い視野を持ち、法律知識のみならず、裁判と社会の関わり、あるいは紛争の背景にある社会・経済構造等を含めた法律周辺の諸科学についても理解する必要がある。

そこで、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとする目的とし、これらの周辺諸科学の問題をテーマとして取り上げた上、専門家等による講義・講演等を行う研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(2) 簡易裁判所判事の合同研修【要求】

(ア) 裁判系研究会

<要求要旨>

任官後5年程度以上経過した簡裁判事については、自らの執務の在り方を総点検するとともに、時機に応じた新たな課題等についての情報を得て自らの執務能力の向上を図ることが求められている。

そこで、民事及び刑事の実務的な諸問題について掘り下げて検討する共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供及び共同討議、簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(イ) 導入系研究会

(a) 新任簡裁判事研修

<要求要旨>

任官後間もない新任簡裁判事については、裁判実務への円滑な導入が必要であり、不可欠である。

そこで、民事事件や刑事事件の第一審の手続、判決起案及び裁判実務の基礎の修得並びに裁判官としての心構え等に関する講義や意見交換等を内容とする研修を実施するため、これに必要な経費を要求する。

明細書 頁	
要求	
57	(b) 簡裁判事研究会
58	<要求要旨>
59	任官後2年程度経過した簡裁判事については、これまでのOJTや自己研さんの成果を振り返らせ、簡裁判事としての基本的な執務能力の修得をフォローアップすることが必要である。
C	そこで、民事事件及び刑事事件の実務的な諸問題についての共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供並びに簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。
	(3) 司法研究【要求】
	<要求要旨>
	司法研究とは、裁判実務上の諸問題の中からテーマを選定した上、複数の裁判官や大学教授等の専門家を研究員に指名し、実務的及び理論的な観点から、様々な調査、分析、検討等を行う個別研究である。研究結果については、報告会で報告させるとともに、報告書として提出させ、当該報告書は、司法研究報告書として全国の裁判所等に配布し、裁判実務に携わる裁判官等の事件処理に活用されている。
	そこで、令和2年度においても、研究及び報告書の作成・配布等に必要な経費を要求する。
	(4) 派遣型研修【要求】
	近時ますます多様化、複雑化、専門化する社会・経済活動のもとでの的確な裁判を行っていくためには、単に法律の分野に関する専門的知識・経験のみならず、例えば、経済界における企業活動の実態に関する的確な理解など、広い視野と識見が要求されるようになってきている。
	そこで、裁判官を一定期間、民間企業や研究機関等へ派遣し、その業務に主体的に携わったり、業務や研究の体験、見学等を行ったりすることにより、視野を広げ、識見を高めることを目的とする研修を実施している。
	(ア) 長期研修
	<要求要旨>
	判事補が裁判所外部において、裁判官以外の経験その他の多様な経験を積むことは、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を育てることになり、極めて有意義である。
	長期研修は、任官して数年程度経過した若手の判事補を、1年間民間企業、シンクタンク等に派遣し、その業務を実際に経験することを通じて、経済の実情等についての理解を深めさせるとともに、自らの裁判官としての能力を伸ばし、成長させることを目的とする研修であり、これを実施するためには必要な経費を要求する。

(イ) 短期研修

<要求要旨>

任官して10年以上の経験を積んだ裁判官は、裁判所において、部や支部の運営、職員との連携等の組織的課題により深く関与し、一層重要な役割を果たすことが求められている。

短期研修は、任官後10年以上経過した裁判官を、2週間程度民間企業や報道機関に派遣し、その業務やこれを支える組織について触れ、それらの実情を通じて裁判官としての視野を広げ、裁判所の組織の在り方について考える機会を持たせるための研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

(ウ) 研究機関短期研修

<要求要旨>

研究機関短期研修は、自然科学分野に関する研究の実情等に关心のある裁判官を、研究機関に派遣し、科学技術等に関する最先端の試験及び研究等の現場見学等を見聞させることを通じて、専門的知見を提供し、裁判官の専門性を高めさせることを目的とする研修であり、これを実施するためには必要な経費を要求する。

(5) 下級裁判所裁判官研修【要求】

<要求要旨>

下級裁判所（高等裁判所、地方・家庭裁判所、簡易裁判所）において、各管内所属の裁判官を、当該地域を管轄する高等裁判所又は地方・家庭裁判所本庁に集合させ、裁判官の執務に必要な知識を付与し、また、その能力を高めることを目的として行う研修である。

具体的には、最新の法改正、法律問題の解釈に関する問題等について、裁判官による問題研究や討論によって理解を深め、また、司法研修所の合同研修では取り上げられない各地方公共団体の条例、行政事務、経済事情（景気の動向、産業構造等）、慣習、犯罪の傾向とその理由、その時々の社会問題等各管内の固有の問題を含め、当該管内における裁判事務処理に有益な諸問題も取り上げ、学識者等による講義、質疑応答、討論等を行うものであり、これを実施するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金) (講師等謝金)	判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会 医療機関等 簡易裁判所判事の合同研修 裁判系研究会 民間企業等 判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会 大学教授 基本研究会 大学教授 実務研究会 大学教授 専門研究会 大学教授 導入系研究会 年次型研究会 判事補研修 大学教授 判事任官者研究会 大学教授 ポスト型研究会	8箇所 1箇所 72 (90)時間 72 (96)時間 42 (56)時間 44 (88)時間 30時間 12時間	2日 1日 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 95 (95) 166 (166)	50,000 50,000 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 95 (95) 166 (166)	800 (0) 50 (0) 3,122 (3,910) 1,818 (2,606) 569 (711) 569 (758) 332 (442) 348 (695) 735 (735) 332 (332) 237 (237) 95 (95) 166 (166)	要求 56 57 58 59

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	大学教授 裁判部運営研究会 大学教授 役割型研究会 組織運営研究会 大学教授 法律実務教育研究会 大学教授 基盤系研究会 大学教授 簡易裁判所判事の合同研修 裁判系研究会 大学教授 導入系研究会 新任簡裁判事研修 大学教授 司法研究 大学教授 下級裁判所裁判官研修 高等裁判所 大学教授 地方・家庭裁判所 大学教授	9 時間 12 時間 18 時間 12 時間 72 時間 18 (27) 時間 30 時間 60 時間 48 時間 120 時間	7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900 7,900	71 (71) 95 (95) 237 (237) 142 (142) 95 (95) 569 (569) 379 (450) 142 (213) 237 (237) 474 (474) 1,327 (1,327) 379 (379) 948 (948)		要求 57 58 59

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
職員旅費 (内国旅費)	現地研修(研究)引率者旅費			261 (261)		要求
	判事・判事補の合同研修			163 (163)		57
	裁判系研究会			98 (98)		58
	基礎研究会			65 (65)		59
	教官	2 人	2 回	8,340	33 (33)	
	事務官	2 人	2 回	7,940	32 (32)	
	基礎研究会			33 (33)		
	教官	2 人	1 回	8,340	17 (17)	
	事務官	2 人	1 回	7,940	16 (16)	
	基盤系研究会			65 (65)		
	教官			33 (33)		
	増税後	2 人	2 (1) 回	8,340	33 (17)	
	増税前	0 (2) 人	0 (1) 回	8,220	0 (16)	
	事務官			32 (32)		
	増税後	2 人	2 (1) 回	7,940	32 (16)	
	増税前	0 (2) 人	0 (1) 回	7,820	0 (16)	
	簡易裁判所判事の合同研修			98 (98)		
	裁判系研究会			33 (33)		
	教官	2 人	1 回	8,340	17 (17)	
	事務官	2 人	1 回	7,940	16 (16)	
	導入系研究会			65 (65)		
	新任簡裁判事研修			33 (33)		
	教官	2 人	2 回	8,340	33 (33)	
	事務官	2 人	2 回	7,940	32 (32)	
	招集等旅費			93,675 (93,044)		
	判事・判事補の合同研修			73,283 (72,783)		
	裁判系研究会			43,480 (43,186)		
	基礎研究会					

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	判事補	30 人	5 回	35,254	5,288 (5,288)	
	基本研究会				11,643 (11,563)	
	判事				3,182 (3,160)	
	増税後	10 人	8 (4) 回	39,774	3,182 (1,591)	要求
	増税前	0 (10) 人	0 (4) 回	39,219	0 (1,569)	57
	判事補				8,461 (8,403)	
	増税後	30 人	8 (4) 回	35,254	8,461 (4,230)	
	増税前	0 (30) 人	0 (4) 回	34,774	0 (4,173)	58
	実務研究会				10,325 (10,239)	
	判事				7,981 (7,914)	
	増税後	30 人	7 (3) 回	38,004	7,981 (3,420)	
	増税前	0 (30) 人	0 (4) 回	37,449	0 (4,494)	
	判事補				2,344 (2,325)	
	増税後	10 人	7 (3) 回	33,484	2,344 (1,005)	
	増税前	0 (10) 人	0 (4) 回	33,004	0 (1,320)	
	専門研究会				16,224 (16,096)	
	判事				12,541 (12,442)	
	増税後	30 人	11 (5) 回	38,004	12,541 (5,701)	
	増税前	0 (30) 人	0 (6) 回	37,449	0 (6,741)	
	判事補				3,683 (3,654)	
	増税後	10 人	11 (5) 回	33,484	3,683 (1,674)	
	増税前	0 (10) 人	0 (6) 回	33,004	0 (1,980)	
	導入系研究会				25,030 (24,858)	
	年次型研究会				12,329 (12,280)	
	判事補研修					
	判事補				7,759 (7,710)	
	増税後	100 人	2 (1) 回	38,794	7,759 (3,879)	
	増税前	0 (100) 人	0 (1) 回	38,314	0 (3,831)	
	判事任官者研究会					
	判事	110 人	1 回	41,544	4,570 (4,570)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	ポスツ型研究会			6,923 (6,850)		
	支部運営研究会					
	判事	50 人	1 回	40,613 (40,043)	2,031 (2,002)	
	裁判部運営研究会					
	判事	50 人	1 回	41,544 (40,989)	2,077 (2,049)	
	裁判所運営研究会					
	判事			2,815 (2,799)		
	増税後	30 人	2 (1) 回	46,921	2,815 (1,408)	
	増税前	0 (30)人	0 (1) 回	46,366	0 (1,391)	
	役割型研究会			5,778 (5,728)		
	組織運営研究会					
	判事			3,420 (3,387)		
	増税後	30 人	3 (1) 回	38,004	3,420 (1,140)	
	増税前	0 (30)人	0 (2) 回	37,449	0 (2,247)	
	法律実務教育研究会			2,358 (2,341)		
	判事			1,245 (1,236)		
	増税後	15 人	2 (1) 回	41,516	1,245 (623)	
	増税前	0 (15)人	0 (1) 回	40,897	0 (613)	
	判事補			1,113 (1,105)		
	増税後	15 人	2 (1) 回	37,106	1,113 (557)	
	増税前	0 (15)人	0 (1) 回	36,560	0 (548)	
	基盤系研究会					
	判事			4,773 (4,739)		
	増税後	30 人	4 (2) 回	39,774	4,773 (2,386)	
	増税前	0 (30)人	0 (2) 回	39,219	0 (2,353)	
	簡易裁判所判事の合同研修			7,578 (7,510)		
	裁判系研究会					
	簡裁判事	30 人	3 回	40,613 (40,043)	3,655 (3,604)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	導入系研究会			3,923 (3,906)		
	新任簡裁判事研修			2,652 (2,652)		
	簡裁判事	30 人	1 回	88,403		
	簡裁判事研究会			1,271 (1,254)		
	簡裁判事	30 人	1 回	42,383 (41,813)		
司法研究	判事			2,174 (2,157)		要求 57
	増税後	60 (30) 人		36,234	2,174 (1,087)	
	増税前	0 (30) 人		35,679	0 (1,070)	
	派遣型研修			5,447 (5,420)		
	長期研修					
	判事補			3,259 (3,233)		
	増税後	15 (7) 人		217,242	3,259 (1,521)	
	増税前	0 (8) 人		214,002	0 (1,712)	
	短期研修					
	判事	35 人		59,244	2,074 (2,074)	
	研究機関短期研修				114 (113)	
	判事	1 人		59,244 (58,689)	59 (59)	
	判事補	1 人		54,724 (54,244)	55 (54)	
	下級裁判所裁判官研修				5,193 (5,174)	
	判事				4,295 (4,279)	
	増税後	160 (80) 人		26,843	4,295 (2,147)	
	増税前	0 (80) 人		26,653	0 (2,132)	
	判事補				898 (895)	
	増税後	40 (20) 人		22,454	898 (449)	
	増税前	0 (20) 人		22,308	0 (446)	
	現地研修（研究）旅費			1,708 (1,705)		
	判事・判事補の合同研修			1,093 (1,090)		
	裁判系研究会			683 (683)		
	基礎研究会					

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	判事補	30 人	2 回	6,840	410 (410)	
	基本研究会				273 (273)	
	判事	10 人	1 回	6,840	68 (68)	
	判事補	30 人	1 回	6,840	205 (205)	
	基盤系研究会					
	判事				410 (407)	
	増税後	30 人	2 (1) 回	6,840	410 (205)	
	増税前	0 (30) 人	0 (1) 回	6,720	0 (202)	
	簡易裁判所判事の合同研修				615 (615)	
	裁判系研究会					
	簡裁判事	30 人	1 回	6,840	205 (205)	
	導入系研究会					
	新任簡裁判事研修					
	簡裁判事	30 人	2 回	6,840	410 (410)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
研修費 (消耗品費)	研修(研究)員経費 判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会 増税後 増税前	30 人 5 (2) 回 0 (30)人 0 (3) 回	434.0 426.1	904 (895) 839 (830) 517 (510) 65 (64)	65 (26) 0 (38)	要求 C
	基本研究会 増税後 増税前	40 人 8 (4) 回 0 (40)人 0 (4) 回	434.0 426.1	139 (137) 139 (69) 0 (68)	122 (120) 0 (68)	
	実務研究会 増税後 増税前	40 人 7 (3) 回 0 (40)人 0 (4) 回	434.0 426.1	191 (189) 191 (87) 0 (102)	122 (52) 0 (268) 135 (133)	
	専門研究会 増税後 増税前	40 人 11 (5) 回 0 (40)人 0 (6) 回	434.0 426.1	87 (86) 87 (43) 0 (43)	87 (86) 48 (47) 0 (23)	
	導入系研究会 年次型研究会 判事補研修 増税後 増税前	100 人 2 (1) 回 0 (100)人 0 (1) 回	434.0 426.1	48 (47) 48 (24) 0 (22)	70 (70) 22 (22) 22 (11)	
	判事任官者研究会 増税後 増税前	110 (55)人 1 回 0 (55)人 0 (1) 回	434.0 426.1	0 (11) 22 (22)	0 (11) 22 (11)	
	ポスト型研究会 支部運営研究会 増税後 増税前	50 (25)人 1 回 0 (25)人 0 (1) 回	434.0 426.1	0 (11) 22 (11)	0 (11) 22 (22)	
	裁判部運営研究会 増税後 増税前	50 (25)人 1 回 0 (25)人 0 (1) 回	434.0 426.1	22 (11) 0 (11)	22 (11) 0 (11)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	裁判所運営研究会			26 (26)	
	増税後	30 人 2 (1) 回	434.0	26 (13)	
	増税前	0 (30)人 0 (1) 回	426.1	0 (13)	
	役割型研究会			65 (65)	
	組織運営研究会			39 (39)	
	増税後	30 人 3 (1) 回	434.0	39 (13)	
	増税前	0 (30)人 0 (2) 回	426.1	0 (26)	
	法律実務教育研究会			26 (26)	
	増税後	30 人 2 (1) 回	434.0	26 (13)	
	増税前	0 (30)人 0 (1) 回	426.1	0 (13)	
	基盤系研究会			52 (52)	
	増税後	30 人 4 (2) 回	434.0	52 (26)	
	増税前	0 (30)人 0 (2) 回	426.1	0 (26)	
	簡易裁判所判事の合同研修			65 (65)	
	裁判系研究会			39 (39)	
	増税後	30 人 3 (1) 回	434.0	39 (13)	
	増税前	0 (30)人 0 (2) 回	426.1	0 (26)	
	導入系研究会			26 (26)	
	新任簡裁判事研修			13 (13)	
	増税後	30 (15)人 1 回	434.0	13 (7)	
	増税前	0 (15)人 0 (1) 回	426.1	0 (6)	
	簡裁判事研究会			13 (13)	
	増税後	30 (15)人 1 回	434.0	13 (7)	
	増税前	0 (15)人 0 (1) 回	426.1	0 (6)	
(印刷製本費)	司法研究報告書			2,883 (2,883)	
	刑事裁判に関する研究	1,700 部	565	961 (961)	
	民事裁判に関する研究 1	1,700 部	565	961 (961)	
	民事裁判に関する研究 2	1,700 部	565	961 (961)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(通信運搬費)	研修(研究)員経費			1,169 (1,157)		
	判事・判事補の合同研修			1,084 (1,075)		
	裁判系研究会			668 (662)		
	基礎研究会			84 (84)		
	増税後	30 人 5 (2) 回	562.4	84 (34)		
	増税前	0 (30)人 0 (3) 回	552.2	0 (50)		
	基本研究会			180 (178)		
	増税後	40 人 8 (4) 回	562.4	180 (90)		
	増税前	0 (40)人 0 (4) 回	552.2	0 (88)		
	実務研究会			157 (155)		
	増税後	40 人 7 (3) 回	562.4	157 (67)		
	増税前	0 (40)人 0 (4) 回	552.2	0 (88)		
	専門研究会			247 (245)		
	増税後	40 人 11 (5) 回	562.4	247 (112)		
	増税前	0 (40)人 0 (6) 回	552.2	0 (133)		
	導入系研究会			349 (346)		
	年次型研究会			174 (172)		
	判事補研修			112 (111)		
	増税後	100 人 2 (1) 回	562.4	112 (56)		
	増税前	0 (100)人 0 (1) 回	552.2	0 (55)		
	判事任官者研究会			62 (61)		
	増税後	110 (55)人 1 回	562.4	62 (31)		
	増税前	0 (55)人 0 (1) 回	552.2	0 (30)		
	ポスト型研究会			90 (90)		
	支部運営研究会			28 (28)		
	増税後	50 (25)人 1 回	562.4	28 (14)		
	増税前	0 (25)人 0 (1) 回	552.2	0 (14)		
	裁判部運営研究会			28 (28)		
	増税後	50 (25)人 1 回	562.4	28 (14)		
	増税前	0 (25)人 0 (1) 回	552.2	0 (14)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
	裁判所運営研究会			34 (34)		
	増税後	30 人 2 (1) 回	562.4	34 (17)		
	増税前	0 (30)人 0 (1) 回	552.2	0 (17)		
	役割型研究会			85 (84)		
	組織運営研究会			51 (50)		
	増税後	30 人 3 (1) 回	562.4	51 (17)		
	増税前	0 (30)人 0 (2) 回	552.2	0 (33)		
	法律実務教育研究会			34 (34)		
	増税後	30 人 2 (1) 回	562.4	34 (17)		
	増税前	0 (30)人 0 (1) 回	552.2	0 (17)		
	基盤系研究会			67 (67)		
	増税後	30 人 4 (2) 回	562.4	67 (34)		
	増税前	0 (30)人 0 (2) 回	552.2	0 (33)		
	簡易裁判所判事の合同研修			85 (82)		
	裁判系研究会			51 (50)		
	増税後	30 人 3 (1) 回	562.4	51 (17)		
	増税前	0 (30)人 0 (2) 回	552.2	0 (33)		
	導入系研究会			34 (32)		
	新任簡裁判事研修			17 (16)		
	増税後	30 (15)人 1 回	562.4	17 (8)		
	増税前	0 (15)人 0 (1) 回	552.2	0 (8)		
	簡裁判事研究会			17 (16)		
	増税後	30 (15)人 1 回	562.4	17 (8)		
	増税前	0 (15)人 0 (1) 回	552.2	0 (8)		

明細
書頁

要求
60

修習研修等の強化改善経費

(1) 弁護教官の実務修習等検証・検討経費【要求】

<要求要旨>

司法修習は、約1,600人という多数の司法修習生を対象として、1年間という短期間の修習期間において、最大限の教育効果を上げ、一定の水準が求められる法曹を多数する必要がある。ところで、司法研修所長が単位弁護士会に委託して実施される弁護実務修習については、組織に属しない個人の弁護士が司法修習生を指導することから、その指導内容や司法研修所の教官による支援方策等多くの課題が指摘されて、検討が進められており、弁護教官においては法科大学院教育の内容を十分に検証・検討するとともに、司法修習、特に弁護実務修習の実施状況を随時検証し、指導内容や指導方法等を鋭意見直すなど、司法修習の内容等を検討していくことが必要である。

よって、これに要する弁護教官謝金を要求する。

<時間数内訳>

区分	1人当たり時間数		員 数			計 (総時間数)	備考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	計		
実務修習等検討打合せ	5	15	17	17	34	510	

(2) 弁護所付の実務修習等検討打合せ謝金【要求】

<要求要旨>

弁護教官が実務修習等検討打合せを行う際、弁護所付がそのための準備、資料収集及び作成並びに調査等を弁護教官を補助する必要がある。

そこで、これに要する弁護所付謝金を要求する。

<時間数内訳>

区分	1人当たり時間数		員 数			計 (総時間数)	備考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	計		
指導要綱等検討打合せ	4	6	3	3	6	36	
同調査・資料作成	1	2				12	
合計	5	8	3	3	6	48	

(3) 弁護教官の講義等打合せ（合議）謝金【要求】

<要求要旨>

弁護教官は、講義、講評等の各カリキュラムの実施前に、教官室としての見解、指導方法等を調整するために教官全員による合議を行っており、修習記録やテキストの作成（改訂）に当たっても教官全員による念入りな合議を行っている。こうした弁護教官の講義等打合せに対しては、謝金によって予算措置がされてきている。

そこで、令和2年度においても、講義等打合せに必要な経費を要求する。

弁護教官の講義等打合せ(合議)に要する時間数

(a) 総 時 間 数

区分	時間数	員 数			計 (総時間数)	備 考
		民事弁護	刑事弁護	計		
1年次生	120	17	17	34	4,080	
2年次生	119	17	17	34	4,046	

(b) 弁護教官 1人当たり時間数

区分	1年次生		2年次生		備 考
	登 序 日 数	時 間 数	登 序 日 数	時 間 数	
講 義 打 合 せ	6	22	6	21	
起 案 打 合 せ	8	29	8	28	
問 題 研 究 打 合 せ	4	15	4	14	
模 擬 裁 判 打 合 せ	1	7	2	10	
交 互 尋 問 打 合 せ	1	4	1	4	
弁 護 士 倫 理 討 論 打 合 せ	1	4	1	4	
修 習 記 錄 等 編 集 打 合 せ	2	14	2	14	
弁 護 テ キ スト 作 成 (改 訂) 打 合 せ	3	15	3	15	
カ リ キ ュ ラ ム 檢 討 打 合 せ	3	10	3	9	
計	29	120	30	119	

(4) 弁護所付の講義等打合せ（合議）等謝金【要求】

<要求要旨>

弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれも、教官としての事務のほか、本業である弁護士の業務にも従事しているが、教官の事務は、単なる講義等に限らず、司法研修所の運営にも関与するなど多岐にわたるものであり、これによる拘束時間も必然的に長時間にわたることから、弁護教官は本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしているのが実情である。このような状況下で、経験豊富で有能な弁護士を教官として採用していくためには、教官を補助して下調べ的な事務を担当する者（所付）を配置し、教官の負担を軽減することが必要である。具体的には、経験年数が数年程度の若手弁護士を弁護所付として置き、講義等の事前の打合せ（合議）のための資料を作成して合議に参加させたり、また教官が修習記録として使用する事件記録を選定、編集するに当たり、事前に記録を収集させて問題点を研究させたりすることが有効である。

そこで、令和2年度においてもこれに要する弁護所付謝金を要求する。

弁護所付の講義等打合せ(合議)に要する時間数

(a) 総時間数

区分	時間数	員 数			計 (総時間数)	備考
		民事弁護	刑事弁護	計		
1年次生	224	3	3	6	1,344	
2年次生	220	3	3	6	1,320	

(b) 弁護所付1人当たり時間数

区分	1年次生		2年次生		備考
	登序日数	時間数	登序日数	時間数	
講義打合せ	6	22	6	21	
同調査・資料作成	3	11	3	10	
起案打合せ	8	29	8	28	
同調査・資料作成	4	15	4	14	
問題研究打合せ	4	15	4	14	
同調査・資料作成	2	7	2	6	
模擬裁判打合せ	1	7	2	10	
同調査・資料作成	1	4	1	5	
交互通尋問打合せ	1	4	1	4	
同調査・資料作成	1	2	1	2	
弁護士倫理討論打合せ	1	4	1	4	
同調査・資料作成	1	2	1	2	
修習記録等編集打合せ	2	14	2	14	
修習記録等調査・収集	2	14	2	14	
修習記録等編集・調査資料作成	7	28	7	28	
弁護テキスト作成(改訂)打合せ	3	15	3	15	
同調査・資料作成	3	15	3	15	
カリキュラム検討打合せ	3	10	3	9	
同調査・資料作成	1	6	1	5	
計	54	224	55	220	

	明細 書頁
(5) 司法研修所参与謝金【要求】	要求 59
<要求要旨>	60
<p>我が国の社会経済情勢の変動や国民の価値観の多様化等を背景に、近時、裁判所に提起される事件が益々複雑困難化、専門化し、事件に適用される多種多様な法律も頻繁に改正されるようになり、国民の期待に応える司法を実現するためには、裁判官の能力、資質の一層の向上が求められ、そのためには、裁判官の研修研究を益々多様化、専門化、高度化させる必要がある。</p> <p>このような状況において、司法研修所としては、裁判官の能力、資質の一層の向上に資するような効果的な研修研究を実施していく必要があり、学者等の有識者を司法研修所参与として迎えることにより、各種の裁判実務に関する議論や将来の裁判実務に影響を与える可能性がある議論について、学会等における最新の状況を踏まえた知見を獲得し、さらに、裁判官研修全体の在り方についても有益な意見を得ることが不可欠である。</p> <p>そこで、令和2年度においてもこれに要する司法研修所参与謝金を要求する。</p>	
(6) 調査連絡旅費【要求】	
<要求要旨>	
<p>現実の訴訟事件記録、捜査記録に基づいて作成される修習記録は司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、修習効果を上げ正確な成績評定をするためには、1冊の修習記録を使用できる回数には自ずから限界がある。また、社会の複雑多様化の中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成するためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要がある。</p> <p>そこで、修習記録としてふさわしい訴訟事件記録等の調査をするために司法研修所教官を各庁へ派遣する必要がある。</p> <p>令和2年度においても、これに要する経費を要求する。</p>	
(7) 修習状況視察旅費【要求】	
<要求要旨>	
<p>司法修習生は、修習期間のうち、司法研修所における中央修習を除く期間は、全国51箇所の裁判所、検察庁、弁護士会に配属され、実務修習を行っている。この間に、司法研修所教官は、実務修習会に赴き司法修習生の実務修習状況を視察し、かつ、その機会に実務修習指導担当者と個別的、具体的な修習指導上の諸問題について連絡・調整を行っているところ、このような視察は、実務修習でのきめ細かい指導や実務修習の内容の全国的均質化について大きな効果を上げているばかりでなく、短縮された修習期間の中で、実務修習と集合修習とを連携させた効果的な指導を行うためにも必要不可欠である。</p> <p>そこで、令和2年度においても、この施策の実施に要する経費を要求する。</p>	

(8) 裁判官研修等実施状況調査旅費【要求】

<要求要旨>

下級裁判所の裁判官研修においては、司法研修所の合同研修では取り上げられない問題や裁判事務処理に関する各庁固有の問題等につき、各庁において、その実情等を踏まえて研修の内容を計画・実施しているところ、司法研修所における合同研修を充実・強化するためには、このような各庁の実情や研修ニーズを把握した上、全局的に問題となるような事項については、いち早く司法研修所の合同研修で取り上げるなどして、各庁に還元していく必要がある。

また、派遣型研修については、派遣された研修員が研修で得たことを還元するため、各庁で報告会を行っているところ、その報告会に司法研修所の教官が参加し、派遣型研修の趣旨や目的を説明したり、質疑・応答を行ったりすることで、派遣型研修への理解を深めさせるとともに、研修ニーズや参加に当たってのあい路を把握することで、より充実した派遣型研修を計画・実施することができる。

そこで、各庁の裁判官研修等の実施状況等を調査するために必要な経費を要求する。

(9) D V D - R 【要求】

<要求要旨>

司法修習生の修習をより効果的に実施するために、D V D機器を導入している。これを活用するためには、消耗品であるD V D - Rが必要であり、令和2年度においても、この購入等に要する経費を要求する。

(10) 裁判官研修関係図書費【要求】

<要求要旨>

司法研修所では、近時の事件の専門化、複雑・困難化の傾向や、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広めることを通じ、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修体制を導入している。これらの多岐にわたる研修の企画立案や、研修に参加する裁判官に対する情報提供のため、参考となる図書を購入する必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

(1) CD・DVD教材制作経費【要求】

<要求要旨>

社会・経済情勢の変化が著しく、頻繁に新規の立法や法改正が行われている中、裁判官に求められる知識・能力は多様化するとともに、複雑化・専門化している。このような状況に対応するためには、司法研修所において合同研修を実施するだけではなく、事件処理に当たっての基本的な知識や、問題解決の手掛かりとなる情報やノウハウをCD又はDVD教材として制作した上、全国の裁判所に配布することによって、裁判官の事件処理能力の向上を組織的にバックアップする必要がある。

そこで、CD又はDVD教材の制作に必要な経費を要求する。

(12) 映像教材制作経費【要求】

<要求要旨>

1年間の司法修習のうち各実務修習地において行われる約10か月間の実務修習は、具体的な事件に即した実践的かつ動態的な思考を涵養する最適の場として、司法修習の中核に位置付けられるものであり、これを充実させることが司法修習の目的を達成する上で重要である。そのため、より学習効果の高い教材を使用し、実務修習の上記機能を十分に発揮させる必要がある。

刑事裁判分野は、平成17年11月に公判前整理手続が導入され、平成21年5月には裁判員制度が開始された後も、協議・合意制度等の新たな手続・制度の導入が相次いでいる。とりわけ、施行から10年を迎えた裁判員制度は、公判前整理手続の進め方や証拠調べの方法を始め、従来の裁判実務の運用の在り方に日々大きな変化・進展を与えており、司法修習生が最新の実務の運用の基本的な在り方を早期に理解することこそ、充実した実務修習を実践するための前提となる。

充実した公判前整理手続と公判審理を実現するためには、公判前整理手続に携わる訴訟関係人が、将来の公判審理の在りよう、すなわち、公判審理を通じてどのような事実が認定され、それが結論（判決）にどのように影響するなどを想像しつつ同手続を進めていく必要がある。手続の運用と事実の認定とが表裏一体の関係にあることは法律実務家にとって当然の前提であり、司法修習生にこの点を実質的に体感させることができることこそ、実務修習での実践的・臨床的教育の効果を高めることになる。

現在、刑事裁判科目においては、事実認定に関する教材及び同教材に基づく講義等を通じ、実務修習への橋渡しをしており、今後も、同教材を通じた教育を継続する予定であるが、公判廷での証拠調べを中心とする事実認定（実体形成）に軸足を置いた映像教材を併用することにより、実務修習において、司法修習生に、公判廷での証拠調べによって心証を形成し事実を認定する公判中心主義、直接主義の要請の下で裁判実務が運用されていることを的確に理解させ、手続の運用と事実の認定を立体的に捉えさせる効果的な教育を行うことが可能となる。そこで、司法修習生が、事実認定の基本的な考え方を理解し、その能力を獲得するため、事実認定教育を利用する新たな映像教材を制作する必要がある。

そこで、公判廷における審理の場面を中心とするシナリオに基づき、冒頭手続から証拠調べ、論告弁論等の手続を映像化した映像教材を制作する必要がある。具体的な利用方法としては、刑事裁判実務修習の初期段階で、司法修習生に視聴させるなどして実務修習の効果を高める導入教材としてのみならず、公判中心主義、直接主義に基づいた事実認定を行わせる事実認定教材そのものとして利用することを考えている。

以上のとおり、令和2年度は、事実認定教育での利用を想定した上記の映像教材（DVD教材）を制作する経費を要求する。

明細書 頁	要求
(13) 司法修習企画運営システム【要求】	60
<要求要旨>	61
司法修習企画運営システムは、近年の司法制度改革による司法修習生の採用数の大幅な増加及び採用事務処理期間の大幅な短縮化に対応するため、司法研修所で行う業務のうち、次の業務の処理等を目的として開発されたウェブクライアント型の業務システムである。	
①実務修習地、クラス、修習班の割り当て業務	
②身上報告書、顔写真、席図の教官等への提供業務	
③司法修習生の身上管理業務（婚姻等による改姓、編入、除籍、修習地変更）	
④司法修習生の成績管理業務	
⑤司法修習生の出欠席管理業務	
⑥司法修習生に関するデータ分析業務	
司法修習企画運営システム用サーバ機等については、平成29年度に5年間（平成30年1月15日から令和5年1月14日までを予定している。）のリース契約により調達したものであり、引き続き令和元年度においても契約を更新し、同リース契約経費（機器保守費用を含む。）及びシステムの安定稼働を確保するためのアプリケーションの運用保守経費を要求する。	
また、令和3年度に職員端末のOSのバージョンアップが予定されており、これに対応するためシステムの改修にかかる経費を要求する。	
(14) 手話通訳及び要約筆記業務委託料（聴覚障害を有する司法修習生に対する支援経費）【要求】	
<要求要旨>	
司法修習生は、最高裁判所によって採用され、修習の全期間を通じて修習専念義務を負い（裁判所法第67条2項）、法曹として活動するために必要な知識・能力を修得するため、司法研修所における導入及び集合修習並びに修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会における実務修習を少なくとも1年間行う。障害を有する司法修習生についても、修習専念義務を課して前述のとおり修習を行うことを求める以上、最高裁判所（司法研修所）は、当該司法修習生が実効的な修習を行うことができるよう修習の全期間を通じて環境を整える必要がある。特に、重度の聴覚障害を有する司法修習生については、司法修習での意思疎通において、手話通訳者及び要約筆記者による支援を実施することが合理的配慮として必要不可欠であるため、当該経費を要求する。	

15 アンケート等実施・結果集計業務委託経費【要求】

<要求要旨>

司法修習生に対し、①導入修習終了時と分野別実務修習終了時に、導入修習等に関するアンケート（以下「アンケート」という。）を実施し、司法修習生の学修状況等の実情を把握して今後のカリキュラム等の充実及び改善につなげるとともに、②導入修習チェックシート（以下「チェックシート」という。）を作成させて導入修習中に感じた課題等を記載させ、チェックシートを実務修習の指導担当者や教官に配布することにより、司法修習生に自らの課題を意識させて自学自修を促すとともに、指導担当者等が指導する際に活用している。

司法研修所では、アンケート及びチェックシートのそれぞれについて、司法修習生約1,600人分の設問・回答用紙等を印刷して配布し、期限を定めて回収し、さらに、アンケートの集計やチェックシートのPDFファイルを作成して配属庁会等に送付する作業を行っている。

アンケートやチェックシートの実施においては、まず、大量の設問・回答用紙についての印刷作業や配布作業が必要である。また、導入修習終了時に実施するアンケート及びチェックシートについては、いずれも導入修習を振り返って記載する内容であり、導入修習の終了間際にならないと回収できない一方、回収期間を延ばすなどの対応は困難であり、回収日時を定めて一斉に回収せざるを得ず、相当数の職員で手分けして対応する必要がある。分野別実務修習終了時のアンケートについても、集合修習が始まってからでないと回収が困難であるところ、集合修習が2回に分けて行われるため、アンケート自体も2回に分けて実施せざるを得ない。

次に、アンケートについては、その回答内容を把握して今後の修習に活かすため、回答を職員の手作業でデータ入力して集計し、それをグラフ化するなどの作業を行っているが、大量の入力作業を1週間程度の短期間で終える必要があることから、担当係だけではなく他課の協力を得て20人以上の態勢で行っている。また、チェックシートについては、実務修習における指導の参考とするために、回収後約5日以内に書面をPDF化して各司法修習生の指導担当者や教官に配布する必要があり、この作業も担当係だけではなく他課の協力を得て20人以上の態勢で行っている。

このように、アンケート及びチェックシートのいずれについても、その実施、回収、集計等に相当な事務量が発生しているが、これを短期間のうちに処理する必要がある。

これらのアンケート及びチェックシートに関する一連の事務を外注し、インターネットアンケートの方法で実施することで、用紙の印刷、配布、回収、集計等の作業が不要になるとともに、分野別実務修習終了時のアンケートを一本化して回数を減らすことで、相当な事務負担軽減を実現することができる。

また、外注により、アンケート及びチェックシートの電子的な作成・回収を可能とすることで、集計の迅速化及び正確性が期待できるとともに、クロス集計など、得られた電子的なデータを用いた複雑な分析も可能となる。さらに、インターネットアンケートの方法を用いることで、司法修習生の作成の負担が減少することにより、より詳細な回答を得られることも見込まれる。

よって、令和2年度においては、上記のアンケート等実施・結果集計業務委託経費を要求する。

経費積算内訳【要求】						明細書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金) (講師等謝金)	司法研修所参与謝金 実務修習等検証・検討経費 弁護教官 弁護所付 講義等打合せ 弁護教官 1年次生 2年次生 弁護所付 1年次生 2年次生 職員旅費 (内国旅費)	5人 510 時間 48 時間 4,080 時間 4,046 時間 1,344 時間 1,320 時間 調査連絡旅費 教官 増税後 増税前 修習状況観察旅費 甲 地 (教 官) 増税後 増税前	22,700 7,900 6,320 7,900 7,900 6,320 6,320 46,921 46,366 46,921 46,366	568 (568) 4,332 (4,332) 4,029 (4,029) 303 (303) 81,031 (81,031) 64,195 (64,195) 32,232 (32,232) 31,963 (31,963) 16,836 (16,836) 8,494 (8,494) 8,342 (8,342) 1,032 (1,026) 1,032 (516) 0 (510) 2,668 (2,650) 845 (839) 845 (375) 0 (464)		要求 59 60

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 価 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
(雑役務費)	乙 地(教官)			1,823 (1,811)		要求 60
	増税後	40 (20) 庚 1 人	45,568	1,823 (911)		
	増税前	0 (20) 庚 0 (1) 人	45,013	0 (900)		
	裁判官研修等実施状況調査旅費					
	教官			938 (933)		
	増税後	2 人 10 (5) 回	46,921	938 (469)		
	増税前	0 (2) 人 0 (5) 回	46,366	0 (464)		
	情報処理業務庁費 (借料及び損料)			1,358 (1,345)		
	司法修習企画運営システムリース等			1,358 (679)		
	増税後	一 式	1,357,501 (678,751)	0 (666)		
	増税前	0 (一 式)	666,410			
	司法修習企画運営システム運用保守料			3,212 (3,183)		
	増税後	一 式	3,212,000 (1,606,000)	3,212 (1,606)		
	増税前	0 (一 式)	1,576,800	0 (1,577)		
	司法修習企画運営システム改修	一 式	11,000,000	11,000 (0)		
	司法修習企画運営システムO S 対応検証			0 (4,444)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単 價 (円)	所 要 額 (千円)	備考	明 細 書 頁
研修費 (消耗品費)	D V D - R 増税後 増税前	1,250 (625) 枚 0 (625) 枚	46.6 (54.3) 53.3	58 (67) 58 (34) 0 (33)		要求 60 61 C
	裁判官研修関係図書費	一 式	1,647,112	1,647 (0)		
	演習室用図書整備 判例体系追録 現行法規総覧追録			0 (1,647) 0 (551) 0 (1,096)		
(通信運搬費)	D V D - R 送付料 増税後 増税前	300 (150) 個 0 (150) 個	519 510	156 (155) 156 (78) 0 (77)		
(雑役務費)	C D ・ D V D 教材制作経費 映像教材制作経費 手話通訳及び要約筆記業務委託料（1年次生） 手話通訳及び要約筆記業務委託料（2年次生） アンケート等実施・結果集計業務委託経費	2 本 一 式 一 式 一 式 一 式	2,336,400 (2,656,500) 5,957,380 (5,695,110) 3,109,720 5,040,180 3,610,200	4,673 (5,313) 5,957 (5,695) 3,110 (3,110) 5,040 (0) 3,610 (0)		

裁判所職員総合研修所経費

目 次

分冊 頁

一 経 常 事 務 費

裁判所職員総合研修所運営経費 ----- 2 - 187

二 裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費

1 裁判所書記官等研修経費 -----	2 - 197
2 家庭裁判所調査官研修経費 -----	2 - 219
3 委託研修経費 -----	2 - 231
4 研修強化改善経費 -----	2 - 236

令和2年度研修実施計画

区分			人員	期間	実施場所	対象者	
書記官等研修経費 書記官研修	書記官養成課程研修		一部	230人	1年	大学法学部卒業の学歴を有し、一部入所試験に合格した事務官等 一部入所資格を有する者以外の者であって、一定期間の職歴を有する事務官等のうち、二部入所試験に合格した者 中堅書記官研修における民事、刑事、家事、少年の各分野の指導者（講師）（各高裁及び高裁所在地の地家裁の首・次席、主任書記官等） 高裁委嘱研修の指導者（講師）（各高地家裁の総括企画官、課長、課長補佐等） 書記官任用資格取得後の年数が5年以上の者 高裁又は高裁所在地の地家裁で、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者 地家裁本庁等において、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者 各庁において、現に当該分野を担当する書記官	
			二部1年	110人	1年		
			二部2年	120人	1年		
	実務指導研究会	実務指導研究会	民事	40人	3日		
			刑事	40人	3日		
			家事	40人	3日		
			少年	40人	3日		
		研修指導研究会		80人	3日		
	中堅書記官研修			380人	5日	各高裁	書記官任用資格取得後の年数が5年以上の者
	書記官実務研修	書記官実務研修（中央）		各48人 (4分野)	5日	総研	高裁又は高裁所在地の地家裁で、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者
		書記官実務研修（高裁）		各160人 (4分野)	3日	各高裁	地家裁本庁等において、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者
		書記官実務研修（地家裁）		各102人 (4分野)	1日	各地家裁	各庁において、現に当該分野を担当する書記官
	書記官任用試験研修			60人	3月	総研	採用後5～9年以上の職務経験を経た事務官等

区分			人員	期間	実施場所	対象者
事務官研修	係長等研修（分野別）		260人	3日	総研	高地家裁各本庁の事務局の係長及び専門職
	事務官 実務 研修	法律実務	200人	通信4月	各高裁	採用後2年程度の事務官
				集合15日		
		係長・中堅層	1150人	3日		高地家裁の事務官
		初任層	400人	3日		採用後3年目以降のジョブローテーションを控えた事務官
	地家裁		812人	1日	各地家裁	地家裁の事務官
	新採用職員研修	新採用職員研修（中央）	15人	5日	総研	裁判所職員採用総合職試験に合格して、新たに採用された者
		新採用職員研修（高裁）	540人	5日	各高裁	新たに採用された者（総合職採用職員を除く）
		新採用職員研修（地家裁）	555人	2日	各地家裁	新たに採用された者（総合職採用職員を含む）
書記官等研修経費	幹部研究会	幹部職員研究会（次席・次長級）	160人	5日	総研	地家裁の次長、次席書記官及び次席家裁調査官
		幹部職員研究会（首席・局長級）	80人	2日		地家裁の事務局長、首席書記官
	中間管理者研修	中間管理者研修（中央）	300人	4日		高地家裁の訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長、企画官、課長補佐
		中間管理者研修（高裁）	200人	5日	各高裁	新たに中間管理者に任命された者
	書記官実務研究		3人	1年	総研	当該分野に関する事務を担当する書記官（主任書記官等を含む）
その他の研修	執行官研修	初任層	15人	4日		新たに任命された執行官及び指定された執行官事務取扱書記官
		指導者層	30人	4日		総括執行官等の指導的な立場にある者
	速記官研修		20人	2日		速記官
	情報処理研修		180人	3日		情報化関連事務・情報化事務を担当する裁判所事務官・裁判所書記官及び各裁判所の情報セキュリティ対策従事者の事務を補助する裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官
	裁判事務支援システム導入研修		168人	2日		NAVIUS（簡裁民事、督促、刑事及び高裁刑事）の導入事務を担当する者
	採用試験事務担当者研究会		36人	1日		採用試験事務を担当する管理職員

区分			人 員	期 間	実施場所	対 象 者		
調査官研修経費	調査官養成課程研修		令和2年度入所生（1年生）	55人	1年	総研	令和2年度に採用された家裁調査官補	
			令和元年度入所生（2年生）	55人	1年		令和元年度に採用された家裁調査官補	
	中堅調査官研修			55人	11日		採用後6年目の家裁調査官	
	調査官特別研修		45人、3回	採用後9年目以上の家裁調査官				
	調査官実務研修	調査官実務研修（中央）		100人、2回	4日	総研	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官	
		調査官実務研修（高裁）		357人	4日	各高裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官	
		調査官実務研修（家裁）		180人	2日	各家裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官	
	管理者研修	中間管理者研修			48人	5日	新任の主任家裁調査官	
		幹部職員研究会（中央）			83人	2日		
			幹部職員研究会（高裁）		42人	2日		
実務研究	調査官実務研究		（個人・共同研究）	個人2人 共同2班	6月	各家裁	研究員に指名された家裁調査官	
			（指定研究）	7人	1年	総研	研究員に指名された家裁調査官	
	関係機関実務研究		少年院等派遣	16人	8月	各家裁及び 関係機関	研究員に指名された家裁調査官	
			研修派遣	4人、2回	2月		研究員に指名された家裁調査官	
委託研修経費								

研修体系図



明細 書頁	要求
<u>経常事務費</u>	
裁判所職員総合研修所運営経費	
裁判所職員総合研修所の運営及び庁舎等の維持管理に必要な経費を要求する。	
(1) 研修計画協議会出席旅費【要求】	
<要求要旨>	
研修計画協議会は、当研修所が作成した次年度の研修計画案について、研修等全般の指導運営に当たっている各高等裁判所の研修指導者等との間で意見交換を行うとともに、研修の指導運営の全般に関する重要問題を協議して、当研修所の研修指導方針を周知、徹底させ、もって研修指導の充実を図る場である。	50
令和2年度も、職員の能力の向上のため、この協議会において各高等裁判所の意見を集約し、研修内容の充実を図る必要があり、この協議会を開催するための経費を要求する。	51
(2) 備品費【要求】	
<要求要旨>	
当研修所の運営に必要な維持管理用備品等の経費を要求する。	
(3) 消耗品費【要求】	
<要求要旨>	
当研修所の運営に必要な庁舎及び合宿舎の維持管理用部品等の経費を要求する。	
(4) 印刷製本費（所報・紀要の刊行）【要求】	
<要求要旨>	
当研修所においては、機関誌として「所報」（年1回）及び「紀要」（年2回）を刊行している。「所報」には、当研修所で実施された研修の結果報告や法律学、裁判所書記官の実務等に関する論文を掲載し、「紀要」には、実務研究の成果、調査実務に関連する学者や家庭裁判所調査官等の論文を中心に掲載し、研修の結果や研究の成果を現場の裁判所書記官、家庭裁判所調査官、関係機関等に還元している。	
裁判所を取り巻く状況が大きく変容し、司法に対する需要が増大し、事件が多様化、困難化してきている現在、研修の結果や研究の結果について、研修や研究に参加した者にとどめず、裁判所全体あるいは関係機関等に広く還元することは、ますます重要となっている。そこで、令和2年度も、「所報」及び「紀要」の刊行に要する経費を要求する。	

明細 書頁	要求 51
(5) 通信運搬費【要求】 <要求要旨> 当研修所の運営に必要な郵便料、電話料の経費を要求する。	
(6) 光熱水料【要求】 <要求要旨> 当研修所の運営に必要な電気料、水道料及びガス料の経費を要求する。	
(7) 借料及び損料【要求】 講師送迎用自動車借上料 <要求要旨> 当研修所が行う各種研修においては、行動科学を主要な教科目とする研修について、大学教授等の専門家を講師に招いて授業を行っているが、講師の送迎に当たり、必ずしも官用車を確保できない。そこで、令和2年度も自動車を借り上げる費用を要求する。	
(8) 雜役務費【要求】 (ア) 庁舎維持管理経費、清掃委託費、警備委託費 <要求要旨> 当研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理、清掃委託及び警備委託に要する経費を要求する。 (イ) カラー複合機保守料 <要求要旨> 当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。	

(9) 備品費（研修費）【要求】

<要求趣旨>

当研修所では研修に必要な備品類を整備しており、日々の使用による破損や故障に対応するため適宜更新する必要がある。

令和2年度は、研修のために使用するプロジェクターのほか、教室等の備品類の更新に要する経費を要求する。

(10) 消耗品費（研修費）【要求】

(ア) 資料室等備付用図書

<要求要旨>

当研修所では、法律学等に関する最新の情報を入手し、授業等で活用する必要があり、また、各研修生、研修員等の学習にも活用することで研修効果を上げることができることから、法律雑誌、専門書等を購入し、資料室等に備え付けている。令和2年度も引き続き、これらの整備に要する経費を要求する。

(イ) 用紙代

<要求要旨>

当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種の研修のための教材や資料を作成しており、それぞれの研修用教材等の作成には、印刷用紙が必要であり、これらの経費を要求する。

(ウ) 心理検査記録用紙

<要求要旨>

家庭裁判所調査官の調査実務においては、心理テストを始めとする各種検査の実施が重要であり、調査官養成課程研修、調査官実務研修等の階層別研修及び心理分析研修等において、実際に検査器具を利用した訓練は欠かすことができない。このため、これらの検査に用いる心理検査記録用紙が引き続き必要である。

令和2年度もロールシャッハ、T A T、文章完成、発達検査、親子関係診断、東大式エゴグラムの検査用紙の経費を要求する。

(11) 通信運搬費（研修費）【要求】

<要求要旨>

業務遂行のため、各高等裁判所へ高裁委嘱研修に関する連絡、各地方裁判所及び家庭裁判所への養成課程研修等に関する連絡並びに最高裁判所への連絡を行い、必要な情報を提供し、又は収集する必要がある。
よって、令和2年度もこれらに要する経費を要求する。

(12) 借料及び損料（研修費）【要求】

サーバリース料

<要求要旨>

裁判所では、事務処理の効率化を図るため、主に裁判部において使用する各種システムの開発、導入を行い、全国の裁判所に導入しているところ、当研修所では、情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修や養成課程研修における裁判事務に関するカリキュラムの一環として行うこれらのシステムの操作等についての研修のほか、新たなシステムの導入時や担当者の交代時に全国から職員を集めて、研修及び説明会を実施している。

これらの基幹となっているサーバ等機器について、引き続き令和2年度もサーバ等機器のリース費用に要する経費を要求する。

(13) 雑役務費（研修費）【要求】

(ア) サーバ等機器保守料

<要求要旨>

当研修所は職員の事務処理及び情報システムの操作研修等に用いるサーバ等機器を導入しており、サーバ等に不具合が生じた場合の迅速な復旧に備えるため、保守に要する経費を要求する。

(イ) デジタル印刷機保守料

<要求要旨>

当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種研修のための教材や資料を印刷するために、デジタル印刷機（フルカラー式及び赤黒二色型）を整備している。これまでの実績から印刷枚数が膨大になると見込まれることから、可用性を考えるとこれらのデジタル印刷機には定期的な保守が必要であるため、これに要する経費を要求する。

明細 書頁	要求 52
<p>(ウ) カラー複合機保守料 <要求要旨> 当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。</p>	

経費積算内訳 【要求】

明細
書
頁

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 50 51
(項) 最高裁判所職員旅費 (内国旅費)	研修計画協議会出席旅費 事務局次長 首席書記官 首席調査官	7人 7人 7人	39,646 35,236 35,236	772(772) 278(278) 247(247) 247(247)		
庁費 (備品費)	備品費			2,116(2,159)		
(消耗品費)	消耗品費			7,297(6,979)		
(印刷製本費)	所報の刊行 増税後 増税前	2,250(1,050)部 0(1,050)部	121,000(153,402) 150,613	272(319) 272(161) 0(158)		
紀要の刊行 増税後 増税前		2,150(2,100)部 2(1)回 0(2,100)部 0(1)回	124,000(133,334) 130,910	533(555) 533(280) 0(275)		
(通信運搬費)	通信運搬費			2,116(1,952)		
(光熱水料)	光熱水料 電気料 水道料 上水道 下水道 ガス料			58,356(55,535) 39,416(35,605) 10,344(10,411) 6,207(6,247) 4,137(4,164) 8,596(9,519)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(借料及び損料) (雑役務費)	講師送迎用自動車借上料			150(236)	
	庁舎維持管理経費			88,042(85,040)	
	清掃委託費			12,467(13,557)	
	警備委託費			1,305(1,292)	
	カラー複合機保守料			1,506(1,298)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
研修費 (備品費) (消耗品費)	研修用器具			5,806(8,193)	
	資料室等備付用図書			2,777(2,761)	
	法律書等			835(785)	
	増税後	106(53)冊	7,873 (7,479)	835(396)	
	増税前	0(53)冊	7,343	0(389)	
	定期刊行物等			897(912)	
	法律			384(370)	
	増税後	246(144)冊	1,561 (1,298)	384(187)	
	増税前	0(144)冊	1,274	0(183)	
	専門・その他			429(248)	
	増税後	287(86)冊	1,494 (1,452)	429(125)	
	増税前	0(86)冊	1,426	0(123)	
	各種追録			84(294)	
	増税後	17(156)回	4,950 (953)	84(149)	
	増税前	0(155)回	936	0(145)	
	一般図書			505(500)	
	人事管理関係図書			130(129)	
	行動科学外国文献図書			410(435)	
	用紙代			2,442(2,065)	
	増税後	866(370)箱	2,820	2,442(1,043)	
	増税前	0(369)箱	2,769	0(1,022)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	心理検査記録用紙 ロールシャッハ			1,965(2,263) 751(744)	
	増税後	2,400(1,200)枚	313	751(376)	
	増税前	0(1,200)枚	307	0(368)	
	T A T			785(779)	
	増税後	2,380(1,190)枚	330	785(393)	
	増税前	0(1,190)枚	324	0(386)	
	文章完成			71(71)	
	増税後	425(213)枚	167	71(36)	
	増税前	0(212)枚	164	0(35)	
	発達検査			109(107)	
	増税後	430(215)枚	253	109(54)	
	増税前	0(215)枚	248	0(53)	
	親子関係診断			132(131)	
	増税後	400(200)枚	330	132(66)	
	増税前	0(200)枚	324	0(65)	
	東大式エゴグラム			117(115)	
	増税後	420(210)枚	278	117(58)	
	増税前	0(210)枚	273	0(57)	
	知能検査			0(316)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(通信運搬費)	通信費			1,721(1,716)	
(借料及び損料)	サーバリース料(新)	一式	2,776,044 (834,344)	2,776(834)	
	サーバリース料(旧)			0(948)	
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			66,076(62,560)	
	清掃委託費			14,571(16,702)	
	警備委託費			32,802(28,462)	
	サーバ等機器保守料			2,274(634)	
	増税後	一式	2,273,568 (319,929)	2,274(320)	
	増税前	0 (一式)	314,112	0(314)	
	デジタル印刷機(フルカラー式)保守料	8(12)箇月	46,420 (64,763)	371(777)	
	デジタル印刷機(赤黒二色型)保守料	12 箇月	38,500 (32,083)	462(385)	
	カラー複合機保守料			1,031(895)	
(燃料費)	サーバ等機器構築費			0(12,712)	
	灯油			5(5)	
	A重油			233(233)	

明細 書頁	要求 61 63
<u>裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費</u> <u>裁判所書記官等研修経費</u> (1) 書記官養成課程研修【要求】 <要求要旨> <p>裁判所書記官は、裁判に付隨する事務を自己の名において行う権限を有する機関であり、裁判記録の作成等の公証事務及び執行文付与等の各種処分事務をつかさどるほか、裁判官の命を受けて法令、判例等の調査を行うなど、重要かつ専門的な官職である。さらに、近時の法改正においても、様々な事項について裁判所書記官の職務とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような裁判所書記官を養成するため、当研修所では、書記官養成課程研修第一部及び第二部を設置している。</p> <p>第一部は、大学法学部卒業の学歴を有する裁判所事務官等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。</p> <p>第二部は、第一部の入所資格を有する裁判所事務官等以外の者であって、一定期間の職歴を有する者等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。</p> <p>令和2年度も引き続き、これらの書記官養成課程研修に必要となる経費を要求する。</p>	
(2) 裁判所書記官に対する研修【要求】 <要求要旨> <p>社会経済活動の多様化・複雑化・国際化、国民の権利意識の高揚や価値観の多様化、また、家族形態の変化等といった裁判所を取り巻く状況の変化には著しいものがあり、司法に対する需要は増大し、事件も複雑化、困難化している。このような中で、適正、迅速かつ利用しやすく分かりやすい裁判を実現し、国民の司法に対する期待に応えていくためには、裁判の運営方法の見直し、裁判部の充実を図るための職員制度の見直し、ITの一層の活用による裁判所の事務全般の合理化等の方策を採っていく必要があり、裁判所はこれらの方策に着手し、実行に移してきているところである。</p> <p>そして、これらの方策を実効性あるものにするためには、その趣旨を理解し、複雑化、困難化している事件に対応できる高い執務能力と柔軟な思考力を持った裁判所書記官を育成することが不可欠である。</p> <p>そこで、以下の研修等を実施するための経費を要求する。</p>	

明細 書頁	要求
<p>(ア) 実務指導研究会（実務指導研究会、研修指導研究会）</p> <p>裁判所書記官に任用後5年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は、一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり、他方で中間管理者である主任書記官を補佐し、さらには、近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にあるなど、正に裁判所書記官の中核である。</p> <p>当研修所が高等裁判所に委嘱して実施する中堅書記官研修は、このような立場にある裁判所書記官に対し、裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行うことにより、その置かれた立場を自覚させるとともに裁判所書記官個人としての資質の向上を図り、もって適正迅速な裁判の実現に寄与しようとするものである。この研修の指導には、高等裁判所又は高等裁判所所在地にある地方裁判所若しくは家庭裁判所の首席書記官、次席書記官、主任書記官等が当たっているので、これらの者に対し、当研修所の研修指導方針、研修指導要領、指導技法等を周知徹底させるとともに、実務上の諸問題等を共同研究するため、民事、刑事、家事、少年の各分野について実務指導研究会を実施する必要がある。</p> <p>また、リーダーシップ、マネジメント、公務員倫理等の一般科目に関するものは、裁判所書記官はもとより、裁判所事務官等に対する研修の科目とする必要もあるが、これらの者に対する高裁委嘱研修において、これら的一般科目に関する指導者となることが予定される総括企画官、課長、課長補佐等を対象に研修指導研究会を実施し、これらの知識、能力を付与する必要がある。</p> <p>(イ) 中堅書記官研修</p> <p>裁判所書記官に任用後5年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は、一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり、他方で中間管理者である主任書記官を補佐し、さらには、近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にある。</p> <p>そこで、これらの中堅の裁判所書記官に対し、各分野についてアップ・トゥ・デートな知識付与を行うとともに、演習を中心としたカリキュラムにより応用能力を習得させ、また、中堅として求められるマネジメントの基本についても学ばせるべく、裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行う。</p>	61 63

	明細 書頁	
(ウ) 書記官実務研修（中央・高裁・地家裁）		要求 61
<p>裁判部の充実強化を図るため、職員の質及び能力の向上を図り、裁判に携わる職員全員がその持てる力を十分に発揮できる執務態勢を作り上げることが喫緊の課題である。また、各分野における新法・改正法の成立、施行が相次ぎ行われる中で、裁判所書記官の職務は、内容も一層複雑困難かつ高度なものになっており、担当職務別に、全国の裁判所に配置されている裁判所書記官を対象とした研修を着実に実施する必要がある。ところで、各庁の全裁判所書記官を当研修所に集めて研修を受けさせることは不可能であるから、これらの研修を各高等裁判所で実施するのが有効であるところ、そのためには、実務面で現場をリードする役割を求められている高等裁判所の主任書記官等を当研修所に集め、標準的な事務処理を示すとともに、研修における指導技法を身に付けさせるべく、書記官実務研修（中央）を実施する必要がある。さらに、各高等裁判所においては、各庁の主任書記官や中堅の裁判所書記官を指導者として養成するために、書記官実務研修（高裁）を実施する。そして、最終的には、書記官実務研修（高裁）に参加した研修員が地方裁判所又は家庭裁判所での書記官実務研修（地家裁）の講師となることによって、各庁所属の裁判所書記官全てに書記官実務研修（中央）の成果を浸透させることができ、各庁の実情に応じた事務処理方法を個々の裁判所書記官に研究させることができる。このように研修の系統的実施を制度化することにより、全国各庁の裁判所書記官の資質、能力を均質に向上させ、もって適正迅速な裁判を実現することが可能となる。</p>	63	
(エ) 書記官任用試験研修		要求 61
<p>裁判所書記官は、原則として、書記官養成課程研修第一部又は第二部を修了した裁判所事務官から任用している。しかし、一定期間、裁判所事務官としての職務経験を積んだ裁判所事務官の中には、裁判事務に関する高い事務処理能力を備え、長期間にわたる研修を経なくとも、一定の能力検証を行うことにより、即戦力の裁判所書記官として活躍することができるような優秀な者も存在している。そこで、優秀な裁判所事務官について、例外的に、研修を含む試験により特に優秀な者を選抜してその能力を有効に活用し、かつ、年度途中で裁判所書記官に任用することができる裁判所書記官任用試験の制度を設けている。これにより、年度途中の退職等によって生ずる裁判所書記官の減耗分は、翌年の4月期まで待たなければ補充することができるところ、これを年度途中で効果的に補充することで、裁判部の充実強化を図ることができる。</p> <p>書記官任用試験研修は、この裁判所書記官任用試験における実務試験として行う研修である。</p>	63	

明細書 頁	要求 62 63
<p>(3) 裁判所事務官に対する研修【要求】</p> <p><要求要旨></p> <p>裁判部を充実強化するためには、事務局の裁判部に対する支援態勢の確立が不可欠であり、事務局は、その事務処理を従来にも増して効率的に行うことが必要となっている。そのためには、まず、事務局事務を担当する裁判所事務官に対して、裁判部門での事務処理を体験させ、理解させることにより、裁判部をバックアップする事務局事務の意義及び目的を認識させなくてはならない。</p> <p>そこで、採用時においては、裁判所事務官を裁判部に一定期間配置して裁判事務の経験をさせることにより、裁判所職員としての組織人教育を行う。その後、事務局に配置換えをし、事務局の総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせ、各人の能力開発と職務の適性発見に努める。こうした過程を経た後は、係長等として担当する係を円滑に運営するとともに、それぞれの分野の専門家として、その持てる能力及び技能を十分に發揮し、裁判部を側面から支援していくことになる。</p> <p>よって、各段階における研修及び専門研修を以下のとおり実施する必要があり、そのための経費を要求する。</p> <p>(ア) 係長等研修（分野別）</p> <p>裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっている。このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。そのためには、その中核的役割を担う係長に対し、総務、人事、会計等の各分野において係の仕事全体を管理するマネジメント能力及び係員をリードできるだけの高度な職務知識を付与するための研修を実施する必要があり、これは、各分野における最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。</p> <p>(イ) 事務官実務研修（高裁）法律実務</p> <p>裁判部に配置された裁判所事務官は、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となるが、その趣旨を理解し、的確に処理できるようになるためには、裁判部における実務処理能力及び法律的な素養を高めることが必要である。しかし、法律的な素養はOJTのみによっては習得が困難であるので、採用後、早期に基本的な法律知識を身に付けさせ、その職務の遂行に必要な民法、刑法等の実体法や、民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法の知識を習得させるための研修を行うことが必要となるところ、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせるのは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。</p>	

明細 書頁	要求
(ウ) 事務官実務研修（高裁）係長・中堅層 裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっており、このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。 裁判部から事務局に配置換えになった裁判所事務官は、事務局配置換え後6年から10年程度を経ると、事務局の各分野を二、三箇所経験し、正に中堅の裁判所事務官として、職場の中核的な存在となる。そこで、事務局の一層の精鋭化を図るためにも、中堅の裁判所事務官に対しては、担当する専門分野の職務知識を深化させ、より高度な事務局事務の遂行に必要な能力を向上させるための研修を実施する必要がある。	62
また、係長任命時には、リーダーシップや係の仕事全体を管理する基礎的なマネジメント能力を付与するための新任係長研修を実施する必要がある。	63
これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。	
(エ) 事務官実務研修（高裁）初任層 裁判所事務官については、新採用者を一定期間裁判部に配置し、裁判部の経験をさせた後、事務局への配置換えをした上で、総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせる人事育成策を探っている。 そこで、裁判部から事務局へ配置換えされる裁判所事務官に対して、事務局内へのジョブローテーションの意義を理解させて動機付けを行うとともに、事務局事務の意義や基本的な知識、技能等を付与するための研修を実施する必要がある。	
また、事務局勤務を一定期間経験し、仕事の進め方やその改善方法に関する基本的な知識を学ばせ、習得させた後には、これまでより広い視野に立って職務を遂行できる能力を伸ばすことで、担当事務の進行管理能力の伸長・定着を図り、係の中核的役割を担う中堅事務官へと育成する研修が必要である。 これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。	
(オ) 事務官実務研修（地家裁） 社会情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢に対応し、適切に裁判所の組織を運営していくために、種々の具体的施策が実行されている。裁判部に配置され、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となる裁判所事務官や、総務、人事、会計等の部門に配置され、司法行政事務を担う裁判所事務官に対し、これらの施策の意義を十分に理解させ、施策に沿って適正に職務を遂行するための能力を身に付けさせる必要があり、研修の面からの取組も必要になっている。これらの研修は各裁判所の実情に応じて行うのが有効であるから、各裁判所で行うのが相當である。	

明細 書頁	要求 62 63
<p>(カ) 新採用職員研修（中央・高裁・地家裁）</p> <p>新採用職員の採用後の1年間は、社会人、なかでも、裁判所職員としての意識と使命を自覚させ、当面必要とされる職場についての基礎的知識を付与するための最も重要な期間である。そこで、採用時に組織人教育を中心とする集合研修として新採用職員研修（中央（総合職）・高裁（一般職））を行うとともに、採用直後には各職場への円滑な定着を図る導入研修として、採用1年目の最後にはこれまで習得した知識の確認及び2年目に向けての動機付けを目的とした集合研修として、それぞれ新採用職員研修（地家裁）を行い、さらに、これらの集合研修の間に組織的な職場研修を行って、全体を有機的に関連させた研修体系とする必要がある。</p>	

(4) 管理者に対する研修【要求】

管理者に対する研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。

(ア) 幹部職員研究会

<要求要旨>

多角的、総合的な事務処理の改善強化策及び裁判部の充実強化策を模索することは、裁判部門及び司法行政部門のトップである管理者の職責である。そこで、人事、労務管理態勢の充実強化を図り、管理者としての職責を全うさせるために、幹部職員昇任後早期にこの研究会を実施し、当面する司法行政上の諸問題や人事管理について研究させ、習得させる必要がある。

また、管内の裁判所書記官等を総括する立場にある首席書記官について、裁判所の運営に関わる諸施策や当面する諸問題、首席書記官として必要な指導監督について研究し、討議させ、その職責に応じた総合的な組織運営能力の向上を図る必要があり、事務職の最高幹部である事務局長についても、裁判所組織全体の課題についての研究及び討議を行わせ、職務をより適正に遂行するために必要な広い視野と高い識見を獲得させるとともに、その職責に応じた総合的な組織運営能力の向上を図る必要がある。

	明細 書頁	
(イ) 中間管理者研修（中央・高裁） ＜要求要旨＞ 中間管理者には、裁判部や事務局の課等の職場の長又はその補佐として、その職務に必要な管理能力の向上、管理技法等を早期に身に付けさせる必要があることから、中間管理者任命時に、これらの者全員を対象とし、中間管理者として必要とされる基礎的な知識を付与する研修を実施する必要があるところ、各庁の全対象者を集めて一斉に研修を受けさせることは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。 また、任命後も、OJT、実務経験等を通じて基礎的なマネジメント能力を習得させ、施策等の立案能力をかん養し、より実践的な管理技法を習得させる中で、将来のより上位の官職への登用を見据えて、裁判所全体の組織課題を踏まえ、各種施策を自ら企画立案し、実行することができるだけの高度なマネジメント能力を身に付けさせるための研修を実施する必要があり、これは、裁判所の各種施策の最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。	要求 63 64	
(5) その他の研修【要求】 その他の研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。 (ア) 書記官実務研究 ＜要求要旨＞ 裁判部の充実強化を図り、多様化、困難化した事件を適正迅速に処理していくためには、実務上生ずる困難な諸問題を解決し、裁判所書記官の事務処理上の基準となるような取扱いを決めていくことが不可欠である。しかし、このような問題の中には、一定の長期間にわたって、体系的かつ実証的な研究に専念しなければ解決できないものがある。そこで、実務経験が豊富で優秀な裁判所書記官の中から研究員を選定し、書記官事務の専門的、実務的分野の諸問題について体系的、実務的な研究を行わせ、その成果を裁判の現場に還元し、職務の向上に寄与させ、もって裁判部の充実強化の一助とする必要がある。		

(イ) 執行官研修

<要求要旨>

執行官は、民事裁判の最終的な目的である権利の実現の担当者であるが、複雑化、困難化している民事執行事件を適正迅速に処理するためには、民事執行法をはじめとする手続法や民法等の実体法に関する正確な理解はもとより、民事執行に当たってのより実践的な知識及び経験が必要となる。そこで、新任の執行官に対し、最低限必要な基礎的知識を付与し、過誤を未然に防止するための研修を行う必要がある。

また、総括執行官等の指導的立場にある執行官に対しては、執行官室の運営や他の執行官の指導、監督を行い、効率的かつ迅速な事務処理を進める環境を整えられるだけの高度な法律的知識を付与するとともに、実務上生起する諸問題の研究及び討議を行うことにより、職務遂行能力の一層の向上を図り、併せて執行官室の運営方法についても研究させて、その改善を図るための研修を実施する必要がある。

(ウ) 速記官研修

<要求要旨>

事件の多様化、困難化や専門化により、供述調書に対する逐語録の需要が増加している中、速記官が速記録を適正迅速に作成していくためには、供述内容を正確に録取し、迅速に速記録を作成する技術を向上させる必要がある。

そこで、裁判所速記官に対し、新たに問題となる専門用語等をどのように速記符号化するのが効率的か、反訳時間の短縮のためにどのような方法や技術を使うべきかといった問題を協議するとともに、裁判所が当面する諸問題に関する理解を深めさせ、裁判所職員としての職務意識の高揚を図るための研修を行う必要がある。

(エ) 情報処理研修

<要求要旨>

事件を適正かつ迅速に処理するため、裁判部には様々なパソコン等の情報化機器や、各種事件処理システムが導入されている。

国民に対する安定した司法サービスの提供のためには、これら情報化機器を適正、効率的に取り扱い、各種事件処理システムを円滑に運用していく必要があることから、これらを扱う職員全体のレベルアップを図るための指導的な役割を果たす職員に対して、情報化に関する知識及び技能を付与する研修を行う必要がある。

また、情報化の推進と情報セキュリティの確保とは表裏一体の関係にあることから、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施等を行う情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修を行う必要がある。

そこで、上記研修を実施するための経費を要求する。

明細 書頁	要求 63 64
(オ) 裁判事務支援システム導入研修 <要求要旨>	
裁判事務支援システムは、裁判所の既存システムの業務要件・機能要件等の見直しを行い、統合集約化することにより、IT関連予算の低減・合理化及び情報セキュリティ対策の充実強化を実現するというコンセプトの下、平成30年度から開発に着手し、令和元年度以降、順次全国の裁判所に導入展開する予定である。	
令和2年度は、本システムの簡裁民事、督促、高裁刑事及び簡裁刑事事件部分を全国の高等裁判所及び簡易裁判所に導入するところ、本システムを円滑に導入するため、本システムの操作方法、運用方法、既存システムからの移行方法等について、導入庁の担当者に対する研修を実施するための経費を要求する。	
(カ) 採用試験事務担当者研究会 <要求要旨>	
採用試験の受験者が減少する中、必要な人材を確実に採用する必要があることから、採用試験事務を担当する管理職員を対象として、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図るための研修を行う必要がある。	
そこで、上記研修を実施するための経費を要求する。	
(6) 入所試験旅費（教官派遣・口述試験）【要求】	
<要求要旨> 当研修所の書記官養成課程研修を受けるための入所試験の第二次試験（口述試験）では、入所者を的確に選抜するため、口述試験科目である民事及び刑事の専門の教官がそれぞれ口述試験を行う必要がある。 そこで、令和2年度も、口述試験実施のため、教官を派遣する経費を要求する。	
(7) 通行料【要求】	
<要求要旨> 書記官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し、高速道路を使用する方が時間効率を高めることから、施設見学のための高速道路料金を要求する。	

(8) バス借上料【要求】

<要求要旨>

書記官が、事件に関する機関の事務を十分に把握しておくことは事務を行う上で重要であり、書記官養成課程研修では、刑務所をはじめとする関係機関の施設見学を実施しているところ、このような施設は、その多くが研修所から遠方にあり、かつ、施設最寄り駅からも距離があるため、借上げバスによる移動が合理的である。

そこで、バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳 【要求】						明細書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判所書記官等研修 書記官養成課程研修 一部 大学教授 大学准教授 二部 1年 大学教授 大学准教授 二部 2年 大学教授 大学准教授	65時間 25時間 65時間 75時間 42時間 28時間	7,000 6,100 7,000 6,100 7,000 6,100	11,972(11,972) 1,986(1,986) 608(608) 455(455) 153(153) 913(913) 455(455) 458(458) 465(465) 294(294) 171(171)		要求 61

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	書記官研修			719(719)	
	中堅書記官研修			87(87)	
	大学教授	11時間	7,900	632(632)	
	書記官実務研修				
	中央				
	大学教授	4時間 4回	7,900	126(126)	
	高裁				
	大学教授	16時間 4回	7,900	506(506)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	事務官研修			8,484(8,484)	
	係長等研修(分野別)			32(32)	
	大学教授	4時間	7,900	6,888(6,888)	
	事務官実務研修			2,148(2,148)	
	高 裁				
	係長・中堅層				
	大学教授	176時間	7,900	1,390(1,390)	
	初任層				
	大学教授	96時間	7,900	758(758)	
	地家裁				
	大学教授	600時間	7,900	4,740(4,740)	
	新採用職員研修			1,564(1,564)	
	中 央				
	大学教授	10時間	7,900	79(79)	
	高 裁				
	大学教授	88時間	7,900	695(695)	
	地家裁				
	大学教授	100時間	7,900	790(790)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書 頁
	管理者研修			719(719)		
	幹部職員研究会			268(268)		
	次席・次長級					
	大学教授	28時間	7,900	221(221)		要求 62
	首席・局長級					
	大学教授	6時間	7,900	47(47)		
	中間管理者研修			451(451)		
	中央					
	大学教授	25時間	7,900	198(198)		
	高裁					
	大学教授	32時間	7,900	253(253)		
	執行官研修			48(48)		
	初任層					
	大学教授	2時間	7,900	16(16)		
	指導者層					
	大学教授	4時間	7,900	32(32)		
	速記官研修					
	大学教授	2時間	7,900	16(16)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
職員旅費 (内国旅費)					
	入所試験旅費				
	教官派遣				
	口述試験	14人	64,130	898(898) 288,852(288,157)	
	招集等旅費			155,295(158,103)	
	書記官養成課程研修			81,840(81,802)	
	一部			78,182(78,144)	
	滞 在				
	増税後	161人	485,604(279,572)	78,182(45,011)	
	増税前	0(161)人	205,792	0(33,133)	
	通 所	69人	53,010	3,658(3,658)	
	二部 1年			31,536(34,382)	
	滞 在	77(84)人	391,882(391,642)	30,175(32,898)	
	通 所	33(36)人	41,230	1,361(1,484)	
	二部 2年			41,919(41,919)	
	滞 在	84人	476,042	39,988(39,988)	
	通 所	36人	53,630	1,931(1,931)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	書記官研修			41,749(41,375)	
	実務指導研究会			7,896(7,803)	
	実務指導研究会			5,264(5,190)	
	滞 在	136人	38,376(37,830)	5,219(5,145)	
	通 所	24人	1,860	45(45)	
	研修指導研究会			2,632(2,613)	
	滞 在			2,610(2,591)	
	増税後	68(34)人	38,376	2,610(1,305)	
	増税前	0(34)人	37,830	0(1,286)	
	通 所	12人	1,860	22(22)	
	中堅書記官研修			6,219(8,860)	
	滞 在			5,884(8,257)	
	分室	256(272)人	19,881(30,355)	5,090(8,257)	
	分室以外	16人	49,619	794(0)	
	通 所	108人	3,100(5,580)	335(603)	
	書記官実務研修			21,033(20,344)	
	中 央			6,961(6,916)	
	滞 在			6,874(6,829)	
	増税後	41人4(2)回	41,916	6,874(3,437)	
	増税前	0(41)人0(2)回	41,370	0(3,392)	
	通 所	7人 4回	3,100	87(87)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	高裁			8,394(7,760)	
	滞在			8,052(7,418)	
	増税後			8,052(3,726)	
	分室	107(114)人4(2)回	16,341	6,994(3,726)	
	分室以外	7人 4回	37,799	1,058(0)	
	増税前	0(114)人0(2)回	16,195	0(3,692)	
	通所	46人 4回	1,860	342(342)	
	地家裁			5,678(5,668)	
	滞在			5,678(2,839)	
	増税後	102人4(2)回	13,917	0(2,829)	
	増税前	0(102)人0(2)回	13,870	6,601(4,368)	
	書記官任用試験研修			6,434(4,256)	
	滞在	51(34)人	126,148(125,188)	167(112)	
	通所	9(6)人	18,600	57,567(54,424)	
	事務官研修			7,754(7,729)	
	係長等研修(分野別)			7,681(7,656)	
	滞在			7,681(5,908)	
	増税後	221(170)人	34,754	0(1,748)	
	増税前	0(51)人	34,274	73(73)	
	通所	39人	1,860	37,838(35,695)	
	事務官実務研修			26,537(24,414)	
	高裁			6,314(5,671)	
	法律実務			5,925(5,282)	
	滞在				

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	分室	134(143)人	37,081(36,935)	4,969(5,282)	
	分室以外	9人	106,233	956(0)	
	通 所	57人	6,820	389(389)	
	係長・中堅層			15,130(14,000)	
	滞 在			14,522(13,392)	
	増税後			14,522(7,027)	
	分室	773(430)人	16,341	12,632(7,027)	
	分室以外	50人	37,799	1,890(0)	
	増税前	0(393)人	16,195	0(6,365)	
	通 所	327人	1,860	608(608)	
	初任層			5,093(4,743)	
	滞 在			4,881(4,531)	
	分室	268(286)人	15,841	4,245(4,531)	
	分室以外	18人	35,313	636(0)	
	通 所	114人	1,860	212(212)	
	地家裁				
	滞 在			11,301(11,281)	
	増税後	812(406)人	13,917	11,301(5,650)	
	増税前	0(406)人	13,870	0(5,631)	
	新採用職員研修			11,975(11,000)	
	中 央				
	滞 在	15人	41,416(40,870)	621(613)	
	高 裁				
	滞 在			11,354(10,387)	
	分室	508(540)人	19,381(19,235)	9,846(10,387)	
	分室以外	32人	47,133	1,508(0)	

要求
63
64

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	管理者研修			20,335(19,961)	
	幹部職員研究会			7,621(7,536)	
	次席・次長級			5,336(5,271)	
	滞 在	136人	38,694(38,214)	5,262(5,197)	
	通 所	24人	3,100	74(74)	
	首席・局長級			2,285(2,265)	
	滞 在			2,270(2,250)	
	増税後	68(26)人	33,384	2,270(868)	
	増税前	0(42)人	32,904	0(1,382)	
	通 所	12人	1,240	15(15)	
	中間管理者研修			12,714(12,425)	
	中 央			9,426(9,426)	
	滞 在	255人	36,524	9,314(9,314)	
	通 所	45人	2,480	112(112)	
	高 裁			3,288(2,999)	
	滞 在			3,111(2,822)	
	分室	134(143)人	19,881(19,735)	2,664(2,822)	
	分室以外	9人	49,619	447(0)	
	通 所	57人	3,100	177(177)	
	書記官実務研究			964(964)	
	滞 在			668(668)	
	増税後	1人	668,414(334,692)	668(335)	
	増税前	0(1)人	333,482	0(333)	
	通 所	2人	148,180	296(296)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	執行官研修			1,440(1,434)	
	初任層			480(474)	
	滞 在	13人	36,524(36,044)	475(469)	
	通 所	2人	2,480	5(5)	
	指導者層			960(960)	
	滞 在	26人	36,524	950(950)	
	通 所	4人	2,480	10(10)	
	速記官研修			565(557)	
	滞 在	17人	32,984(32,504)	561(553)	
	通 所	3人	1,240	4(4)	
	情報処理研修			5,367(5,318)	
	滞 在			5,317(5,268)	
	増税後	153(51)人	34,754	5,317(1,772)	
	増税前	0(102)人	34,274	0(3,496)	
	通 所	27人	1,860	50(50)	
	裁判事務支援システム導入研修			4,748(6,021)	
	滞 在	143(184)人	32,984(32,504)	4,717(5,981)	
	通 所	25(32)人	1,240	31(40)	
	採用試験事務担当者研究会				
	滞 在	26人	31,614	822(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	現地修習旅費				
	書記官養成課程研修				
	一部	161人	28,944(28,464)	9,320(9,365)	
	二部 1年	77(84)人	28,944(28,464)	4,660(4,583)	
	二部 2年	84人	28,944(28,464)	2,229(2,391)	
				2,431(2,391)	
	見学旅費				
	書記官養成課程研修				
	一部			326(335)	
	研修生	230人	920	220(220)	
	引率教官	7人	1,200	212(212)	
	二部 1年			8(8)	
	研修生	110(120)人	920	101(110)	
	二部 2年			5(5)	
	引率教官	4人	1,200		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
研修費 (備品費)	研修生経費 研修員経費			473(473) 301(301)	
(消耗品費)	研修生経費 研修員経費			6,155(6,155) 3,088(3,088)	
(印刷製本費)	研修生経費 研修員経費			93(93) 302(302)	
(通信運搬費)	通行料			272(212)	
(借料及び損料)	バス借上料			2,113(1,876)	
(雑役務費)	研修生経費 研修員経費			661(661) 257(257)	

<p><u>家庭裁判所調査官研修経費</u></p> <p><要求要旨></p> <p>近年、社会情勢及び経済状況の急激な変化を受け、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正され、また、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法の大幅な改正、少年院法の改正及び少年鑑別所法の制定等が行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するためには、家庭裁判所調査官の研修、研究制度をより充実させる必要があり、①新任の家庭裁判所調査官補を養成する調査官養成課程研修、②家庭裁判所調査官の執務能力向上を主たる目的とする調査官研修、③家庭裁判所調査官の調査事務や執務一般を適正に管理するための管理者研修、④時代や社会のニーズに合った調査事務を実現するための今日的課題を研究する調査官実務研究、の4本の柱を中心として、各種研修を行っている。</p> <p>家庭裁判所の適正かつ迅速な事件処理のために大きな役割を担っている家庭裁判所調査官に対し、必要かつ不可欠な研修を行うため、令和2年度も引き続き、これに要する経費を要求する。</p> <p>(1) 調査官養成課程研修【要求】</p> <p>家庭裁判所の事件処理においては、医学、心理学、社会学等の行動科学の専門的知識及び技法を活用した調査を行うことが法規上要請されており、家庭裁判所調査官は、こういった調査機構の中核を担っている。そこで、大学の履修分野も区々である家庭裁判所調査官補に対し、調査実務に必要な実体法と手続法の概念を理解させるとともに、行動科学の基礎的知識及び技法を習得させるために、当研修所での研修と所属庁での実務修習とを併用して研修を行う。</p> <p>(ア) 令和2年度入所生</p> <p>令和元年度に実施する採用試験の合格者（家庭裁判所調査官補）を対象に、当研修所において前期合同研修を実施し、引き続きそれぞれの所属庁で実務修習を行う。</p> <p>(イ) 令和元年度入所生</p> <p>令和元年度に入所した養成課程研修生（家庭裁判所調査官補）に対して、それぞれ所属庁における実務修習の成果を踏まえて、当研修所において後期合同研修を実施する。</p> <p>なお、前期及び後期合同研修並びに実務修習の全課程を履修し、かつ、研修修了の判定に合格した者は、家庭裁判所調査官に任命される。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要求 64 66</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

明細書 頁	要求 65 66
(2) 調査官研修【要求】 (ア) 中堅調査官研修 この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者を対象として、事件処理の第一線で家事事件及び少年事件を一通り経験してきている研修員に対し、調査事務の基盤となる知識及び技能を習得し、自立的な調査事務を行う能力を身に付けていることを点検させた上で、今後、何を目指し、そのためにどのような研さんをすべきかを意識して自らの目標を明確化させるとともに、更に調査事務能力の向上を図って、中堅調査官としての応用力を身に付けさせることを狙いとして行うものである。	
(イ) 調査官特別研修 この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね6年以上の実務経験を有する家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官から、同じテーマ・分野に問題意識を持って研さんに努めており、研修に高い意欲を持つ者を選定し、今日的問題の中でも、調査実務上困難を感じることが多く、特に専門性の観点から見て検討の必要性の高い事項をテーマとして取り上げ、そのテーマに関連する行動科学の最新の知識及び技法について学びながら、調査事務の在り方等について充実した討議、質の高い研究を行うことにより、高度な調査事務能力を身に付けさせるとともに、更なる研さんの手掛かりを得させ、その成果を所属する家庭裁判所に還元させることを狙いとして行うものである。	
(ウ) 調査官実務研修（中央・高裁・家裁） 社会情勢の変化を反映して、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正された。また、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法の大幅な改正、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定等が行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するため、具体的な事件処理の在り方を中心に、実務的な研修を行うものである。	
(エ) 中央研修 中央研修は、高度な知識や技法のエッセンシャルな部分を習得させるとともに、全国における情報を共有させ、全国的に適正な事件処理が行われるようにするものである。そして、これを具体的な事件に活用し、広く現場の家庭裁判所調査官に還元するためには、更に高等裁判所や家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の実情に即したフォローアップが必要であり、中央研修の成果を具体的な事件処理に結び付けるものとして、高等裁判所単位及び家庭裁判所単位の研修も必要である。	

(3) 管理者研修【要求】

(ア) 中間管理者研修

新任の主任家庭裁判所調査官を対象とした研修であり、全国に配置された者を集めて中央研修として実施する。家庭裁判所調査官の職務は、当事者や少年と1対1で面接調査を行う場面が多くあり、また、機動性を生かして環境調査に出向くなど、通常のデスクワークとは異なった事務を行っており、極めて高い倫理性も要請されている。そこで、新任の管理者として、これらの調査事務を行う部下の家庭裁判所調査官に対して、適切に指導監督を行い、適正妥当な調査を行わせることができるように、必要な管理能力を身に付けさせるための研修を行うものである。

(イ) 幹部職員研究会（中央・高裁）

家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する立場にある首席家庭裁判所調査官、また、首席家庭裁判所調査官を補佐して具体的な調査事務の指揮と執務態勢の整備等の任に当たる次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官を対象とし、家庭裁判所の運営にかかる諸施策の企画立案、人事管理、組織運営の在り方等の職務上当面する諸問題について研究し、討議させ、その実情に応じた高度な管理能力を身に付けさせるための研究会を行うものである。

中央で実施する研究会の結果を適時適切に現場に反映させるためには、高等裁判所ごとに、管内の家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の事情に即した研究、討議を行うことも必要である。

(4) 調査官実務研究【要求】

激変する社会状況における家庭事件に的確に対応するためには、常に今日的課題に取り組み、調査事務に有用な研究成果を得ることが必要である。

(ア) 調査官実務研究（個人・共同研究）

各家庭裁判所での執務を行いながら、個人又は共同で、実務に直結する課題についてタイムリーな研究を行うものである。家庭裁判所調査官が調査事務等の改善のための先端的な研究を行うことは、職務への意欲を高めるとともに、職場の活性化を図ることにもつながるものである。研究の成果については、適宜全国に還元している。

明細書 頁	要求 65 66 67
(イ) 調査官実務研究（指定研究） 多数ある今日的課題のうち、当研修所が指定する事件処理上の課題について、7人の研究員に共同して1年間の研究を行わせ、その研究成果については、当研修所が発行する刊行物（実務研究報告書）に掲載し、全国の家庭裁判所や関係機関に還元している。	
(ウ) 関係機関実務研究 家庭事件の処理に当たっては、関係機関との連携が不可欠であるばかりか、家庭裁判所の適正な事件処理のため、家庭裁判所調査官の職務において密接に関連する関係機関（少年院等）の実情、特に新たな処遇課程や教育内容を十分に把握しておくことは極めて重要である。このために、関係機関の実情や処遇内容を体験的に研究させるものである。	
(5) 教官の情報収集に要する経費【要求】 適正迅速な事件処理に結び付ける効果的な研修を行うためには、各種研修において、最新の知見を提供するとともに、それらの知見が、単に机上の学問にとどまることのないよう、実務で実際に取り扱った事件を基に教材や研修資料を作成する必要がある。そのためには、教官自身が、関連分野における最新の専門的知識や技法を有しておくことが必須であり、それらの専門的知識や技法を獲得すべく、関連分野の学会に出席する必要があるため、その研究謝金及び学会出席旅費を要求する。	
(5) 教官の情報収集に要する経費【要求】 適正迅速な事件処理に結び付ける効果的な研修を行うためには、各種研修において、最新の知見を提供するとともに、それらの知見が、単に机上の学問にとどまることのないよう、実務で実際に取り扱った事件を基に教材や研修資料を作成する必要がある。そのためには、教官自身が、関連分野における最新の専門的知識や技法を有しておくことが必須であり、それらの専門的知識や技法を獲得すべく、関連分野の学会に出席する必要があるため、その研究謝金及び学会出席旅費を要求する。 また、教材等に活用が見込まれる事件の情報を得て、教官が直接事件を扱った家庭裁判所に赴き、事件記録等を閲覧し、事情を聴取するなどして、資料を収集する必要があることから、これに要する経費を要求する。	
(6) 通行料【要求】 家庭裁判所調査官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し、高速道路を使用する方が時間効率を高めるところから、施設見学のための高速道路料金を要求する。	
(7) バス借上料【要求】 家庭裁判所調査官が家庭事件に関する機関の事務を十分に把握しておくことは、事務を行う上で重要であり、調査官養成課程研修では、少年院を始めとする関係機関の施設見学を実施しているところ、このような施設は、その多くが研修所から遠方があり、かつ、施設最寄り駅からも距離があるため、借上げバスによる移動が合理的である。そこで、バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。	

経費積算内訳 【要求】						明細書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所調査官研修			9,352(9,352)		要求 64
	調査官養成課程研修			3,096(3,096)		
	令和2年度入所生			811(811)		
	大学教授	74時間	7,000	518(518)		
	大学准教授	48時間	6,100	293(293)		
	令和元年度入所生			2,285(2,285)		
	大学教授	180時間	7,000	1,260(1,260)		
	大学准教授	168時間	6,100	1,025(1,025)		
	調査官研修			5,766(5,766)		
	中堅調査官研修			58(58)		
	大学教授	5時間	7,900	40(40)		
	大学准教授	3時間	6,100	18(18)		
	調査官特別研修					
	大学教授	8時間 3回	7,900	190(190)		
	調査官実務研修			5,518(5,518)		
	中央					
	大学教授	4時間 2回	7,900	63(63)		
	高裁			715(715)		
	大学教授	72時間	7,900	569(569)		
	大学准教授	24時間	6,100	146(146)		
	家裁					
	大学教授	600時間	7,900	4,740(4,740)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書 頁
	管理者研修 幹部職員研究会 大学教授 調査官実務研究 個人・共同研究 大学教授 指定研究 大学教授 教官情報収集 大学教授	4時間 8時間 40時間 10時間	7,900 7,900 7,900 7,900	32(32) 379(379) 63(63) 316(316) 79(79)		要求 65

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
職員旅費 (内国旅費)					
	調査連絡旅費				
	調査官研修				
	教官情報収集等旅費				
	教官				
	増税後	3(2)人	52,074	156(156)	
	増税前	0(1)人	51,594	156(104)	
	0(52)				
	教官派遣旅費				
	調査官養成課程研修				
	養成課程実務修習事務連絡				
	調整				
	教官				
	増税後	8(4)人	39,909	319(318)	
	増税前	0(4)人	39,429	319(160)	
	0(158)				
	招集等旅費			51,585(52,340)	
	調査官養成課程研修			21,912(23,230)	
	令和2年度入所生			7,426(7,866)	
	滞在	42(45)人	171,344(170,864)	7,196(7,689)	
	通所	13(10)人	17,670	230(177)	
	令和元年度入所生			14,486(15,364)	
	滞在	42(45)人	333,472(333,232)	14,006(14,995)	
	通所	13(10)人	36,890	480(369)	

明細
書頁要求
66

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	調査官研修			23,698(23,219)	
	中堅調査官研修			2,474(2,450)	
	滞 在	50人	48,914(48,434)	2,446(2,422)	
	通 所	5人	5,580	28(28)	
	調査官特別研修			4,198(4,198)	
	中堅			4,170(4,170)	
	滞 在	40人	3回	1,860	
	通 所	5人	3回	28(28)	
	調査官実務研修			17,026(16,571)	
	中央			6,760(6,716)	
	滞 在			6,720(6,676)	
	増税後	92人	2(1)回	36,524	
	増税前	0(92)人	0(1)回	36,044	
	通 所	8人	2回	2,480	
	高裁			40(40)	
	滞 在			5,256(4,853)	
	増税後			5,003(4,600)	
	分室	240(128)人		5,003(2,318)	
	分室以外	15人		4,347(2,318)	
	増税前	0(127)人		656(0)	
	通 所	102人		0(2,282)	
				253(253)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	家裁				
	滞在			5,010(5,002)	
	増税後	180(90)人	2回	5,010(2,505)	
	増税前	0(90)人	0(2)回	0(2,497)	
	管理者研修			4,661(4,585)	
	中間管理者研修			1,627(1,607)	
	滞在	42人		1,608(1,588)	
	通所	6人		19(19)	
	幹部職員研究会			3,034(2,978)	
	中央			2,449(2,436)	
	滞在			2,437(2,424)	
	増税後	73(46)人		2,437(1,536)	
	増税前	0(27)人		0(888)	
	通所	10人		12(12)	
	高裁			585(542)	
	滞在			578(535)	
	増税後			578(120)	
	分室	34(8)人		509(120)	
	分室以外	2人		69(0)	
	増税前	0(28)人		0(415)	
	通所	6人		7(7)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	調査官実務研究			1,314(1,306)	
	個人・共同研究				
	滞 在			125(123)	
	増税後	4(2)人	31,214	125(62)	
	増税前	0(2)人	30,734	0(61)	
	指定研究			1,189(1,183)	
	通 所	2人 7回	2,480	35(35)	
	滞 在			1,154(1,148)	
	増税後	5(3)人 7回	32,984	1,154(693)	
	増税前	0(2)人 0(7)回	32,504	0(455)	
	現地修習旅費				
	調査官養成課程研修			1,773(1,878)	
	令和2年度入所生	42(45)人	28,144(27,664)	1,182(1,245)	
	令和元年度入所生	42(45)人	14,072	591(633)	
	見学旅費				
	調査官養成課程研修			16(16)	
	令和2年度入所生				
	引率教官	3人	1,300	4(4)	
	令和元年度入所生				
	引率教官	3人 3回	1,300	12(12)	
	講師招へい旅費				
	調査官養成課程研修			204(204)	
	増税後	5(3)人	40,867	204(123)	
	増税前	0(2)人	40,387	0(81)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	研究員派遣等旅費			869(868)	
	調査官実務研究			75(75)	
	指定研究資料収集			75(38)	
	増税後	2(1)人 1回	37,671	0(37)	
	増税前	0(1)人 0(1)回	37,191	794(793)	
	関係機関実務研究			389(389)	
	少年院等派遣			389(219)	
	増税後	16(9)人 1回	24,297	0(170)	
	増税前	0(7)人 0(1)回	24,250	405(404)	
	研修派遣			405(203)	
	増税後	4(2)人 2回	50,684	0(201)	
	増税前	0(2)人 0(2)回	50,204		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書 頁
研修費 (備品費)	研修生経費			63(63)		要求 67 C
	研修員経費			33(33)		
(消耗品費)	研修生経費			843(843)		
	研修員経費			321(321)		
(印刷製本費)	調査官実務研究			643(636)		
	実務研究報告書			643(321)		
	増税後	2,500(1,250)部	257.000	643(321)		
	増税前	0(1,250)部	252.000	0(315)		
	研修生経費			14(14)		
	研修員経費			32(32)		
(通信運搬費)	通行料			37(31)		
(借料及び損料)	バス借上料			364(375)		
(雑役務費)	研修生経費			89(89)		
	研修員経費			27(27)		

明細 書頁	要求 67 68
<p><u>委託研修経費</u></p> <p><要求要旨></p> <p>職員の能力開発のためには、裁判所の内部研修の充実を図ることが重要であるが、①裁判所で実施していくは研修の目的が達成できないもの、②研修内容が専門的で裁判所では運営できないものについては、研修員を外部機関の研修に参加させることによって、研修ニーズを満たす必要があり、これに要する経費を令和2年度についても引き続き要求する。</p> <p>具体的に派遣する必要がある研修は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 財務省会計センター【要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 会計事務職員E D P研修 (b) 財務省の会計研修 会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修 <p>(イ) 人事院【要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 行政研修（課長補佐級） (b) 研修指導者養成研修 人事院式（J S T）基本コース指導者養成研修、人事院式ミドルエイジ職員プログラム（J A M P）指導者養成研修 (c) 人材育成研究会 当研修所の教官を毎年人事院で実施しているこの研究会に参加させ、教官として必要な基礎知識、技法等を習得させることにより、教官の能力、資質の向上を図り、もって、内部研修の効果的指導に資する。 <p>(ウ) 財団法人公務人材開発協会の研修指導者養成研修会【要求】</p> <p>財団法人公務人材開発協会が毎年実施している次の研修指導者養成研修会に、内部研修の研修講師となりうる職員（裁判所職員総合研修所教官、最高裁判所事務総局の課長補佐等）を派遣する。</p> <p>接遇研修指導者養成研修会、公務員倫理研修（J K E T）指導者養成研修会、O J T実践コース指導者養成研修会、研修指導者養成コース指導者養成研修会</p> <p>(エ) 国土交通大学校營繕関係研修【要求】</p> <p>専門課程建築保全企画科研修、専門課程建築計画科研修、専門課程建築電気設備科研修、専門課程官庁營繕行政科研修</p> <p>(オ) 会計検査院各省庁内部監査業務講習会【要求】</p> <p>(カ) 税務大学校本科特別研修【要求】</p>	

経費積算内訳 【要求】

明細
書
頁要求
67

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	財団法人公務人材開発協会 指導者養成研修会 接遇研修 公務員倫理研修(J K E T) O J T 実践コース 研修指導者養成コース	6人 6人 6人 2人	45,600 39,900 38,900 28,500	803(803) 274(274) 239(239) 233(233) 57(57)	
職員旅費 (内国旅費)	招集等旅費 財務省会計センター 会計事務職員E D P研修 三本官(歳入・歳出) 事務担当者研修 (歳入) 高裁 (歳入) 地家裁 (歳出) 高裁 (歳出) 地家裁 負担官(決算／繰越) 事務担当者研修 高裁	3人 42人 3人 42人 3人	53,924(53,378) 50,302(49,822) 59,834(59,288) 56,212(55,732) 53,924	6,861(6,812) 5,307(5,260) 4,978(4,934) 4,816(4,772) 162(160) 2,113(2,093) 180(178) 2,361(2,341) 162(162)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書 頁
	会計事務職員研修等			329(326)		
	会計事務職員研修			280(277)		
	最高裁	2人	40,300	81(81)		要求
	最高裁以外	6人	33,166(32,620)	199(196)		
	会計事務職員契約管理研修			49(49)		
	最高裁	1人	16,120	16(16)		
	最高裁以外	1人	33,166(32,620)	33(33)		
	人事院					
	人材育成研究会等			848(846)		
	行政研修(課長補佐級)			812(810)		
	通勤研修			449(448)		
	最高裁	10人	1,860	19(19)		
	最高裁以外			430(429)		
	増税後	7(4)人	61,431	430(246)		
	増税前	0(3)人	61,158	0(183)		
	合宿研修			363(362)		
	最高裁	10人	4,320	43(43)		
	最高裁以外			320(319)		
	増税後	7(4)人	45,683	320(183)		
	増税前	0(3)人	45,410	0(136)		
	人事院式(JST)基本コース指導者養成研修	6人	3,100	19(19)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書 頁
	人事院式ミドルエイジ職員プログラム（JAMP） 指導者養成研修 人材育成研究会 財団法人公務人材開発協会指導者養成研修会 接遇研修 公務員倫理研修（JKE-T） OJT実践コース 研修指導者養成コース 国土交通大学校 専門課程建築保全企画科研修 専門課程建築計画科研修 専門課程建築電気設備科研修 専門課程官庁営繕行政科研修 会計検査院 各省庁内部監査業務講習会 税務大学校 本科特別研修	5人 2人 6人 6人 6人 2人 1人 1人 1人 1人 1人 2人 2人	2,480 2,480 1,860 1,860 1,240 1,860 103,066 103,066 100,266 63,866 10,120 141,360	12(12) 5(5) 33(33) 11(11) 11(11) 7(7) 4(4) 370(370) 103(103) 103(103) 100(100) 64(64) 20(20) 283(283)		要求 68

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
研修費 (消耗品費)	人事院 人事院式(JST)基本コース指導者養成研修 人事院式ミドルエイジ職員プログラム(JAMP)指導者養成研修 人材育成研究会 国土交通大学校 専門課程建築保全企画科研修 専門課程建築計画科研修 専門課程建築電気設備科研修 専門課程官庁營繕行政科研修	6組 5組 2組 1組 1組 1組 1組	6,056(5,947) 7,246(7,114) 3,799(3,730) 72,652 62,700 61,704 45,780	80(79) 36(36) 8(7) 244(244) 73(73) 63(63) 62(62) 46(46)		要求 68

研修強化改善経費**(1) 書記官実務研究報告書の刊行【要求】****<要求要旨>**

書記官実務研究は、裁判所書記官実務の改善と向上を図るため、第一線の裁判所書記官の中から特に実務経験豊富で優秀な者を研究員に選定し、実務上の専門的分野の諸問題について体系的、実証的研究を行わせるものである。昭和37年度以降毎年実施し、これまでに多くの研究結果が報告されている。

この研究で取り上げるテーマは、裁判実務上問題が多いにもかかわらず、法律専門書等では言及されていない分野のものであり、研究結果を裁判実務の現場に広く還元することにより、大きな成果が期待される。昭和56年度以降「書記官実務研究報告書」刊行のための経費が認められ、実績を上げている。

よって、令和2年度も、引き続きこれに要する経費を要求する。

(2) 書記官養成用テキストの整備【要求】**(ア) 民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの作成****<要求要旨>**

近年の法改正によって、民事の分野においては、従来、裁判官の権限とされていた様々な事項について裁判所書記官の権限とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような役割を果たすことができる裁判所書記官を養成する上で、書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストの整備は不可欠である。

民事実務テキスト（I～III、倒産処理）及び民事実務サブテキスト（通常訴訟手続編、督促手続編、和解・調停手続編）は、養成課程研修において極めて有用なテキストであり、書記官事務について体系的に理解できるテキストとして、多大な効果をあげている。

令和2年度においても、引き続き、これらのテキスト及びサブテキストを養成課程研修用のテキストとして配布し、複雑困難化している書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

そこで、裁判所書記官養成に必要なテキストとして、民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(イ) 刑事実務テキストの作成

<要求要旨>

近時、刑事の分野でも、犯罪被害者保護法等が成立・施行され、裁判所書記官の事務の在り方についても大きな変化が起こっている。また、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、平成16年の刑事訴訟法の改正において公判前整理手続が導入され、国民の司法参加を進めるために、平成21年には裁判員制度が施行されるなど、新たな制度が導入されその運用が進められる中、刑事事件を担当する裁判所書記官について、より一層の役割の強化が求められているところである。

このように、新しい法制度に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、上記法改正等の内容を盛り込んだ上で書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和2年度においても、引き続き、これらのテキストを、養成課程研修生のテキストとして配布し刑事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、刑事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(ウ) 家事実務テキストの作成

<要求要旨>

近時、家事事件の分野では、面会交流の明文化、新たな親権制限制度の創設等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されたほか、当事者の手続保障を図り、透明性のある手続の中で事件処理を行うこととされた家事事件手続法が平成25年1月1日に施行されるなど、裁判所書記官の事務の在り方を含めた家事事件に関する制度等の全般について大きな変革が行われている。

また、財産管理事件や遺産分割事件の増加など、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、知識の共有化や事務処理の効率化等の重要性がますます増しており、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるため家事事件を担当する裁判所書記官の一層の役割の強化が求められている。

このように、新しい法制度に適切に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、そうした内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和2年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、家事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、家事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(エ) 少年実務テキストの作成

<要求要旨>

近時、少年事件の分野では、近年の少年法及び少年審判規則等の改正により、被害者等による少年審判傍聴や被害者への審判結果の通知等の制度が導入されているが、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、これら諸制度の一層の周知が図られたところであり、全国における情報の共有化を更に推し進め、裁判所書記官の事務の在り方を含め、適正運用等を図っていく必要がある。

これら少年事件に関する法制度等の改革は、国民一般からも強い関心を持たれており、より一層少年事件を適正かつ迅速に処理していく必要がある。さらに、少年事件を担当する書記官は、書記官の事務を正確に理解することはもちろん、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるための役割の強化も求められている。

このような書記官事務の変化に迅速に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処する役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、新たな内容を盛り込むなどして書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和2年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、複雑困難化している書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、少年実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(3) 調査官研修用テキストの整備【要求】

<要求要旨>

家庭裁判所調査官が取り扱う家庭事件においては、平成12年4月の成年後見制度の導入、平成16年4月の人事訴訟事件の家庭裁判所への移管、平成17年4月の児童福祉法の改正、平成19年4月のいわゆる離婚時年金分割制度の導入、平成20年12月の少年法改正、平成24年1月の民法等の一部を改正する法律の施行、平成25年1月の家事事件手続法の施行など、調査実務に関連する重要かつ大幅な法改正が続いている。

また、家事事件においては児童虐待やドメスティックバイオレンスを背景とする事件、少年事件においては動機の理解の困難な重大少年事件が続発し、家庭裁判所調査官の取り扱う事件の質も大きく変貌している。このような状況の中で、適正かつ迅速な調査実務を行うためには、調査実務に関する新制度や新しい傾向の事件に関する情報を盛り込んだ体系的実務テキストの整備が急務であったところ、平成14年度から家事調査実務テキスト及び少年調査実務テキストの作成が認められ、養成課程研修を始めとする各種研修で活用できるようになった。

令和2年度も、家事及び少年の調査実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(4) 新採用職員研修用教材の整備【要求】

<要求要旨>

新採用職員の研修については、平成12年度から、人材育成上最も重要な期間である採用時に、組織人教育を中心とする集合研修及び1年目の最後にそれまで習得した知識の確認と2年目に向けての動機付けを目的とした集合研修をそれぞれ行うための経費が認められているところである。

また、これらの集合研修で活用することでより研修効果を高めることができ、さらに中堅に至るまでのOJT等において利用できるテキストを作成するための経費についても、平成12年度から認められている。このテキストは、令和2年度においても、不可欠なものであるから、引き続き整備する必要がある。

よって、新採用職員研修用テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(5) 新任係長研修用教材の整備【要求】

<要求要旨>

裁判部の充実強化に伴い、それを支援する事務局がより繁忙となっている現状の下、その事務処理を以前にも増して効率的に行うことが必要となっている。中でも、第一線の中核として係の強化が緊急の課題であり、その監督者である係長に対して、能力、知識、技能等を付与する必要があることから、平成12年度から新任係長研修を実施するための経費が認められている。

また、集合研修で活用することで研修効果をより高めることができ、さらに中間管理者となるまでの部下の指導監督等において利用できるテキストを作成するための経費についても、平成13年度から認められている。このテキストは、令和2年度においても、不可欠なものであるから、引き続き整備する必要がある。

よって、新任係長研修用テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

経費積算内訳 【要求】						明細書 頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 最高裁判所 研修費 (印刷製本費)	書記官実務研究報告書	2,300(1,730)部	398.000(520.700)	915(901)		要求 68
	書記官養成用テキスト			4,097(6,392)		
	民事実務テキスト	420(500)部 3種	396.667(1,074.599)	500(1,612)		
	民事実務テキスト (倒産処理)	410(500)部 3(1)種	329.500(1,055.061)	405(528)		
	民事実務サブテキスト (通常訴訟手続編)	2,710(500)部	333.930(1,055.061)	905(528)		
	民事実務サブテキスト (督促手続編)	870(500)部	109.483(1,055.061)	95(528)		
	民事実務サブテキスト (和解・調停手続編)	870(500)部	32.310(1,055.061)	28(528)		
	刑事実務テキスト	1500(500)部 3種	354.638(1,074.599)	1,596(1,612)		
	家事実務テキスト	930(500)部	334.785(1,055.061)	311(528)		
	少年実務テキスト	470(500)部	546.000(1,055.061)	257(528)		
	調査官研修用テキスト			293(472)		
	家事調査実務テキスト	70(350)部	1,926.000(667.547)	135(234)		
	少年調査実務テキスト	470(350)部	336.000(679.908)	158(238)		
	新採用職員研修用テキスト	1,160(1,200)部	179.500(410.667)	208(493)		
	新任係長研修用テキスト	400(250)部	369.000(494.960)	148(124)		

人 件 費

目 次

	分冊	頁
1 既定定員に伴う経費 -----	2	247
2 定員合理化に伴う経費 -----	2	265
3 増員要求に伴う経費 -----	2	273
4 振替定員に伴う経費 -----	2	287

既定定員に伴う経費

既定定員に伴う経費

人件費(総表)

(単位:千円)

明細
書頁

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計	前年度予算額
職員基本給	5,379,844	126,678,787	132,058,631	132,036,083
職員俸給	4,374,283	112,846,579	117,220,862	117,247,522
扶養手当	114,190	1,748,411	1,862,601	1,821,157
地域手当	891,371	12,083,797	12,975,168	12,967,404
職員諸手当	2,849,004	63,144,635	65,993,639	65,852,777
管理職手当	103,913	3,433,947	3,537,860	3,513,888
初任給調整手当	—	240,714	240,714	221,532
通勤手当	184,087	3,734,568	3,918,655	3,869,728
特殊勤務手当	—	76	76	70
特地勤務手当	—	63,155	63,155	63,710
宿日直手当	—	678,391	678,391	686,340
期末手当	1,297,481	27,690,109	28,987,590	28,981,581
勤勉手当	887,500	23,396,622	24,284,122	24,280,731
寒冷地手当	—	176,633	176,633	179,904
住居手当	89,594	2,095,225	2,184,819	2,166,084
単身赴任手当	81,839	687,757	769,596	745,985
管理職員特別勤務手当	152	196,634	196,786	191,908
広域異動手当	—	750,804	750,804	750,870
本府省業務調整手当	202,158	—	202,158	198,166
警備手当	2,280	—	2,280	2,280
超過勤務手当	741,753	3,548,172	4,289,925	4,285,890
休職者給与	642,427	—	642,427	526,237
短時間勤務職員給与				
任期付短時間勤務職員給与	1,866	10,887	12,753	12,753
公務災害補償費	144,479	—	144,479	122,718
退職手当	19,911,325	—	19,911,325	18,726,855
国家公務員共済組合負担金	33,077,007	—	33,077,007	33,407,607
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	7,863,666	—	7,863,666	7,987,549
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	11,656	—	11,656	10,515
計	70,623,027	193,382,481	264,005,508	262,968,984

(一) 職員基本給

(単位:千円)

明細
書頁要求
4
70

項目	区分	区分	人員(人)	金額
最高裁判所	職員俸給	裁判官 一般職員 計	15 15 984 9 975 1,014	270,408 88,583 4,015,292 89,208 3,926,084 4,374,283
	扶養手当	一般職員 計	441	114,190
	地域手当	裁判官 一般職員 計	15 15 984 9 975 1,014	54,082 17,717 819,572 17,842 801,730 891,371
	合計			5,379,844
下級裁判所	職員俸給	裁判官 認証官 指定職相 當他 計	3,866 8 2,931 927 8 20,828 16 20,812 24,702	28,012,293 126,240 24,848,797 3,037,256 47,162 84,787,124 146,796 84,640,328 112,846,579
	扶養手当	一般職員 計	231 7,442 7,673	38,062 1,710,349 1,748,411
	地域手当	裁判官 認証官 指定職相 當他 計	3,173 8 2,463 702 8 15,902 16 15,886 19,083	3,801,361 20,064 3,372,926 408,371 4,996 8,277,440 18,960 8,258,480 12,083,797
	合計			126,678,787
所管	合計			132,058,631

(二) 職員諸手当

(1) 総 表

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
管理職手当	103,913	3,433,947	3,537,860
初任給調整手当	—	240,714	240,714
通勤手当	184,087	3,734,568	3,918,655
特殊勤務手当	—	76	76
特地勤務手当	—	63,155	63,155
宿日直手当	—	678,391	678,391
期末手当	1,297,481	27,690,109	28,987,590
勤勉手当	887,500	23,396,622	24,284,122
寒冷地手当	—	176,633	176,633
住居手当	89,594	2,095,225	2,184,819
単身赴任手当	81,839	687,757	769,596
管理職員特別勤務手当	152	196,634	196,786
広域異動手当	—	750,804	750,804
本府省業務調整手当	202,158	—	202,158
警備手当	2,280	—	2,280
計	2,849,004	63,144,635	65,993,639

明細
書頁要求
4
71

(2) 管理職手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	103,913	3,433,947	3,537,860

要求額内訳

項目	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	1,105,457	94	103,913
下級裁判所	787,061	4,363	3,433,947
所管計		4,457	3,537,860

明細
書頁要求
4
71

(3) 初任給調整手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	—	240,714	240,714

要求額内訳

項	区分	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
下級裁判所	裁判官	638,535	318	203,054
	一般職員	2,510,667	15	37,660
所管計			333	240,714

(4) 通勤手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	184,087	3,734,568	3,918,655

要求額内訳

項	区分	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	裁判官	368,000	1	368
	秘書官	289,667	15	4,345
	一般職員		953	179,374
	指定職	162,167	6	973
	その他	188,385	947	178,401
	計		969	184,087
下級裁判所	裁判官		2,546	515,185
	認証官	0	0	0
	指定職相当	211,469	2,061	435,838
	その他	163,602	485	79,347
	秘書官	181,429	7	1,270
	一般職員		16,598	3,218,113
	指定職	121,900	10	1,219
	その他	193,929	16,588	3,216,894
	計		19,151	3,734,568
所管計			20,120	3,918,655

明細
書頁要求
4
71

(5) 特殊勤務手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	一	76	76

要求額内訳

項	単価(円)	人員(人)	金額(千円)
下級裁判所	3,300	23	76

(6) 特地勤務手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	一	63,155	63,155

要求額内訳

項	区分	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
下級裁判所	裁判官		13	12,290
	指定職相当	994,200	10	9,942
	その他	782,667	3	2,348
	一般職員	591,453	86	50,865
所管計			99	63,155

(7) 宿日直手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	一	678,391	678,391

要求額内訳

項	区分	日額単価(千円)	日数(日)	金額(千円)
下級裁判所	一般職員	1,393	487	678,391

(8) 期末手当及び勤勉手当

項	区分	基礎人員及び給与額(年額)		令和2年度概算要求額(千円)		明細 書頁
		人員(人)	金額(円)	期末手当	勤勉手当	
最高裁判所	裁判官	15	324,490	125,607	—	要求 4 71
	秘書官	15	106,300	26,140	18,946	
	一般職員	984		1,145,734	868,554	
	指定職	9	107,050	17,315	24,568	
	その他	975	4,842,004	1,128,419	843,986	
	計	1,014		1,297,481	887,500	
下級裁判所	裁判官	3,851		5,643,886	7,383,460	要求 4 71
	認証官	8	146,304	57,637	—	
	指定職相当	2,916	28,412,329	4,688,773	6,565,265	
	その他	927	3,500,598	897,476	818,195	
	秘書官	8	52,158	13,235	9,463	
	一般職員	20,828		22,032,988	16,003,699	
	指定職	16	166,824	27,519	38,535	
	その他	20,812	95,151,378	22,005,469	15,965,164	
	計	24,687		27,690,109	23,396,622	
所管計		25,701		28,987,590	24,284,122	

(9) 寒冷地手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	一	176,633	176,633

要求額内訳

項	区分	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
下級裁判所	裁判官		269	21,726
	認証官	69,000	1	69
	指定職相当	82,766	197	16,305
	その他	75,380	71	5,352
	秘書官	118,000	1	118
	一般職員		2,121	154,789
	指定職	115,500	2	231
	その他	72,939	2,119	154,558
所管計			2,391	176,633

(10) 住居手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	89,594	2,095,225	2,184,819

要求額内訳

項	区分	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	秘書官	324,000	3	972
	一般職員	323,438	274	88,622
	計		277	89,594
下級裁判所	裁判官	320,869	259	83,105
	秘書官	324,000	2	648
	一般職員	313,411	6,418	2,011,472
	計		6,679	2,095,225
	所管計		6,956	2,184,819

明細
書頁

要求
4
71

(11) 単身赴任手当

(単位:千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	81,839	687,757	769,596

要求額内訳

項目	区分	基礎人員(人)	内加算人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	秘書官	0	0	0
	一般職員	105	105	81,839
	指定職	3	3	2,111
	その他	102	102	79,728
	計	105	105	81,839
下級裁判所	裁判官	456	424	293,938
	認証官	4	4	2,945
	指定職相当	414	382	262,129
	その他	38	38	28,864
	秘書官	0	0	0
	一般職員	753	632	393,819
	指定職	5	5	3,242
	その他	748	627	390,577
	計	1,209	1,056	687,757
所管計		1,314	1,161	769,596

明細
書頁要求
4
71

(12) 管理職員特別勤務手当

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	152	196,634	196,786

要求額内訳

項目	区分	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	一般職員	94	152
	指定職	0	0
	その他	94	152
	計	94	152
下級裁判所	裁判官	3,858	187,132
	指定職相当	2,931	153,076
	その他	927	34,056
	一般職員	4,363	9,502
	指定職	0	0
	その他	4,363	9,502
	計	8,221	196,634
所管計		8,315	196,786

明細
書頁

要求
4
71

(13) 広域異動手当

(単位:千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	一	750,804	750,804

要求額内訳

項目	区分	人員(人)	金額(千円)
下級裁判所	裁判官	481	207,515
	指定職相当	409	190,606
	その他	72	16,909
	秘書官	0	0
	一般職員	2,284	543,289
	指定職	3	1,068
	その他	2,281	542,221
所管計		2,765	750,804

(14) 本府省業務調整手当

(単位:千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	202,158	一	202,158

要求額内訳

項目	年額単価(円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	285,938	707	202,158

(15) 警備手当

(単位:千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	2,280	一	2,280

要求額内訳

項目	単価(円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	600	3,800	2,280

(三) 超過勤務手当

明細
書頁要求
4
71

区分	令和2年度 首予算定員	控除人員				対象 人員	年間総時間	単価	令和2年度概算要求額		
		特別職	管理職	その他	計				既定定員分	特別分	計
最高裁判所	人 1,014	人 30	人 94	人 9	人 133	人 881	円 265,219	千円 2,796.76	千円 741,753	0	741,753
下級裁判所	24,702	3,874	4,363	16	8,253	16,449	1,355,993	2,616.66	3,548,172	0	3,548,172
所管計	25,716	3,904	4,457	25	8,386	17,330			4,289,925	0	4,289,925

(四) 休職者給与

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	642,427	-	642,427

要求額内訳

(単位：千円)

年 度	決 算 額 (見込み額)	給与改定率 平成30年度	推定決算額	対前年伸率
平成28年度	291,053	0.996777	290,115	-
平成29年度	344,695	0.996777	343,584	1.184303
平成30年度	405,080	1.000000	405,080	1.178984
令和元年度	526,237	1.000000	526,237	(1.299094)
令和2年度	642,427	1.000000	642,427	(1.220794)

明細
書 頁要求
4
71

(五) 短時間勤務職員給与

明細
書頁

任期付短時間勤務職員給与

(単位：千円)

要求
4
71

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	1,866	10,887	12,753

要求額内訳

区分	年額単価(千円)	人員(人)	金額(千円)
最高裁判所	1,866	1	1,866
下級裁判所	3,629	3	10,887
所管計		4	12,753

明細
書頁

要求
4
71

(六) 公務災害補償費

(単位：千円)

区分	最高裁判所	下級裁判所	所管計
令和2年度概算要求額	144,479	—	144,479

要求額内訳

(単位：千円)

区分	療養補償	休業補償	休業援護金	障害補償		障害特別				遺族補償	遺族特別	福祉事業	合計
				年金	一時金	支給金	給付(年金)	〃(一時金)	援護金				
金額	37,052	5,450	1,324	27,587	24,359	4,600	5,449	3,017	20,400	11,867	2,374	1,000	144,479

(七) 退職手当

区分				人員	金額
一般分	裁判官	普通退職(3条)	自己都合	14人	102,750千円
		公務外傷病(3条)		0	0
		公務外死亡(3条, 4条及び5条)		2	55,427
		任期終了	4条	13	209,198
			5条	6	257,946
	一般職員	計		19	467,144
		計		35	625,321
	一般職員	普通退職(3条)	自己都合	113	720,283
		任期終了		445	128,654
		計		558	848,937
		公務外傷病(3条)		1	8,686
		公務外死亡(3条, 4条及び5条)		14	229,167
	一般分合計			573	1,086,790
	一般分合計			608	1,712,111
定年分	裁判官	定年退職	特例法	1人	10,555千円
			3条	21	172,680
			4条	21	365,996
			5条	42	2,279,656
		計		85	2,828,887
	一般職員	定年退職	3条	0	0
			4条	10	104,824
			5条	519	11,687,295
		計		529	11,792,119
	定年分合計			614	14,621,006
特別分	裁判官	裁判官	応募認定退職(3条)	2人	15,132千円
			応募認定退職(4条)	4	99,288
			応募認定退職(5条)	24	1,192,656
			計	30	1,307,076
		一般職員	応募認定退職(3条)	0	0
			応募認定退職(4条)	3	26,640
			応募認定退職(5条)	94	2,244,492
			計	97	2,271,132
	特別分合計			127	3,578,208
	合計	裁判官合計		150	4,761,284
		一般職員合計		1,199	15,150,041
		合計		1,349	19,911,325

明細
書頁

要求
4
71

(八) 国家公務員共済組合負担金

区分	負 担 金									整理資源	介護保険	事 務 費		計			
	長期基礎額			長 期 金 額	短期基礎額			短 期 金 額	長 期			長 期	短 期				
	標準報酬	標準期末	合計		標準報酬	標準期末	合計										
最高裁判所	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	2,704,650	1,044,225	3,748,875	852,223	6,674,040	2,145,351	8,819,391	340,076	4,722,785	1,143,714	108,872	37,014	7,204,684				
	3,786,510	1,045,200	4,831,710	372,338	479,885												
下級裁判所	56,637,900	24,261,051	80,898,951	18,324,105	143,440,920	51,066,589	194,507,509	7,500,210					25,824,315				
	79,293,060	24,303,610	103,596,670	10,289,221													
公 経 濟 負 担								164					164				
標準システム関係												47,844	47,844				
計			19,176,328					7,840,450	4,722,785	1,143,714	108,872	84,858	33,077,007				

* 長期負担金率 4月～8月期（上段） 0.09932
9月～3月期（下段） 0.09932

* 短期負担金率 0.03856

(九) 基礎年金等国家公務員共済組合負担金

(千円)

公経済負担金	7,863,666
--------	-----------

(十) 育児休業手当金国家公務員共済組合負担金

(千円)

公経済負担金	11,656
--------	--------

定員合理化に伴う経費

定員合理化 「「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について」（平成26年7月25日閣議決定）に協力する定員合理化を57人とし、 そのうち業務改革による定員合理化以外のものを37人とする。	明細 書頁
	要求 4 71

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区分		人件費									
事項	人員(人)	職員基本給			職員諸手当				超過勤務手当	共済組合負担金	計
		職員俸給	地域手当	計	通勤手当	期末手当	勤勉手当	計			
定員合理化											
(項)											
最高裁判所	△ 1	△ 3,106	△ 621	△ 3,727	△ 100	△ 807	△ 575	△ 1,482	△ 782	△ 25,335	△ 31,326
(項)											
下級裁判所	△ 36	△ 109,267	△ 3,278	△ 112,545	△ 3,599	△ 24,385	△ 17,351	△ 45,335	△ 5,903	0	△ 163,783
計	△ 37	△ 112,373	△ 3,899	△ 116,272	△ 3,699	△ 25,192	△ 17,926	△ 46,817	△ 6,685	△ 25,335	△ 195,109

2 要求額表

(単位：千円)

区 分	定 員 合 理 化		合 計
	最 高 裁	下 級 裁	
人 員 (人)	△ 1	△ 36	△ 37
職 員 基 本 紙	△ 3,727	△ 112,545	△ 116,272
職 員 傅 紙	△ 3,106	△ 109,267	△ 112,373
地 域 手 当	△ 621	△ 3,278	△ 3,899
職 員 諸 手 当	△ 1,482	△ 45,335	△ 46,817
通 勤 手 当	△ 100	△ 3,599	△ 3,699
期 末 手 当	△ 807	△ 24,385	△ 25,192
勤 勉 手 当	△ 575	△ 17,351	△ 17,926
超 過 勤 務 手 当	△ 782	△ 5,903	△ 6,685
国家公務員共済組合負担金	△ 727	△ 24,608	△ 25,335
長 期	△ 523	△ 17,711	△ 18,234
短 期	△ 203	△ 6,876	△ 7,079
事 務 費	△ 1	△ 21	△ 22
合 計	△ 6,718	△ 188,391	△ 195,109

区分	最高裁判所				下級裁判所			
	行(二)2級 △1人 (定員合理化)				行(二)2級 △32人 (定員合理化)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	△ 3,727				△ 102,360			
職員俸給	△ 3,106	258,800 円× △ 1人× 12月			△ 99,379	258,800 円× △ 32人× 12月		
地域手当	△ 621	51,760 円× △ 1人× 12月			△ 2,981	7,764 円× △ 32人× 12月		
職員諸手当	△ 1,482				△ 41,158			
通勤手当	△ 100	8,332 円× △ 1人× 12月			△ 3,199	8,332 円× △ 32人× 12月		
期末手当	△ 807	403,728 円× △ 1人 403,728 円× △ 1人			△ 22,178	346,533 円× △ 32人 346,533 円× △ 32人		
勤勉手当	△ 575	287,268 円× △ 1人 287,268 円× △ 1人			△ 15,781	246,571 円× △ 32人 246,571 円× △ 32人		
超過勤務手当	△ 782	2,311.86 円× △ 1人× 12月× 32時間× 38.75 / 44			△ 5,369	1,984.35 円× △ 32人× 12月× 8時間× 38.75 / 44		
国家公務員 共済組合負担金	△ 727				△ 22,381			
長期負担金	△ 523	323,500 円× △ 1人× 12月× 0.09932 △ 1,382 千円× 0.09932			△ 16,108	323,500 円× △ 32人× 12月× 0.09932 △ 37,959 千円× 0.09932		
短期負担金	△ 203	323,500 円× △ 1人× 12月× 0.03856 △ 1,382 千円× 0.03856			△ 6,254	323,500 円× △ 32人× 12月× 0.03856 △ 37,959 千円× 0.03856		
事務費	△ 1	540.82 円× △ 1人× 1.10 × 1.00			△ 19	540.82 円× △ 32人× 1.10 × 1.00		
合計	△ 6,718				△ 171,268			

区分	下級裁判所		
	行(二)1級 △4人 (定員合理化)		
	金額 (千円)	積 算	
職員基本給	△ 10,185		
職員俸給	△ 9,888	206,000 円× △ 4人× 12月	
地域手当	△ 297	6,180 円× △ 4人× 12月	
職員諸手当	△ 4,177		
通勤手当	△ 400	8,332 円× △ 4人× 12月	
期末手当	△ 2,207	275,834 円× △ 4人 275,834 円× △ 4人	
勤勉手当	△ 1,570	196,266 円× △ 4人 196,266 円× △ 4人	
超過勤務手当	△ 534	1,579.50 円× △ 4人× 12月× 8時間× 38.75 / 44	
国家公務員 共済組合負担金	△ 2,227		
長期負担金	△ 1,603	257,500 円× △ 4人× 12月× 0.09932 △ 3,777 千円× 0.09932	
短期負担金	△ 622	257,500 円× △ 4人× 12月× 0.03856 △ 3,777 千円× 0.03856	
事務費	△ 2	540.82 円× △ 4人× 1.10 × 1.00	
合計	△ 17,123		

増員要求に伴う経費

増員要求に伴う経費

令和2年度増加要求人員表

区分		民事訴訟事件の審理充実	家庭事件処理の充実強化	事件処理の支援のための体制強化	ワークライフバランス推進 国家公務員の女性活躍と
官職	裁判官	判事	[13]	[17]	
行 (一)	書記官		11		
	事務官			9	2

(注) 裁判官については、〔 〕は判事補から判事への振替による増である。

第1 民事訴訟事件の審理充実のための増員

(必要性)

企業の経済活動の多様化・複雑化・国際化、国民の権利意識の高揚や価値観の多様化を背景に、新しい取引形態・労働形態を巡る様々な利益衝突が発生しているだけでなく、企業も説明責任の観点から法的手続による紛争解決を指向するようになっている。

また、都市化・核家族化や経済産業構造の変化に伴い、社会の諸集団が担ってきた調整機能が低下している。さらに、科学技術の進歩に伴い、先端技術等を巡って新しい領域における紛争が世界規模で生じてきている。このように社会経済情勢が変化している中では、合理的な解決基準、透明かつ公正な手続による紛争解決が不可欠であり、司法に対する国民の期待・要求が高まっている。

上記のような社会経済情勢、特に科学技術の進歩を背景に、専門的知見等を要する事件が増加するとともに、個々の事件の内容も複雑困難化が一層進んでおり、解決に要する負担が増大している。特に近時においては、医療・建築などの典型的な専門訴訟だけでなく、多様化した金融取引に端を発したものや、施設内で発生した事故の安全配慮義務を問うものなど類型化できないものが増えてきている。また、企業再編や買収防衛策を巡る先例のない事件や、環境問題や消費者問題、先端技術を巡る事件などのほか、インターネット等を利用して、多くの被害者を募り、数百人から数千人という規模の原告団を結成して集団提訴する大型訴訟も発生するなど、裁判所の判断が企業・個人の社会的経済的活動や政府の政策形成に大きな影響を及ぼす類型の事件も数多く提起されるようになっており、さらにこうした集団訴訟が、一つの裁判所にまとめて提起されず、各地の裁判所に分散して提起されるなど、複雑困難な事件が各地の裁判所で係属する状況も見られる。

これに対して、裁判所は、人的態勢の強化を行うとともに、民事訴訟法で導入された各種の争点及び証拠の整理手続や専門委員制度等をできる限り活用することで、公正かつ適正で充実した手続の下での迅速な裁判の実現に努めてきた。すなわち、事案に合わせて選択した争点整理手続の中で、裁判官が十分に準備をして適時適切に訴訟指揮を行い、訴訟関係人の積極的な訴訟準備活動を促すことにより、争点を明確にした効率的な訴訟運営を行い、書記官が期日間準備等の訴訟進行のマネジメントを効果的に行うことによって、審理の充実と迅速化に努め、中長期的には地方裁判所における民事訴訟の平均審理期間の短縮や、審理期間が2年を超える終局しない事件の数の減少など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、前述した事件の複雑困難化により、争点整理手続に時間を要する事件が増えてきており、2年を超える終局しない事件の数が近年は増加傾向にあり、裁判所としても看過し難い状況になりつつある。

このような状況の中で、民事訴訟事件について、大型化、複雑困難化している事件に対して、事件の背景にある社会的事実や裁判所の判断が社会経済に及ぼす影響までをも見据えた上で、社会的に通用力のある質の高い判断をし、適切に解決するとともに、審理期間を適切なものにしていくには、民事訴訟法上整備された制度的基盤の活用に加えて、合議体による審理を活用していく必

要がある。すなわち、異なる経験・知見を持った合議体を構成する3人の裁判官がそれぞれ事前に調査、分析を尽くした上で、期日の進行方法や法的論点、心証、終局への道筋等について議論を交わし（事前合議），多角的に検討することで、早期に事案の全体像や真の争点を把握することが可能となり、これを踏まえて、争点整理期日等において、当事者との確な議論をして争点及び証拠の整理を行い、証拠調べをすることにより、説得力のある質の高い適正な判断が形成され、社会経済活動に大きな影響を与える可能性がある事件について、より通用力のある質の高い判断を行うことが可能となる。また、その過程において、裁判所の認識や問題意識を共有した当事者が真に必要な主張立証を適時に行うことや、裁判所が早期の段階で説得力ある和解案を提示することが可能になり、迅速な審理が実現される。そこで、事件処理に長けたベテランの裁判官を増員して、単独事件の審理の充実、促進はもちろん、合議体による審理の充実強化を図ることにより裁判所の人的態勢を充実強化し、訴訟の円滑な進行を図ることが不可欠である。

（令和2年度の要求人員）

以上のような状況に対応するために、令和2年度は、判事補から判事への13人の振替を要求する。

明細 書頁	要求 72
<p>第2 家庭事件処理の充実強化のための増員 (必要性)</p> <p>近年、少子高齢化の急速な進行、個人の権利意識の高揚及び家庭の問題解決機能の低下等を背景として、家庭事件は複雑困難化しているのみならず、事件数の増加が顕著である。特に、家事事件（人事訴訟事件を含む。）の新受件数は、平成7年以降平成25年まで過去最高の数値を更新し続け、平成26年に一旦落ち着きを見せたものの、平成27年に入って、再び増加に転じ、平成30年には約107万件と、平成20年比で約30万件増加している。</p> <p>特に、高齢化社会の進展に伴い、後見等開始等事件の新受件数は増加し、それに伴って家庭裁判所の監督対象となる成年後見制度の利用者数は累積的に増加しており、平成30年12月末日時点では約22万人に達している。このような中、これまで家庭裁判所では、後見関係事件を専門的に取り扱う後見センターを設置するなど、専門的処理態勢の構築を行ったり、後見等開始時には、後見人等候補者の適格性審査を厳格に行い、必要に応じて弁護士等の専門職を活用したり、管理継続中の事件については、監督事務に関する知見の蓄積を活かし、真にリスクの高いものを選別して実効的かつ合理的な監督を行い、後見人等による不正の兆候を発見した場合には、財産管理権を喪失させるための手続をシステム化して被害拡大を防止する運用を実践したりし、合理的な事務処理を行ってきた。さらに、平成24年2月からは、被後見人の金銭財産の一部を信託銀行等に信託する後見制度支援信託の運用も開始し、最近では後見制度支援預貯金の取扱いを開始する金融機関等も出てきたところである。</p> <p>しかしながら、後見人等による横領等の不正は、減少傾向にあるものの、依然として一定数発生している状況にあり、後見等監督処分事件や実質的に後見人等に対する監督として機能している報酬付与申立事件の審査を通じた裁判所による後見監督を大幅に強化する必要があることから、後見関係事件の各手続段階において後見人等の提出書類の第一次審査等を行う書記官を増員する必要がある。</p> <p>また、平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）に基づき平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画においては、市町村が権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を設置し、その中核機関を中心に地域連携ネットワークを構築しつつ、保健・医療・福祉の各分野が連携しながら、成年被後見人等の権利を擁護することが期待されているところ、家庭裁判所も、各地域連携ネットワークの関係機関の一員として、都道府県及び市町村や専門職団体などの関係機関等と連携しながら、協議を進めていくことが期待されている。具体的には、中核機関設置の検討の段階においては、成年後見制度についての知見やノウハウを有する家庭裁判所が、制度の内容や利用状況の説明、中核機関に求められる役割・機能の認識共有に至るまで、自治体の活動に協力していく必要があり、中核機関設置の準備段階においては、支援事務の運用に向けた自治体等の取組について、日頃から後見関係事件を取り扱い、知識・経験を有する家</p>	

庭裁判所が、関係機関の一員として積極的に関与し、専門職団体等の関係機関とともに、意見交換を行うなどして連携をしていく必要がある。また、中核機関による運用が開始された後も、各機関における適切な役割分担・連携をし、適正な運用を確保するため、実際の運用の中で生じた具体的なケースについて、中核機関や専門職団体等と継続的に協議を重ねつつ、課題抽出・運用改善のための取組を絶えず協働していく必要がある。これら中核機関や専門職団体との協議・意見交換においては、日頃から後見関係事件を処理している判事が、協議会等に積極的に参加していくことが必要である。

さらに、近年、少子高齢化、核家族化等家族のあり方が変化したことや国民の権利意識の高まり及び家庭の問題解決機能の低下に伴い、家族間の紛争であっても、裁判所における透明性のある手続の中で、当事者の権利義務関係を踏まえた解決が望まれるようになっている。現に家庭裁判所に持ち込まれる審判・調停の件数は引き続き増加傾向にあり、特に、当事者の対立が先鋭化しやすい別表第二調停事件（子を巡る事件や遺産分割調停事件等）の割合が高い状況となっている。

このような状況の中、子の福祉への社会的関心から、児童福祉法や民法の相次ぐ改正により新たに審判手続が設けられる等しており、子を巡る事件を中心に、裁判所が果たすべき役割が高まっているといえる。裁判所としては、当事者の手続保障に配慮して審判・調停事件を運営し、法的判断の枠組みと紛争の実態を踏まえた解決案を策定していくなど、これまで以上に、裁判官が審判・調停等に積極的に関与することが求められているところ、家庭裁判所の裁判官は、近年の後見関係事件の増加や審判・調停事件の内容の複雑困難化（特に子を巡る事件など、当事者の対立が激しい事件が増加）の影響を受けて繁忙な状況となっており、上記役割を果たすためには、事件処理に長けた判事の増員が必要不可欠である。

（令和2年度の要求人員）

以上のような状況に対応するために、令和2年度は、判事については判事補から17人の振替を要求し、書記官については11人の増員を要求する。

第3 事件処理の支援のための体制強化のための増員 (必要性)	明細書 頁
<p>裁判所は、裁判部門において実際の事件処理を行っているほか、事件処理には直接関与しないものの、司法行政部門において、裁判事務の合理的、効率的な運用を図り、事件処理が円滑に進むよう裁判部門の支援を行っている。</p> <p>近時、情報技術の発達に伴う情報化社会の著しい進展により、国民の生活に関わる様々な分野で手続のオンライン化が浸透し、それが広く受け入れられている状況にある。このような中、平成29年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」の検討結果の取りまとめ及び平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」の中で、裁判手続等のIT化については、適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判を実現するため、現代社会における情報通信技術の発展、浸透の度合い等を適切に反映しつつ、国民の司法アクセス向上、裁判手続の迅速化・充実化に資することを目的として、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続等の全面IT化」に向け、現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていくこと、関係法令の改正により初めて実現可能となるものについて、所要の法整備を行い、直ちに制度的実現を図っていくこと、関係法令を改正するとともに、システム、ITサポート等の環境整備を行い、オンライン申立てへの移行等を図ることについて、順次、検討・準備を行うことが求められている。</p> <p>これを受け、裁判所としても、適正・迅速な裁判を実現し、国民の利便性を向上させるために、利用者のニーズを的確に把握し、同ニーズを踏まえた多角的な検討を行うとともに、裁判手続全体に及ぼす影響や裁判手続全体との関係性を踏まえた上で、IT化後の民事訴訟手続に関する新たな制度や運用の在り方を検討していくほか、オンラインでの申立てや電子記録の実現に向けたシステムの開発にも速やかに取り組んでいく必要がある。</p> <p>(令和2年度の要求人員)</p> <p>以上のような状況に対応するために、令和2年度は、事務官9人の増員を要求する。</p>	要求 5

<p>第4 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための増員 (必要性)</p> <p>政府では、少子高齢化の進行とともに生産年齢人口が減少する中で、経済社会が持続的に発展していくためにも、最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにし、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現することが重要であり、国が率先して取り組む必要があるとしている。また、政府では、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組み、多様な人材をいかすダイバーシティマネジメントを進めることは、国民のニーズをきめ細かく把握し、新しい発想による政策対応や行政サービスを可能とし、子育てや介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるようになるなど、政策の質と行政サービスの向上のためにも必要であるとして、女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての職員の「働き方改革」により仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現することが不可欠であるとし、同取組みのための二つの改革として、先に述べた「働き方改革」と「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」を挙げている（「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」）。</p> <p>裁判所は、「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」の構成員ではないため、同協議会が決定した取組指針に基づく取組計画を策定・公表することは求められていないが、裁判所としても、同取組指針の趣旨や目的については賛同するところであり、裁判所特定事業主行動計画を定め、「働き方改革」「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」に積極的に取り組んでいるところであるが、裁判所は裁判官以外の裁判所職員に占める女性の割合が約4割、裁判所職員の採用者全体に占める女性割合が5割を超えており、育児時間取得者等によるマンパワー不足が100人分を超える状況である。このような状況については、実務面での調整を行うことで対応しているものの、なお実態上困難な場合が生じており、司法に対する国民の期待に応え、適正に事務処理を行っていくためには、こうした実態上の困難をカバーし、女性の活躍とワークライフバランスの推進を進めていく必要がある。</p> <p>（令和2年度の要求人員）</p> <p>以上のような状況に対応するために、令和2年度は、事務官2人の増員を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 5 72</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区分		人件費										
事項	人員(人)	職員基本給			職員諸手当					超過勤務手当	共済組合負担金	計
		職員俸給	地域手当	計	通勤手当	本府省業務調整手当	期末手当	勤勉手当	計			
増員												
(項)最高裁判所	10	27,600	5,520	33,120	1,000	2,100	4,898	3,484	11,482	6,948	11,855	63,405
(項)下級裁判所	12	28,368	2,837	31,205	1,200	0	4,416	3,142	8,758	1,636	0	41,599
計	22	55,968	8,357	64,325	2,200	2,100	9,314	6,626	20,240	8,584	11,855	105,004

2 官職別要求額表

(単位:千円)

区分	一般職		合計
	書記官	事務官	
人員(人)	11	11	22
職員基本給	28,169	36,156	64,325
職員俸給	25,608	30,360	55,968
地域手当	2,561	5,796	8,357
職員諸手当	7,890	12,350	20,240
通勤手当	1,100	1,100	2,200
本府省業務調整手当	0	2,100	2,100
期末手当	3,967	5,347	9,314
勤勉手当	2,823	3,803	6,626
超過勤務手当	1,477	7,107	8,584
国家公務員共済組合負担金	5,356	6,499	11,855
長期	3,853	4,676	8,529
短期	1,496	1,816	3,312
事務費	7	7	14
合計	42,892	62,112	105,004

区分	下級裁判所				最高裁判所			
	行(一) 2級書記官 11人 (増員)				行(一) 3級事務官 9人 (増員)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	28,169				29,808			
職員俸給	25,608	194,000 円× 11人× 12月			24,840	230,000 円× 9人× 12月		
地域手当	2,561	19,400 円× 11人× 12月			4,968	46,000 円× 9人× 12月		
職員諸手当	7,890				10,334			
通勤手当	1,100	8,332 円× 11人× 12月			900	8,332 円× 9人× 12月		
期末手当	3,967	83,226 円× 11人 277,420 円× 11人			4,408	113,022 円× 9人 376,740 円× 9人		
勤勉手当	2,823	59,218 円× 11人 197,395 円× 11人			3,136	80,419 円× 9人 268,065 円× 9人		
本府省業務調整手当	0				1,890	17,500 円× 9人× 12月		
超過勤務手当	1,477	1,588.59 円× 11人× 12月× 8時間× 38.75 / 44			6,253	2,054.59 円× 9人× 12月× 32時間× 38.75 / 44		
国家公務員共済組合負担金	5,356				5,325			
長期負担金	3,853	242,500 円× 11人× 12月× 0.09932 6,790 千円× 0.09932			3,832	287,500 円× 9人× 12月× 0.09932 7,544 千円× 0.09932		
短期負担金	1,496	242,500 円× 11人× 12月× 0.03856 6,790 千円× 0.03856			1,488	287,500 円× 9人× 12月× 0.03856 7,544 千円× 0.03856		
事務費	7	540.82 円× 11人× 1.10 × 1.00			5	540.82 円× 9人× 1.10 × 1.00		
合計	42,892				51,720			

区分	最高裁判所				下級裁判所			
	行(一)3級事務官 1人 (増員)				行(一)3級事務官 1人 (増員)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	3,312				3,036			
職員俸給	2,760	230,000円×	1人×	12月	2,760	230,000円×	1人×	12月
地域手当	552	46,000円×	1人×	12月	276	23,000円×	1人×	12月
職員諸手当	1,148				868			
通勤手当	100	8,332円×	1人×	12月	100	8,332円×	1人×	12月
期末手当	490	113,022円×	1人		449	103,603円×	1人	
		376,740円×	1人			345,345円×	1人	
勤勉手当	348	80,419円×	1人		319	73,717円×	1人	
268,065円×	1人					245,726円×	1人	
本府省業務調整手当	210	17,500円×	1人×	12月	0			
超過勤務手当	695	2,054.59円×	1人×	12月×	32時間×	38.75／44		
国家公務員 共済組合負担金	591				583			
長期負担金	425	287,500円×	1人×	12月×	0.09932			
		838千円×			0.09932			
短期負担金	165	287,500円×	1人×	12月×	0.03856			
		838千円×			0.03856			
事務費	1	540.82円×	1人×	1.10×	1.00			
合計	5,746				4,646			

振替定員に伴う経費

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位:千円)

区分		人件費												
事項	人員(人)	職員基本給				職員諸手当					超過勤務手当	共済組合負担金	計	
		職員俸給	扶養手当	地域手当	計	通勤手当	管理職員特別勤務手当	本府省業務調整手当	期末手当	勤勉手当				
振替														
(項) 最高裁判所	0	△ 8,282	0	△ 1,656	△ 9,938	0	0	0	△ 4,107	△ 2,923	△ 7,030	△ 2,085	△ 3,315	△ 22,368
(項) 下級裁判所	0	672	△ 2,566	△ 189	△ 2,083	0	180	0	△ 4,392	△ 3,125	△ 7,337	△ 621	0	△ 10,041
計	0	△ 7,610	△ 2,566	△ 1,845	△ 12,021	0	180	0	△ 8,499	△ 6,048	△ 14,367	△ 2,706	△ 3,315	△ 32,409

2 要求額表

(単位:千円)

区分	裁判官		一般職						合計	
	下級裁		下級裁		下級裁		最高裁			
	判事	判事補	行(一)4級 (書記官)	行(一)4級 (速記官)	行(一)2級 (事務官)	行(一)2級 (事務官)	行(一)3級 (事務官)	行(一)3級 (事務官)		
人員(人)	30	△ 30	2	△ 2	13	△ 13	7	△ 7	0	
職員基本給	51,084	△ 44,552	9,625	△ 9,625	33,290	△ 41,905	23,184	△ 33,122	△ 12,021	
職員俸給	46,440	△ 37,936	8,750	△ 8,750	30,264	△ 38,096	19,320	△ 27,602	△ 7,610	
扶養手当	0	△ 2,566	0	0	0	0	0	0	△ 2,566	
地域手当	4,644	△ 4,050	875	△ 875	3,026	△ 3,809	3,864	△ 5,520	△ 1,845	
職員諸手当	1,290	△ 1,110	4,126	△ 4,126	9,324	△ 16,841	8,037	△ 15,067	△ 14,367	
通勤手当	750	△ 750	200	△ 200	1,300	△ 1,300	700	△ 700	0	
管理職員特別勤務手当	540	△ 360	0	0	0	0	0	0	180	
本府省業務調整手当	0	0	0	0	0	0	1,470	△ 1,470	0	
期末手当	0	0	2,294	△ 2,294	4,688	△ 9,080	3,428	△ 7,535	△ 8,499	
勤勉手当	0	0	1,632	△ 1,632	3,336	△ 6,461	2,439	△ 5,362	△ 6,048	
超過勤務手当	0	0	505	△ 505	1,746	△ 2,367	4,864	△ 6,949	△ 2,706	
国家公務員共済組合負担金	8,010	△ 6,544	2,050	△ 2,050	6,331	△ 8,715	4,143	△ 6,540	△ 3,315	
長期	5,767	△ 4,711	1,476	△ 1,476	4,555	△ 6,273	2,982	△ 4,708	△ 2,388	
短期	2,238	△ 1,828	573	△ 573	1,768	△ 2,435	1,157	△ 1,828	△ 928	
事務費	5	△ 5	1	△ 1	8	△ 7	4	△ 4	1	
合計	60,384	△ 52,206	16,306	△ 16,306	50,691	△ 69,828	40,228	△ 61,678	△ 32,409	

区分	下級裁判所				下級裁判所			
	判事8号 13人(振替)				判事補1号 △13人(振替)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	22,136				△ 19,306			
職員俸給	20,124	516,000 円× 13人× 3月			△ 16,439	421,500 円× △ 13人× 3月		
扶養手当	0				△ 1,112	28,500 円× △ 13人× 3月		
地域手当	2,012	51,600 円× 13人× 3月			△ 1,755	45,000 円× △ 13人× 3月		
職員諸手当	559				△ 481			
通勤手当	325	8,332 円× 13人× 3月			△ 325	8,332 円× △ 13人× 3月		
期末手当	0				0			
勤勉手当	0				0			
管理職員特別勤務手当	234	18,000 円× 13人			△ 156	12,000 円× △ 13人		
本府省業務調整手当	0				0			
超過勤務手当	0				0			
国家公務員 共済組合負担金	3,471				△ 2,835			
長期負担金	2,499	645,000 円× 13人× 3月× 0.09932 0千円× 0.09932			△ 2,041	526,875 円× △ 13人× 3月× 0.09932 0千円× 0.09932		
短期負担金	970	645,000 円× 13人× 3月× 0.03856 0千円× 0.03856			△ 792	526,875 円× △ 13人× 3月× 0.03856 0千円× 0.03856		
事務費	2	540.82 円× 13人× 1.10 × 0.25			△ 2	540.82 円× △ 13人× 1.10 × 0.25		
合計	26,166				△ 22,622			

区分	下級裁判所				下級裁判所			
	判事8号 17人(振替)				判事補1号 △17人(振替)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	28,948				△ 25,246			
職員俸給	26,316	516,000 円× 17人× 3月			△ 21,497	421,500 円× △ 17人× 3月		
扶養手当	0				△ 1,454	28,500 円× △ 17人× 3月		
地域手当	2,632	51,600 円× 17人× 3月			△ 2,295	45,000 円× △ 17人× 3月		
職員諸手当	731				△ 629			
通勤手当	425	8,332 円× 17人× 3月			△ 425	8,332 円× △ 17人× 3月		
期末手当	0				0			
勤勉手当	0				0			
管理職員特別勤務手当	306	18,000 円× 17人			△ 204	12,000 円× △ 17人		
本府省業務調整手当	0				0			
超過勤務手当	0				0			
国家公務員 共済組合負担金	4,539				△ 3,709			
長期負担金	3,268	645,000 円× 17人× 3月× 0.09932 0千円× 0.09932			△ 2,670	526,875 円× △ 17人× 3月× 0.09932 0千円× 0.09932		
短期負担金	1,268	645,000 円× 17人× 3月× 0.03856 0千円× 0.03856			△ 1,036	526,875 円× △ 17人× 3月× 0.03856 0千円× 0.03856		
事務費	3	540.82 円× 17人× 1.10 × 0.25			△ 3	540.82 円× △ 17人× 1.10 × 0.25		
合計	34,218				△ 29,584			

区分	下級裁判所				下級裁判所			
	行(一) 4級書記官 2人 (振替)				行(一) 4級速記官 △2人 (振替)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	9,625				△ 9,625			
職員俸給	8,750	364,600 円× 2人× 12月			△ 8,750	364,600 円× △ 2人× 12月		
扶養手当	0				0			
地域手当	875	36,460 円× 2人× 12月			△ 875	36,460 円× △ 2人× 12月		
職員諸手当	4,126				△ 4,126			
通勤手当	200	8,332 円× 2人× 12月			△ 200	8,332 円× △ 2人× 12月		
期末手当	2,294	573,515 円× 2人			△ 2,294	573,515 円× △ 2人		
		573,515 円× 2人				573,515 円× △ 2人		
勤勉手当	1,632	408,078 円× 2人			△ 1,632	408,078 円× △ 2人		
管理職員特別勤務手当	0				0			
本府省業務調整手当	0				0			
超過勤務手当	505	2,985.56 円× 2人× 12月× 8時間× 38.75／44			△ 505	2,985.56 円× △ 2人× 12月× 8時間× 38.75／44		
国家公務員 共済組合負担金	2,050				△ 2,050			
長期負担金	1,476	455,750 円× 2人× 12月× 0.09932 3,926 千円× 0.09932			△ 1,476	455,750 円× △ 2人× 12月× 0.09932 △ 3,926 千円× 0.09932		
短期負担金	573	455,750 円× 2人× 12月× 0.03856 3,926 千円× 0.03856			△ 573	455,750 円× △ 2人× 12月× 0.03856 △ 3,926 千円× 0.03856		
事務費	1	540.82 円× 2人× 1.10 × 1.00			△ 1	540.82 円× △ 2人× 1.10 × 1.00		
合計	16,306				△ 16,306			

区分	最高裁判所				最高裁判所			
	行(一) 3級事務官 7人 (振替)				行(一) 3級事務官 △7人 (振替)			
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	23,184				△ 33,122			
職員俸給	19,320	230,000 円× 7人× 12月			△ 27,602	328,600 円× △ 7人× 12月		
扶養手当	0				0			
地域手当	3,864	46,000 円× 7人× 12月			△ 5,520	65,720 円× △ 7人× 12月		
職員諸手当	8,037				△ 15,067			
通勤手当	700	8,332 円× 7人× 12月			△ 700	8,332 円× △ 7人× 12月		
期末手当	3,428	113,022 円× 7人 376,740 円× 7人			△ 7,535	538,246 円× △ 7人 538,246 円× △ 7人		
勤勉手当	2,439	80,419 円× 7人 268,065 円× 7人			△ 5,362	382,983 円× △ 7人 382,983 円× △ 7人		
管理職員特別勤務手当	0				0			
本府省業務調整手当	1,470	17,500 円× 7人× 12月			△ 1,470	17,500 円× △ 7人× 12月		
超過勤務手当	4,864	2,054.59 円× 7人× 12月× 32時間× 38.75 / 44			△ 6,949	2,935.38 円× △ 7人× 12月× 32時間× 38.75 / 44		
国家公務員 共済組合負担金	4,143				△ 6,540			
長期負担金	2,982	287,500 円× 7人× 12月× 0.09932 5,867 千円× 0.09932			△ 4,708	410,750 円× △ 7人× 12月× 0.09932 △ 12,897 千円× 0.09932		
短期負担金	1,157	287,500 円× 7人× 12月× 0.03856 5,867 千円× 0.03856			△ 1,828	410,750 円× △ 7人× 12月× 0.03856 △ 12,897 千円× 0.03856		
事務費	4	540.82 円× 7人× 1.10 × 1.00			△ 4	540.82 円× △ 7人× 1.10 × 1.00		
合計	40,228				△ 61,678			

区 分	下 級 裁 判 所				下 級 裁 判 所			
	行(一) 2級事務官		13人	(振替)	行(一) 2級事務官		△4人	(振替)
	金額 (千円)	積 算			金額 (千円)	積 算		
職員基本給	33,290				△ 12,894			
職員俸給	30,264	194,000 円× 13人× 12月			△ 11,722	244,200 円× △ 4人× 12月		
扶養手当	0				0			
地域手当	3,026	19,400 円× 13人× 12月			△ 1,172	24,420 円× △ 4人× 12月		
職員諸手当	9,324				△ 5,182			
通勤手当	1,300	8,332 円× 13人× 12月			△ 400	8,332 円× △ 4人× 12月		
期末手当	4,688	83,226 円× 13人 277,420 円× 13人			△ 2,794	349,206 円× △ 4人 349,206 円× △ 4人		
勤勉手当	3,336	59,218 円× 13人 197,395 円× 13人			△ 1,988	248,473 円× △ 4人 248,473 円× △ 4人		
管理職員特別勤務手当	0				0			
本府省業務調整手当	0				0			
超過勤務手当	1,746	1,588.59 円× 13人× 12月× 8時間× 38.75／44			△ 845	1,999.65 円× △ 4人× 12月× 10時間× 38.75／44		
国家公務員 共済組合負担金	6,331				△ 2,681			
長期負担金	4,555	242,500 円× 13人× 12月× 0.09932 8,024 千円× 0.09932			△ 1,930	305,250 円× △ 4人× 12月× 0.09932 △ 4,782 千円× 0.09932		
短期負担金	1,768	242,500 円× 13人× 12月× 0.03856 8,024 千円× 0.03856			△ 749	305,250 円× △ 4人× 12月× 0.03856 △ 4,782 千円× 0.03856		
事務費	8	540.82 円× 13人× 1.10 × 1.00			△ 2	540.82 円× △ 4人× 1.10 × 1.00		
合計	50,691				△ 21,602			

区分	下級裁判所			
	行(一) 2級事務官	△ 9人	(振替)	
金額 (千円)	積 算			
職員基本給	△ 29,011			
職員俸給	△ 26,374	244,200 円×	△ 9人×	12月
扶養手当	0			
地域手当	△ 2,637	24,420 円×	△ 9人×	12月
職員諸手当	△ 11,659			
通勤手当	△ 900	8,332 円×	△ 9人×	12月
		349,206 円×	△ 9人	
期末手当	△ 6,286	349,206 円×	△ 9人	
		248,473 円×	△ 9人	
勤勉手当	△ 4,473	248,473 円×	△ 9人	
管理職員特別勤務手当	0			
本府省業務調整手当	0			
超過勤務手当	△ 1,522	1,999.65 円×	△ 9人×	12月×
国家公務員				8時間×
共済組合負担金	△ 6,034			38.75 / 44
		305,250 円×	△ 9人×	12月 ×
長期負担金	△ 4,343	△ 10,759 千円×		0.09932
				0.09932
短期負担金	△ 1,686	305,250 円×	△ 9人×	12月 ×
		△ 10,759 千円×		0.03856
事務費	△ 5	540.82 円×	△ 9人×	1.10 × 1.00
合計	△ 48,226			

裁 判 費

目 次

分冊 頁

裁判に必要な経費

1 事件計算分 -----	2 - 311
2 裁判の迅速適正処理経費 -----	2 - 349
3 裁判員制度の施行に必要な経費 -----	2 - 421
4 心神喪失者等医療観察事件の処理経費 -----	2 - 437
5 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費-----	2 - 447

裁判に必要な経費

裁判費要求額総表

(単位:千円)

区分	事件計算分	裁判の迅速適正処理経費	裁判員制度の施行に必要な経費	心神喪失者等医療観察事件の処理経費	情報通信技術を活用した裁判手続き等の運用に必要な経費	令和2年度要求額	備考
裁判費							
諸謝金	546,893	26,202	0	1,579,749	0	2,152,844	
裁判旅費	272,942	0	0	0	0	272,942	
執行官旅費	43,636	0	0	0	0	43,636	
委員等旅費	836,269	0	660,196	2,901	0	1,499,366	
証人等旅費	201,195	0	0	1,161	0	202,356	
裁判庁費	1,690,963	11,430,739	870,811	0	388,682	14,381,195	
特別送達料	465,145	0	110,800	0	0	575,945	
身柄拘束者食糧費	424	0	0	0	0	424	
少年補導委託費	173,679	0	0	0	0	173,679	
賠償償還及払戻金	277,694	0	0	0	0	277,694	
保証金	10,000	0	0	0	0	10,000	
刑事補償金	641,027	0	0	0	0	641,027	
少年補償金	10,021	0	0	0	0	10,021	
合計	5,169,888	11,456,941	1,641,807	1,583,811	388,682	20,241,129	

令和2年度裁判費裁判所別要求額内訳表

(単位:千円)

区分	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所	簡易裁判所	要求額	備考
裁判費							
諸謝金	8,395	34,310	2,029,507	36,571	44,061	2,152,844	
鑑定入院命令に基づく入院経費	0	0	1,410,839	0	0	1,410,839	
鑑定人手当	0	5,900	306,196	11,316	0	323,412	
通訳謝金	0	5,401	257,727	25,255	44,061	332,444	
指定弁護士手当	5,283	10,601	10,318	0	0	26,202	
国選弁護人等報酬	3,112	12,408	44,427	0	0	59,947	
裁判旅費	3,686	13,078	84,688	136,482	35,008	272,942	
執行官旅費	0	0	43,636	0	0	43,636	
委員等旅費	95	383	684,450	326,415	488,023	1,499,366	
裁判員等旅費	0	0	660,196	0	0	660,196	
調停委員旅費	0	0	1,464	757	298	2,519	
調停官旅費	0	0	62	0	2	64	
参与員旅費	0	0	0	325,658	0	325,658	
司法委員旅費	0	0	0	0	487,723	487,723	
鑑定委員旅費	0	0	19,818	0	0	19,818	
専門委員旅費	0	0	435	0	0	435	
精神保健審判員等旅費	0	0	305	0	0	305	
国選弁護人等旅費	95	383	2,170	0	0	2,648	
証人等旅費	0	3,922	173,839	11,992	12,603	202,356	
証人旅費	0	682	56,873	1,277	887	59,719	
鑑定人旅費	0	39	2,771	28	0	2,838	
通訳人旅費	0	3,201	113,250	7,482	11,716	135,649	
少年旅費	0	0	0	77	0	77	
参考人旅費	0	0	945	3,128	0	4,073	
裁判庁費	-	-	-	-	-	14,381,195	
消耗品費	-	-	-	-	-	761,054	
印刷製本費	-	-	-	-	-	85,531	
通信運搬費	-	-	-	-	-	1,242,069	
借料及び損料	-	-	-	-	-	2,082,374	
雜役務費等	-	-	-	-	-	10,210,167	
特別送達料	8,698	24,453	426,858	6,599	109,337	575,945	
身柄拘束者食糧費	0	0	3	421	0	424	
少年補導委託費	0	0	0	173,679	0	173,679	
賠償償還及払戻金	25	48,838	149,491	8,709	70,631	277,694	
保証金	0	0	10,000	0	0	10,000	
刑事補償金	0	135,559	504,161	0	1,307	641,027	
少年補償金	0	0	0	10,021	0	10,021	
合計	20,899	260,543	4,106,633	710,889	760,970	20,241,129	

令和2年度裁判費裁判所別要求額内訳表（事件計算分）

(単位:千円)

区分	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所	簡易裁判所	要求額	備考
裁判費							
諸謝金	0	11,551	454,710	36,571	44,061	546,893	
鑑定入院命令に基づく入院経費	0	0	0	0	0	0	
鑑定人手当	0	5,900	197,332	11,316	0	214,548	
通訳謝金	0	5,401	256,867	25,255	44,061	331,584	
指定弁護士手当	0	0	0	0	0	0	
国選弁護人等報酬	0	250	511	0	0	761	
裁判旅費	3,686	13,078	84,688	136,482	35,008	272,942	
執行官旅費	0	0	43,636	0	0	43,636	
委員等旅費	0	18	21,813	326,415	488,023	836,269	
裁判員等旅費	0	0	0	0	0	0	
調停委員旅費	0	0	1,464	757	298	2,519	
調停官旅費	0	0	62	0	2	64	
参与員旅費	0	0	0	325,658	0	325,658	
司法委員旅費	0	0	0	0	487,723	487,723	
鑑定委員旅費	0	0	19,818	0	0	19,818	
専門委員旅費	0	0	435	0	0	435	
精神保健審判員等旅費	0	0	0	0	0	0	
国選弁護人等旅費	0	18	34	0	0	52	
証人等旅費	0	3,922	172,678	11,992	12,603	201,195	
証人旅費	0	682	56,814	1,277	887	59,660	
鑑定人旅費	0	39	2,731	28	0	2,798	
通訳人旅費	0	3,201	113,133	7,482	11,716	135,532	
少年旅費	0	0	0	77	0	77	
参考人旅費	0	0	0	3,128	0	3,128	
裁判庁費	-	-	-	-	-	1,690,963	
消耗品費	-	-	-	-	-	612,578	
印刷製本費	-	-	-	-	-	78,173	
通信運搬費	-	-	-	-	-	523,326	
借料及び損料	-	-	-	-	-	45,157	
雜役務費	-	-	-	-	-	431,729	
特別送達料	8,698	24,453	316,058	6,599	109,337	465,145	
身柄拘束者食糧費	0	0	3	421	0	424	
少年補導委託費	0	0	0	173,679	0	173,679	
賠償償還及払戻金	25	48,838	149,491	8,709	70,631	277,694	
保証金	0	0	10,000	0	0	10,000	
刑事補償金	0	135,559	504,161	0	1,307	641,027	
少年補償金	0	0	0	10,021	0	10,021	
合計	12,409	237,419	1,757,238	710,889	760,970	5,169,888	

令和2年度裁判費裁判所別要求額内訳表（事件計算分を除く増額分）

(単位:千円)

区分	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所	簡易裁判所	要求額	備考
裁判費							
諸謝金	8,395	22,759	1,574,797	0	0	1,605,951	
鑑定入院命令に基づく入院経費	0	0	1,410,839	0	0	1,410,839	
鑑定人手当	0	0	108,864	0	0	108,864	
通訳謝金	0	0	860	0	0	860	
指定弁護士手当	5,283	10,601	10,318	0	0	26,202	
国選弁護人等報酬	3,112	12,158	43,916	0	0	59,186	
裁判旅費	0	0	0	0	0	0	
執行官旅費	0	0	0	0	0	0	
委員等旅費	95	365	662,637	0	0	663,097	
裁判員等旅費	0	0	660,196	0	0	660,196	
調停委員旅費	0	0	0	0	0	0	
調停官旅費	0	0	0	0	0	0	
参与員旅費	0	0	0	0	0	0	
司法委員旅費	0	0	0	0	0	0	
鑑定委員旅費	0	0	0	0	0	0	
専門委員旅費	0	0	0	0	0	0	
精神保健審判員等旅費	0	0	305	0	0	305	
国選弁護人等旅費	95	365	2,136	0	0	2,596	
証人等旅費	0	0	1,161	0	0	1,161	
証人旅費	0	0	59	0	0	59	
鑑定人旅費	0	0	40	0	0	40	
通訳人旅費	0	0	117	0	0	117	
少年旅費	0	0	0	0	0	0	
参考人旅費	0	0	945	0	0	945	
裁判庁費	-	-	-	-	-	12,690,232	
消耗品費	-	-	-	-	-	148,476	
印刷製本費	-	-	-	-	-	7,358	
通信運搬費	-	-	-	-	-	718,743	
借料及び損料	-	-	-	-	-	2,037,217	
雜役務費等	-	-	-	-	-	9,778,438	
特別送達料	0	0	110,800	0	0	110,800	
身柄拘束者食糧費	0	0	0	0	0	0	
少年補導委託費	0	0	0	0	0	0	
賠償償還及払戻金	0	0	0	0	0	0	
保証金	0	0	0	0	0	0	
刑事補償金	0	0	0	0	0	0	
少年補償金	0	0	0	0	0	0	
合計	8,490	23,124	2,349,395	0	0	15,071,241	

(項)裁判費の(目)の説明

区分	説明	法令
(目)諸謝金	鑑定入院命令に基づく入院経費 鑑定入院命令に伴い、医療機関に支給する入院及び精神障害の治療に必要な費用	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 34条1項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 55条1項
鑑定人手当	鑑定人に支給する鑑定料 (鑑定人) 特別の知識を有するために、裁判所から、ある鑑定事例につき、その知識経験に基づく法則又はこれに基づく事実の判断の報告を求められる第三者	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項, 20条1項, 26条 (刑事) 刑事訴訟法 173条1項, 178条 刑事訴訟費用等に関する法律 7条 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項, 77条1項 刑事訴訟費用等に関する法律 7条 (家事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項, 20条1項, 26条 (少年) 少年法 14条2項, 30条1項
通訳謝金	通訳人・翻訳人に支給する通翻訳料 (通訳人) ある者が行わなければならない手続において、その者が日本語に通じない者、耳の聞こえない者又は口のきけない者である場合、その者と他の者との間の意思が通じるように、日本語又はその者が理解することができる言語若しくは表現に転換することを任務とする者 (翻訳人) 日本語でない文字又は符号を翻訳する者	(心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項, 77条1項 刑事訴訟費用等に関する法律 7条 (家事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項, 20条1項, 26条 (少年) 少年法 14条2項, 30条1項
指定弁護士手当	指定弁護士に支給する手当 (指定弁護士) 検察審査会において起訴議決があった場合に、裁判所が指定する検察官の職務を行う弁護士	検察審査会法 41条の9第1項, 41条の11第2項 検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令 1,2条
国選弁護人等報酬	国選弁護人、国選付添人及び国選代理人に支給する報酬及び記録等の複写に要した費用 (国選弁護人) 刑事訴訟事件において裁判所が選任する弁護人 (国選付添人) 少年保護事件及び心神喪失者等医療観察事件において裁判所が選任する付添人 (国選代理人) 人身保護事件において裁判所が選任する代理人	【国選弁護人】 刑事訴訟法 38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律 8条2項 【国選付添人】 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 30条5項, 77条4項 (少年) 少年法 22条の3第4項, 30条4項 【国選代理人】 人身保護法 14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則 5条

区分		説明	法令
(目)裁判旅費	民事事件旅費	裁判官、書記官等による裁判所外における検証・証人尋問等に必要な旅費	民事訴訟法 185条 執行官規則 6条 執行官法 20条1項
	刑事事件旅費	同上	刑事訴訟法 128条, 158条1項 刑事訴訟規則 105条, 114条
	家事事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による家事審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	家事事件手続法 56条, 58条, 64条1項
	少年事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による少年審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	少年法 8条 少年審判規則 19条, 27条
	調停事件旅費	調停主任裁判官、書記官等による調停・調査・証拠調べに必要な旅費	(民事) 民事調停法 12条の4 (家事) 家事事件手続法 265条, 261条, 262条
	事件連絡等旅費	裁判官、書記官等の職務代行旅費及びてん補旅費・記録遞送・法廷警備員派遣旅費・調査官派遣調査旅費等	裁判所法 19条, 28条, 31条の5, 36条, 57条, 60条, 61条の2
	調査研究等旅費	裁判事務処理に必要な打合せ、調査、研究・協議会等に必要な旅費	
(目)執行官旅費		兼務を命ぜられた執行官が兼務庁において執務するために必要な旅費	
(目)委員等旅費	裁判員等旅費	裁判員、補充裁判員、裁判員候補者及び選任予定裁判員が裁判所に出頭した場合の旅費 (裁判員・補充裁判員) 裁判官と一緒に審理に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかについて評議・評決を行い、判決宣告に立ち会う(補充裁判員は評議・評決を傍聴することができ、裁判官から意見を求められた場合は意見を言うことができる。)。 (裁判員候補者・選任予定裁判員) 呼出しにより裁判員等選任手続期日に出頭し、裁判長からの質問を受けるなどした上で、裁判員又は補充裁判員として選任・不選任の決定等を受ける。	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 11条, 29条2項, 97条5項 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 6~8条
	調停委員旅費	調停委員が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理(てん補)のため当該裁判所に出張した場合の旅費 (調停委員) 民事調停及び家事調停において、裁判官又は調停官とともに調停委員会を構成し、当事者双方の話し合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる。	(民事) 民事調停法 10条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律 22条 民事調停委員及び家事調停委員規則 7条 (家事) 家事事件手続法 249条2項 民事調停委員及び家事調停委員規則 7条

区分	説明	法令
調停官旅費	<p>調停官が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理（てん補）のため当該裁判所に出張した場合の旅費</p> <p>（調停官） 民事調停及び家事調停について、裁判官と同等の権限で調停手続を主宰する。</p>	<p>（民事） 民事調停法 23条の5 民事調停官及び家事調停官規則 5条 （家事） 家事事件手続法 251条5項 民事調停官及び家事調停官規則 5条</p>
参与員旅費	<p>参与員が裁判所に出頭した場合の旅費</p> <p>（参与員） 家事審判において、期日に立ち会ったり、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる。 また、人事訴訟事件において、審判や和解の試みに立ち会い、裁判官が紛争を解決に導くのに参考となる意見を述べる。</p>	<p>家事事件手続法 40条7項 人事訴訟法 9条5項 参与員規則 5, 6条</p>
司法委員旅費	<p>司法委員が裁判所に出頭した場合の旅費</p> <p>（司法委員） 簡易裁判所の民事訴訟において、裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり、審理に立ち会って、裁判官に参考となる意見を述べるなどの役割を担う。</p>	<p>民事訴訟法 279条5項 司法委員規則 6, 7条</p>
鑑定委員旅費	<p>鑑定委員が裁判所に出頭した場合の旅費</p> <p>（鑑定委員） 借地非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。</p>	<p>借地借家法 47条3項 接收不動産に関する借地借家臨時処理法 20条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法附則 3条 罹災都市借地借家臨時処理法 22条 鑑定委員規則 6~8条</p>
専門委員旅費	<p>専門委員が事件処理のため出張した場合の旅費</p> <p>（専門委員） 医療、建築、知財等の各種分野について、専門的説明に基づく説明をし又は意見を述べる。</p>	<p>民事訴訟法 92条の5第4項 専門委員規則 7条</p>

区分		説明	法令
	精神保健審判員等旅費	<p>精神保健審判員及び精神保健参与員が事件処理のため出張した場合の旅費</p> <p>(精神保健審判員) 心神喪失等の状態で重大な他害行為（殺人等）を行った者について、裁判官とともに、処遇の要否及びその内容を判断する役割を担う。</p> <p>(精神保健参与員) 心神喪失等の状態で重大な他害行為（殺人等）を行った者について、処遇の要否及びその内容に關し意見を述べる役割を担う。</p>	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 6条3項, 36条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 6条, 15条
	国選弁護人等旅費	国選弁護人、国選付添人及び国選代理人が期日に出頭し、又は取調べもしくは処分に立ち会った場合の旅費	【国選弁護人】 刑事訴訟法 38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律 8条1項 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則 5条 【国選付添人】 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 30条5項, 77条4項 (少年) 少年法22条の3第4項, 30条4項 【国選代理人】 人身保護法 14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則 2条～4条
(目)証人等旅費	証人旅費	<p>証人が出頭するのに要する旅費</p> <p>(証人) ある事件につき、その者が過去において知り得た事実の供述を求められる第三者</p>	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条1項, 19条, 21～23条 民事訴訟費用等に関する規則 6～8条 (刑事) 刑事訴訟法 164条1項, 173条1項, 178条 刑事訴訟費用等に関する法律 3～6条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則 2～4条
	鑑定人旅費	鑑定人が出頭するのに要する旅費	(心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項, 77条1～3項
	通訳人旅費	通訳人、翻訳人が出頭するのに要する旅費	(少年) 少年法 13条, 14条2項, 25条, 26条, 30条1～3項
	少年旅費	裁判所職員が少年に対し同行状を執行する場合などに要する旅費	

区分		説明	法令
	参考人旅費	参考人が出頭するのに要する旅費 (参考人) 当事者ないし直接の利害関係人ではない第三者から意見を聴く場合に、意見を求められる者	
(目)裁判庁費		裁判事務処理に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雜役務費等	
(目)特別送達料		郵便法49条に規定する特別送達に伴う郵便料	郵便法 49条 民事訴訟法 103～106条, 109条 刑事訴訟法 54条 家事事件手続法 36条
(目)身柄拘束者食糧費		身柄拘束者（身柄同行の少年、法廷等の秩序維持に関する法律による被拘束者）に対する食糧費	法廷等の秩序維持に関する法律 3条 法廷等の秩序維持に関する規則 2条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 40条, 186条 少年法 11～13条, 17条, 26条
(目)少年補導委託費		更生保護施設・児童福祉施設・その他の施設、団体又は個人に対し、少年の補導を委託するのに要する経費	少年法 29条
(目)賠償償還及払戻金	執行官立替金	職務の執行に要した費用の執行官に対する償還金	執行官法 7条, 10条, 12条, 15条, 16条 執行官の手数料及び費用に関する規則 36～42条
	過納手数料還付	過大に納められた手数料又は申立て若しくは取下げによる所定の手数料に相当する金銭の還付	民事訴訟費用等に関する法律 9条1～3項, 5項, 10条2項
	保釈保証金の没取決定の取消しによる払戻金	抗告（準抗告）裁判所等において、原裁判たる保釈保証金没取決定を違法又は不相当として取り消す決定がなされた場合の保釈保証金の払戻金	刑事訴訟法 96条2項, 3項, 420条, 429条
	損害賠償金	裁判事務処理に起因した損害賠償金	国家賠償法 1条1項
(目)保証金		国庫からの破産手続費用の仮支弁	破産法 23条
(目)刑事補償金	拘禁補償	無罪の判決を受けた者等に対して、未決の抑留若しくは拘禁又は刑の執行若しくは拘置によって受けた損失の補償	刑事補償法 1条, 4条 刑事訴訟法 188条の2, 4, 6
	費用補償	無罪の判決を受けた者等に対して行う裁判に要した費用の補償	
(目)少年補償金		保護処分に付さない旨の判断がなされた少年に対する、身体の自由の拘束等に対する補償	少年の保護事件に係る補償に関する法律 2条, 4条

1 事件計算 分

事件計算分算出基準

(一) 事件の増減比率による所要額（既定分）の算出

平成30年度支出実績に下記算出による平均事件率（3年平均）を乗じて算出した。

$$\left[\begin{array}{l} A = (28.6 \sim 29.5 \text{新受件数}) \div (27.6 \sim 28.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ B = (28.6 \sim 29.5 \text{既済件数}) \div (27.6 \sim 28.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} C = (29.6 \sim 30.5 \text{新受件数}) \div (28.6 \sim 29.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ D = (29.6 \sim 30.5 \text{既済件数}) \div (28.6 \sim 29.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right]$$

$$\left[\begin{array}{l} E = (30.6 \sim 31.5 \text{新受件数}) \div (29.6 \sim 30.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ F = (30.6 \sim 31.5 \text{既済件数}) \div (29.6 \sim 30.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right]$$

$$\{ (A + B) \div 2 + (C + D) \div 2 + (E + F) \div 2 \} \div 3 = \text{平均事件率}$$

(二) 令和元年度改定分

下記の項目については、令和元年度予算において下記のとおり増額されたが、令和2年度裁判費要求の基礎となる平成30年度支出実績にはこの分が含まれていないので、各算出による改定率を乗じて加算した。

(1) 委員等旅費及び証人等旅費（日当）の改定

区分	単価		改定増減	改定率	備考
	改定前	改定			
委員等旅費	円	円	円		
参与員旅費	5,700	5,730	30	0.0052	
司法委員旅費	5,700	5,730	30	0.0052	
鑑定委員旅費	6,050	6,060	10	0.0017	
国選弁護人旅費	4,080	4,110	30	0.0073	
国選代理人旅費	4,080	4,110	30	0.0073	
証人等旅費					
証人旅費	4,000	4,025	25	0.0062	
鑑定人旅費	4,080	4,110	30	0.0073	
通訳人旅費	4,080	4,110	30	0.0073	
参考人旅費	4,000	4,025	25	0.0062	
少年旅費	4,000	4,025	25	0.0062	

(2) 刑事補償金（日当）の改定

区分	改定率	備考
刑事補償金		
費用補償		
被告人の日当	0.0062	改定率は証人旅費と同じ
私選弁護人の日当	0.0073	改定率は国選弁護人旅費と同じ

(三) 調査研究等旅費

(単位:千円)

協議会等の名称	開催地等	経費	備考
簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	高等裁判所	4,963	最高裁局課長 7人, 同事務官 7人, 裁判官 42人, 書記官 42人
簡易裁判所判事協議会(民事)	高等裁判所	2,132	最高裁局課長 4人, 同事務官 4人, 裁判官 42人
不動産執行関係協議会	高等裁判所	4,773	最高裁局課長 7人, 裁判官 42人, 書記官 42人, 執行官 42人
民事執行事務打合せ	地方裁判所	5,823	裁判官 63人, 書記官 63人, 執行官 95人
倒産事件担当裁判官等中央協議会	最高裁判所	5,449	裁判官 49人, 書記官 49人
破産管財人研究会	地方裁判所	2,016	裁判官 63人
倒産手続に関する協議会	地方裁判所	3,534	裁判官 63人, 書記官 63人
倒産事件の実態調査	地方裁判所	1,863	最高裁局課長 8人, 同事務官 8人, 高裁首席書記官 16人, 高裁事務官 16人
消費者信用関係事件の実態調査	簡易裁判所	924	最高裁局課長 7人, 同事務官 7人
労働関係事件担当裁判官研究会	最高裁判所	1,097	裁判官 14人
少年事件担当裁判官協議会	最高裁判所	3,830	裁判官 56人, 家裁調査官 7人
家庭裁判所運営改善研究会	高等裁判所	1,722	裁判官 42人
少年事件ケース研究会	高等裁判所	3,002	裁判官 42人, 家裁調査官 42人
成年後見制度に関する書記官及び家裁調査官協議会	最高裁判所	4,844	書記官 49人, 家裁調査官 49人
少年院での処遇の実情調査	少年院	1,671	裁判官 53人, 家裁調査官 53人
補導委託先の実情調査	補導委託先	1,589	家裁調査官 100人
執行官事務の実情調査	地方裁判所	6,400	裁判官 203人, 執行官 203人
保護観察に関する連絡協議会	地方裁判所	882	裁判官 203人
計		56,514	

(四) 執行官旅費

(目的及び必要性)

執行官は、原則として、その所属する地方裁判所の本庁又は支部に配置され、その管轄区域内における執行事務を取り扱うが、支部については、事件数等の制約により、専任の執行官を配置できない場合がある。また、事件数等によっては、支部の執行官に本庁の事件を取り扱わせることにより、適正、迅速な事務処理に資する場合がある。そこで、近接庁の執行官に対し兼務を命じ、事件数に応じ兼務庁における執務日を隔週1日から週3日までの範囲で定めててん補させ、その事務を処理することが必要である。執行官を兼務庁へ出張させるについては、本務庁から兼務庁までの旅費及び日当を支給する。

執 行 官 旅 費 積 算 内 訳 (単位：円)

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
さいたま地裁	越谷支部	本庁		1,369			1,369	130	177,970
さいたま地裁	川越支部	本庁		1,591			1,591	44	70,004
さいたま地裁	熊谷支部	本庁		3,330			3,330	87	289,710
さいたま地裁	熊谷支部	秩父支部		2,738			2,738	22	60,236
水戸地裁	本庁	日立支部		2,775			2,775	52	144,300
水戸地裁	土浦支部	麻生支部		3,663			3,663	52	190,476
宇都宮地裁	本庁	真岡支部		1,554	1,100		2,654	47	124,738
宇都宮地裁	本庁	栃木支部	837				837	44	36,828
宇都宮地裁	本庁	足利支部	1,848		1,100		2,948	54	159,192
宇都宮地裁	本庁	大田原支部	1,540	713	1,100		3,353	54	181,062

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
前橋地裁	本庁	沼田支部		3,404	1,100		4,504	47	211,688
前橋地裁	本庁	桐生支部		2,479	1,100		3,579	90	322,110
甲府地裁	本庁	都留支部		3,367			3,367	52	175,084
長野地裁	本庁	上田支部		4,440			4,440	134	594,960
長野地裁	松本支部	諏訪支部		4,107			4,107	94	386,058
長野地裁	飯田支部	伊那支部		3,404			3,404	94	319,976
新潟地裁	本庁	佐渡支部	10,328	1,670	1,100		13,098	24	314,352
新潟地裁	本庁	新発田支部		2,294	1,100		3,394	11	37,334
新潟地裁	長岡支部	三条支部		333			333	29	9,657
京都地裁	本庁	園部支部	1,181				1,181	71	83,851
京都地裁	舞鶴支部	福知山支部	1,181				1,181	87	102,747
京都地裁	舞鶴支部	宮津支部	1,161				1,161	87	101,007
神戸地裁	本庁	明石支部		3,034	1,100		4,134	106	438,204
神戸地裁	本庁	洲本支部		6,179	1,100		7,279	27	196,533
神戸地裁	尼崎支部	伊丹支部		1,221	1,100		2,321	133	308,693

府名	本務府	兼務府	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
神戸地裁	尼崎支部	柏原支部		6,068	1,100		7,168	44	315,392
神戸地裁	姫路支部	社支部		2,294	1,100		3,394	11	37,334
神戸地裁	姫路支部	龍野支部		4,181	1,100		5,281	11	58,091
神戸地裁	姫路支部	豊岡支部		7,400	2,200	9,800	19,400	44	853,600
奈良地裁	葛城支部	五條支部	1,019				1,019	25	25,475
大津地裁	彦根支部	長浜支部	489				489	47	22,983
和歌山地裁	本府	御坊支部	4,380		1,100		5,480	47	257,560
和歌山地裁	田辺支部	新宮支部		9,435	3,300	19,600	32,335	47	1,519,745
名古屋地裁	半田支部	本府	1,734				1,734	47	81,498
名古屋地裁	本府	一宮支部		1,332			1,332	95	126,540
津地裁	本府	伊賀支部		2,516			2,516	98	246,568
津地裁	本府	熊野支部		7,289			7,289	22	160,358
津地裁	伊勢支部	松阪支部		2,886			2,886	98	282,828
岐阜地裁	本府	高山支部		6,845	2,200	9,800	18,845	47	885,715

府名	本務府	兼務府	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
岐阜地裁	本府	御嵩支部		2,479			2,479	94	233,026
岐阜地裁	本府	多治見支部		1,961			1,961	80	156,880
岐阜地裁	本府	大垣支部		740			740	87	64,380
福井地裁	本府	武生支部		1,332			1,332	25	33,300
福井地裁	本府	敦賀支部		3,441			3,441	100	344,100
金沢地裁	本府	七尾支部		4,847			4,847	65	315,055
金沢地裁	本府	輪島支部		8,029			8,029	33	264,957
金沢地裁	本府	小松支部		4,921			4,921	65	319,865
富山地裁	本府	魚津支部		1,924			1,924	22	42,328
富山地裁	高岡支部	本府		703			703	65	45,695
広島地裁	本府	三次支部		4,921	1,100		6,021	17	102,357
広島地裁	本府	呉支部		1,850	1,100		2,950	54	159,300
広島地裁	福山支部	尾道支部		1,924	1,100		3,024	54	163,296
山口地裁	本府	萩支部		3,108	1,100		4,208	68	286,144
山口地裁	本府	宇部支部		2,812	1,100		3,912	114	445,968

府名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
山口地裁	本庁	周南支部		1,776	1,100		2,876	114	327,864
岡山地裁	本庁	新見支部		5,883	1,100		6,983	11	76,813
岡山地裁	本庁	津山支部		4,366	1,100		5,466	133	726,978
鳥取地裁	本庁	倉吉支部		3,367	1,100		4,467	24	107,208
鳥取地裁	本庁	米子支部		7,067	1,100		8,167	71	579,857
松江地裁	本庁	出雲支部		1,850	1,100		2,950	36	106,200
松江地裁	本庁	西郷支部	11,733	2,037	2,200	9,800	25,770	5	128,850
松江地裁	浜田支部	出雲支部		6,845	1,100		7,945	72	572,040
松江地裁	浜田支部	益田支部		2,923	1,100		4,023	38	152,874
福岡地裁	久留米支部	八女支部		999			999	33	32,967
福岡地裁	久留米支部	柳川支部		1,887			1,887	38	71,706
福岡地裁	久留米支部	大牟田支部		2,738			2,738	38	104,044
福岡地裁	小倉支部	田川支部	1,324	733			2,057	49	100,793
福岡地裁	小倉支部	直方支部		2,035			2,035	49	99,715

府名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
福岡地裁	本庁	飯塚支部		3,034	1,100		4,134	54	223,236
佐賀地裁	本庁	唐津支部	3,361		1,100		4,461	81	361,341
佐賀地裁	本庁	武雄支部	1,141				1,141	108	123,228
長崎地裁	本庁	五島支部	11,794	652	2,200	9,800	24,446	33	806,718
長崎地裁	本庁	平戸支部		7,844	1,100		8,944	44	393,536
長崎地裁	本庁	壱岐支部	17,824	4,257	2,200	9,800	34,081	19	647,539
長崎地裁	本庁	厳原支部	25,870	3,565	3,300	19,600	52,335	22	1,151,370
長崎地裁	本庁	島原支部		4,366	1,100		5,466	65	355,290
長崎地裁	本庁	佐世保支部		5,106	1,100		6,206	130	806,780
長崎地裁	本庁	大村支部		2,479			2,479	87	215,673
大分地裁	本庁	杵築支部		3,108	1,100		4,208	47	197,776
大分地裁	本庁	佐伯支部		3,774	1,100		4,874	47	229,078
大分地裁	本庁	竹田支部		4,292	1,100		5,392	41	221,072
大分地裁	本庁	中津支部・日田支部		7,622	2,200	9,800	19,622	47	922,234

府名	本務府	兼務府	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
大分地裁	本府	中津支部		5,217	1,100		6,317	22	138,974
熊本地裁	本府	阿蘇支部		3,108	1,100		4,208	57	239,856
熊本地裁	本府	天草支部		7,363	2,200	9,800	19,363	49	948,787
熊本地裁	本府	山鹿支部		2,035	1,100		3,135	60	188,100
熊本地裁	本府	人吉支部		5,883	2,200	9,800	17,883	49	876,267
熊本地裁	本府	玉名支部		925	1,100		2,025	57	115,425
熊本地裁	本府	八代支部		3,478	1,100		4,578	100	457,800
鹿児島地裁	本府	加治木支部	937				937	101	94,637
鹿児島地裁	本府	川内支部	1,915	611	1,100		3,626	49	177,674
鹿児島地裁	本府	知覧支部		1,808	1,100		2,908	33	95,964
鹿児島地裁	本府	名瀬支部	37,889	2,893	3,300	19,600	63,682	24	1,528,368
鹿児島地裁	本府	鹿屋支部	978	1,833	1,100		3,911	94	367,634
宮崎地裁	本府	日南支部		4,107	1,100		5,207	44	229,108
宮崎地裁	本府	延岡支部		6,586	1,100		7,686	87	668,682
宮崎地裁	本府	都城支部		3,700	1,100		4,800	90	432,000

府名	本務府	兼務府	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
那覇地裁	本府	平良支部	34,833	530	2,200	9,800	47,363	11	520,993
那覇地裁	本府	沖縄支部		1,961			1,961	65	127,465
那覇地裁	本府	名護支部		4,884			4,884	60	293,040
那覇地裁	本府	石垣支部	45,426	530	2,200	9,800	57,956	22	1,275,032
仙台地裁	本府	大河原支部		2,479	1,100		3,579	87	311,373
仙台地裁	本府	石巻支部		4,070	1,100		5,170	54	279,180
仙台地裁	本府	気仙沼支部		9,102	2,200	9,800	21,102	11	232,122
仙台地裁	古川支部	登米支部		2,590	1,100		3,690	49	180,810
福島地裁	本府	相馬支部		3,589	1,100		4,689	25	117,225
福島地裁	郡山支部	白河支部		2,701	1,100		3,801	87	330,687
福島地裁	郡山支部	本府		3,515	1,100		4,615	24	110,760
福島地裁	会津若松支部	郡山支部		4,514	1,100		5,614	44	247,016
福島地裁	いわき支部	郡山支部		5,476	1,100		6,576	22	144,672
山形地裁	本府	新庄支部		4,736	1,100		5,836	27	157,572
山形地裁	本府	米沢支部		3,478	1,100		4,578	84	384,552

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
山形地裁	本庁	鶴岡支部・酒田支部		8,510	2,200	9,800	20,510	45	922,950
盛岡地裁	本庁	二戸支部		5,698			5,698	54	307,692
盛岡地裁	本庁	宮古支部		6,771			6,771	23	155,733
盛岡地裁	本庁	花巻支部		925			925	90	83,250
盛岡地裁	一関支部	水沢支部		2,035			2,035	45	91,575
盛岡地裁	一関支部	遠野支部		6,068			6,068	45	273,060
秋田地裁	本庁	本荘支部		2,997	1,100		4,097	47	192,559
秋田地裁	本庁	大曲支部		3,922	1,100		5,022	44	220,968
秋田地裁	本庁	横手支部		6,993	1,100		8,093	44	356,092
秋田地裁	本庁	大館支部		6,993	1,100		8,093	71	574,603
秋田地裁	本庁	能代支部		4,588	1,100		5,688	58	329,904
青森地裁	本庁	五所川原支部		2,627			2,627	57	149,739
青森地裁	八戸支部	十和田支部		4,144			4,144	57	236,208
札幌地裁	本庁	小樽支部		2,590			2,590	135	349,650

序名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
札幌地裁	本庁	岩見沢支部		3,145			3,145	103	323,935
札幌地裁	本庁	岩見沢支部・滝川支部		6,142	2,200	9,800	18,142	33	598,686
札幌地裁	室蘭支部	岩内支部		6,660	2,200	9,800	18,660	24	447,840
札幌地裁	苫小牧支部	浦河支部		12,321	2,200	9,800	24,321	24	583,704
函館地裁	本庁	江差支部		5,328	1,100		6,428	24	154,272
旭川地裁	本庁	名寄支部・紋別支部		11,285	3,300	19,600	34,185	11	376,035
旭川地裁	本庁	留萌支部		3,740	2,200	9,800	15,740	11	173,140
旭川地裁	本庁	稚内支部	11,326	448	3,300	19,600	34,674	11	381,414
釧路地裁	本庁	根室支部		9,028	1,100		10,128	24	243,072
釧路地裁	北見支部	網走支部		3,515	1,100		4,615	24	110,760
釧路地裁	帶広支部	本庁		8,954	2,200	9,800	20,954	22	460,988
釧路地裁	北見支部	本庁		10,397	2,200	9,800	22,397	17	380,749
高松地裁	本庁	丸亀支部	1,120				1,120	90	100,800
高松地裁	本庁	観音寺支部	2,220		1,100		3,320	47	156,040

府名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
徳島地裁	本庁	美馬支部	1,731		1,100		2,831	22	62,282
徳島地裁	本庁	阿南支部	1,120				1,120	47	52,640
高知地裁	本庁	須崎支部	1,731		1,100		2,831	14	39,634
高知地裁	本庁	安芸支部	2,383				2,383	11	26,213
高知地裁	本庁	中村支部	8,169		1,100		9,269	14	129,766
松山地裁	本庁	今治支部	1,935		1,100		3,035	30	91,050
松山地裁	本庁	宇和島支部	3,687		1,100		4,787	30	143,610
松山地裁	本庁	大洲支部	1,935		1,100		3,035	17	51,595
松山地裁	本庁	西条支部	3,341		1,100		4,441	68	301,988
合計									43,635,859

裁判費積算表

区 分		積 算 科 目	明細 書頁
最高裁	民 事 事 件	裁判旅費（民事事件旅費），賠償償還及払戻金	
	刑 事 事 件	諸謝金(国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費(国選弁護人旅費)，刑事補償金	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)，特別送達料	
高 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選代理人報酬)，裁判旅費(民事事件旅費)，委員等旅費(専門委員旅費，国選代理人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金	
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費(国選弁護人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，特別送達料，刑事補償金	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
地 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選代理人報酬)，裁判旅費(民事事件旅費)，委員等旅費(鑑定委員旅費，専門委員旅費，国選代理人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金，保証金	
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費(国選弁護人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，特別送達料，身柄拘束者食糧費，刑事補償金	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
家 裁	イ 家 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金)，裁判旅費(家事事件旅費)，委員等旅費(参与員旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金	
	口 調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	ハ 少 年 事 件		
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
	二 少 年 事 件(除交通)	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金)，裁判旅費(少年事件旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費，少年旅費，参考人旅費)，身柄拘束者食糧費，少年補導委託費，少年補償金	
	ホ 少 年 交 通 事 件		
	イ+ロ+ニ+(ホ×0.1)	特別送達料	
簡 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金)，裁判旅費(民事事件旅費)，委員等旅費(司法委員旅費，鑑定委員旅費，専門委員旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，賠償償還及払戻金	
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)，委員等旅費(調停委員旅費，調停官旅費)	
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当，通訳謝金，国選弁護人報酬)，裁判旅費(刑事事件旅費)，委員等旅費(国選弁護人旅費)，証人等旅費(証人旅費，鑑定人旅費，通訳人旅費)，刑事補償金	
	略 式 事 件		
	民事+調停+刑事	裁判旅費(事件連絡等旅費)	
	民事+調停+刑事+(略式×0.1)		
	刑事+略式(除在序)	特別送達料	
	略式事件(除在序)		
	在序略式事件		
全裁判所平均事件率		裁判序費	

3 年 平 均 事 件 率

区 分		28.6~29.5 27.6~28.5	29.6~30.5 28.6~29.5	30.6~31.5 29.6~30.5	3年平均率	前年度 3年平均率	備 考
最 高 裁	民事事件	0.966	0.977	0.962	0.968	0.970	
	刑事事件	1.079	0.997	0.947	1.008	1.032	
	計	0.993	0.982	0.958	0.978	0.985	
高 裁	民事事件	0.974	1.204	0.777	0.985	1.050	
	調停事件	0.452	0.984	1.947	1.128	1.498	
	刑事事件	1.010	0.950	1.001	0.987	0.990	
地 裁	計	0.979	1.164	0.806	0.983	1.040	
	民事事件	1.027	1.006	0.982	1.005	1.003	
	調停事件	0.947	0.928	0.986	0.954	0.970	
裁	刑事事件	0.952	0.958	0.997	0.969	0.977	
	計	1.018	1.000	0.983	1.000	1.000	
	少年事件	1.049	1.021	1.024	1.031	1.058	
家 裁	調停事件	1.001	0.974	0.991	0.989	0.996	
	少年事件	0.878	0.885	0.879	0.881	0.879	
	計	1.028	1.004	1.010	1.014	1.033	
裁	少年事件 (除交通)	0.871	0.890	0.873	0.878	0.869	
	少年交通事件	0.902	0.868	0.896	0.889	0.916	
	+口+二+(本*0.1)	1.030	1.007	1.012	1.016	1.035	
簡 裁	民事事件	1.064	1.058	1.008	1.043	1.039	
	調停事件	0.943	0.923	0.943	0.936	0.938	
	刑事事件	0.956	0.926	0.927	0.936	0.914	
裁	略式事件	0.927	0.927	0.912	0.922	0.947	
	民+調+刑	1.058	1.051	1.005	1.038	1.034	
	民+調+刑+(略式*0.1)	1.054	1.048	1.003	1.035	1.031	
裁	刑事+略式 (除在序)	0.918	0.908	0.885	0.904	0.940	
	略式事件 (除在序)	0.917	0.908	0.884	0.903	0.942	
	在序略式事件	0.904	0.892	0.858	0.885	0.928	
全裁判所平均事件率		1.015	1.040	0.952	1.002	1.018	

事 件 率 表 (30.6~31.5)

区 分		新 受			既 濟			平均事件率	備 考
		29. 6~30. 5	30. 6~31. 5	事件率	29. 6~30. 5	30. 6~31. 5	事件率		
最 高 裁	民事事件	5,731	5,858	1.022	5,977	5,388	0.901	0.962	
	刑事事件	2,022	1,985	0.982	2,116	1,930	0.912	0.947	
	計	7,753	7,843	1.012	8,093	7,318	0.904	0.958	
高 裁	民事事件	38,983	30,491	0.782	39,787	30,701	0.772	0.777	
	調停事件	7	15	2.143	8	14	1.750	1.947	
	刑事事件	5,742	5,839	1.017	5,843	5,750	0.984	1.001	
地 裁	計	44,732	36,345	0.813	45,638	36,465	0.799	0.806	
	民事事件	583,074	578,808	0.993	581,680	564,578	0.971	0.982	
	調停事件	3,127	3,051	0.976	3,000	2,988	0.996	0.986	
	刑事事件	68,242	68,887	1.009	68,511	67,459	0.985	0.997	
家 裁	計	654,443	650,746	0.994	653,191	635,025	0.972	0.983	
	民事事件	869,148	892,962	1.027	869,800	886,899	1.020	1.024	
	調停事件	136,620	135,942	0.995	135,442	133,693	0.987	0.991	
	少年事件	70,153	61,717	0.880	71,287	62,531	0.877	0.879	
	計	1,075,921	1,090,621	1.014	1,076,529	1,083,123	1.006	1.010	
裁 判	少年事件(除交通)	54,113	47,360	0.875	54,984	47,916	0.871	0.873	
	少年交通事件	16,040	14,357	0.895	16,303	14,615	0.896	0.896	
	+口+二+(本*0.1)	1,061,485	1,077,700	1.015	1,061,856	1,069,970	1.008	1.012	
簡 裁	民事事件	872,160	881,100	1.010	872,133	877,085	1.006	1.008	
	調停事件	32,077	30,168	0.940	31,885	30,124	0.945	0.943	
	刑事事件	6,428	5,981	0.930	6,551	6,045	0.923	0.927	
	略式事件	235,719	215,004	0.912	235,864	214,965	0.911	0.912	
	民+調+刑	910,665	917,249	1.007	910,569	913,254	1.003	1.005	
	民+調+刑+(略式*0.1)	934,237	938,749	1.005	934,155	934,751	1.001	1.003	
	刑事+略式(除在序)	156,192	138,233	0.885	156,387	138,477	0.885	0.885	
	略式事件(除在序)	149,764	132,252	0.883	149,836	132,432	0.884	0.884	
	在序略式事件	133,015	115,433	0.868	90,720	76,880	0.847	0.858	
	全裁判所平均事件率							0.952	

事 件 率 表 (29. 6~30. 5)

区 分	新 受			既 濟			平均事件率	備 考
	28. 6~29. 5	29. 6~30. 5	事件率	28. 6~29. 5	29. 6~30. 5	事件率		
最高裁判	民事事件	5,837	5,731	0.982	6,155	5,977	0.971	0.977
	刑事事件	2,094	2,022	0.966	2,060	2,116	1.027	0.997
	計	7,931	7,753	0.978	8,215	8,093	0.985	0.982
高裁	民事事件	32,649	38,983	1.194	32,802	39,787	1.213	1.204
	調停事件	6	7	1.167	10	8	0.800	0.984
	刑事事件	6,117	5,742	0.939	6,083	5,843	0.961	0.950
地裁	計	38,772	44,732	1.154	38,895	45,638	1.173	1.164
	民事事件	576,766	583,074	1.011	581,186	581,680	1.001	1.006
	調停事件	3,324	3,127	0.941	3,281	3,000	0.914	0.928
	刑事事件	70,838	68,242	0.963	71,874	68,511	0.953	0.958
家裁	計	650,928	654,443	1.005	656,341	653,191	0.995	1.000
	①家事事件	850,461	869,148	1.022	853,549	869,800	1.019	1.021
	②調停事件	141,069	136,620	0.968	138,264	135,442	0.980	0.974
	③少年事件	79,693	70,153	0.880	80,209	71,287	0.889	0.885
	計	1,071,223	1,075,921	1.004	1,072,022	1,076,529	1.004	1.004
	④少年事件(除交通)	61,121	54,113	0.885	61,481	54,984	0.894	0.890
	⑤少年交通事件	18,572	16,040	0.864	18,728	16,303	0.871	0.868
簡裁	⑥+⑦+⑧(※0.1)	1,054,508	1,061,485	1.007	1,055,167	1,061,856	1.006	1.007
	民事事件	823,718	872,160	1.059	825,656	872,133	1.056	1.058
	調停事件	34,332	32,077	0.934	34,984	31,885	0.911	0.923
	刑事事件	7,019	6,428	0.916	7,000	6,551	0.936	0.926
	略式事件	254,233	235,719	0.927	254,673	235,864	0.926	0.927
	民+調+刑	865,069	910,665	1.053	867,640	910,569	1.049	1.051
	民+調+刑+(略式*0.1)	890,492	934,237	1.049	893,107	934,155	1.046	1.048
	刑事+略式(除在序)	171,995	156,192	0.908	172,230	156,387	0.908	0.908
	略式事件(除在序)	164,976	149,764	0.908	165,230	149,836	0.907	0.908
在序略式事件		148,868	133,015	0.894	102,020	90,720	0.889	0.892
全裁判所平均事件率							1.040	

事 件 率 表 (28. 6~29. 5)

区 分		新 受			既 濟			平均事件率	備 考
		27. 6~28. 5	28. 6~29. 5	事件率	27. 6~28. 5	28. 6~29. 5	事件率		
最 高 裁	民事事件	6, 097	5, 837	0.957	6, 320	6, 155	0.974	0.966	
	刑事事件	1, 942	2, 094	1.078	1, 910	2, 060	1.079	1.079	
	計	8, 039	7, 931	0.987	8, 230	8, 215	0.998	0.993	
高 裁	民事事件	33, 349	32, 649	0.979	33, 842	32, 802	0.969	0.974	
	調停事件	19	6	0.316	17	10	0.588	0.452	
	刑事事件	5, 977	6, 117	1.023	6, 103	6, 083	0.997	1.010	
地 裁	計	39, 345	38, 772	0.985	39, 962	38, 895	0.973	0.979	
	民事事件	566, 354	576, 766	1.018	561, 731	581, 186	1.035	1.027	
	調停事件	3, 531	3, 324	0.941	3, 445	3, 281	0.952	0.947	
	刑事事件	75, 196	70, 838	0.942	74, 741	71, 874	0.962	0.952	
家 裁	計	645, 081	650, 928	1.009	639, 917	656, 341	1.026	1.018	
	民事事件	814, 237	850, 461	1.044	809, 681	853, 549	1.054	1.049	
	調停事件	140, 826	141, 069	1.002	138, 401	138, 264	0.999	1.001	
	少年事件	90, 462	79, 693	0.881	91, 679	80, 209	0.875	0.878	
	計	1, 045, 525	1, 071, 223	1.025	1, 039, 761	1, 072, 022	1.031	1.028	
裁 判	少年事件 (除交通)	69, 795	61, 121	0.876	70, 974	61, 481	0.866	0.871	
	少年交通事件	20, 667	18, 572	0.899	20, 705	18, 728	0.905	0.902	
	+口+二+(本*0.1)	1, 026, 925	1, 054, 508	1.027	1, 021, 127	1, 055, 167	1.033	1.030	
簡 裁	民事事件	776, 005	823, 718	1.061	773, 489	825, 656	1.067	1.064	
	調停事件	36, 869	34, 332	0.931	36, 687	34, 984	0.954	0.943	
	刑事事件	7, 249	7, 019	0.968	7, 424	7, 000	0.943	0.956	
	略式事件	274, 362	254, 233	0.927	274, 645	254, 673	0.927	0.927	
	民+調+刑	820, 123	865, 069	1.055	817, 600	867, 640	1.061	1.058	
	民+調+刑+(略式*0.1)	847, 559	890, 492	1.051	845, 065	893, 107	1.057	1.054	
	刑事+略式 (除在序)	187, 382	171, 995	0.918	187, 588	172, 230	0.918	0.918	
	略式事件 (除在序)	180, 133	164, 976	0.916	180, 164	165, 230	0.917	0.917	
	在序略式事件	164, 227	148, 868	0.906	113, 258	102, 020	0.901	0.904	
全裁判所平均事件率								1.015	

審級裁判所別、目の細分別積算内訳

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項			令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額		
				改定率	改定 増減額							
	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円	
裁判費審級別総表												
諸謝金	450,805		433,656		0	0	113,237	546,893	0	1,605,951	2,152,844	
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0		0	0	0	0	0	1,410,839	1,410,839	
鑑定人手当	177,848		171,983		0	0	42,565	214,548	0	108,864	323,412	
民事事件	2,386		2,393		0	0	592	2,985	0	0	2,985	
刑事事件	165,570		160,519		0	0	39,728	200,247	0	0	200,247	
家事事件	2,520		2,598		0	0	643	3,241	0	0	3,241	
少年事件	7,372		6,473		0	0	1,602	8,075	0	0	8,075	
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	108,864	108,864	
通訳謝金	272,461		261,179		0	0	70,405	331,584	0	860	332,444	
民事事件	6,492		6,580		0	0	1,322	7,902	0	0	7,902	
刑事事件	242,166		233,571		0	0	64,856	298,427	0	0	298,427	
家事事件	840		866		0	0	174	1,040	0	0	1,040	
少年事件	22,963		20,162		0	0	4,053	24,215	0	0	24,215	
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	860	860	
指定弁護士手当	0		0		0	0	0	0	0	26,202	26,202	
国選弁護人等報酬	496		494		0	0	267	761	0	59,186	59,947	
国選弁護人報酬	0		0		0	0	133	133	0	0	133	
弁護人報酬	0		0		0	0	128	128	0	0	128	
一般分	0		0		0	0	128	128	0	0	128	
特別分	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
記録賃写料	0		0		0	0	5	5	0	0	5	
国選付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	59,186	59,186	
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	59,186	59,186	
付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	58,346	58,346	
一般分	0		0		0	0	0	0	0	56,293	56,293	
特別分	0		0		0	0	0	0	0	2,053	2,053	
記録賃写料	0		0		0	0	0	0	0	840	840	
国選代理人報酬	496		494		0	0	134	628	0	0	628	
弁護人報酬	496		494		0	0	134	628	0	0	628	
一般分	496		494		0	0	134	628	0	0	628	
特別分	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
記録賃写料	0		0		0	0	0	0	0	0	0	
裁判旅費	163,261		217,116		0	2,349	53,477	272,942	0	0	272,942	
民事事件旅費	11,881		11,965		0	160	3,965	16,090	0	0	16,090	
刑事事件旅費	2,947		2,858		0	45	940	3,843	0	0	3,843	
家事事件旅費	36,660		37,796		0	489	12,541	50,826	0	0	50,826	
少年事件旅費	33,457		29,375		0	367	9,760	39,502	0	0	39,502	
調停事件旅費	5,895		5,706		0	35	1,932	7,673	0	0	7,673	
事件連絡等旅費	72,421		73,243		0	912	24,339	98,494	0	0	98,494	
調査研究等旅費	0		56,173		0	341	0	56,514	0	0	56,514	
執行官旅費	0		43,507		0	129	0	43,636	0	0	43,636	
委員等旅費	727,458		754,970		3,567	793	76,939	836,269	0	663,097	1,499,366	
裁判員等旅費	0		0		0	0	0	0	0	660,196	660,196	
裁判員	0		0		0	0	0	0	0	396,255	396,255	
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	45,147	45,147	
車賃	0		0		0	0	0	0	0	9,994	9,994	
日当	0		0		0	0	0	0	0	336,552	336,552	
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	4,562	4,562	
補充裁判員	0		0		0	0	0	0	0	135,921	135,921	
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	15,202	15,202	
車賃	0		0		0	0	0	0	0	3,538	3,538	

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115,509	115,509
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,672	1,672
裁判員候補者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128,020	128,020
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,436	26,436
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,218	5,218
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94,608	94,608
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,758	1,758
調停委員旅費	2,292	2,206	0	26	287	2,519	0	0	0	0	2,519
鉄道賃	1,490	1,433	0	26	177	1,636	0	0	0	0	1,636
車賃	354	343	0	0	48	391	0	0	0	0	391
日当	319	307	0	0	44	351	0	0	0	0	351
宿泊料	129	123	0	0	18	141	0	0	0	0	141
調停官旅費	39	37	0	1	26	64	0	0	0	0	64
鉄道賃	36	34	0	1	23	58	0	0	0	0	58
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	3	3	0	0	3	6	0	0	0	0	6
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参与員旅費	246,745	254,393	1,235	208	69,822	325,658	0	0	0	0	325,658
鉄道賃	10,886	11,223	0	208	2,936	14,367	0	0	0	0	14,367
車賃	5,560	5,732	0	0	1,606	7,338	0	0	0	0	7,338
日当	230,299	237,438	1,235	0	65,280	303,953	0	0	0	0	303,953
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
司法委員旅費	462,118	481,989	2,306	544	2,884	487,723	0	0	0	0	487,723
鉄道賃	28,148	29,358	0	544	△ 195	29,707	0	0	0	0	29,707
車賃	8,764	9,141	0	0	109	9,250	0	0	0	0	9,250
日当	425,206	443,490	2,306	0	2,970	448,766	0	0	0	0	448,766
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鑑定委員旅費	15,766	15,845	26	7	3,940	19,818	0	0	0	0	19,818
鉄道賃	352	354	0	7	81	442	0	0	0	0	442
車賃	50	50	0	0	13	63	0	0	0	0	63
日当	15,261	15,337	26	0	3,820	19,183	0	0	0	0	19,183
宿泊料	103	104	0	0	26	130	0	0	0	0	130
専門委員旅費	458	460	0	7	△ 32	435	0	0	0	0	435
鉄道賃	357	359	0	7	△ 27	339	0	0	0	0	339
車賃	32	32	0	0	△ 2	30	0	0	0	0	30
日当	57	57	0	0	△ 3	54	0	0	0	0	54
宿泊料	12	12	0	0	0	12	0	0	0	0	12
精神保健審判員等旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305
精神保健審判員旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神保健参与員旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国選弁護人等旅費	40	40	0	0	12	52	0	0	2,596	2,648	
国選弁護人旅費	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	8
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0	0	0	8	8	0	0	0	0	8

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項			令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額		
				改定率	改定 増減額							
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国選付添人旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,596	2,596	
心神喪失者等医療観察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,596	2,596	
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	468	468	
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158	158	
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,947	1,947	
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	23	
国選代理人旅費	40	40	0	0	4	44	0	0	0	0	44	
鉄道賃	18	18	0	0	2	20	0	0	0	0	20	
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日当	22	22	0	0	2	24	0	0	0	0	24	
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
証人等旅費	153,936	148,170	632	928	51,465	201,195	0	0	1,161	202,356		
証人旅費	52,112	50,388	158	402	8,712	59,660	0	0	59	59,719		
民事事件	21	21	0	0	4	25	0	0	0	0	25	
鉄道賃	12	12	0	0	2	14	0	0	0	0	14	
車賃	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
日当	8	8	0	0	2	10	0	0	0	0	10	
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
刑事事件	50,881	49,288	155	395	8,520	58,358	0	0	0	58,358		
鉄道賃	22,005	21,318	0	395	3,528	25,241	0	0	0	25,241		
車賃	1,552	1,504	0	0	276	1,780	0	0	0	1,780		
日当	25,712	24,904	155	0	4,428	29,487	0	0	0	29,487		
宿泊料	1,612	1,562	0	0	288	1,850	0	0	0	1,850		
家事事件	101	105	0	1	18	124	0	0	0	124		
鉄道賃	61	63	0	1	10	74	0	0	0	74		
車賃	18	19	0	0	4	23	0	0	0	23		
日当	22	23	0	0	4	27	0	0	0	27		
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
少年事件	1,109	974	3	6	170	1,153	0	0	0	1,153		
鉄道賃	370	325	0	6	54	385	0	0	0	385		
車賃	117	103	0	0	19	122	0	0	0	122		
日当	622	546	3	0	97	646	0	0	0	646		
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
心神喪失者等医療観察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	59	
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36	
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
鑑定人旅費	2,163	2,097	8	15	678	2,798	0	0	40	2,838		
民事事件	9	9	0	0	3	12	0	0	0	0	12	
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日当	9	9	0	0	3	12	0	0	0	0	12	
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
刑事事件	2,132	2,067	8	15	668	2,758	0	0	0	2,758		
鉄道賃	864	837	0	15	264	1,116	0	0	0	1,116		
車賃	35	34	0	0	12	46	0	0	0	46		
日当	1,089	1,056	8	0	345	1,409	0	0	0	1,409		
宿泊料	144	140	0	0	47	187	0	0	0	187		
家事事件	9	9	0	0	3	12	0	0	0	12		
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項			令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額		
				改定率	改定 増減額							
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
日当	9	9		0	0	3	12		0	0	12	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
少年事件	13	12		0	0	4	16		0	0	16	
鉄道賃	1	1		0	0	1	2		0	0	2	
車賃	1	1		0	0	0	1		0	0	1	
日当	11	10		0	0	3	13		0	0	13	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
心神喪失者等医療観察	0	0		0	0	0	0	0	0	40	40	
鉄道賃	0	0		0	0	0	0	0	0	14	14	
車賃	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1	
日当	0	0		0	0	0	0	0	0	25	25	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
通訳人旅費	97,396	93,697		459	498	40,878	135,532		0	117	135,649	
民事事件	1,693	1,705		1	22	738	2,466		0	0	2,466	
鉄道賃	1,157	1,165		0	22	498	1,685		0	0	1,685	
車賃	307	309		0	0	138	447		0	0	447	
日当	229	231		1	0	102	334		0	0	334	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
刑事事件	89,845	86,819		430	455	37,880	125,584		0	0	125,584	
鉄道賃	25,341	24,529		0	455	10,498	35,482		0	0	35,482	
車賃	2,544	2,456		0	0	1,096	3,552		0	0	3,552	
日当	61,093	58,994		430	0	25,911	85,335		0	0	85,335	
宿泊料	867	840		0	0	375	1,215		0	0	1,215	
家事事件	204	209		1	2	90	302		0	0	302	
鉄道賃	80	82		0	2	35	119		0	0	119	
車賃	12	12		0	0	5	17		0	0	17	
日当	112	115		1	0	50	166		0	0	166	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
少年事件	5,654	4,964		27	19	2,170	7,180		0	0	7,180	
鉄道賃	1,146	1,006		0	19	430	1,455		0	0	1,455	
車賃	271	238		0	0	106	344		0	0	344	
日当	4,237	3,720		27	0	1,634	5,381		0	0	5,381	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
心神喪失者等医療観察	0	0		0	0	0	0	0	0	117	117	
鉄道賃	0	0		0	0	0	0	0	0	27	27	
車賃	0	0		0	0	0	0	0	0	2	2	
日当	0	0		0	0	0	0	0	0	87	87	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1	
少年旅費	58	51		0	1	25	77		0	0	77	
鉄道賃	55	48		0	1	23	72		0	0	72	
車賃	3	3		0	0	2	5		0	0	5	
日当	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
宿泊料	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
参考人旅費	2,207	1,937		7	12	1,172	3,128		0	945	4,073	
少年事件	2,207	1,937		7	12	1,172	3,128		0	0	3,128	
鉄道賃	712	625		0	12	372	1,009		0	0	1,009	
車賃	179	157		0	0	96	253		0	0	253	
日当	1,300	1,141		7	0	695	1,843		0	0	1,843	
宿泊料	16	14		0	0	9	23		0	0	23	
心神喪失者等医療観察	0	0		0	0	0	0	0	0	945	945	
鉄道賃	0	0		0	0	0	0	0	0	315	315	
車賃	0	0		0	0	0	0	0	0	25	25	
日当	0	0		0	0	0	0	0	0	575	575	

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項			令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額		
				改定率	改定 増減額							
	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
宿泊料	0		0	0	0	0	0	0	0	0	30	
裁判手数料	1,656,905		1,660,218	0	30,745	0	1,690,963	0	12,690,232	14,381,195	30	
消耗品費	600,240	1.002	601,440	0	11,138	0	612,578	0	148,476	761,054		
印刷製本費	76,599	1.002	76,752	0	1,421	0	78,173	0	7,358	85,531		
通信運搬費	512,785	1.002	513,811	0	9,515	0	523,326	0	718,743	1,242,069		
借料及び損料	44,248	1.002	44,336	0	821	0	45,157	0	2,037,217	2,082,374		
雑務費等	423,033	1.002	423,879	0	7,850	0	431,729	0	9,778,438	10,210,167		
特別送達料	437,819		417,930	0	7,740	39,475	465,145	0	110,800	575,945		
身柄拘束者食糧費	176		155	0	3	266	424	0	0	0	424	
少年補導委託費	135,658		119,108	0	2,197	52,374	173,679	0	0	0	173,679	
補導委託費	135,117		118,633	0	2,197	52,156	172,986	0	0	0	172,986	
医療費	541		475	0	0	218	693	0	0	0	693	
賠償償還及払戻金	198,524		200,818	0	0	76,876	277,694	0	0	0	277,694	
保証金	0		0	0	0	10,000	10,000	0	0	0	10,000	
刑事補償金	452,772		440,402	47	1,566	199,012	641,027	0	0	0	641,027	
拘禁補償	358,690		348,857	0	0	158,922	507,779	0	0	0	507,779	
費用補償	94,082		91,545	47	1,566	40,090	133,248	0	0	0	133,248	
被告人の鉄道賃	1,795		1,747	0	32	764	2,543	0	0	0	2,543	
被告人の日当	3,274		3,183	20	0	1,430	4,633	0	0	0	4,633	
被告人の宿泊料	43		42	0	0	19	61	0	0	0	61	
私選弁護人の鉄道賃	1,485		1,442	0	27	630	2,099	0	0	0	2,099	
私選弁護人の日当	3,773		3,673	27	0	1,646	5,346	0	0	0	5,346	
私選弁護人の宿泊料	18		17	0	0	8	25	0	0	0	25	
私選弁護人の報酬	75,294		73,295	0	1,356	32,033	106,684	0	0	0	106,684	
私選弁護人の賛写料	8,400		8,146	0	151	3,560	11,857	0	0	0	11,857	
少年補償金	2,292		2,012	0	0	8,009	10,021	0	0	0	10,021	
計	4,379,606		4,438,062	4,246	46,450	681,130	5,169,888	0	15,071,241	20,241,129		

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
最高裁判所	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
諸謝金	0		0		0	0	0	0	0	8,395	8,395
指定弁護士手当	0		0		0	0	0	0	0	5,283	5,283
国選弁護人等報酬	0		0		0	0	0	0	0	3,112	3,112
国選弁護人報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
弁護人報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
一般分	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
特別分	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
記録賃写料	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
国選付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	3,112	3,112
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	3,112	3,112
付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	3,104	3,104
一般分	0		0		0	0	0	0	0	3,104	3,104
特別分	0		0		0	0	0	0	0	0	0
記録賃写料	0		0		0	0	0	0	0	8	8
裁判旅費	0		3,653		0	33	0	3,686	0	0	3,686
民事事件旅費	0	0.968	0		0	0	0	0	0	0	0
刑事事件旅費	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
事件連絡等旅費	0	0.978	0		0	0	0	0	0	0	0
調査研究等旅費	0		3,653		0	33	0	3,686	0	0	3,686
委員等旅費	0		0		0	0	0	0	0	95	95
国選弁護人等旅費	0		0		0	0	0	0	0	95	95
国選弁護人旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	1.008	0	0.0073	0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
国選付添人旅費	0		0		0	0	0	0	0	95	95
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	95	95
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0		0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0		0		0	0	0	0	0	95	95
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	0	0
特別送達料	7,991	0.978	7,815		0	145	738	8,698	0	0	8,698
賠償償還及払戻金	19	0.968	18		0	0	7	25	0	0	25
刑事補償金	0		0		0	0	0	0	0	0	0
拘禁補償	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
費用補償	0		0		0	0	0	0	0	0	0
被告人の鉄道賃	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
被告人の日当	0	1.008	0	0.0062	0	0	0	0	0	0	0
被告人の宿泊料	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の日当	0	1.008	0	0.0073	0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の宿泊料	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の報酬	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の賃写料	0	1.008	0		0	0	0	0	0	0	0
計	8,010		11,486		0	178	745	12,409	0	8,490	20,899

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
高等裁判所	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
諸謝金	9,277		9,155		0	0	2,396	11,551	0	22,759	34,310
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鑑定人手当	4,793		4,730		0	0	1,170	5,900	0	0	5,900
民事事件	270	0.985	266		0	0	66	332	0	0	332
刑事事件	4,523	0.987	4,464		0	0	1,104	5,568	0	0	5,568
通訳謝金	4,284		4,228		0	0	1,173	5,401	0	0	5,401
民事事件	10	0.985	10		0	0	2	12	0	0	12
刑事事件	4,274	0.987	4,218		0	0	1,171	5,389	0	0	5,389
指定弁護士手当	0		0		0	0	0	0	0	10,601	10,601
国選弁護人等報酬	200		197		0	0	53	250	0	12,158	12,408
国選弁護人報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
弁護人報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
一般分	0	0.987	0		0	0	0	0	0	0	0
特別分	0	0.987	0		0	0	0	0	0	0	0
記録謄写料	0	0.987	0		0	0	0	0	0	0	0
国選付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	12,158	12,158
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	12,158	12,158
付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	11,927	11,927
一般分	0		0		0	0	0	0	0	11,002	11,002
特別分	0		0		0	0	0	0	0	925	925
記録謄写料	0		0		0	0	0	0	0	231	231
国選代理人報酬	200		197		0	0	53	250	0	0	250
弁護人報酬	200		197		0	0	53	250	0	0	250
一般分	200	0.985	197		0	0	53	250	0	0	250
特別分	0	0.985	0		0	0	0	0	0	0	0
記録謄写料	0	0.985	0		0	0	0	0	0	0	0
裁判旅費	8,361		10,231		0	129	2,718	13,078	0	0	13,078
民事事件旅費	476	0.985	469		0	6	156	631	0	0	631
刑事事件旅費	172	0.987	170		0	2	57	229	0	0	229
調停事件旅費	0	1.128	0		0	0	0	0	0	0	0
事件連絡等旅費	7,713	0.983	7,582		0	109	2,505	10,196	0	0	10,196
調査研究等旅費	0		2,010		0	12	0	2,022	0	0	2,022
委員等旅費	16		16		0	0	2	18	0	365	383
調停委員旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	1.128	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.128	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	1.128	0		0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	1.128	0		0	0	0	0	0	0	0
専門委員旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	0.985	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0.985	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.985	0		0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.985	0		0	0	0	0	0	0	0
国選弁護人等旅費	16		16		0	0	2	18	0	365	383
国選弁護人旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	0.987	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0.987	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.987	0	0.0073	0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.987	0		0	0	0	0	0	0	0
国選付添人旅費	0		0		0	0	0	0	0	365	365

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
心神喪失者等医療観察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	365
鉄道賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
車賃	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	362
宿泊料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国選代理人旅費	16	16	0	0	2	18	0	0	0	18
鉄道賃	16	0.985	16	0	2	18	0	0	0	18
車賃	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.985	0	0.0073	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
証人等旅費	2,854	2,817	10	22	1,073	3,922	0	0	0	3,922
証人旅費	583	575	1	6	100	682	0	0	0	682
民事事件	15	15	0	0	3	18	0	0	0	18
鉄道賃	10	0.985	10	0	2	12	0	0	0	12
車賃	1	0.985	1	0	0	1	0	0	0	1
日当	4	0.985	4	0.0062	0	1	5	0	0	5
宿泊料	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	568	560	1	6	97	664	0	0	0	664
鉄道賃	348	0.987	343	0	6	406	0	0	0	406
車賃	6	0.987	6	0	1	7	0	0	0	7
日当	197	0.987	194	0.0062	1	35	230	0	0	230
宿泊料	17	0.987	17	0	4	21	0	0	0	21
鑑定人旅費	29	29	0	0	10	39	0	0	0	39
民事事件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.985	0	0.0073	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	29	29	0	0	10	39	0	0	0	39
鉄道賃	1	0.987	1	0	0	1	0	0	0	1
車賃	2	0.987	2	0	1	3	0	0	0	3
日当	26	0.987	26	0.0073	0	9	35	0	0	35
宿泊料	0	0.987	0	0	0	0	0	0	0	0
通訳人旅費	2,242	2,213	9	16	963	3,201	0	0	0	3,201
民事事件	25	25	0	0	11	36	0	0	0	36
鉄道賃	21	0.985	21	0	9	30	0	0	0	30
車賃	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	4	0.985	4	0.0073	0	2	6	0	0	6
宿泊料	0	0.985	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	2,217	2,188	9	16	952	3,165	0	0	0	3,165
鉄道賃	850	0.987	839	0	16	1,214	0	0	0	1,214
車賃	48	0.987	47	0	21	68	0	0	0	68
日当	1,296	0.987	1,279	0.0073	9	562	1,850	0	0	1,850
宿泊料	23	0.987	23	0	10	33	0	0	0	33
特別送達料	22,260	0.987	21,971	0	407	2,075	24,453	0	0	24,453
賠償償還及払戻金	35,856	0.985	35,318	0	0	13,520	48,838	0	0	48,838
刑事補償金	94,358		93,132	13	379	42,035	135,559	0	0	135,559
拘禁補償	71,741	0.987	70,808	0	0	32,257	103,065	0	0	103,065
費用補償	22,617		22,324	13	379	9,778	32,494	0	0	32,494
被告人の鉄道賃	456	0.987	450	0	8	197	655	0	0	655
被告人の日当	799	0.987	789	0.0062	5	0	355	1,149	0	1,149

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
被告人の宿泊料	0	0.987	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	191	0.987	189	0	0	4	82	275	0	0	275
私選弁護人の日当	1,060	0.987	1,046	0.0073	8	0	469	1,523	0	0	1,523
私選弁護人の宿泊料	0	0.987	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の報酬	19,719	0.987	19,463		0	360	8,506	28,329	0	0	28,329
私選弁護人の賛写料	392	0.987	387		0	7	169	563	0	0	563
計	172,982		172,640		23	937	63,819	237,419	0	23,124	260,543

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
地方裁判所	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
諸謝金	371,059		359,824		0	0	94,886	454,710	0	1,574,797	2,029,507
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0		0	0	0	0	0	1,410,839	1,410,839
鑑定人手当	163,163		158,182		0	0	39,150	197,332	0	108,864	306,196
民事事件	2,116	1.005	2,127		0	0	526	2,653	0	0	2,653
刑事事件	161,047	0.969	156,055		0	0	38,624	194,679	0	0	194,679
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	108,864	108,864
通訳謝金	207,600		201,345		0	0	55,522	256,867	0	860	257,727
民事事件	5,011	1.005	5,036		0	0	1,012	6,048	0	0	6,048
刑事事件	202,589	0.969	196,309		0	0	54,510	250,819	0	0	250,819
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	860	860
指定弁護士手当	0		0		0	0	0	0	0	10,318	10,318
国選弁護人等報酬	296		297		0	0	214	511	0	43,916	44,427
国選弁護人報酬	0		0		0	0	133	133	0	0	133
弁護人報酬	0		0		0	0	128	128	0	0	128
一般分	0	0.969	0		0	0	128	128	0	0	128
特別分	0	0.969	0		0	0	0	0	0	0	0
記録膳写料	0	0.969	0		0	0	5	5	0	0	5
国選付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	43,916	43,916
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	43,916	43,916
付添人報酬	0		0		0	0	0	0	0	43,315	43,315
一般分	0		0		0	0	0	0	0	42,187	42,187
特別分	0		0		0	0	0	0	0	1,128	1,128
記録膳写料	0		0		0	0	0	0	0	601	601
国選代理人報酬	296		297		0	0	81	378	0	0	378
弁護人報酬	296		297		0	0	81	378	0	0	378
一般分	296	1.005	297		0	0	81	378	0	0	378
特別分	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
記録膳写料	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
裁判旅費	41,486		70,235		0	763	13,690	84,688	0	0	84,688
民事事件旅費	10,526	1.005	10,579		0	142	3,505	14,226	0	0	14,226
刑事事件旅費	2,743	0.969	2,658		0	42	874	3,574	0	0	3,574
調停停止旅費	337	0.954	321		0	3	108	432	0	0	432
事件連絡等旅費	27,880	1.000	27,880		0	409	9,203	37,492	0	0	37,492
調査研究等旅費	0		28,797		0	167	0	28,964	0	0	28,964
執行官旅費	0		43,507		0	129	0	43,636	0	0	43,636
委員等旅費	17,629		17,647		26	31	4,109	21,813	0	662,637	684,450
裁判員等旅費	0		0		0	0	0	0	0	660,196	660,196
裁判員	0		0		0	0	0	0	0	396,255	396,255
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	45,147	45,147
車賃	0		0		0	0	0	0	0	9,994	9,994
日当	0		0		0	0	0	0	0	336,552	336,552
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	4,562	4,562
補充裁判員	0		0		0	0	0	0	0	135,921	135,921
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	15,202	15,202
車賃	0		0		0	0	0	0	0	3,538	3,538
日当	0		0		0	0	0	0	0	115,509	115,509
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	1,672	1,672
裁判員候補者	0		0		0	0	0	0	0	128,020	128,020
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	26,436	26,436
車賃	0		0		0	0	0	0	0	5,218	5,218

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
日当	0		0		0	0	0	0	0	94,608	94,608
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	1,758	1,758
調停委員旅費	1,343		1,282		0	16	166	1,464	0	0	1,464
鉄道賃	901	0.954	860		0	16	106	982	0	0	982
車賃	151	0.954	144		0	0	20	164	0	0	164
日当	162	0.954	155		0	0	22	177	0	0	177
宿泊料	129	0.954	123		0	0	18	141	0	0	141
調停官旅費	38		36		0	1	25	62	0	0	62
鉄道賃	35	0.954	33		0	1	22	56	0	0	56
車賃	0	0.954	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	3	0.954	3		0	0	3	6	0	0	6
宿泊料	0	0.954	0		0	0	0	0	0	0	0
鑑定委員旅費	15,766		15,845		26	7	3,940	19,818	0	0	19,818
鉄道賃	352	1.005	354		0	7	81	442	0	0	442
車賃	50	1.005	50		0	0	13	63	0	0	63
日当	15,261	1.005	15,337	0.0017	26	0	3,820	19,183	0	0	19,183
宿泊料	103	1.005	104		0	0	26	130	0	0	130
専門委員旅費	458		460		0	7	△ 32	435	0	0	435
鉄道賃	357	1.005	359		0	7	△ 27	339	0	0	339
車賃	32	1.005	32		0	0	△ 2	30	0	0	30
日当	57	1.005	57		0	0	△ 3	54	0	0	54
宿泊料	12	1.005	12		0	0	0	12	0	0	12
精神審判員等旅費	0		0		0	0	0	0	0	305	305
精神保健審判員旅費	0		0		0	0	0	0	0	186	186
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	65	65
車賃	0		0		0	0	0	0	0	23	23
日当	0		0		0	0	0	0	0	98	98
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	0	0
精神保健参与員旅費	0		0		0	0	0	0	0	119	119
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	54	54
車賃	0		0		0	0	0	0	0	6	6
日当	0		0		0	0	0	0	0	59	59
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	0	0
国選弁護人等旅費	24		24		0	0	10	34	0	2,136	2,170
国選弁護人旅費	0		0		0	0	8	8	0	0	8
鉄道賃	0	0.969	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0.969	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.969	0	0.0073	0	0	8	8	0	0	8
宿泊料	0	0.969	0		0	0	0	0	0	0	0
国選付添人旅費	0		0		0	0	0	0	0	2,136	2,136
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	2,136	2,136
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	465	465
車賃	0		0		0	0	0	0	0	158	158
日当	0		0		0	0	0	0	0	1,490	1,490
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	23	23
国選代理人旅費	24		24		0	0	2	26	0	0	26
鉄道賃	2	1.005	2		0	0	2	2	0	0	2
車賃	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	22	1.005	22	0.0073	0	0	2	24	0	0	24
宿泊料	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
証人等旅費	132,287		128,243		534	835	43,066	172,678	0	1,161	173,839

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
証人旅費	49,518		47,984		151	383	8,296	56,814	0	59	56,873
民事事件	6		6		0	0	1	7	0	0	7
鉄道賃	2	1.005	2		0	0	0	2	0	0	2
車賃	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	4	1.005	4	0.0062	0	0	1	5	0	0	5
宿泊料	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	49,512		47,978		151	383	8,295	56,807	0	0	56,807
鉄道賃	21,323	0.969	20,662		0	383	3,419	24,464	0	0	24,464
車賃	1,525	0.969	1,478		0	0	272	1,750	0	0	1,750
日当	25,077	0.969	24,300	0.0062	151	0	4,321	28,772	0	0	28,772
宿泊料	1,587	0.969	1,538		0	0	283	1,821	0	0	1,821
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	59	59
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	20	20
車賃	0		0		0	0	0	0	0	1	1
日当	0		0		0	0	0	0	0	36	36
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	2	2
鑑定人旅費	2,112		2,047		8	15	661	2,731	0	40	2,771
民事事件	9		9		0	0	3	12	0	0	12
鉄道賃	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	9	1.005	9	0.0073	0	0	3	12	0	0	12
宿泊料	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	2,103		2,038		8	15	658	2,719	0	0	2,719
鉄道賃	863	0.969	836		0	15	264	1,115	0	0	1,115
車賃	33	0.969	32		0	0	11	43	0	0	43
日当	1,063	0.969	1,030	0.0073	8	0	336	1,374	0	0	1,374
宿泊料	144	0.969	140		0	0	47	187	0	0	187
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	40	40
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	14	14
車賃	0		0		0	0	0	0	0	1	1
日当	0		0		0	0	0	0	0	25	25
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	0	0
通訳人旅費	80,657		78,212		375	437	34,109	113,133	0	117	113,250
民事事件	1,547		1,554		1	20	673	2,248	0	0	2,248
鉄道賃	1,057	1.005	1,062		0	20	454	1,536	0	0	1,536
車賃	287	1.005	288		0	0	129	417	0	0	417
日当	203	1.005	204	0.0073	1	0	90	295	0	0	295
宿泊料	0	1.005	0		0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	79,110		76,658		374	417	33,436	110,885	0	0	110,885
鉄道賃	23,220	0.969	22,500		0	417	9,629	32,546	0	0	32,546
車賃	2,194	0.969	2,126		0	0	949	3,075	0	0	3,075
日当	52,882	0.969	51,243	0.0073	374	0	22,506	74,123	0	0	74,123
宿泊料	814	0.969	789		0	0	352	1,141	0	0	1,141
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	117	117
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	27	27
車賃	0		0		0	0	0	0	0	2	2
日当	0		0		0	0	0	0	0	87	87
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	1	1
参考人旅費	0		0		0	0	0	0	0	945	945
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	945	945
鉄道賃	0		0		0	0	0	0	0	315	315

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
車賃	0		0		0	0	0	0	0	25	25
日当	0		0		0	0	0	0	0	575	575
宿泊料	0		0		0	0	0	0	0	30	30
特別送達料	293,061	0.969	283,976		0	5,259	26,823	316,058	0	110,800	426,858
身柄拘束者食糧費	1	0.969	1		0	0	2	3	0	0	3
賠償償還及払戻金	107,568	1.005	108,106		0	0	41,385	149,491	0	0	149,491
保証金	0	1.005	0		0	0	10,000	10,000	0	0	10,000
刑事補償金	357,453		346,371		33	1,177	156,580	504,161	0	0	504,161
拘禁補償	286,825	0.969	277,933		0	0	126,612	404,545	0	0	404,545
費用補償	70,628		68,438		33	1,177	29,968	99,616	0	0	99,616
被告人の鉄道賃	1,322	0.969	1,281		0	24	560	1,865	0	0	1,865
被告人の日当	2,350	0.969	2,277	0.0062	14	0	1,023	3,314	0	0	3,314
被告人の宿泊料	43	0.969	42		0	0	19	61	0	0	61
私選弁護人の鉄道賃	1,275	0.969	1,235		0	23	540	1,798	0	0	1,798
私選弁護人の日当	2,649	0.969	2,567	0.0073	19	0	1,150	3,736	0	0	3,736
私選弁護人の宿泊料	18	0.969	17		0	0	8	25	0	0	25
私選弁護人の報酬	54,971	0.969	53,267		0	986	23,280	77,533	0	0	77,533
私選弁護人の賛写料	8,000	0.969	7,752		0	144	3,388	11,284	0	0	11,284
計	1,320,544		1,357,910		593	8,194	390,541	1,757,238	0	2,349,395	4,106,633

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
家庭裁判所	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
諸謝金	33,695		30,099		0	0	6,472	36,571	0	0	36,571
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鑑定人手当	9,892		9,071		0	0	2,245	11,316	0	0	11,316
家事事件	2,520	1.031	2,598		0	0	643	3,241	0	0	3,241
少年事件	7,372	0.878	6,473		0	0	1,602	8,075	0	0	8,075
心神喪失者等医療観察	0		0		0	0	0	0	0	0	0
通訳謝金	23,803		21,028		0	0	4,227	25,255	0	0	25,255
家事事件	840	1.031	866		0	0	174	1,040	0	0	1,040
少年事件	22,963	0.878	20,162		0	0	4,053	24,215	0	0	24,215
裁判旅費	92,169		105,536		0	1,226	29,720	136,482	0	0	136,482
家事事件旅費	36,660	1.031	37,796		0	489	12,541	50,826	0	0	50,826
少年事件旅費	33,457	0.878	29,375		0	367	9,760	39,502	0	0	39,502
調停事件旅費	3,455	0.989	3,417		0	28	1,150	4,595	0	0	4,595
事件連絡等旅費	18,597	1.014	18,857		0	232	6,269	25,358	0	0	25,358
調査研究等旅費	0		16,091		0	110	0	16,201	0	0	16,201
委員等旅費	247,415		255,056		1,235	215	69,909	326,415	0	0	326,415
調停委員旅費	670		663		0	7	87	757	0	0	757
鉄道賃	401	0.989	397		0	7	49	453	0	0	453
車賃	171	0.989	169		0	0	24	193	0	0	193
日当	98	0.989	97		0	0	14	111	0	0	111
宿泊料	0	0.989	0		0	0	0	0	0	0	0
参与員旅費	246,745		254,393		1,235	208	69,822	325,658	0	0	325,658
鉄道賃	10,886	1.031	11,223		0	208	2,936	14,367	0	0	14,367
車賃	5,560	1.031	5,732		0	0	1,606	7,338	0	0	7,338
日当	230,299	1.031	237,438	0.0052	1,235	0	65,280	303,953	0	0	303,953
宿泊料	0	1.031	0		0	0	0	0	0	0	0
証人等旅費	9,355		8,261		38	41	3,652	11,992	0	0	11,992
証人旅費	1,210		1,079		3	7	188	1,277	0	0	1,277
家事事件	101		105		0	1	18	124	0	0	124
鉄道賃	61	1.031	63		0	1	10	74	0	0	74
車賃	18	1.031	19		0	0	4	23	0	0	23
日当	22	1.031	23	0.0062	0	0	4	27	0	0	27
宿泊料	0	1.031	0		0	0	0	0	0	0	0
少年事件	1,109		974		3	6	170	1,153	0	0	1,153
鉄道賃	370	0.878	325		0	6	54	385	0	0	385
車賃	117	0.878	103		0	0	19	122	0	0	122
日当	622	0.878	546	0.0062	3	0	97	646	0	0	646
宿泊料	0	0.878	0		0	0	0	0	0	0	0
鑑定人旅費	22		21		0	0	7	28	0	0	28
家事事件	9		9		0	0	3	12	0	0	12
鉄道賃	0	1.031	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.031	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	9	1.031	9	0.0073	0	0	3	12	0	0	12
宿泊料	0	1.031	0		0	0	0	0	0	0	0
少年事件	13		12		0	0	4	16	0	0	16
鉄道賃	1	0.878	1		0	0	1	2	0	0	2
車賃	1	0.878	1		0	0	0	1	0	0	1
日当	11	0.878	10	0.0073	0	0	3	13	0	0	13
宿泊料	0	0.878	0		0	0	0	0	0	0	0
通訳人旅費	5,858		5,173		28	21	2,260	7,482	0	0	7,482

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円			千円
家事事件	204		209		1	2	90	302	0	0	302
鉄道賃	80	1.031	82		0	2	35	119	0	0	119
車賃	12	1.031	12		0	0	5	17	0	0	17
日当	112	1.031	115	0.0073	1	0	50	166	0	0	166
宿泊料	0	1.031	0		0	0	0	0	0	0	0
少年事件	5,654		4,964		27	19	2,170	7,180	0	0	7,180
鉄道賃	1,146	0.878	1,006		0	19	430	1,455	0	0	1,455
車賃	271	0.878	238		0	0	106	344	0	0	344
日当	4,237	0.878	3,720	0.0073	27	0	1,634	5,381	0	0	5,381
宿泊料	0	0.878	0		0	0	0	0	0	0	0
少年旅費	58		51		0	1	25	77	0	0	77
鉄道賃	55	0.878	48		0	1	23	72	0	0	72
車賃	3	0.878	3		0	0	2	5	0	0	5
日当	0	0.878	0	0.0062	0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.878	0		0	0	0	0	0	0	0
参考人旅費	2,207		1,937		7	12	1,172	3,128	0	0	3,128
少年事件	2,207		1,937		7	12	1,172	3,128	0	0	3,128
鉄道賃	712	0.878	625		0	12	372	1,009	0	0	1,009
車賃	179	0.878	157		0	0	96	253	0	0	253
日当	1,300	0.878	1,141	0.0062	7	0	695	1,843	0	0	1,843
宿泊料	16	0.878	14		0	0	9	23	0	0	23
特別送達料	5,836	1.016	5,929		0	110	560	6,599	0	0	6,599
身柄拘束者食糧費	175	0.878	154		0	3	264	421	0	0	421
少年補導委託費	135,658		119,108		0	2,197	52,374	173,679	0	0	173,679
補導委託費	135,117	0.878	118,633		0	2,197	52,156	172,986	0	0	172,986
医療費	541	0.878	475		0	0	218	693	0	0	693
賠償償還及払戻金	6,109	1.031	6,298		0	0	2,411	8,709	0	0	8,709
少年補償金	2,292	0.878	2,012		0	0	8,009	10,021	0	0	10,021
計	532,704		532,453		1,273	3,792	173,371	710,889	0	0	710,889

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額	
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	値上額	
				改定率	改定 増減額						
簡易裁判所	千円		千円		千円	千円	千円	千円		千円	千円
諸謝金	36,774		34,578		0	0	9,483	44,061	0	0	44,061
鑑定人手当	0		0		0	0	0	0	0	0	0
民事事件	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
通訳謝金	36,774		34,578		0	0	9,483	44,061	0	0	44,061
民事事件	1,471	1.043	1,534		0	0	308	1,842	0	0	1,842
刑事事件	35,303	0.936	33,044		0	0	9,175	42,219	0	0	42,219
国選弁護人等報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
国選弁護人報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
弁護人報酬	0		0		0	0	0	0	0	0	0
一般分	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
特別分	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
記録賃写料	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
裁判旅費	21,245		27,461		0	198	7,349	35,008	0	0	35,008
民事事件旅費	879	1.043	917		0	12	304	1,233	0	0	1,233
刑事事件旅費	32	0.936	30		0	1	9	40	0	0	40
調停事件旅費	2,103	0.936	1,968		0	4	674	2,646	0	0	2,646
事件連絡等旅費	18,231	1.038	18,924		0	162	6,362	25,448	0	0	25,448
調査研究等旅費	0		5,622		0	19	0	5,641	0	0	5,641
委員等旅費	462,398		482,251		2,306	547	2,919	488,023	0	0	488,023
調停委員旅費	279		261		0	3	34	298	0	0	298
鉄道賃	188	0.936	176		0	3	22	201	0	0	201
車賃	32	0.936	30		0	0	4	34	0	0	34
日当	59	0.936	55		0	0	8	63	0	0	63
宿泊料	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
調停官旅費	1		1		0	0	1	2	0	0	2
鉄道賃	1	0.936	1		0	0	1	2	0	0	2
車賃	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
司法委員旅費	462,118		481,989		2,306	544	2,884	487,723	0	0	487,723
鉄道賃	28,148	1.043	29,358		0	544	△ 195	29,707	0	0	29,707
車賃	8,764	1.043	9,141		0	0	109	9,250	0	0	9,250
日当	425,206	1.043	443,490	0.0052	2,306	0	2,970	448,766	0	0	448,766
宿泊料	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
鑑定委員旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	1.043	0	0.0017	0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
専門委員旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	1.043	0		0	0	0	0	0	0	0
国選弁護人等旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
国選弁護人旅費	0		0		0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0.936	0		0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.936	0	0.0073	0	0	0	0	0	0	0

区分	平成30年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事件計算分					新規事項		令和2年度 要求額
			既定分	令和元年度改定分		消費税 調整分	調整分	計	値上率	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
宿泊料	0	0.936	0	0	0	0	0	0	0	0
証人等旅費	9,440		8,849	50	30	3,674	12,603	0	0	12,603
証人旅費	801		750	3	6	128	887	0	0	887
民事事件	0		0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	1.043	0	0.0062	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	801		750	3	6	128	887	0	0	887
鉄道賃	334	0.936	313	0	6	52	371	0	0	371
車賃	21	0.936	20	0	0	3	23	0	0	23
日当	438	0.936	410	0.0062	3	0	72	485	0	485
宿泊料	8	0.936	7	0	0	1	8	0	0	8
鑑定人旅費	0		0	0	0	0	0	0	0	0
民事事件	0		0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	1.043	0	0.0073	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	0		0	0	0	0	0	0	0	0
鉄道賃	0	0.936	0	0	0	0	0	0	0	0
車賃	0	0.936	0	0	0	0	0	0	0	0
日当	0	0.936	0	0.0073	0	0	0	0	0	0
宿泊料	0	0.936	0	0	0	0	0	0	0	0
通訳人旅費	8,639		8,099	47	24	3,546	11,716	0	0	11,716
民事事件	121		126	0	2	54	182	0	0	182
鉄道賃	79	1.043	82	0	2	35	119	0	0	119
車賃	20	1.043	21	0	0	9	30	0	0	30
日当	22	1.043	23	0.0073	0	0	10	33	0	33
宿泊料	0	1.043	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件	8,518		7,973	47	22	3,492	11,534	0	0	11,534
鉄道賃	1,271	0.936	1,190	0	22	510	1,722	0	0	1,722
車賃	302	0.936	283	0	0	126	409	0	0	409
日当	6,915	0.936	6,472	0.0073	47	0	2,843	9,362	0	9,362
宿泊料	30	0.936	28	0	0	13	41	0	0	41
特別送達料	108,671	0.904	98,239	0	1,819	9,279	109,337	0	0	109,337
身柄拘束者食糧費	0		0	0	0	0	0	0	0	0
賠償償還及払戻金	48,972	1.043	51,078	0	0	19,553	70,631	0	0	70,631
刑事補償金	961		899	1	10	397	1,307	0	0	1,307
拘禁補償	124	0.936	116	0	0	53	169	0	0	169
費用補償	837		783	1	10	344	1,138	0	0	1,138
被告人の鉄道賃	17	0.936	16	0	0	7	23	0	0	23
被告人の日当	125	0.936	117	0.0062	1	0	52	170	0	170
被告人の宿泊料	0	0.936	0	0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	19	0.936	18	0	0	8	26	0	0	26
私選弁護人の日当	64	0.936	60	0.0073	0	0	27	87	0	87
私選弁護人の宿泊料	0	0.936	0	0	0	0	0	0	0	0
私選弁護人の報酬	604	0.936	565	0	10	247	822	0	0	822
私選弁護人の贈写料	8	0.936	7	0	0	3	10	0	0	10
計	688,461		703,355	2,357	2,604	52,654	760,970	0	0	760,970

2 裁判の迅速適正処理経費

明細 書頁	要求 104 105
(情報政策課)	<u>裁判の迅速適正処理経費</u>
(1) 裁判部用パソコン	<要求要旨>
令和2年度も引き続き、平成28年度に整備（一斉更新）したパソコンの継続リース料（12か月分）を要求する。	なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しております、令和2年度はその4年目である。
(2) Microsoft Office365ライセンス料	<要求要旨>
裁判所で使用するパソコンは令和3年度に更新予定であるところ、オフィスソフトとしてMicrosoft Office365を導入する予定である。	令和2年度は、業務システムにおいてOffice365への対応改修、動作検証などを行う必要があるため、検証用のパソコンで利用するためのOffice365のライセンス経費を要求する。

(3) 司法情報通信システム（J・NET）（最高裁判所データセンタ分）

<要求要旨>

平成25年度に最高裁判所データセンタに構築されたJ・NET（ネットワークシステムや共通基盤インフラ）に、J・NETの各機能等を順次移転してきた。

そこで、令和2年度もJ・NETの運用保守等に必要となる、次に掲げる経費を要求する。

(ア) 機器等リース料（平成30年度リース開始）

J・NETを構成しているサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等のリース料を要求する。

(イ) 運用保守等役務

J・NETは、裁判事務等に関する情報の通信基盤として、裁判所間の通信（各種システムのデータ、電子メールの送受信等）及びインターネットや政府共通ネットワークを経由した裁判所外との通信を管理運営している。セキュリティを確保した上で、安定的な運用を行うには高度な専門知識が必要であることから、外注による常駐運用保守が必要である。

J・NET及び最高裁判所データセンタに構築した共通基盤機能の統合運用保守に必要な経費を要求する。また、人事・給与関係業務情報システムへの移行に伴い開発するデータベースの導入支援に係る費用についても、併せて要求する。

(ウ) データセンタ移行の工程監理支援

最高裁判所データセンタ内における業務システム等のリプレイスにあたっては統合運用保守業者と各システム保守業者等との工程を綿密に監理する必要がある。

この監理には高度な知見が必要とされるので、職員のみで担うことは困難であり、専門業者による工程監理の支援が必要であることから、これに要する経費を要求する。

(エ) J・NETアドレス帳のWindows10対応改修

J・NETアドレス帳は、J・NETの各機能のうち、裁判所アドレス帳機能として、裁判所のアカウント情報を管理し、メールサーバ及び認証サーバに認証情報を提供するとともに、職員向けポータル機能や、裁判事務処理システム（民事及び家事事件）及び裁判事務処理システム（刑事案件）等の個別システムと連携するシステムである。また、全国に拠点を持つ裁判所のファイルサーバとも連携し、アクセス権の付与等を行っている。

令和3年度には職員貸与端末の更新が予定されているところ、職員貸与端末が更新された場合でも正常に動作するよう次期OS等に対応する必要がある。

また、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」等に示されたパスワード要件に対応するために、パスワード管理機能改修を行う必要がある。

以上の改修に必要となる費用を要求する。

(オ) データセンタソフトウェアバージョンアップ

データセンタ基幹インフラにおける各種ソフトウェアのサポート期間が終了するため、バージョンアップを行うことにより、継続的にサポートが受けられる環境を構築するために必要となる費用を要求する。

(カ) Microsoft Office365宛先リスト配信サービスの購入

次期パソコンに導入するオフィスソフトとして、Microsoft Office 365 ProPlusが選定されたが、同ソフトの仕様として、利用時はMicrosoft社の認証サーバと通信を行う必要がある。同認証サーバは、全世界の同ソフト利用ユーザの増加に伴い、隨時追加されるものであり、追加される都度、追加されたサーバを許可された通信先として登録しなければ認証通信が行えず、追加されたサーバが認証通信先となった際に、認証が失敗してしまうことから、同ソフトを利用できなくなる。

そこで、リンク負荷分散装置に、随时追加されるMicrosoft社の認証サーバを通信先として登録するため、認証サーバの通信先リストの配信を受けるのに必要となる費用を要求する。

明細 書頁	要求
(4) 司法情報通信システム（J・NET）（最高裁・下級裁分） <要求要旨> J・NETの通信に係る情報通信機器のうち、以下のものについて、リースによる更新が認められ、運用している。令和2年度も引き続きこれら機器のリース料、保守費用等について要求する。	105
(ア) 帯域制御装置（平成28年度リース開始） 限りのある帯域を有効に利用するため、機器ごとに利用できる帯域に制限をかけ、様々な機器の回線利用帯域を調整し、回線を利用するシステムの運用に支障がないように一定帯域を確保する機能を持つ装置である。 (イ) 最高裁ファイアウォール（平成27年度・平成30年度・令和2年度リース開始） セキュリティの観点から、インターネットや政府共通ネットワークなどの裁判所外とJ・NET及び各業務処理システムとJ・NETとの通信を制御するために設置された機器である。 (ウ) 最高裁ファイルサーバ（平成30年度リース開始） 最高裁にはファイルサーバが設置されており、情報共有のため有効に活用されている。 (エ) 最高裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始） 職員端末等へのIPアドレスの自動割当及びDNS照会を処理するためのサーバである。 (オ) 基幹スイッチ（最高裁L3スイッチ 平成27年度・令和2年度リース開始） L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信してきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁における処理の高速化を図るものである。 (カ) 最高裁ルータ（令和元年度リース開始） WAN回線の出入口に配置され、裁判所全体のネットワークの基幹となる機器である。 (キ) 東京高地裁ロードバランサ（平成22年度リース開始） 平成22年度に調達したロードバランサ用のキーボードやモニタ等をサーバ機器の運用保守用に利用しているため、再リースする。 (ク) 下級裁ファイルサーバ（平成27年度・平成28年度・平成29年度・平成30年度・令和元年度・令和2年度リース開始） 現在、下級裁本庁等には、ファイルサーバが設置されており、情報の共有のため有効に機能している。加えて、同サーバは、ウイルス定義ファイル中継サーバ、DNSサーバ、裁判事務処理システムの災害時等の業務継続のためのデータバックアップ先サーバ等の様々な用途で利用されている。	106

明細 書頁	要求 104 106
(カ) 東京高地家簡裁DHC Pサーバ（令和元年度リース開始）	職員端末へのIPアドレスの自動割当やDNS照会を処理するためのサーバである。
(コ) 下級裁ルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ，L2スイッチ）（平成27年度・平成28年度・平成29年度・平成30年度・令和元年度・令和2年度リース開始）	ルータは、WAN回線の出入口に配置され、各裁判所のネットワークの基幹となる機器である。
	L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁におけるデータ処理の高速化を図るものである。
	L2スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つであり、データ処理の高速化を図っている。
(サ) 下級裁分散リポジトリ（平成27年度・令和2年度リース開始）	下級裁に設置され、ウイルス定義ファイルの配信拠点や災害時のコンテインジェンシーファイルの送信先となる機器である。
(シ) 執行センタの分散リポジトリ（令和元年度リース開始）	執行センタ（東京、大阪）に設置され、ウイルス定義ファイルやコンテインジェンシーファイルの送信先となる機器である。
(5) 通信回線等経費（J・NET 広域イーサネット利用料）	<要求要旨>
近年、社会の多様化により、裁判所に係属する事件も複雑困難化している中で、全国に組織、機構を展開している裁判所においては、一層の情報共有、事務の効率化を図らなければ、適正・迅速な事件処理の要請に対応できない。平成7年度に最高裁LANと下級裁とをネットワークで結ぶJ・NETの構築が認められ、以降、電子メール、電子掲示板等のグループウェア機能の利用による事務連絡業務の大幅な効率化が図られるとともに、同システムの通信インフラを利用した各種システムも導入され、これらの業務における事務処理の効率化が実現されている。	
平成17年度には、最高裁判所汎用受付等システムに加えて保管金事務処理システムの運用が開始され、J・NET通信回線の通信量が大幅に増加したことから、平成17年度に本庁71拠点（3大支部を含む。）、平成18年度には下級裁の支部137拠点、平成19年度には下級裁判所の支部（66拠点）及び独立簡裁（185拠点）についてイーサネット回線に移行し、増強を図る経費が認められたところである。	
また、平成21年度以降は裁判事務処理システムの利用が開始され、平成25年度は最高裁判所データセンタにJ・NETが構築された。	令和2年度も引き続き広域イーサネット回線を利用するための費用を要求する。

明 細 書 頁	
要 求	104
	108

(6) インターネット

<要求要旨>

裁判所の組織運営を見直し、司法制度の改善方策を検討、決定するための情報収集の手段としてのインターネット導入が平成8年度に認められ、その後、インターネットの通信に必要な使用料及び通信費用が認められた。

各種システムのセキュリティ対策として、セキュリティパッチの適用やウイルス定義ファイルの適時更新は極めて重要であり、同対策実施のために、インターネットを通じて各種セキュリティベンダーのサイトからパッチ等を取得する必要がある。

そこで、令和2年度も引き続きインターネットの通信に必要な使用料及び通信費用を要求する。

(7) J・NETポータル

<要求要旨>

平成18年度予算において、職員間での各種情報共有を行い、裁判事務処理等の効率化を図る目的で、事務処理上有益な情報について、司法情報通信システムを利用する職員ポータルサイト及びデータベースの再構築のための費用が認められた。職員ポータルサイトは、裁判集・規則集等データベース及び民事・刑事鑑定事例集等データベース等の各種データベース等にアクセスするための窓口として利用されている。

ポータルサイトの運用・保守のためには、データベースのメンテナンス等のための経費が必要であるため、令和2年度も引き続きその経費を要求する。

また、現行OSのサポート期限が令和2年11月末までと発表されているところ、現行OSを継続利用するためには、OSの延長サポートを購入することに加えて、現在のバージョン（Red Hat Enterprise Linux 6.4）から、延長サポートが受けられる最新のマイナーバージョン（Red Hat Enterprise Linux 6.10）へのバージョンアップ及びバージョンアップにより影響を及ぼすミドルウェア等の改修を実施する必要がある。

そこで、OSの延長サポートを購入するために必要となる経費、並びに上記バージョンアップ及びミドルウェア等の改修の実施に係る経費を要求する。

明細 書頁	要求 104 108
(8) セキュリティ対策 <要求要旨> <p>裁判所においては、情報システム等のセキュリティを確保するために適切な対策を実施してきたところであるが、情報通信技術の著しい発展とともに、国家機関や企業を狙ったサイバー攻撃がますます増加し、その手法も一層巧妙化している。そのため、平成30年度版政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準記載の遵守事項に対応した対策の実施など、情報セキュリティの一層の確実を期するために必要な費用を要求する。</p>	

明 細 書 頁	
要 求	105
	108
	110

(9) 倒産事件処理システム

<要求要旨>

(ア) 保守料等

平成6年度から破産事件処理プログラムの運用を開始し、平成15年度から民事再生事件処理プログラムの運用を開始しているところ、現在、これらのプログラムのデータを一元的に管理し、倒産事件処理システムとして全国251の地方裁判所及び支部で稼働している。本システムの障害に対して、迅速かつ適切に対処するためには、専門業者による保守体制を構築しておく必要がある。そこで、令和2年度も引き続き、保守に要する経費を要求する。

(イ) 機器の借料等

倒産事件の進行管理や定型文書の作成等の事務処理の効率化を図るため、倒産事件処理システムを構築し、同システム用サーバ機（以下「サーバ機」という。）を、一定数以上のクライアント端末数を有する18庁に整備している。

このうち東京地裁を除く17庁については、サーバ機をリースにより調達することとし、平成29年度予算においてその借料及び機器の設定費用等に関する経費が認められた。令和2年度も引き続きこれを維持するための借料として必要となる経費を要求する。東京地裁については、これまでリースによりサーバ機を調達していたが、令和元年度にサーバ機を購入により調達することとし、令和元年度予算において、その購入及び機器の設定等に要する経費が認められており、令和2年度はサーバ機の保守に要する経費を要求する。

(ウ) 官報公告オンライン申込み回線使用料

破産事件等に関する官報公告オンライン申込みについては、全国251の地方裁判所及び支部に整備されている倒産事件処理システムからJ・NET端末を利用して最高裁判所に集約し、最高裁判所から独立行政法人国立印刷局へ送信していることから、最高裁判所と独立行政法人国立印刷局間の回線使用料を必要とする。ただし、遅くとも令和2年5月31日までには、インターネットVPN回線から政府共通ネットワークへ切り替えることを予定していることから、令和2年度は同年4月1日から同年5月31日までの2か月分の回線使用料の経費を要求する。

(エ) Windows 10 Pro (64bit) 対応検証及び改修

本システムを利用する職員貸与パソコンは、Windows 8.1 Pro (64bit)（オフィスソフトはMicrosoft Office 2013）で構成されているが、令和3年度にWindows 10 Pro (64bit)（WebブラウザはMicrosoft Edge、オフィスソフトはMicrosoft Office 365 ProPlus (64bit)）（以下「Win10環境」という。）に順次更新することが予定されているため、令和2年度中にWin10環境において本システムの全機能が正常に動作するように検証及び改修を行う必要がある。そこで、令和2年度は、同検証及び改修に要する経費を要求する。

(10) 債権執行事件管理プログラム

<要求要旨>

債権執行事件管理プログラムは、民事執行事件の中で最も申立て件数が多く、また、差押え対象が多岐にわたる債権執行事件を適正かつ迅速に処理することを目的とするシステムであり、現在全国200庁に導入されている。

同プログラムは、入力したデータを反復利用して、決定書など各種帳票を作成する機能を有するほか、事件管理、統計処理機能を有し、多種多様な債権執行事件の適正かつ迅速な処理に不可欠なものとなっている。同プログラムを利用して債権執行事件を適正かつ迅速に処理するためには、同プログラムのセキュリティ面を強化する必要があるほか、プログラム障害に対する迅速処理及び円滑な利用環境を確保、維持するため、専門業者による運用支援を含む保守体制（オンサイト作業を含む。）を構築する必要がある。そこで、専門業者によるセキュリティ管理及び運用支援等を内容とする保守に必要な経費を令和2年度も引き続き要求する。

導入庁のうち、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁は、他の裁判所に比して多くの債権執行事件を、同プログラムにより適正かつ迅速に処理しているが、一定数以上のクライアント端末数を有するため、専用のサーバ機を設置している。令和2年度も専用サーバ機のリース料を引き続き要求する。

なお、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁に設置している各専用サーバ機は、いずれも令和2年6月末にリース期間が終了するため、令和2年度に機器等を更新する計画であり、新機器に関するハードウェア・ソフトウェア等リース料、同ハードウェア保守料及び現行機器等の撤去等に要する費用を要求する。

また、現在、同プログラムのサーバ兼クライアント端末及びクライアント端末のOSは、Windows 8.1 Pro (64bit) (オフィスソフトはMicrosoft Office 2013) で構成されているが、これをWin10環境に順次更新することが予定されているため、Win10環境において本システムの全機能が正常に動作するために必要な改修費用を要求する。

明 細	
書 頁	
要求	107
	108

(11) 裁判事務処理システム（民事及び家事事件）

<要求要旨>

裁判事務処理システム（民事及び家事事件）は、地方裁判所及び高等裁判所の民事裁判業務並びに家庭裁判所の家事分野業務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点をおき、これを的確かつ迅速に支援することを目的とするシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、かつ、裁判統計等の情報を国民に提供するための裁判統計データ処理システム及び裁判の利用者が現金を裁判手続のために予納し利用する保管金事務処理システムと連携し、もって、定型的かつ反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。

平成17年度予算において、この裁判事務処理システムを開発するための経費が認められ、開発基本計画策定及び基本設計を行い、システムの構造や外部システムとの連携の在り方について抜本的に見直した。これに引き続き、平成18年度は、民事事件を対象として、本システムの詳細設計、プログラム開発を行い、平成19年度は、本システムの運用開始のためにシステムテスト及び導入作業を実施し、平成20年度から平成22年度にかけて、運用を全国の地方裁判所全253庁へ拡大した。

平成24年度は、データ連携による業務の効率化を目的として、高等裁判所の裁判事務処理に本システムを適合させるための改修を実施した上で、同年度から平成25年度にかけて、高等裁判所15庁へ運用を拡大した。

平成26年度は、家庭裁判所家事分野の業務システムのセキュリティリスク及び複数システム並存による非効率な事務の解消並びに増大する家事事件、特に成年後見関係事件処理のサポート強化等を目的として、家事分野に本システムを適合させるための改修を実施した上で、平成27年度に、家庭裁判所310庁へ順次運用を拡大した。

令和2年度は、引き続き本システムの運用に要するハードウェア・ソフトウェア等リース料・保守料、アプリケーション保守料等及びバックアップテープの保管に必要な費用を要求する。

また、現在、本システムのクライアント端末のOSは、Windows 8.1 Pro (64bit) (WebブラウザはInternet Explorer 11 (32bit)、オフィスソフトはMicrosoft Office 2013) で構成されているが、これをWin10環境に順次更新することが予定されているため、Win10環境において本システムの全機能が正常に動作するために必要な改修費用を要求する。

		明 細 書 頁
(12) 裁判事務処理システム（刑事事件）		要求 107
<要求要旨>		109
裁判事務処理システム（刑事事件）は、全国の地方裁判所の刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、もって定型的反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。		
平成17年度予算において、システム開発経費が認められたため、開発基本計画策定及び基本設計を実施し、その後、平成21年度から詳細設計、プログラム開発を行い、平成22年度から平成24年度にかけて、全国の地方裁判所全253府へ導入した。		
平成27年度は、それまでのハードウェア・ソフトウェア等のリース期間が満了することに伴い、機器等の更改を行った。令和2年度は、引き続き本システムの運用に要するハードウェア・ソフトウェア等リース料、保守料、アプリケーション保守料等及びバックアップテープの保管に必要な費用を要求する。		
また、本システムの現行機器等のリース期間が令和2年11月末をもって終了するため、令和2年度に、機器等を更新する計画であり、システム更改、新機器に関するハードウェア・ソフトウェア等リース料及び保守料並びに機器等の撤去等に要する費用を要求する。		
なお、現在、本システムのクライアント端末のOSは、Windows 8.1 Pro (64bit) (WebブラウザはInternet Explorer 11 (32bit)、オフィスソフトはMicrosoft Office 2013) で構成されているが、これをWin10環境に順次更新することが予定されているため、Win10環境において本システムの全機能が正常に動作するために必要な改修（次期クライアント環境対応改修）を上記システム更改と併せて行う。		

(13) 簡裁民事事件管理システム

<要求要旨>

簡裁民事事件管理システムは、簡裁民事部門における事件情報の共有、期日進行管理事務等の効率的な処理に大きく貢献しているシステムであり、平成14年度に開発し、現在まで、全国の簡易裁判所に導入されている。また、本システムの付随プログラムである調停委員出勤管理プログラム（以下「出勤P」という。）は、平成18年に簡易裁判所及び家庭裁判所の調停委員の出勤情報を管理する機能として追加され、全国の簡易裁判所及び家庭裁判所に導入されている。

本システムを安定的に運用するためには、システム利用上の技術的な問題点について、職員からの問合せに対応する態勢が必要となることから、運用支援契約を締結する必要があるほか、本システムの利用者が特に多い簡易裁判所14庁及び最高裁判所の専用サーバ機について、引き続きリース及び保守契約を締結する必要がある。

また、出勤Pは、Windows 8.1、Microsoft Office 2013 及び SQL Server 2012 の環境でのみ動作を保証されたプログラムであるが、職員端末は令和3年度に順次 Windows 10 及び Microsoft Office365 へ更新することが予定されており、SQL Server 2012 のサポートも令和4年度に終了することから、次期バージョンでの稼働を可能とするための検証と、その結果に基づいた改修を行う必要がある。

そこで、令和2年度は、本システムの運用支援費用、サーバリース料及び出勤PのWindows10等対応検証及び改修費用を要求する。

		明 細 書 頁
(14) 督促事件処理システム	<要求要旨>	要求 108
	督促事件処理システムは、簡易裁判所における督促事件処理の効率化を図るため、平成13年度に開発したものであり、現在まで、事件数の多い簡易裁判所92庁に導入されている。	110

督促事件処理においては、本システムとは別に開発された督促手続オンラインシステムも存在するが、通常の書面による申立て等、本システムの対象とする事件も相当件数存続しているため、本システムの必要性は依然として高い。

そして、大量の事件を迅速かつ正確に処理する必要がある本システムの運用に当たっては、誤操作やネットワーク接続上の障害の復旧対応やデータ修正など、日々のシステム運用のための保守が必要であり、その他、随時、OS更新への対応、情報セキュリティ対策のためのサポートなどの保守も必要なため、年間を通じた保守契約を締結し、保守体制を構築しておく必要性がある。

そこで、令和2年度も引き続き、保守に要する経費を要求する。

また、導入庁のうち、クライアント機の多い東京簡易裁判所及び大阪簡易裁判所に設置されている専用サーバ機を平成27年度に更新したことから、令和2年度も引き続きその機器のリース料等を要求する。

明 細 書 頁	
要 求	104
	107
	109

(15) 最高裁判所汎用受付等システム

<要求要旨>

最高裁判所汎用受付等システム（以下「本システム」という。）は、裁判所で唯一、財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「R E P S」という。）との連携基盤として機能しているシステムであるが、裁判所の督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）や保管金事務処理システムとR E P Sとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督オンシステムを利用した申立てに係る手数料等や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

本システムに障害が発生すると、裁判所における保管金や手数料の電子納付手続等に支障が生じ、電子納付手続を希望する裁判所利用者に不便をかけることとなるばかりか、裁判所の事件手続の進行を遅延させることにもなることから、上記業務の実現及びシステムの安定稼動のため、令和2年度も引き続き、運用保守料及び本システムの運用を継続するのに必要なハードウェア・ソフトウェアのリース料・保守料を要求する。

また、本システムの歳入金GWサーバにある業務アプリケーションが動作するために必要となるOracle社のJavaの開発環境（JDK）及び実行環境（JRE）について、同ソフトウェアの商用サポートライセンス購入費用を要求する。

明細 書頁	要求 107 109
<p>(16) 裁判統計データ処理システム</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>裁判統計は、全国の裁判所が、その処理した事件について提出した裁判統計報告書に基づき作成される裁判所の事件処理状況の数値化及び国民への公表、並びに裁判所の組織の維持、管理、発展及び裁判の迅速適正処理のための各種施策に必要な基礎資料の把握等を目的とした統計である。本システムは、下級裁における統計報告から、最高裁におけるデータの集約・管理、司法統計年報の版下原稿作成、職員による統計数値の集計・検索まで、裁判所の統計業務全般を取り扱うシステムであるとともに、裁判所内外からの求めに応じて統計数値を迅速に提供できる唯一のシステムであることから、これまで継続的な安定稼動に必要な年間を通じての定期的・継続的な保守・点検を確保するための経費及び稼動基盤となるサーバのハードウェア・ソフトウェアリースに必要な経費が認められてきた。</p> <p>また、社会・経済情勢の変化や司法の役割への期待もあって、裁判統計への関心が高まり、統計数値の迅速な公表が求められているところ、ここ数年、裁判統計に影響のある法改正や新制度の導入が相次いでいる。令和2年度も法改正が予定されており、新制度の導入効果を統計上把握・公表するための統計様式の改定が見込まれているため、改定様式を用いた統計業務を本システムで取り扱うためには、本システムを改定様式に対応させる必要がある。</p> <p>そこで、令和2年度も、裁判統計データ処理システムの安定稼動に必要な経費及び稼動基盤となるサーバのハードウェア・ソフトウェアリースに必要な経費を引き続き要求するとともに、法改正等に伴う改定様式に対応させるための経費を要求する。</p> <p>さらに、現在、本システムのOSは、Windows 8.1 Pro (64bit) (WebブラウザはInternet Explorer 11 (32bit)、オフィスソフトはMicrosoft Office 2013) で構成されているが、これをWin10環境に順次更新することが予定されているため、Win10環境において本システムの全機能が正常に動作するために必要な改修費用を要求する。</p>	

明 細 書 頁	
要 求	107
	109

(17) 裁判事務支援システム

<要求要旨>

裁判事務支援システムは、裁判所の既存システムの業務要件・機能要件等の見直しを行い、統合集約化することにより、IT関連予算の低減・合理化及び情報セキュリティ対策の充実強化を実現するというコンセプトのもと開発するシステムである。

(ア) 運用保守

本システムは、令和元年度中に少年事件部分（第1次開発）の導入展開を完了し、令和2年度から運用を開始するところ、本システムを長期にわたって安定的かつ効率的に運用するために必要となる運用保守業務（ヘルプデスク業務、アプリケーション保守業務を含む）に要する費用を要求する。

(イ) 機器等リース料

本システムは、平成31年4月から機器等（ハードウェア・ソフトウェア）のリースを開始しており、令和2年度についても、引き続き機器等をリースする必要があることから、同費用を要求する。

(ウ) バックアップテープ

最高裁近郊において大規模災害等があった際に、確実に本システムを復旧させるためにはバックアップテープを遠隔地に保管することが必要となるため、令和2年度も引き続き上記バックアップテープの保管に係る費用を要求する。

(エ) 導入展開（第1次・第2次開発）

本システムは、令和元年度に、簡裁民事部分及び督促部分（第1次開発）並びに高裁刑事及び簡裁刑事部分（第2次開発）の開発を行った上でパイロット府に対する導入を行うところ、令和2年度から令和3年度にかけてパイロット府を除く対象府に対して本システムの導入展開を行う計画である。

そこで、令和2年度は、上記の導入展開に係る費用を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、2箇年の国庫債務負担行為を要求する。

(オ) 高裁民事、地裁民事及び家事分野対応改修（第3次開発）

本システムは、第1次及び第2次開発後も、順次既存システムを統合することを計画しており、令和2年度及び同3年度には第3次開発として、裁判事務処理システム（民事及び家事事件）の統合を行う計画である。

そこで、令和2年度は、上記の統合改修に係る費用を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、2箇年の国庫債務負担行為を要求する。

(力) 工程管理支援等

(a) 工程管理支援（第3次～第6次開発）

本システムは、令和2年度から令和3年度にかけて、第3次開発（裁判事務処理システム（民事及び家事事件）の統合）、令和3年度に第4次開発（債権執行事件管理プログラム及び倒産事件処理システムの統合）を行う計画であるところ、統合型システムの開発においては、コンセプトに沿った開発作業が進められているか、進捗遅れや検討漏れ等が生じていないか等のチェック・管理（工程管理）について専門的知見に基づく支援が必要である。

(b) 要件定義支援（第5次・第6次開発）

本システムは、令和4年度に第5次開発（新民事執行事件処理システムの統合）、令和5年度に第6次開発（裁判事務処理システム（刑事事件）の統合）を行う計画であるところ、本システムのコンセプトに沿って、迅速かつ適切に要件を検討し、かつ、検討結果を仕様書等へ確実に反映させるため、専門的知見に基づく要件定義支援が不可欠である。

(c) そこで、工程管理支援等費用を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、2箇年の国庫債務負担行為を要求する。

経費積算内訳

項目・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						
裁判庁費 (消耗品費)	セキュリティ対策			56,544(21,895)		
	最高裁判所汎用受付等システム オラクルサポートライセンスの購入	16式	39,600	634(0)		
	J.NETサポート Red Hat Enterprise Linux 6延長サポートの購入	11式	70,000	770(0)		
	Microsoft Office365ライセンス料	20式	15,125	303(0)		
(通信運搬費)	J.NET 広域インターネット利用料(H30)			476,238(471,908)		
	増税後	一式	476,237,850	476,238(238,053)		
	増税前	0(一式)	233,855,100	0(233,855)		

明細
書頁
要求
104

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	インターネット インターネット通信費(H30)		(3,732,300)	7,465(7,397)		
	増税後	一式	7,464,600	7,465(3,733)		
	増税前	0(一式)	3,664,440	0(3,664)		
	セキュリティ対策			42,214(41,830)		
	倒産事件処理システム 官報公告オンライン申込み回線使用 料インターネットVPN		(59,400)	20(117)		
	増税後	一式	19,800	20(59)		
	増税前	0(一式)	58,320	0(58)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(借料及び損料)						
	裁判部用パソコン(H28)			381,033(377,569)		
	H29国債分	一式	374,104,469 (3,463,930)	374,105(374,105)		
	R元国債分	一式	6,927,860	6,928(3,464)		
	J・NET			803,804(996,499)		
	J・NETデータセンター分			542,015(769,390)		
	J・NET機器等リース料(H30)			542,015(537,088)		
	増 税 後	一式	(271,007,220)	542,015(271,008)		
	増 税 前	0(一式)	266,079,816	0(266,080)		
	J・NET機器等リース料(H25)			0(154,849)		
	J・NET機器等リース料(H26)			0(35,746)		
	J・NET機器等リース料(H27)			0(41,707)		
						要求 105

明細
書頁要求
105

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	J・NET最高裁分 通信機器			40,052(34,075) 17,644(16,092)	
	政府共通ネットワーク用ファイアウォール リース料(H27)		(666,534)	1,222(1,321)	
	增 税 後	一式	1,221,979	1,222(667)	
	增 税 前	0(一式)	654,415	0(654)	
	最高裁帯域制御装置リース料 (H28)		(3,197,040)	6,395(6,337)	
	增 税 後	一式	6,394,080	6,395(3,198)	
	增 税 前	0(一式)	3,138,912	0(3,139)	
	最高裁ファイルサーバリース料(H30)		(2,209,369)	4,419(4,379)	
	增 税 後	一式	4,418,739	4,419(2,210)	
	增 税 前	0(一式)	2,169,198	0(2,169)	

明細
書頁

要求
105

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	最高裁基幹ファイアウォールリース料 (H30)			2,002(1,984)	
	增 税 後	一式	(1,000,890)		
	增 税 前	0(一式)	2,001,780 982,692	2,002(1,001) 0(983)	
	最高裁DHCPサーバリース料(R元)	一式	(314,026)	3,606(314)	
	最高裁DHCPサーバリース料(H26)		3,605,610	0(1,757)	
	最高裁内LAN設備			22,408(17,983)	
	最高裁L3スイッチリース料(H27)			7,126(7,703)	
	增 税 後	一式	(3,886,476)		
	增 税 前	0(一式)	7,125,206 3,815,813	7,126(3,887) 0(3,816)	
	最高裁ルータ等リース料(R元)	一式	(1,407,452)	13,293(1,407)	
	最高裁L3スイッチ等リース料(R2)	一式	13,292,972	1,989(0)	
	ルータ等リース料(H26)			0(8,873)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	J・NET下級裁分 通信機器 東京高地裁ポートバランサリース料 (H22)			221,737(193,034) 111,666(101,868)		
	増税後	一式	(7,437)	7(15)		
	増税前	0(一式)	6,336 7,302	7(8) 0(7)		
	下級裁ファイルサーバ等リース料(H27)			9,935(10,739)		
	増税後	一式	(5,418,661)	9,935(5,419)		
	増税前	0(一式)	9,934,221 5,320,140	0(5,320)		
	下級裁ファイルサーバリース料(H28)			7,732(7,662)		
	増税後	一式	(3,865,950)	7,732(3,866)		
	増税前	0(一式)	7,731,900 3,795,660	0(3,796)		
	下級裁ファイルサーバリース料(H29)			20,610(20,422)		
	増税後	一式	(10,304,580)	20,610(10,305)		
	増税前	0(一式)	20,609,160 10,117,224	0(10,117)		

明細
書頁
要求
106

明細
書頁

要求
106

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	下級裁ファイルサーバリース料(H30)		(29,038,680)	58,078(57,550)	
	増税後	一式	58,077,360	58,078(29,039)	
	増税前	0(一式)	28,510,704	0(28,511)	
	執行センタの分散リポジトリリース料(R元)	一式	(259,921) 1,646,032	1,647(260)	
	東京高地家簡裁DHCPサーバリース料(R元)	一式	(314,026) 3,605,610	3,606(314)	
	下級裁ファイルサーバリース料(R元)	一式	(656,574) 7,878,883	7,879(657)	
	下級裁ファイルサーバリース料(R2)	一式	2,172,144	2,172(0)	
	下級裁ファイルサーバリース料(H26)			0(2,492)	
	東京高地家簡裁DHCPサーバリース料(H26)			0(1,757)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	下級裁LAN設備 下級裁ルータ等リース料(H27)		(9,510,991)	110,071(91,166) 17,437(18,849)		
	增 税 後	一式	17,436,826	17,437(9,511)		
	增 税 前	0(一式)	9,338,064	0(9,338)		
	下級裁分散リポジトリリース料 (H27)		(3,967,788)	5,952(7,864)		
	增 税 後	一式	5,951,682	5,952(3,968)		
	增 税 前	0(一式)	3,895,646	0(3,896)		
	下級裁ルータ等リース料(H28)		(7,982,040)	15,965(15,820)		
	增 税 後	一式	15,964,080	15,965(7,983)		
	增 税 前	0(一式)	7,836,912	0(7,837)		

明細
書頁
要求
106

明細
書頁

要求
106

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	下級裁ルータ等リース料(H29)			10,968(10,868)		
	増税後	一式	(5,483,940)	10,968(5,484)		
	増税前	0(一式)	5,384,232	0(5,384)		
	下級裁ルータ等リース料(H30)			12,519(10,826)		
	増税後	一式	(5,462,701)	12,519(5,463)		
	増税前	0(一式)	5,363,379	0(5,363)		
	下級裁ルータ等リース料(R元)	一式	(3,163,558)	37,963(3,164)		
	37,962,694					
	下級裁ルータ等リース料(R2)	一式	5,279,217	5,279(0)		
	下級裁分散リボシトリース料(R2)	一式	3,987,984	3,988(0)		
	下級裁ルータ等リース料(H26)			0(23,775)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	裁判事務処理システム (民事及び家事事件) hardtウェア・ソフトウェアリース料等			94,737(98,507) 34,890(34,572)		要求 107
	増税後	一式	(17,444,509)	34,889,016	34,890(17,445)	
	増税前	0(一式)	17,127,336		0(17,127)	
	(刑事事件) hardtウェア・ソフトウェアリース料等			59,847(63,935) 43,015(63,935)		
	現行		(32,260,800)	43,014,400	43,015(32,261)	
	増税後	一式	31,674,240		0(31,674)	
	増税前	0(一式)		16,831,849	16,832(0)	
	更改後	一式				

明細
書頁

要求
107

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	最高裁判所汎用受付等システム hardtウェア・ソフトウェアリース料等			14,862(14,727)	
	増税後	一式	(7,430,610)	14,862(7,431)	
	増税前	0(一式)	14,861,220 7,295,508	0(7,296)	
	裁判統計データ処理システム hardtウェア・ソフトウェアリース料等			8,917(8,836)	
	増税後	一式	(4,458,155)	8,917(4,459)	
	増税前	0(一式)	8,916,310 4,377,098	0(4,377)	
	裁判事務支援システム hardtウェア・ソフトウェアリース料等			29,675(32,243)	
		一式	(32,242,796) 29,674,590		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	債権執行事件管理プロダム 専用サーバ機リース料(現行)		(127,973)	3,190(254) 64(254)	民事局 経費より組替え	要求 107
	増税後	一式	63,987	64(128)		
	増税前	0(一式)	125,646	0(126)		
	専用サーバ機リース料等(更改後)	一式	3,126,146	3,126(0)		
	倒産事件処理システム サーバリース料等		(1,882,782)	3,475(3,803)	民事局 経費より組替え	要求 108
	増税後	一式	3,474,900	3,475(1,833)		
	増税前	0(一式)	1,919,892	0(1,920)		
	簡裁民事事件管理システム サーバリース料等(H29)		(1,515,360)	3,031(3,004)		
	増税後	一式	3,030,720	3,031(1,516)		
	増税前	0(一式)	1,487,808	0(1,488)		

明細
書頁

要求
108

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	督促事件処理システム サーバリース料等			913(1,086)	
	増税後	一式	(547,800)	913(548)	
	増税前	0(一式)	913,000 537,840	0(538)	
	少年事件処理システム サーバリース料等			0(922)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)						
	J・NET			627,805(894,710)		
	J・NETポータル 運用保守			50,761(114,162) 36,417(36,612)		
	増 税 後	一式	(18,474,110)	36,417(18,474)		
	増 税 前	0(一式)	18,138,217	0(18,138)		
	仮想サーバ OSバージョンアップ 作業等	一式	14,344,000	14,344(0)		
	更改作業			0(77,550)		
	J・NET共通運用保守	一式	(759,666,600)	409,069(759,667)		
	データセンター移行支援の工程監理業務 (H29)	一式	(17,600,000)	12,100(17,600)		
	J・NETアドレス帳Windows10対応改修	一式	71,139,200	71,139(0)		
						要求 108

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	データセンタソフトウェアバージョンアップ Microsoft Office365宛先リスト配信サービスの購入 政府共通ネットワーク接続機器設定変更作業 執行セタの分散リソーストリ保守体制延長 セキュリティ対策	一式 一式 一式 一式	84,531,700 204,336 0 (3,222) 0 (59)	84,532(0) 204(0) 113,513(14,510)		要求 108

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	裁判事務処理システム (民事及び家事事件) アフリケーション保守料等			304,587(105,131) 62,730(66,906) 49,368(66,762)		
	増税後	一式	(33,687,429)	49,368(33,687)		
	増税前	0(一式)	33,074,930 (144,161)	0(33,075)		
	バックアップテープの保管	一式	134,156	134(144)		
	OS対応改修	一式	13,227,500	13,228(0)		
	(刑事事件) アフリケーション保守料等			241,857(38,225) 20,570(38,069)		
	増税後	一式	(19,208,806)	20,570(19,209)		
	増税前	0(一式)	20,570,068 18,859,555 (156,041)	0(18,860)		
	バックアップテープの保管	一式	132,088	132(156)		
	機器更改に伴う改修等	一式	218,075,000	218,075(0)		
	旧機器等の撤去、運搬及びデータ 消去作業	一式	3,080,000	3,080(0)		

明細
書頁

要求
109

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	最高裁判所汎用受付等システム 運用保守			28,769(21,481)	
	増税後	一式	(10,839,021) 28,769,073	28,769(10,839)	
	増税前	0(一式)	10,641,947	0(10,642)	
	裁判統計データ処理システム			41,751(20,066)	
	運用保守	一式	(4,271,305) 5,388,735	5,389(4,271)	
	法改正対応等改修	一式	(13,140,424) 14,614,390	14,614(13,140)	
	ハードウェア・ソフトウェア保守料			2,679(2,655)	
	増税後	一式	(1,339,285) 2,678,570	2,679(1,340)	
	増税前	0(一式)	1,314,935	0(1,315)	
	OS対応改修	一式	19,068,786	19,069(0)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	裁判事務支援システム バックアップテープの保管 運用保守 導入展開（第1次・第2次開発） 高裁民事、地裁民事及び家事分野対応改修（第3次開発） 工程管理支援等（第3次～第6次開発） 開発及び導入展開（第1次開発） 工程管理支援等（第1次開発） 高裁刑事及び簡裁刑事分野対応改修等（第2次開発）	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式	(119,515) 132,088 84,981,600 38,610,000 128,456,900 47,525,296 0(101,860) 0(13,858) 0(105,207)	299,707(221,045) 132(120) 84,982(0) 38,610(0) 128,457(0) 47,526(0) 0(101,860) 0(13,858) 0(105,207)		要求 109

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	債権執行事件管理プログラム 運用保守			10,580(1,360) 1,396(1,360)	民事局 経費より組替え	
	増 税 後	一式	(686,049)	1,396(686)		
	増 税 前	0(一式)	1,396,340 673,575	0(674)		
	OS対応改修	一式	8,891,355	8,891(0)		
	旧機器データ消去及び返却等	一式	292,600	293(0)		
	倒産事件処理システム 運用保守			12,508(5,210) 5,805(5,210)	民事局 経費より組替え	
	増 税 後	一式	(2,629,000)	5,805(2,629)		
	増 税 前	0(一式)	5,805,034 2,581,200	0(2,581)		
	東京地裁サーバ機保守料	一式	103,488	103(0)		
	OS対応検証・改修	一式	6,600,000	6,600(0)		
						要求 109 110

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	簡裁民事事件管理システム 運用支援	一式	(5,179,856) 5,010,566	15,571(10,697) 5,011(5,180)		要求 110
	調停委員出勤管理プログラムの Windows10対応検証・改修	一式	10,560,000	10,560(0)		
	調停委員出勤管理プログラムの裁 判事務支援システム対応改修			0(5,517)		
	督促事件処理システム 運用保守	一式	(1,793,196) 1,449,224	1,449(1,793)		
	少年事件処理システム 運用保守			0(13,233)		
	バックアップデータの保管			0(12,771)		
	旧ハードウェアの撤去、運搬及びデータ消去作業			0(66)		
				0(396)		

(総務局)		明 細
<u>裁判の迅速適正処理経費</u>		書 頁
<p>最高裁事件管理システム</p> <p>＜要求要旨＞</p> <p>最高裁事件管理システム等は、裁判部の調査官室、書記官室、訟廷事務室及び秘書課の秘書官室をネットワークで結び、最高裁で取り扱う各事件の訴訟進行等に関する情報を共有して、事務処理の適正化及び効率化を図ることを目的に平成15年から運用している。</p> <p>最高裁事件管理システム等は、12種類のプログラムで構成されているが、登録された事件の情報を基に多数の帳票を出力するとともに、事件の受理から終局に至るまでの進行や記録の授受、返還事務を円滑・効率的に管理するほか、統計資料の作成事務を適正・迅速に処理するなど、多種多様な事務処理において発揮される効果は絶大である。また、裁判所を利用する国民からの事件に関する問合せ、報道機関からの照会及び各省庁からの行政共助などの司法サービスにおいても、その検索機能は威力を発揮している。</p> <p>そこで、その円滑な稼働のために必要なサーバリース料及び保守料を、令和2年度も引き続き要求する。</p> <p>また、職員端末が、令和3年度に Microsoft Windows 10 Pro (Office365) へ更新されることが予定されており、同更新後の環境に対応するための検証及び改修を行う必要があることから、これらに要する経費を要求する。</p>	要求 110	

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 110
(項) 裁判費 裁判庁費 (借料及び損料)	最高裁事件管理システム等サーバリース料 増税後 増税前		(96,494) 12(6)月 0(6)月	1,158(1,147) 96,495 94,740		
(雑役務費)	最高裁事件管理システム等保守 最高裁判所事件管理システム等のWindows10 等の対応検証及び改修等	一式 一式	(4,594,333) 5,424,515 23,188,616	5,425(4,594) 23,189(0)		

明 細 書 頁	要求 110 111
<p>(経理局)</p> <p><u>裁判の迅速適正処理経費</u></p> <p>(1) 光熱水料（法廷等分）</p> <p><要求要旨></p> <p>庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。</p> <p>(2) 保管金事務処理システム</p> <p><要求要旨></p> <p>保管金事務処理システム（以下「本システム」という。）は、裁判所内の事件処理システムの一部と連携し、保管金事務（例えば、刑事事件の被告人の身柄拘束を解放する要件の一つとなる保釈保証金や強制執行手続の進行・差押え等に関する民事執行予納金等の事務）の適正かつ迅速な処理を行うことを目的とする基盤システムであり、財務省所管の歳入金電子納付システム及び官庁会計システムと連携して、裁判所における保管金の電子受払を可能としている。</p> <p>本システムは、平成17年4月から運用を開始し、平成19年度までに全ての裁判所への導入を完了している。平成22年度及び平成28年度にサーバ等機器等を更改し、現在までリースにより運用するとともに、安定的な稼働を維持するために必要な運用保守等を行っている。</p> <p>令和2年度は、サーバ等機器等更改に係る作業の完了後、現行システムの運用を終了し、更改後のサーバ機器等のリース及び更改後の運用保守等を開始するとともに、現行システムのサーバ機器等の撤去等を行うことを予定している。</p> <p>さらに、令和2年度には、督促手続オンラインシステムのサーバ機器等更改の連携試験等に伴う対応を予定している。</p> <p>そこで、令和2年度に要する本システムの運用・保守経費、機器等のリース経費、改修作業等及び機器等の撤去等にかかる経費を要求する。</p>	

<p>(3) 庁舎の新営及び耐震改修に伴う仮庁舎の冷暖房機器整備（法廷等新規分・継続分）</p> <p><要求要旨></p> <p>庁舎の新営及び耐震改修に当たっては、基本的に完成まで数年の工期を要するため、仮庁舎での執務が相当長期にわたる。その間、仮庁舎での執務において、適正かつ効率的な事務処理を図るために、冷暖房機器の整備が必要である。</p> <p>また、令和2年度に仮庁舎において執務を開始する予定の津地家簡裁の仮庁舎には冷暖房機器を設置する必要がある。</p> <p>そこで、仮庁舎の冷暖房機器整備のために必要な経費を要求する。</p> <p><積算内訳> (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">府名</th> <th colspan="2">法廷等</th> </tr> <tr> <th>借料</th> <th>設置料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪高地簡裁</td> <td>2,190</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁</td> <td>7,355</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>津地家簡裁</td> <td>13,860</td> <td>5,156</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,405</td> <td>5,156</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 移転料（法廷等分）</p> <p><要求要旨></p> <p>庁舎の移転に必要な経費を要求する。</p> <p><積算内訳></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">府名</th> <th>所要額(千円)</th> </tr> <tr> <th>裁判府費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">仮庁舎移転料</td> <td>大阪高地簡裁</td> <td>11,352</td> </tr> <tr> <td>津地家簡裁</td> <td>10,092</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21,444</td> </tr> </tbody> </table>	府名	法廷等		借料	設置料	大阪高地簡裁	2,190	0	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	7,355	0	津地家簡裁	13,860	5,156	合計	23,405	5,156	区分	府名	所要額(千円)	裁判府費	仮庁舎移転料	大阪高地簡裁	11,352	津地家簡裁	10,092	合計	21,444	明細 書頁 要求 111
府名		法廷等																											
	借料	設置料																											
大阪高地簡裁	2,190	0																											
仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	7,355	0																											
津地家簡裁	13,860	5,156																											
合計	23,405	5,156																											
区分	府名	所要額(千円)																											
		裁判府費																											
仮庁舎移転料	大阪高地簡裁	11,352																											
	津地家簡裁	10,092																											
	合計	21,444																											

明 細
書 頁

要求
111

(5) 庁舎等の維持管理に必要な経費（法廷等分）

<要求要旨>

裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。

(6) 中央合同庁舎第6号館業務委託費（法廷等分）

<要求要旨>

東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第6号館の業務委託については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、警備業務については令和元年度から5箇年、設備管理業務等については平成29年度から4箇年（初年度は役務の提供なし）にわたる、国庫債務負担行為が組まれている。

そこで、令和2年度に要する業務委託費を要求する。

(7) 除灰雪等業務委託費

<要求要旨>

除灰及び除雪に要する経費を要求する。

		明 細
		書 頁
		要求
		111
(8) 廃棄物処分料	<要求要旨>	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。	
	そこで、これに要する経費を要求する。	
(9) 録音反訳委託経費	<要求要旨>	
	社会構造、経済構造の複雑化、多様化を受けて、民事、刑事、家事いずれにおいても争点が多く、複雑困難な訴訟事件が増えており、法廷における証人の供述内容等を逐語的に記録化する必要性が高まっている。	
	そこで、こうした需要に対応するため、録音した法廷供述を反訳して逐語録を作成するための経費を要求する。	
(10) 保管金入金通知サービス等利用経費	<要求要旨>	
	裁判所の保管金は、裁判所又は日本銀行の窓口に現金を持参して納付する取扱いの他に、口座振込を採用しており、口座への入金確認はファクシミリや当座預金管理システム、WEBサービスを利用して行っている。	
	そこで、上記サービス等の利用経費を要求する。	

明 細

書 頁

要求

111

(11) 記録保管業務委託費

<要求要旨>

裁判記録は、事件が終局すると担当書記官から訟廷事務室担当書記官に回付され、一定期間記録倉庫に収納し保存しなければならないが、多くの事件を抱える東京地家簡裁及び横浜地家裁においては、現有の記録を保管している庁舎内倉庫のみでは賄えない状況にある。そこで、横浜地家裁の裁判記録の一部については、その保管を民間の保管業者へ委託するのに必要な保管委託料並びに入庫、出庫及び集配に要する費用（保存中の記録につき、訴訟関係人から記録の閲覧、確定証明や送達証明等の各種証明及び執行文付与等の申請がなされるため）を、東京地家簡裁の裁判記録の一部については、保管委託料等に代えて最高裁判所和光別館資料棟において保管業務等を民間の業者へ委託するのに必要な費用をそれぞれ要求する。

<積算内訳>

対象 庁	所要額(千円)
東京地家簡裁	15, 719
横浜地裁	3, 284
横浜家裁	1, 856
合計	20, 859

(12) P C B 廃棄物処理経費（法廷等分）

<要求要旨>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により保管しているP C B 廃棄物を処分することが義務づけられているが、唯一の高濃度P C B 廃棄物処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社においては、その事業基本計画において、環境大臣の認可を受けて各事業所における計画的処理完了期限（北九州、大阪、豊田各事業所の対象区域については令和4年3月、東京、北海道各事業所の対象区域については令和6年3月）までに処理委託を行うことが定められている。そこで、令和2年度処分予定分につき、処分経費を要求する。

<積算内訳>

庁名	内容	裁判庁費所要額(千円)	庁名	内容	裁判庁費所要額(千円)
東京家裁	高濃度PCB汚染物等3,194kg 運搬費	77,264	和歌山地裁御坊支部	高濃度PCB汚染物等14kg 運搬費	293
静岡地裁	高濃度PCB汚染物等432kg 運搬費	8,814	名古屋地裁	高濃度PCB汚染物等744kg 運搬費	15,207
静岡地裁浜松支部	高濃度PCB汚染物等31kg 運搬費	648	名古屋家裁	高濃度PCB汚染物等65kg 運搬費	941
大津地裁	高濃度PCB汚染物等334kg 運搬費	6,343	津地裁	高濃度PCB汚染物等70kg 運搬費	1,640
京都地裁	高濃度PCB汚染物等155kg 運搬費	3,216	大分地裁	高濃度PCB汚染物等298kg 運搬費	5,251
奈良地裁葛城支部	高濃度PCB汚染物等19kg 運搬費	937	福岡地裁直方支部	高濃度PCB汚染物等200kg 運搬費	4,451
奈良地裁五條支部	高濃度PCB汚染物等44kg 運搬費	920	熊本地裁玉名支部	高濃度PCB汚染物等12kg 運搬費	274
和歌山地裁田辺支部	高濃度PCB汚染物等693kg 運搬費	14,111			
合 計					140,310

(13) 燃料費

<要求要旨>

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

経費積算内訳

項目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費 裁判庁費 (光熱水料)	法廷等分			2,071,039(2,082,710)		
	電気料			1,255,132(1,280,068)		
	ガス料			573,763(557,033)		
	水道料			242,144(245,609)		
	上水道代東京			29,583(29,098)		
	上水道代その他			115,704(118,268)		
	下水道代東京			19,722(19,397)		
	下水道代その他			77,135(78,846)		
(借料及び損料)	保管金事務処理システム機器借料 (現行)			122,978(86,795)		
	増税後	一式	(43,795,620)	69,932(86,795)		
	増税前	0(一式)	69,932(43,796)			
	(更改後)	一式	42,999,336	0(42,999)		
			53,046,199	53,046(0)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(雑役務費)	仮庁舎冷暖房機器借料			23,405(13,602)		要求 111
	大阪高地簡裁			2,190(1,443)		
	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁			7,355(12,159)		
	津地家簡裁			13,860(0)		
	移転料					
	仮庁舎移転料			21,444(25,772)		
	大阪高地簡裁			11,352(9,181)		
	津地家簡裁			10,092(0)		
	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁			0(16,591)		
	庁舎等の維持管理に必要な経費			4,165,353(3,966,453)		
	庁舎維持管理経費			1,450,833(1,329,994)		

明細
書頁

要求
111

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
	設備運転管理経費			515,256(453,371)	
	警備委託費			1,282,440(1,282,440)	
	清掃委託費			916,824(900,648)	
	中央合同庁舎第6号館業務委託費			126,726(136,832)	
	警備委託費			28,887(36,453)	
	設備運転管理費			97,839(100,379)	
	除灰雪等業務委託費			56,610(44,353)	
	廃棄物処分料			87,079(76,772)	
	録音反訳委託経費			384,735(396,915)	
	保管金入金通知サービス等利用経費			8,087(8,245)	

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	保管金事務処理システム 運用保守等経費 機器更改改修作業等経費 旧機器等撤去等経費 記録保管業務委託費 P C B 廃棄物処理経費 仮庁舎冷暖房機器設置料 津地家簡裁 仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	一式 一式 一式 一式 / / / / / /	(121,238,743) 98,940,072 (173,136,797) 169,400,000 1,342,000 / / / / /	269,682(294,376) 98,940(121,239) 169,400(173,137) 1,342(0) 20,859(17,993) 140,310(109,099) 5,156(5,031) 5,156(0) 0(5,031)		要求 111

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(燃料費)	法廷等維持費			64,045(58,058)		要求 111
	A重油			57,641(52,252)		
	灯油			6,404(5,806)		

<p>(民事局)</p> <p><u>裁判の迅速適正処理経費</u></p> <p>(1) 出張調停に伴う借料</p> <p><要求要旨></p> <p>東京簡易裁判所における民事調停事件処理は、平成19年8月の墨田区錦糸所在の庁舎（以下「墨田庁舎」という。）の開庁に伴い、同庁舎に集約して行うことになった。</p> <p>ところが、墨田庁舎へ調停事件を集約した以降においても、同庁舎が東京簡易裁判所の管轄区域の東端近くに位置するため、利用者等の利便性を損なっているとの関係者からの意見が根強くある。そこで、管轄区域の西側で調停を行った場合の利用状況を確認等するため、一定の条件に合致する事件について、週1回程度職員を出張させて調停を行うこととした。</p> <p>そこで、令和2年度も引き続き、管轄区域の西側に位置する新宿駅周辺の事務所を週1回程度の割合で借り受け、出張調停を行うための借料を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 112</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

明 細 書 頁	要 求
(2) 督促手続オンラインシステム <要求要旨> (ア) 機器等の借料等	112
<p>督促手続オンラインシステムは、支払督促事件のうち定型的な処理が可能なものについて、インターネットを利用した申立てを可能とし、審査から発付、通知、照会までを含む手続全体をオンライン化することにより、申立債権者の利便を図るとともに、督促手続に要する裁判所業務を集中的に処理することで事務処理の効率化を図るシステムである。また、本システムは、保管金事務処理システムとの連携も図られており、本システムから直接、保管金の払出しを行うことが可能である。</p> <p>本システムについては、現行システム機器等の借料、セキュリティ確保に要する費用、プログラム障害等に迅速かつ適切に対応するための保守料及び設置先であるインターネットデータセンタの利用費用（スペース料金、電気料金及び運用監視費用等）のほか、令和2年8月に予定している新督促手続オンラインシステムの稼働に伴い、現行システムの撤去に関する費用が必要となるので、これらの各経費を要求する。</p> <p>(イ) システム稼働に伴う公的個人認証による電子署名の検証に係る失効情報等の取得費用</p> <p>督促手続オンラインシステムでは、債権者が、支払督促申立て、仮執行宣言申立て等を、インターネットを利用して行うことを可能としている。申立てを行うに当たり、システム利用債権者は、各申立情報に電子署名を付与し、商業登記認証局、民間認証局又は公的個人認証サービスのいずれかが発行する電子証明書を添付して本システムに送信し、本システムは、当該電子証明書が有効であることを確認した上で、当該申立てを受け付ける。電子証明書の有効性を確認するためには、各認証局発行の電子証明書についてはブリッジ認証局に検証依頼をし、公的個人認証サービス発行の電子証明書については、同サービスに失効情報リストとの照合依頼をする必要があるが、公的個人認証サービスから失効情報を取得するためには情報提供手数料を支払う必要があるので、令和2年度も引き続き、この取得費用を要求する。</p>	113

明 細 書 頁	要 求
(ウ) 新督促手続オンラインシステム 現行の督促手続オンラインシステムは、平成15年度から平成18年度にかけて開発され、平成18年9月から稼働開始した。平成22年11月からは全国の事件を対象としており、督促手続を利用する国民の利便性向上、裁判所における事務処理の効率化に貢献してきたところであるが、開発から10年が経過し、機能充実、他のシステムとの連携及びOSのバージョンアップ等に対応するため改修等を重ねた結果、システムが複雑化し、運用コストが増大している。そこで、セキュリティ面、コスト面及び利便性の観点から、現在の技術的動向等を踏まえた現行システムの抜本的な見直しを図ることを目的として、新督促手続オンラインシステムの開発を行う必要がある。令和2年度は、開発の2年目としてシステム構築、移行作業を行い、システム稼働後は、送達用機器の借料、消耗品費、クラウドサービス基盤利用料及びプログラム障害等に迅速かつ適切に対応するための保守料が必要となる。 また、開発業務が適切に行われているかを管理するためには、システムに関する高度な技術的知見が必要となることから、引き続き、専門業者の支援を求める必要がある。 そこで、これらに必要な各経費を要求する。	111 112 113
(3) 新民事執行事件処理システム	<要求要旨>
新民事執行事件処理システムは、不動産等執行事件（不動産に準ずるものに対する事件並びに強制管理、担保不動産収益執行事件及び財産開示事件を含む。）の円滑な処理及び事件管理を支援するため、不動産等執行事件の受付から終局までを管理し、各種決定書等の定型文書を自動的に作成するシステムであり、平成25年から開発され、同28年度までに全国211の本庁及び支部に導入が完了した。同システムの円滑な利用環境を確保、維持するためには、同システムの障害に迅速かつ適切に対応するための保守体制の確保が必要であり、専門業者との間で保守契約を締結し、保守体制を構築しておく必要があることから、運用保守に必要な経費を令和2年度も引き続き要求する。	
また、上記に加えて、令和3年度から職員端末のOSがWindows10に順次更新されることが予定されていることから、同システムをこれに対応させる改修作業のための費用を要求する。	

明 細 書 頁	要 求
(4) 小笠原村と東京簡裁とのテレビ会議接続に伴う回線利用料等 <p><要求要旨></p> <p>小笠原村は、東京簡裁の管轄区域に属するが、小笠原村から東京までの交通事情は、船便のみであり、他の島しょ部等と比較しても格段に司法アクセスが悪い。</p> <p>そこで、小笠原村の司法アクセスの改善を図るため、民事調停事件においてテレビ会議による手続を実施することができるよう、小笠原村と東京簡裁をテレビ会議で接続するために必要な回線利用料等の経費を令和2年度も引き続き要求する。</p>	112 113
(5) 民事執行規則の翻訳 <p><要求要旨></p> <p>日本法令の外国語訳整備は、グローバル化する世界において、我が国の法令を海外や国内の外国人に向けて正確に発信する必要から、司法制度改革の一環として検討が開始され、その基盤整備を行うこととされている。</p> <p>このような趣旨から、民事執行規則についても、その英語訳が「日本法令外国語訳データベースシステム」のウェブサイトに掲載されており、現在は、平成22年2月24日までの改正内容が反映された条文が掲載されている。</p> <p>しかし、同規則は、その後、度重なる改正を経ていることに加え、民事執行法の改正に伴い、令和2年中の早い時期にも改正規則の施行が予定されている。</p> <p>そこで、上記ウェブサイトに掲載されている同規則の英語訳を最新のものに更新するため、翻訳に要する経費を要求する。</p>	

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	督促手続オンラインシステム 新システム消耗品 現行システム消耗品	一式	15,129,730	15,130(7,628) 15,130(0) 0(7,628)		要求 111 112
(通信運搬費)	テレビ会議接続回線利用料等		(158,400)	317(314)		
	増税後	一式	316,800	317(158)		
	増税前	0(一式)	155,520	0(156)		
(借料及び損料)	出張調停に伴う借料		(18,903)	1,044(974)		
	増税後	52(26)日	20,086	1,044(491)		
	増税前	0(26)日	18,559	0(483)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
	督促手続オンラインシステム			45,987(47,719)		
	現行システム後処理機借料		(19,761,720)	29,643(39,164)		
	増税後	一式	29,642,580	29,643(19,762)		
	増税前	0(一式)	19,402,416	0(19,402)		
	現行システムサーバ等機器・ソフ トウェア・職員端末借料		(4,316,507)	563(8,555)		
	増税後	一式	563,200	563(4,317)		
	増税前	0(一式)	4,238,026	0(4,238)		
	新システム送達用機器借料	一式	15,781,430	15,781(0)		

要求
112

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)	督促手続オンラインシステム システム稼働に伴う公的個人認証による電子署名の検証に係る失効情報等の取得費用	一式	7,000,000 (9,388,500)	7,000(7,000) 7,920(18,607)		要求 112
	現行システム後処理機保守料 増税後 増税前	一式 0(一式)	7,920,000 9,217,800	7,920(9,389) 0(9,218)		
	現行システム運用・アプリケーション保守料 増税後 増税前	一式 0(一式)	(16,216,055) 18,040,000 15,921,218	18,040(32,137) 18,040(16,216) 0(15,921)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	現行システムサーバ等機器・ソフトウェア保守料		(29,222,444)	22,343(57,913)		
	増税後	一式	22,343,200	22,343(29,222)		要求 112
	増税前	0(一式)	28,691,127	0(28,691)		113
	現行システムインターネットデータセンタ等利用料		(6,471,960)	5,039(12,826)		
	増税後	一式	5,039,485	5,039(6,472)		
	増税前	0(一式)	6,354,288	0(6,354)		
	新システムの開発	一式	(369,820,000)	49,280(369,820)		
	新システムの工程管理支援	一式	(34,254,000)	13,129(34,254)		
	新システム運用保守料	一式	28,600,000	28,600(0)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
	新システムクラウドサービス基盤利用料	一式	17,600,000	17,600(0)		要求 113
	現行システム後処理機撤去等作業	一式	2,200,000	2,200(0)		
	現行システムサーバ等機器撤去等作業	一式	1,925,000	1,925(0)		
	現行システムインターネットデータセンター原状回復作業	一式	1,882,430	1,882(0)		
	新システム送達用機器設置等			0(6,073)		
	新民事執行事件処理システム			109,593(131,503)		
	運用保守料			53,322(50,818)		
	増税後	一式	(25,642,375)			
	増税前	0(一式)	53,321,936	53,322(25,642)		
	Windows10 対応改修	一式	25,176,150	0(25,176)		
			56,270,500	56,271(0)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
	オラクルバージョンアップ改修 法改正対応改修 民事執行規則の翻訳 民事執行事件配当管理プログラム保守料	78枚	50,075	3,906(0)	0(31,185) 0(49,500) 0(3,058)	要求 113

明細

書頁

要求

104

(刑事局)

裁判の迅速適正処理経費

(1) 指定弁護士に支払う手当

<要求要旨>

平成16年改正検察審査会法（平成21年5月21日施行）により、検察審査会が起訴相当議決をしたのに対し、検察官が当該議決に係る事件について、再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に処分を行わなかったときは、当該検察審査会は、改めて審査を行わなければならず、その審査において、改めて起訴を相当と認めるときは、検察審査員8人以上の多数により、起訴をすべき旨の議決をすることになる。この起訴議決があると、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持に当たることになる。指定弁護士に対しては、政令で定める額の手当が支給され、指定弁護士が職務により出張したときは、旅費を加算した額の手当が支給されることになっている。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

(積算内訳)

(報酬分)

指定弁護士が必要となる事件数	1名当たりの手当額	所要額（千円）
5件（15人）	1, 713, 872円	25, 708

(旅費分)

審級の別	旅費の加算が必要となる件数	平均開廷回数	1回当たりの旅費額	合計額（千円）
最高裁	1件（3人）	1回	46, 921円	494
高 裁	2件（3人）	2回	26, 489円	
地 裁	1件（3人）	2. 7回	4, 345円	

明細 書頁	要求 113 114
<p>(2) 通信傍受関連経費</p> <p><要求要旨></p> <p>第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、通信傍受の合理化・効率化にかかる特別の機能を有する再生・記録装置を用いる傍受に関する事項は、令和元年6月1日に施行された。</p> <p>改正法においては、裁判所書記官その他の裁判所の職員（以下、「裁判所職員」という。）が、裁判官の命を受け、傍受すべき通信を暗号化するための変換符号及びこれを復号するための対応変換符号を作成し、通信管理者等や検察官又は司法警察員（以下、「検査官」という。）に提供したり、自ら保管すること（改正法9条）が定められている。</p> <p>(ア) 変換符号等作成装置等の保守</p> <p>変換符号等作成のための変換符号等作成装置及び聴取等のための傍受の原記録聴取等装置の各装置は、地方裁判所に整備され、令和元年6月1日から運用を開始した。運用開始後、予期できない障害が生じた場合、検査遅延の原因となり裁判所のみならず検査機関にも重大な影響を及ぼすこととなる。そこで、制度の安定的な運用を確保するためには、業者による保守業務が必要不可欠であることから、これに必要な経費を要求する。</p> <p>(イ) 変換符号等記録用USBトークン</p> <p>変換符号等はUSBトークンに記録されて提供されるところ、傍受令状の請求がある都度、通信管理者等及び検査官に一時的に交付するために十分な個数を確保しておく必要がある。また、これらとは別に裁判所職員が保管する対応変換符号についてもUSBトークンに記録されるところ、これについては、傍受の原記録の復号に用いるものであるから、その保管期間（原則5年間であり延長される場合もある。）と同じ期間保管される必要があり、通信管理者等及び検査官に一時的に交付するものと異なって、傍受終了後、直ちに再利用することができない。</p> <p>以上を前提に、これまでの傍受令状の請求実績や、突発的に大規模な傍受令状請求がある場合に備える必要等を踏まえ、令和2年度においては、2,160個分の購入に必要な経費を要求する。</p>	

		明 細 書 頁
	要求 113	
(3) ビデオリンクシステム	<要求要旨>	

<要求要旨>

平成12年11月1日から犯罪被害者保護関連法が施行され、裁判官及び訴訟関係人が在席する場所以外の同一構内の適当な場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（ビデオリンク方式）による証人尋問制度が導入された。また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行により、平成30年6月1日から、同一構内以外の裁判所規則で定める場所に証人を在席させる、構外ビデオリンク方式による証人尋問を行うようになった。

平成17年4月1日から犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等施策の重要性は増しており、同法8条に基づき同年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画の中でも、ビデオリンク等の措置の周知徹底及び一層の適正な運用がうたわれているところ、性犯罪等の被害者や証人の保護、負担軽減のために、ビデオリンク方式による証人尋問（構外ビデオリンクを含む。）を適正かつ円滑に実施するべく、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網を整備している。

これらの運用のためには、ビデオリンクシステムについては、機器の借料のほか、本件システム機器をシステム整備庁以外の尋問実施庁に運搬するための経費（運搬費）、不具合が生じた場合に、修理等の対応をとるための経費（修理費）が必要となる。また、IPネットワーク回線網については、回線費用及び回線機器借料のほか、庁舎移転をする場合に、移転先庁舎でも引き続き回線を利用できるよう、回線移設を行うための経費（移設費用）が必要となる。

そこで、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網に必要な経費を要求する。

なお、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網は、民事事件や家事事件等における利用も想定している。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	
(項) 裁判費						
諸謝金	指定弁護士に支払う手当 報酬分			26,202(25,918) 25,708(25,427)		要求 104
	増税後	5(2)件 3人	1,713,872	25,708(10,283)		
	増税前	0(3)件 0(3)人	1,682,711	0(15,144)		
	旅費分			494(491)		
			(46,366)			
	最高裁	1件 3人 1回	46,921	141(139)		
	高裁			318(317)		
		(1)				
	増税後	2件 3人 2回	26,489	318(159)		
		(1) (3) (2)				
	増税前	0件 0人 0回	26,299 (4,294)	0(158)		
	地裁	1件 3人 2.7回	4,345	35(35)		
裁判庁費						
(消耗品費)	変換符号等記録用U S B トーケン	2,160個	6,380	13,781(0)		
(通信運搬費)	ビデオリンクシステム 運搬費			16,902(16,706) 1,681(1,623)		
	増税後	17(8)回	98,877	1,681(819)		
	増税前	0(8)回	100,501	0(804)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
	ネットワーク回線費用			15,221(15,083)		
	増税後	一式	(7,610,691) 15,221,382	15,221(7,611)		要求 113
	増税前	0(一式)	7,472,315	0(7,472)		114
(借料及び損料)	ビデオリンクシステム			54,047(49,854)		
	ビデオリンクシステムの借料 (更新後)	一式	(18,511,185) 45,470,304	45,471(18,511)		
	ネットワーク回線機器借料			8,576(8,498)		
	増税後	一式	(4,288,152) 8,576,304	8,576(4,288)		
	増税前	0(一式)	4,210,186	0(4,210)		
	ビデオリンクシステムの借 料(現行)			0(22,845)		

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価(円)	所要額(千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)	ビデオリンクシステム 修理費			1,916(35,032) 1,511(1,781)		
	増税後	12(6)回	(149,782) 125,924	1,511(899)		
	増税前	0(6)回	147,059	0(882)		
	IPネットワーク回線移設費用			405(405)		
	津地家裁	一式	404,800	405(0)		
	秋田地裁			0(405)		
	旧ビデオリンクシステム機 器の撤去・運搬作業			0(32,846)		
	変換符号等作成装置等			8,206(11,713)		
	保守	一式	(10,044,000) 8,206,000	8,206(10,044)		
	特定電子計算機等への秘密 鍵の格納作業			0(1,669)		

<p>(家庭局)</p> <p><u>裁判の迅速適正処理経費</u></p> <p>(1) 音声翻訳機の整備</p> <p><要求要旨></p> <p>家事審判及び調停の涉外事件（当事者等の全部又は一部が外国人である事件）については増加傾向が続いている、この10年間で約1.3倍に増加し、平成30年の新受件数は1万件近くになっている。これに伴って、手続教示を受けるために家裁に来庁する外国人の数も増加しており、加えて、英語以外の言語（中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、フランス語、イタリア語等）での対応が必要な場合がある。</p> <p>家事審判及び調停事件の期日中においては、基本的に、事前に手配した通訳人を介してコミュニケーションをとることが可能である。しかし、審判又は調停期日以外の日に来庁する外国人当事者や手続教示を受けるために初めて家裁に訪れる外国人来庁者などについては、事前に通訳人を手配することは困難であるため、意思疎通に苦慮することが多く、特に日本語又は英語での意思疎通ができない場合は対応が難しいのが現状である。</p> <p>また、平成30年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査（総務省）によると、外国人の人口は前年比17万4,228人増の249万7,656人と高い伸び率を記録しており、今後の外国人労働者の受け入れ拡大と相まって、家裁への外国人の来庁者がますます増加することが懸念されるところであり、その対策が必要になってくる。</p> <p>このような問題を解消し、外国人が不安や不満を感じることなく家裁を利用し、安心して適切な司法サービスを受けるためには、当該外国人の母国語によるコミュニケーションの方が望ましく、そのため多言語に対応可能なコミュニケーションツールが必要である。</p> <p>そこで、多言語に対応した音声翻訳機を整備することが必要であり、そのための経費を要求する。</p> <p><整備計画></p> <p>最高裁判所、家裁本庁（東京、大阪、名古屋、横浜、京都）及び支部（立川、浜松、太田、豊橋）に10台整備する。</p>	<p>明細 書頁</p> <p>要求 114</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

(2) 子奪取条約実施規則の改正条文の翻訳

<要求要旨>

「今後の司法制度改革の推進について」（平成16年11月26日司法制度改革推進本部決定）においては、「我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。」とされている。さらに、前記「今後の司法制度改革の推進について」に基づき内閣に設置された「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の下で検討を行っていた「法令外国語訳・実施推進検討会議」は、平成18年3月23日付け最終報告書において、ニーズが高く重要な法令については、基盤整備の一環として、政府のイニシアティブで早期に集中して翻訳を整備すべきであること、特に、今日の国際社会において共通語としての地位を占めている英語への翻訳の整備は急務であることを指摘している。

国際結婚が破綻した場合等において、子が国境を越えて不法に連れ去られるなどした際に、子をその常居所地国に迅速に返還すること等を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「子奪取条約」という。）が、平成26年4月、日本について効力を生じ、その国内実施法及び実施規則が施行されているところ、令和元年に国内実施法が一部改正されたことに伴い、実施規則の改正を予定している。日本語を解さない外国人が子の返還に関する事件の手続を理解するためには、実施規則の翻訳が必要不可欠であるため、同規則については平成26年に翻訳を行っているが、同規則の改正に伴い、改正条文を改めて翻訳（英訳）する必要がある。

そこで、子奪取条約実施規則の改正条文を翻訳（英訳）するための経費を要求する。

明細
書頁

要求
114

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 裁判費 裁判庁費 (借料及び損料)	音声翻訳機の借料等	一式	2,640,000	2,640 (0)	
(雑役務費)	子奪取条約実施規則の改正 条文の翻訳 後見人用DVDの制作	6.5枚	148,754	967 (0) 0 (11,114)	

3 裁判員制度の施行に必要な経費

<p>(総務局)</p> <p><u>裁判員制度の施行に必要な経費</u></p> <p><u>裁判員制度の運営に必要な経費</u></p> <p>音声認識システム</p> <p><要求要旨></p> <p>(ア) リース料等</p> <p>裁判員裁判において、法廷における証人等の供述を忠実に記録し、評議の場面などにおいて、供述の重要な部分を迅速かつ容易に検索の上、再現して確認する等のために、平成20年度から、裁判員裁判を行う地方裁判所に、音声認識システムを設置しているところ、引き続きその賃借料等を要求する。</p> <p>(イ) 保守料</p> <p>裁判員制度においては、連日の開廷を行い、審理に関与する裁判員が直接証人等の供述を聞いて新鮮な記憶のあるうちに有罪か無罪かの心証を形成し、量刑の判断を行うため、法廷における証人等の供述の重要度が高い。音声認識技術は、法廷における証人等の供述を忠実に記録し、評議の場面などにおいて、供述のうち確認が必要な部分を迅速かつ容易に検索の上、これを再現して確認することを可能とする技術であるため、音声認識システムの利用は、裁判員制度の円滑な実施に資する面が極めて大きいものである。</p> <p>音声認識システムは平成20年度に導入され、実運用を開始したところであり、引き続き音声認識システムの安定的な運用を確保・支援するために必要な経費を要求する。</p>	<p>明 細 書 頁</p> <p>要求 115</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------

明細

書頁

要求

115

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 裁判費 裁判庁費 (借料及び損料)	音声認識システムリース料等（更改後） 音声認識システムリース料等（現行）	一式	(81,615,257) 77,098,105	77,098(81,615) 0(22,465)	
(雑役務費)	音声認識システム保守	一式	(14,770,800) 14,223,000	14,223(14,771)	
	音声認識システム改修			0(110,680)	

明細 書頁	要求
(刑事局)	
<u>裁判員制度の施行に必要な経費</u>	
<u>裁判員制度の運営に必要な経費</u>	
(1) 裁判員等旅費	114
<要求要旨>	115
裁判員裁判においては、裁判員及び補充裁判員並びに裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者及び選任予定裁判員に対して、それぞれ旅費、日当及び宿泊料が支給される（裁判員法11条、29条2項、97条5項）。	116
そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。	
(2) 裁判員候補者名簿管理システム	
<要求要旨>	
裁判員候補者名簿管理システムは、最高裁判所データセンタにサーバを、裁判員裁判実施庁にクライアント端末等を整備して稼働している。同システムを引き続き安定的に稼働させるためには、サーバ及びクライアントPC一式の借料、運用保守等経費及びバックアップテープの保管料が必要となる。	
また、裁判員候補者名簿管理システム及び裁判員量刑検索システムにおいて利用する共通基盤（サーバ）等の機器更改が令和3年度に予定されており、更改機器の搬入、設置及び各種設定作業や機器更改に伴うシステムの改修等の作業が必要となる。	
そこで、裁判員候補者名簿管理システムの稼働に必要な経費とともに、機器更改に伴う改修作業のための経費等を要求する。	
(3) 裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（裁判員分）	
<要求要旨>	
裁判員候補者名簿（裁判員法23条）に記載された裁判員候補者に対しては、その旨を原則として前年の秋ごろに一括して通知しなければならないことから（同法25条）、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中することが予想される。また、検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対しても、その旨を同時期に一括して通知しなければならないことから（検察審査会法12条の2第3項），同様に、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中することが予想される。	
令和3年用の裁判員候補者名簿は20万人から25万人規模に及ぶことが予想されており、他方で、検察審査員候補者は全国で約7万人の規模に及ぶことからすると、候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実である。そこで、候補者からの電話照会の集中が予想される時期に、裁判員候補者及び検察審査員候補者用のコールセンター業務を中央一括で外部委託し、職員の業務の効率化を図る必要がある。	
そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。	

		明 細 書 頁
(4) 量刑検索システム		要求 115
<要求要旨>		116
量刑検索システムは、最高裁判所データセンタにサーバを設置してWeb方式のデータベースを構築し、裁判所内のネットワークを通じて、全国の裁判所の端末から裁判官が、データの入力、検索、出力等の作業を行うとともに、検察官・弁護人に対しても、裁判所に設置した開示専用の端末を利用してこれを開示し、データの利用を可能としている。		
本システムを利用した量刑資料の作成は、検察官及び弁護人による論告又は弁論の準備段階や評議中に行われることから、もしその運用に支障が発生すれば、全国の裁判員裁判の進行にとって大きな障害となることは必至である。そのため、システムを引き続き安定稼働させるための運用保守等経費及び開示専用端末の借料経費が必要となる。		
また、令和3年度には本システムのサーバ及びクライアント端末の更改に伴う本システムの改修が予定されており、それらの対応作業が必要となる。		
そこで、量刑検索システムの安定稼働に必要な費用とともに、機器更改に伴う改修作業のための費用を要求する。		
なお、開示専用端末については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和2年度はその4年目である。		
(5) 法廷及び裁判員関連諸室のIT機器の借料等		
<要求要旨>		
裁判員制度が機能し、国民の間に根付いていくためには、裁判員裁判の公判において、裁判員が事件の内容等について理解し、評議の場で裁判官と対等に意見を述べ、数日間中には結論にいたることができる態勢を整えることが必要不可欠である。裁判に参加したことのない国民が、公判の場で事件の内容等をスムーズに理解できるためには、職業裁判官が従来から行ってきた公判記録の閲読等による事件の理解という方法ではなく、公判廷のその場で、証拠等を見て、尋問を聴いただけで事件を理解することができるための方法が必要となる。		
また、裁判員裁判の選任手続においては、オリエンテーションビデオの再生のほか、その他の選任手続等に必要な情報を、裁判員候補者全員に一斉にしかも効率的に伝えていかなければならない。		
そこで、法廷、評議室及び裁判員候補者待合室の各裁判員関連諸室において、ITによる視覚化が必要であるので、各部屋に備え付けるIT機器の借料等経費を、昨年度に引き続いて要求する。		

(6) 通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等

<要求要旨>

(ア) 通知書及び調査票等の発送業務等委託経費

裁判員候補者名簿に記載された者には、その旨を通知しなければならないが（裁判員法25条），やみくもに数多くの候補者を裁判所に呼び出すことを避けるために、通知書とともに調査票等を送付して、就職禁止事由や年間を通じて辞退事由に該当する者などをあらかじめ把握しておく必要がある。

令和3年に必要な裁判員候補者名簿は全国分を総計すると20万人から25万人規模に及ぶことが予想されていることから、裁判員候補者に対する通知書等を印刷、封入封緘、発送し、調査票を集計する業務は極めて膨大なものとなる。また、これらの作業は、名簿が調製された後、年内の短期間に処理しなければならないが、職員だけで処理することは非常に困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。

そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送並びに裁判員候補者の調査票を集計する業務を外部業者に委託するのに必要な経費を引き続き要求する。

(イ) 調査票送付時用制度説明用漫画の増刷

裁判員候補者には、裁判員候補者名簿に記載された段階で、その旨を通知する文書とともに就職禁止事由等を尋ねる調査票等が送付される。この名簿記載通知は、裁判員制度における国民との最初の接点であり、この通知を行う際には、名簿記載の趣旨を正確に伝え、必要に応じて調査票への記入を促し、裁判員制度に対する基本的な情報を提供するとともに、より具体的に裁判員制度の内容や手続の流れについて知りたい裁判員候補者のニーズに応えて、種々の疑問や不安を解消すべく、より詳細な情報を提供することが必要である。

必ずしも十分に知識を有するとは限らない候補者に対し、裁判員制度に関する具体的なイメージや知識を提供し、無用の不安を抱かせないようにするためのツールとして、制度説明用漫画「よくわかる！裁判員制度Q&A」は、多くの国民が抱く疑問について、イラストと簡潔な説明文で答えており、詳細な情報を得たいという国民のニーズによく合致するため、これを調査票等に同封することが、非常に効果的である。

そこで、裁判員候補者名簿に記載された者に送付する制度説明用漫画を増刷するための経費を要求する。

(ウ) 質問票送付時用制度説明用小冊子の増刷

個別事件について裁判員候補者として選定された裁判員候補者には、事前に質問票を送付し、審理に参加することについての辞退の希望や支障の有無などを確認することになる。その際、調査票送付段階で提供した情報に加え、質問票を記載するために必要な知識や裁判員等選任手続期日における具体的な手続の流れなど、その段階で候補者が特に必要とするであろう情報に焦点を当て、これを分かりやすく説明するツールとしてパンフレットを同封することが有益であるが、この段階では、実際に裁判員となる可能性が高まっていることから、個々の裁判員候補者が抱くであろう疑問や不安もより具体的なものとなり、かつ、多岐にわたることが予想される。

そこで、そうした裁判員候補者の疑問や不安を解消するとともに、裁判員等選任手続期日への出頭率を高め、裁判員制度を安定的に運用していくために、質問票送付段階においては、調査票送付段階で提供した情報、上記パンフレットによって提供する情報に加え、裁判員制度そのものに関するより具体的かつ詳細な情報を提供することが不可欠となる。

よって、制度説明用の小冊子を増刷するための経費を引き続き要求する。

明細 書頁	要求 115 116
<p>(エ) 通知書等発送等に要する郵便料金</p> <p>裁判員等選任手続においては、以下のとおりの郵便によるやりとりが想定されている。</p> <p>(a) 市町村の選挙管理委員会に対する通知等の発送</p> <p>(b) 通知書等の発送及び調査票の返送</p> <p>そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。</p>	
<p>(オ) 呼出状等送付に要する郵便料金</p> <p>個別事件について、くじにより選定された裁判員候補者に対しては①呼出状（裁判員法27条）を送付する。併せて、辞退事由等の有無を確認するために②質問票（裁判員法30条）を送付する。そして、質問票の回答結果から辞退事由等に該当すると認められた裁判員候補者に対しては、③呼出取消通知（裁判員法27条5項、6項）を送付する。</p> <p>そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。</p>	115
<p>(7) 個別事件の裁判員候補者送付用パンフレット</p> <p><要求要旨></p> <p>個別事件で呼び出すべきとして選定された裁判員候補者が抱く不安や疑問を軽減又は解消するとともに、裁判員として選任されるまでの手続の流れを説明し、裁判員等選任手続期日への出頭を確保するため、裁判員制度に関する事項及びその後の手続等について分かりやすく解説したパンフレットを送付することは欠かせない。</p> <p>そこで、このパンフレットを印刷、製本するために必要な経費を要求する。</p>	116
<p>(8) 障がい者対応経費（介助料及び手話通訳料等）</p> <p><要求要旨></p> <p>裁判員制度においては、広く国民が参加できる環境を整備することが重要である。</p> <p>障がい者は、裁判員法の規定により、障がいの程度や事件の内容等によって職務の遂行に著しい支障があると認められる場合を除き、裁判員等に選任され得ることになるが、裁判員候補者名簿の規模は20万人から25万人にのぼることから、その中には一定数の障がい者が含まれることになる。</p> <p>障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された障害者基本計画（第4次）においても、障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うことが求められており、刑事手続に参加する裁判員等に対しても、同法の趣旨を踏まえ、適切な配慮を行う必要がある。</p> <p>裁判員制度の導入の意義を達成するには、障がい者が裁判員等に選任された際に支障なく参加できるよう、裁判所としても合理的な配慮を行うことが不可欠である。</p> <p>そこで、身体障がい者について介助料、聴覚障がい者について手話通訳料等の経費を要求する。</p>	

(9) 裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費

<要求要旨>

裁判員裁判は、裁判員等が刑事手続に参加して、裁判官とともに審理に立ち会い、被告人の有罪・無罪や刑の重さを判断するものであり、その性質上、裁判員等に心理的な負担がかかるものである。特に、残虐な事件に携わったり、死刑を選択するか否かの判断を迫られる場面では、裁判員等にかかる心理的な負荷は大きく、裁判員等が身体的・精神的に不調を来す可能性がある。したがって、裁判員裁判に参加した裁判員等が広く、安心して利用でき、必要に応じてサポートできる体制を構築し、国民の参加意欲を損なうことがないようにする必要がある。

そして、医師による治療が必要な程度に至ったものはもとより、そこに至らない程度のもの、あるいは治療を要するかどうか判断できない限界事例のものについても、裁判所において何らかのケアやアドバイスを提供できるよう対応することが必要であるところ、専門的知識のない裁判所職員にはそのような対応を行うことは困難であり、メンタルヘルス対応の専門知識を有する民間業者に電話や面談によるカウンセリングを委託することが不可欠である。そこで、上記委託に必要な経費を要求する。

(10) 裁判員制度の運用等に関するアンケート調査

<要求要旨>

裁判員制度は、ありとあらゆる階層や職種をバックグラウンドとした国民が多数参加するものであるから、制度の実施により生じた課題については迅速かつ柔軟に対処する必要があるが、このうち、選任手続等の運用の在り方や審理・評議の進め方といった課題については、法曹三者だけではなく実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の感想や意見・要望を聴取し、その結果を分析することが極めて有益である。

また、裁判員裁判の運用主体である裁判所が、その目的が果たされているか、不斷に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然であるが、そのためには、客観的なデータに加え、実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の意見・要望が、実態に即した検討を進める上で重要な検討材料の一つとなることは明白であり、これまでと同様に調査を継続することが必要不可欠である。

そこで、裁判員等経験者及び裁判員候補者を対象としたアンケート調査を実施するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求
(項) 裁判費 委員等旅費	裁判員等旅費			660,196(665,335)		114
裁判庁費 (印刷製本費)	個別事件の裁判員候補者送付用 パンフレット	(97,600) 96,000部	(3,960) 3,487	335(386)		115
	通知書及び調査票等の印刷等, 封入封緘及び発送並びに集計業 務委託経費等			7,023(7,199)		
	調査票送付時用制度説明用漫画 の増刷	241,600部	(20,911) 19,800	4,784(5,052)		
	質問票送付時用制度説明用小冊 子の増刷	(97,600) 96,000部	(22,000) 23,320	2,239(2,147)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
(通信運搬費)	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費 (裁判員分) 通話料金 通知書及び調査票等の印刷等、 封入封緘及び発送並びに集計業 務委託経費等 通知書等発送等に要する郵便 料金	一式	(2,848,046) 2,656,174	2,656(2,848) 76,307(71,543)		要求 115 116
(借料及び損料)	裁判員候補者名簿管理システム サーバ及びクライアントパソコン 一式借料等経費 増税後 増税前	一式 0(一式)	(36,576,659) 73,153,317 35,911,929	73,154(72,489) 73,154(36,577) 0(35,912)		
	量刑検索システムの開示専用端 末借料(H28) H29国債分 R元国債分	一式 一式 一式	1,219,123 (11,288) 22,576	1,242(1,231) 1,219(1,219) 23(12)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	法廷及び裁判員関連諸室のIT機器の借料等 法廷等IT機器借料(更改後) 増税後 増税前 法廷等IT機器借料(現行)	 一式 0(一式)	 (173, 532, 449) 290, 826, 149 56, 792, 438	 290, 827(254, 829) 290, 827(230, 324) 290, 827(173, 532) 0(56, 792) 0(24, 505)		要求 115 116

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(雑役務費)	裁判員候補者名簿管理システム		(78,243,078)	210,549(101,085)	
	運用保守費用	一式	87,975,087	87,975(78,243)	
	市町村配布用ソフトウェア保守料	一式	4,116,200 (179,801)	4,116(4,116)	
	バックアップテープ保管料	一式	166,232	166(180)	
	次期サーバ及びソフトウェアの納入・構築費用	一式	17,799,210	17,799(0)	
	機器更改に伴う改修等	一式	100,492,920	100,493(0)	
	データセンタ基幹インフラの切替に伴う対応作業			0(18,546)	
	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費(裁判員分)				
	コールセンター設置経費	一式	22,770,000	22,770(22,770)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	量刑検索システム 運用保守経費 ソフトウェア保守等 機器更改に伴う改修等 データセンタ基幹インフラ 切替に伴う対応作業	一式 一式 一式 一式	(7,693,211) 12,059,300 (1,639,693) 2,499,919 19,228,000	33,787(10,214) 12,059(7,693) 2,500(1,640) 19,228(0) 0(881)		要求 116

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等 通知書及び調査票等の発送業務等委託経費 障がい者対応経費（介助料及び手話通訳料等） 介助料 裁判員等選任手続分 審理関与分 手話通訳料等 裁判員等選任手続分 審理関与分 裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費 裁判員制度の運用等に関するアンケート調査	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式	(39,473,280) 48,328,060 (1,889,953) 1,824,284 (2,380,741) 2,402,484 (272,000) 312,000 (626,000) 717,000 (1,925,000) 2,090,000 5,167,391	48,328(39,473) 5,255(5,169) 4,226(4,271) 1,824(1,890) 2,402(2,381) 1,029(898) 312(272) 717(626) 2,090(1,925) 5,167(5,167)		要求 116

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細 書頁
特別送達料 (通信運搬費) 通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等 呼出状等送付に要する郵便料金				110,800(121,824)		要求 116

4 心神喪失者等医療観察事件 の処理経費

(刑事局)

心神喪失者等医療観察事件の処理経費

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）が、平成17年7月から施行された。同法は、心神喪失等の状態で殺人、放火など重大な他害行為（以下「対象行為」という。）を行い、これについて検察官の公訴を提起しない处分又は裁判所によって無罪の確定裁判若しくは心神耗弱により刑を減輕された有罪の確定裁判（実刑を除く。）を受けた者（以下「対象者」という。）に対する適切な処遇を決定するための手続等を定めたものであり、裁判所は、対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療継続の要否を決定するなど、対象者に対する継続的かつ適切な医療の要否を決定する役割を担っている。

(1) 鑑定入院命令に基づく入院経費

<要求要旨>

心神喪失者等医療観察法によれば、検察官による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて鑑定を行うが、鑑定を円滑に行うために対象者の身体を確保するとともに、対象者の病状等を医療的見地から日常的かつ継続的に観察するため、原則として、鑑定入院を命じて終局決定があるまで医療機関に入院させなければならない。

そこで、この手続に伴う入院費その他入院に必要な費用を支給するための経費を要求する。

(積算内訳)

(検察官申立事件)

令和2年度内に処理する事件の入院日数合計	1日当たりの入院費用	所要額（千円）
28, 490日	48, 700円	1, 387, 463

(再入院申立事件)

令和2年度内に処理する事件の入院日数合計	1日当たりの入院費用	所要額（千円）
480日	48, 700円	23, 376

(2) 鑑定人経費

<要求要旨>

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、検察官による申立てがあった場合、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、その必要が明らかにないと認める場合を除き、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認められる医師に鑑定を命じなければならないとされている。鑑定を実施した場合、鑑定人に対しては、旅費、日当、宿泊料及び鑑定料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 鑑定人手当

(積算内訳)

令和2年度内に鑑定が終了する件数	1件当たりの鑑定料	所要額(千円)
378件	288,000円	108,864

(イ) 鑑定人旅費

(積算内訳)

令和2年度内における鑑定人出頭件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)
6件	6,624円	40

(3) 通訳人経費

<要求要旨>

心神喪失者等医療観察事件の対象者が日本語を解さない外国人や聴覚障害者である場合には、鑑定入院命令のための質問手続（34条2項），審判期日（31条）には通訳人が出頭して通訳を行うことが不可欠であり、また、期日外に国選付添人が鑑定入院先に面会に行く場合にも通訳人の同行及び通訳が必要となる。これらの通訳については、通訳料、旅費、日当及び宿泊料が通訳人に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 通訳謝金

(積算内訳)

事件の種別	通訳人が付される件数	1件当たりの通訳料	所要額(千円)	合計額(千円)
検察官申立事件	8件（鑑定入院質問手続時）	11,200円	90	860
	8件（審判時）	59,200円	474	
その他の事件	5件（審判時）	59,200円	296	

(イ) 通訳人旅費

(積算内訳)

事件の種別	通訳人が付される件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)	合計額(千円)
検察官申立事件	8件	11,091円	89	117
	5件	5,546円	28	

(4) 国選付添人経費

<要求要旨>

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、①対象者に付添人がない場合であって、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができ、また、②検察官申立てによる事件において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならないとされている。これらの規定によって選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができるとされているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 国選付添人報酬

(積算内訳)

審級の別	国選付添人が付される件数	1件当たりの報酬	所要額(千円)	合計額(千円)
最高裁	23件	135, 326円	3, 112	59, 186
高 裁	88件	138, 162円	12, 158	
地 裁	364件	120, 649円	43, 916	

(イ) 国選付添人旅費

(積算内訳)

審級の別	国選付添人が付される件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)	合計額(千円)
最高裁	23件	4, 110円	95	2, 596
高 裁	88件	4, 144円	365	
地 裁	350件	6, 102円	2, 136	

(5) 精神保健審判員等旅費

<要求要旨>

心神喪失者等医療観察法によれば、審判期日は、個々の対象者について、最も適切と考えられる処遇を迅速に決定するとの観点から、裁判所構内に限らず、鑑定その他医療的観察のために入院している病院等、裁判所が適切と認める場所でこれを開くことになっている。

このような場合には、当該開催場所に赴くために旅費、日当及び宿泊料が精神保健審判員及び精神保健参与員に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 精神保健審判員に支払う旅費

(積算内訳)

令和2年度内に出張が実施される件数	1件当たりの旅費額	所要額（千円）
38件	4,899円	186

(イ) 精神保健参与員に支払う旅費

(積算内訳)

令和2年度内に出張が実施される件数	1件当たりの旅費額	所要額（千円）
38件	3,136円	119

(6) 証人及び参考人経費

<要求要旨>

心神喪失者等医療観察法によれば、決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ、そのため必要があると認めるときは、証人尋問等を行うことができるとされている。証人及び参考人に対しては、出頭のための旅費、日当及び宿泊料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(ア) 証人旅費

(積算内訳)

令和2年度内に証人尋問が実施される件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)
9件	6,608円	59

(イ) 参考人旅費

(積算内訳)

令和2年度内に参考人取調べが実施される件数	1件当たりの旅費額	所要額(千円)
143件	6,608円	945

経費積算内訳						明細 書頁
項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	要求 117
(項) 裁判費 諸謝金	鑑定入院命令に基づく 入院経費			1,410,839(1,410,839)		
	鑑定人手当			108,864(108,864)		
	通訳謝金			860(860)		
	国選付添人報酬			59,186(57,472)		
委員等旅費	国選付添人旅費			2,596(2,544)		
	精神保健審判員に支払 う旅費			186(186)		
	精神保健参与員に支払 う旅費			119(118)		
証人等旅費	証人旅費			59(46)		
	鑑定人旅費			40(46)		
	通訳人旅費			117(116)		
	参考人旅費			945(1,050)		

5 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

明 細 書 頁	要 求
(民事局) <u>情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費</u> (1) 民事訴訟手続のIT化のためのウェブ会議用モバイル回線使用料等 <要求要旨> <p>国民生活に関わる様々な分野でオンライン申請を始めとして、手続のIT化が進められ、それが広く受け入れられている状況にあることを踏まえれば、裁判所においても、民事訴訟手続のIT化を見据えて検討を進めていくことが必要であるところ、内閣官房における「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、令和元年度から、ウェブ会議等のITツールを積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の運用が第一次実施庁で開始されるところであり、令和2年度には、IT化を更に推進するため、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を開始する庁を拡大する必要もある。また、令和元年度中にも予定されている法制審議会への諮問を見据え、下級裁判所に設置した検討体において、口頭弁論期日におけるウェブ会議等のITツールの活用など、争点整理の局面に限らず、民訴法の改正を見据えた検討も行っていく必要がある。</p> <p>そこで、第一次実施庁におけるウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用及び下級裁判所に設置した検討体における検討の継続に伴って、各庁において必要となるモバイル回線使用料、光回線使用料及びウェブ会議用ソフトのアカウント料の経費を要求する。</p> <p>また、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用に当たっては、インターネット上で実際の事件情報を取り扱うところ、事件当事者の個人情報等を保護するため、適切な情報セキュリティ対策を施す必要があることから、ウイルス対策などの必要なセキュリティ対策を徹底するための経費を要求する。</p>	117 118

明 細 書 頁	要求 118
<p>(2) ウェブ会議等の円滑な運用を進めるための支援業務費用</p> <p><要求要旨></p> <p>令和元年度より、Microsoft Office365 を用いて、ウェブ会議等の I T ツールを活用した争点整理の新たな運用を開始することを予定している。</p> <p>運用開始初期の段階では、全国各地の裁判体において様々な運用上の工夫が行われることも期待され、その過程でウェブ会議用ソフトウェアなどの使用方法に関して多数の不明点が生じることが予想されるが、それらをあらかじめ洗い出してマニュアル化しておくことは困難であるとともに、マニュアル化の困難な照会に対しては専門スキルを持たない職員では十分な対応ができない事態も予想される。同運用を成功させるためには、運用の過程でウェブ会議用ソフトウェアなどの使用方法に関して不明点が生じた場合、速やかに解消できるような態勢を構築しておく必要がある。</p> <p>また、ウェブ会議等を活用していく中では、ウイルス検知や不正アクセス、回線や機器の故障などに起因する、単なる使用方法の不明点の照会だけでは解消しない様々な障害が生じることも予想されるが、新たな運用を円滑に進めていくためには、障害発生の端緒となる事象の監視を行い、障害発生時の原因の切り分けやその後の復旧対応等を迅速に行うことも求められるところ、専門的な知識を有しない裁判所の職員がそれらの対応を行うことは不可能である。</p> <p>そこで、争点整理の新たな運用を円滑に進めるために、専門業者に対し、ウェブ会議用ソフトウェアなどの操作方法に関するヘルプデスク等を行う操作支援、障害発生時の対応等を行う運用支援の各業務を委託するための経費を要求する。</p>	

明細 書頁	要求 119
<p>(3) 民事訴訟法132条の10に基づく書面等の電子提出に係るアプリケーションの構築費用 <要求要旨></p> <p>国民生活に関わる様々な分野でオンライン申請を始めとして、手続のIT化が進められ、それが広く受け入れられている状況にあることを踏まえれば、裁判所においても、民事訴訟手続のIT化を見据えて検討を進めていくことが必要であり、内閣官房における「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、裁判所では、現在、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする民事訴訟のIT化に向けた検討を進めているところである。民事訴訟のIT化を実現するためには、訴え提起を始めとして民事訴訟手続の各段階において書面のオンライン提出を可能とする必要があるが、そのためには法制面の整備やシステム開発などに相応の期間を要するところ、利用者目線に立って民事訴訟手続の利便性を向上させるためには、それらの環境整備を待つことなく、可能なものから速やかにオンライン提出の実現を図ることが相当であると考えられる。民事訴訟法132条の10により、民事訴訟手続において裁判所に提出する書面のうち準備書面など一定のものについてはオンライン提出を認めることができることから、これを活用して早期の実現を図りたい。</p> <p>そこで、民事訴訟法132条の10を活用したオンライン提出を可能とするために必要なアプリケーションの構築に必要となる経費を要求する。</p>	

経費積算内訳

明細
書頁要求
117

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	ウェブ会議用パソコンウイルス対策ソフト	154(50)式	(3,294) 1,067	164(165)	
	Microsoft Office365 ライセンス利用料等			61,150(0) 48,232(0)	
	本格運用用（第一次実施庁）			24,116(0) 24,116(0)	
	ライセンス	2,100式 12月	957	2,064(0)	
	セキュリティソフト	2,100式 12月	957	1,032(0) 1,032(0)	
	検証用（第二次実施庁）			7,494(0)	
	ライセンス	154式 7月	957	3,747(0)	
	セキュリティソフト	154式 7月	957	3,747(0)	
	本格運用用（第二次実施庁）				
	ライセンス	783式 5月	957		
	セキュリティソフト	783式 5月	957		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価(円)	所要額(千円)	備考	明細書頁
(通信運搬費)	検証用(支部・高裁等) ライセンス セキュリティソフト	351式 5月 351式 5月	957 957	3,360(0) 1,680(0) 1,680(0)		
	ウェブ会議用モバイル回線使用料 回線費用 本格運用用(第一次実施序)			15,505(28,541) 15,505(18,376) 2,964(15,203)		
	増税後 増税前	10(408)式 12(6)月 0(408)式 0(1)月	(5,337) 24,697 5,240	2,964(13,065) 0(2,138)		
	検証用(地裁・支部・高裁等) 増税後 増税前		(5,337) 6,334 5,240	12,541(3,173) 12,541(1,601) 0(1,572)		
	初期費用			0(10,165)		

明細
書頁
要求
118

項・目・目細等	品 名 等	員 数 等	単価 (円)	所要額 (千円)	備 考	明 細 書 頁
(雑役務費)	ウェブ会議用光回線使用料 本格運用用（第一次実施庁） 本格運用用（第二次実施庁）	13 抱点 12 月 37 抱点 5 月	237,884 237,884	81,119(0) 37,110(0) 44,009(0)		要求 118 119
	ウェブ会議用ソフトウェア等の操作支援業務	一式	20,790,000	20,790(0)		
	ウェブ会議等の運用支援業務	一式	60,000,000	60,000(0)		
	裁判書類の電子提出に係るアプリケーションの構築費用	一式	149,954,222	149,954(0)		

施 設 費

目 次

	分冊	頁
1 要求 -----	2	— 459
2 要望 (新しい日本のための優先課題推進枠) -----	2	— 462
3 裁判所施設に関する緊急対策 (国土強靭化) -----	2	— 464

【要求】					明細 書頁
事項	序数	要求額	備考		要求
(I) 裁判所施設費	序	千円			
1 裁判所施設整備に必要な経費		13,267,408			120
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		13,267,408			121
ア 施設一般整備		12,440,431			122
① 庁舎新営	15	9,153,565			
継続分	12	6,828,270	本庁 3庁、支部 7庁、簡裁 2庁		
新規分	3	38,141	本庁 2庁、支部 1庁		
② 執務体制確立		285,076			
継続分	1	285,076	本庁 1庁		
③ 各所新営		1,112,876			
④ 特別修繕		889,202			
イ 施設特別整備		3,286,866			
① 耐震改修	2	1,944,430	最高裁、本庁 1庁		
② 非構造部材耐震化		235,067			
③ 受変電設備改修	1	329,010	本庁 1庁		
④ 空調設備改修	3	651,013	本庁 2庁、研修所 1庁		
⑤ 消防用設備改修	2	127,346	本庁 2庁		
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費		826,977			
合計		13,267,408			

事項	構造	面積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘要			明細書頁	
						現 庁舎状況				
						面積	建築年	経年		
(I) 裁判所施設費		m ²	千円			m ²	年	年	要求	
1 裁判所施設整備に必要な経費			13,267,408						120	
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			13,267,408						121	
ア 施設一般整備			12,440,431						122	
① 庁舎新営			9,153,565							
継続分(12庁)			6,828,270							
東京高等・地方裁判所中目黒分室 (仮称)	SRC 5-1	16,434	2,948,860	躯体	庁舎狭隘のため	140,377	昭 58	37		
津地方・家庭・簡易裁判所	SRC 5-1	9,658	579,503	仮設庁舎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	8,007	昭 39	56		
仙台高等裁判所秋田支部秋田地方・家庭・簡易裁判所	SRC 6-1	10,112	710,349	基礎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	7,421	昭 43	52		
神戸地方・家庭裁判所柏原支部	RC 2	1,420	235,304	躯体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	826	昭 37	58		
大津地方・家庭裁判所彦根支部	RC 3	1,889	254,880	躯体	老朽、狭隘、かつ施設の不備があり、移転要請のため	1,350	昭 39	56		
名古屋地方・家庭裁判所半田支部	RC 4	3,204	853,875	完成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	1,258	昭 47	48		
津地方・家庭裁判所伊賀支部	RC 2	1,640	158,815	仮設庁舎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	1,019	昭 41	54		
広島地方・家庭裁判所福山支部	SRC 4	5,565	252,621	基礎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	3,532	昭 51	44		
松江地方・家庭裁判所浜田支部	RC 2	1,560	220,396	躯体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	1,209	昭 45	50		
熊本地方・家庭裁判所玉名支部	RC 3	1,871	550,932	完成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	1,253	昭 37	58		
大野簡易裁判所	RC 2	454	25,829	完成	老朽庁舎で施設の不備があり、かつ地域連携(大野市)のため	1,027	昭 43	52		
静内簡易裁判所	RC 2	596	36,906	完成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	335	昭 47	48		
新規分(3庁)			38,141							
鳥取地方・家庭・簡易裁判所	SRC 3-1	6,922	13,638	調査	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,148	昭 40	55		
佐賀地方・家庭・簡易裁判所	SRC 5-1	8,592	15,484	調査	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,540	昭 40	55		
富山地方・家庭裁判所高岡支部	RC 3	3,560	9,019	調査	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	2,614	昭 36	59		

事項	構造	面積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘要要			明細書頁	
						現庁舎状況				
						面積	建築年	経年		
② 執務体制確立 継続分(1庁) 熊本家庭裁判所	S 2	m ² 918	千円 285,076 285,076 285,076	躯体	執務体制確立に伴い、庁舎狭隘のため	m ² 3,194	年 昭 48	年 47	要求 120 121 122	
③ 各所新営 外装等整備			1,112,876							
④ 特別修繕 設備改修等			889,202							
イ 施設特別整備 ① 耐震改修 ② 非構造部材耐震化 ③ 受変電設備改修 ④ 空調設備改修 ⑤ 消防用設備改修			3,286,866 1,944,430 235,067 329,010 651,013 127,346							
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費 施設施工旅費 施設施工庁費			826,977 70,140 756,837							
合計			13,267,408							

【要望】

事 項	序 数	要 求 額	備 考
(I) 裁判所施設費		千円	
1 裁判所施設整備に必要な経費		4, 462, 683	
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		4, 462, 683	
ア 施設一般整備		4, 320, 955	
③ 各所新嘗		3, 846, 777	
④ 特別修繕		676, 338	
イ 施設特別整備		3, 170, 439	
① 耐震改修	2	474, 178	支部 1庁, 簡裁 1庁
② 非構造部材耐震化		156, 738	
(2) 裁判所庁舎の新嘗等に必要な経費		317, 440	
		141, 728	
合 計		4, 462, 683	

明細
書頁
要望
29

事項	構造	面積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘要要		
						現庁舎状況		
						面積	建築年	経年
(I) 裁判所施設費		m ²	千円				m ²	年
1 裁判所施設整備に必要な経費			4,462,683					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			4,462,683					
ア 施設一般整備			4,320,955					
③ 各所新営			3,846,777					
外装等整備			676,338					
④ 特別修繕			3,170,439					
設備改修等			474,178					
イ 施設特別整備			156,738					
① 耐震改修			317,440					
② 非構造部材耐震化			141,728					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			24,362					
施設施工旅費			117,366					
施設施工庁費			4,462,683					
合計								

【裁判所施設に関する緊急対策(国土強靭化)】 事項要求

事 項	庁 数	要 求 額	備 考
(I) 裁判所施設費 1 裁判所施設整備に必要な経費 (1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費 ア 施設一般整備 ③ 各所新嘗 ④ 特別修繕 イ 施設特別整備 非構造部材耐震化 (2) 裁判所庁舎の新嘗等に必要な経費	庁	千円	
合 計	1	—	本庁 1 庁

(參 考)

(中事項) 共通経費 内訳

目 次

			分冊	頁
A	(項) 最高裁判所(大事項) 最高裁判所の事務処理に必要な経費	(要求	6 頁)	2 - 469
B	(項) 最高裁判所(大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要求	31 頁)	2 - 471
C	(項) 最高裁判所(大事項) 裁判所職員の研修に必要な経費	(要求	49 頁)	2 - 473
D	(項) 下級裁判所(大事項) 下級裁判所の事務処理に必要な経費	(要求	73 頁)	2 - 475
E	(項) 下級裁判所(大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要求	84 頁)	2 - 476

A(項)最高(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							187,306	198,148
庁費小計	備品費小計						29,854	40,772
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	28,833	40,772
庁費	備品費	人事	経常事務費	人事行政経常	備品費	健康管理器具	1,021	0
庁費小計	消耗品費小計						51,665	46,037
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	51,665	46,037
庁費小計	被服費小計						531	581
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	531	581
庁費小計	印刷製本費小計						2,731	4,001
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	2,731	4,001
庁費小計	通信運搬費小計						26,469	27,537
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	26,469	27,537
庁費小計	借料及び損料小計						3,329	2,462
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	3,329	2,462
庁費小計	会議費小計						124	125
庁費	会議費	秘書	経常事務費	委員会	会議費	情報公開・個人情報保護審査委員会	7	7
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	一般規則制定諮問委員会	6	6
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	68	68
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	検証検討会	8	9
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所行政不服審査委員会	1	1
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	裁判所職員再就職等監視委員会	1	1
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	司法修習生考試委員会	2	2
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事選考委員会	3	3
庁費	会議費	民事	経常事務費	委員会	会議費	民事規則制定諮問委員会	10	10
庁費	会議費	刑事	経常事務費	委員会	会議費	刑事規則制定諮問委員会	5	5
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭規則制定諮問委員会	6	6
庁費	会議費	図書	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所図書館委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	入札監視委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	契約監視委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	総合評価審査委員会	1	1
庁費	会議費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	会議費	裁判所職員倫理審査会	2	2
庁費	会議費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	会議費	裁判所職員退職手当審査会	1	1
庁費小計	雑役務費小計						55,370	58,790
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	55,370	58,790
庁費小計	自動車維持費小計						6,859	6,571

A(項)最高(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	6,859	6,571
庁費小計	職員厚生経費小計						10,374	11,272
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	10,078	11,054
庁費	職員厚生経費	経理	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレッチ実施経費	296	218
						総計	187,306	198,148

B(項)最高(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							36	28
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	刑事法研究会	4	3
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	最高裁長官による補導委託先表彰	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	医事関係訴訟委員会	3	3
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	医事関係訴訟委員会(分科会)	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	建築関係訴訟委員会	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	建築関係訴訟委員会(分科会)	1	1
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	5	4
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	8	8
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停制度協議会	6	0
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	6	6
裁判資料整備費合計							471,387	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(法規集追録)	35,060	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(現行法規総覧追録)	3,014	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(法律図書)	102,432	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(六法全書)	38,038	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	知財高裁用資料室法律図書	238	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	法律雑誌	18,159	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	知財高裁用法律雑誌	185	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	簡易裁判所の図書資料(法律図書)	23,641	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	簡易裁判所の図書資料(法律雑誌)	6,003	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	行政通達先例集(法律図書追録)	10,339	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	コンパンカル消費税法追録	1,363	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	破産、執行、保全事件処理用の図書(法律図書追録)	4,152	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	破産、執行、保全事件処理用の図書(法律雑誌)	7,620	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	金融関連事件処理用の図書(法律図書追録)	1,831	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	金融関連事件処理用の図書(法律雑誌)	3,700	0
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	刑事関係専門図書	2,726	0
裁判資料整備費	消耗品費	行政	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	行政事件関係等専門図書	12,330	0
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	科学調査用図書整備費	2,708	0
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	家庭裁判所事務室用図書	4,400	0
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	消耗品費	法廷通訳支援専門用語対訳図書	2,856	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判官執務環境改善	消耗品費	裁判官室用法律雑誌	70,233	0
裁判資料整備費	消耗品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判官執務環境改善	消耗品費	図書購入費(特殊事件専門図書)	15,110	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	書記官用六法全書	42,667	0

B(項)最高(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	家裁調査官用六法全書	6,922	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事訴訟・非訟事件受付用図書	8,866	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	夫婦・親子関係事件受付用図書	2,789	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	相続関係事件受付用図書	5,579	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	破産・再生事件受付用図書	697	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事保全事件受付用図書	844	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	借地・借家等調停事件受付用図書	3,486	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事執行事件受付用図書	623	0
裁判資料整備費	消耗品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	図書購入費(裁判所調査官用)	4,734	0
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判事務の迅速適正化	心神喪失者等医療観察事件の処理	消耗品費	心神喪失者等医療観察制度関係専門図書	2,983	0
裁判資料整備費	消耗品費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の処理	消耗品費	知的財産権関係事件専門図書	6,473	0
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	消耗品費	評議室の図書の整備(六法全書)	1,466	0
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	家庭事件の充実強化	科学的処理体制の充実	消耗品費	地価評価用図書	2,262	0
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	家庭事件の充実強化	科学的処理体制の充実	消耗品費	市街地戸別地図(調査用)	7,878	0
裁判資料整備費	消耗品費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	消耗品費	調停委員執務用図書	5,235	0
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	消耗品費	家事調停委員用備付図書	1,745	0
						総計	471,423	28

C(項)最高(大事項)研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
研修費合計							88,113	87,688
研修費小計	備品費小計						27,215	25,433
研修費	備品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	備品費	研修用器具	8,193	5,806
研修費	備品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	備品費	修習生経費（学生単価）	18,152	18,757
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修生経費	473	473
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修員経費	301	301
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修生経費	63	63
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修員経費	33	33
研修費小計	消耗品費小計						32,100	32,636
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	用紙代	2,065	2,442
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	心理検査記録用紙	2,263	1,965
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	法律書等	785	835
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	一般図書	500	505
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人事管理関係図書	129	130
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	行動科学外国文献図書	435	410
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	修習生経費（学生単価）	12,742	13,168
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	司法修習生関係図書費	1,812	1,812
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修（裁判系研究会）	510	517
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修（導入系研究会）	268	270
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修（基盤系研究会）	52	52
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	簡易裁判所判事の合同研修（裁判系研究会）	39	39
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	簡易裁判所判事の合同研修（導入系研究会）	26	26
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	修習研修等の強化改善	消耗品費	DVD-R	67	58
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修生経費	6,155	6,155
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修員経費	3,088	3,088
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修生経費	843	843
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修員経費	321	321
研修費小計	印刷製本費小計						15,392	15,891
研修費	印刷製本費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	印刷製本費	修習生経費（学生単価）	14,951	15,450
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修生経費	93	93
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修員経費	302	302
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修生経費	14	14
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修員経費	32	32
研修費小計	通信運搬費小計						8,064	8,241
研修費	通信運搬費	司研	経常事務費	司法研修所運営	通信運搬費	論集送料	312	312

C(項)最高(大事項)研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
研修費	通信運搬費	総研	経常事務費	総合研修所運営	通信運搬費	通信費	1,716	1,721
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	通信運搬費	修習生経費（学生単価）	4,724	4,883
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修（裁判系研究会）	662	668
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修（導入系研究会）	346	349
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修（基盤系研究会）	67	67
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	簡易裁判所判事の合同研修（裁判系研究会）	50	51
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	簡易裁判所判事の合同研修（導入系研究会）	32	34
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	修習研修等の強化改善	通信運搬費	DVD-R送付料	155	156
研修費小計	借料及び損料小計						259	267
研修費	借料及び損料	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	借料及び損料	修習生経費（学生単価）	259	267
研修費小計	雑役務費小計						5,083	5,220
研修費	雑役務費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	雑役務費	修習生経費（学生単価）	4,049	4,186
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修生経費	661	661
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修員経費	257	257
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修生経費	89	89
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修員経費	27	27
						総計	88,113	87,688

D(項)下級(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							1,699,705	1,617,639
庁費小計	備品費小計						471,644	378,661
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	471,644	378,661
庁費小計	消耗品費小計						415,731	388,414
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	415,731	388,414
庁費小計	被服費小計						5,315	7,249
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	5,315	7,249
庁費小計	印刷製本費小計						18,134	16,011
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	18,134	16,011
庁費小計	通信運搬費小計						267,453	316,898
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	267,453	316,898
庁費小計	借料及び損料小計						39,463	43,109
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	39,463	43,109
庁費小計	会議費小計						392	395
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	地方裁判所委員会	182	183
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事推薦委員会	29	29
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭裁判所委員会	181	183
庁費小計	雑役務費小計						232,728	229,138
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	232,728	229,138
庁費小計	自動車維持費小計						35,335	32,080
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	35,335	32,080
庁費小計	職員厚生経費小計						213,510	205,684
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	204,239	200,925
庁費	職員厚生経費	経理	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	9,271	4,759
						総計	1,699,705	1,617,639

E(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							40,784	32,486
庁費小計	備品費小計						27,827	21,484
庁費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	独立簡裁冷暖房器具更新	26,202	21,484
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	机	831	0
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	椅子	383	0
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	更衣ロッカー	411	0
庁費小計	会議費小計						3,189	472
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳セミナー	10	6
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳フローアップセミナー	6	3
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳基礎研修	6	0
庁費	会議費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	第一審充実協議会（地裁別）	100	0
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	簡易裁判所民事実務研究会（地裁）	99	0
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研究会	168	0
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研修会	55	0
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	鑑定事件研究協議会	6	0
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	新任参与員研修会	55	0
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	参与員研究会	155	0
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	家庭裁判所家事実務研究会	111	0
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	関係機関との連絡調整	会議費	家事関係機関との連絡協議会	115	0
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	鑑定人セミナー	26	0
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会（医事関係）	75	51
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会（建築関係）	12	8
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門委員研修	36	0
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	心神喪失者等医療観察事件の処理	会議費	精神保健判定医との研究協議会	44	0
庁費	会議費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の審理充実	会議費	専門委員セミナー	17	0
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度広報	会議費	裁判員制度10周年シンポジウム	16	0
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度広報	会議費	出張講演会（裁判員経験者）	66	0
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員経験者との意見交換会	122	124
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	補導委託先表彰	2	2
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	少年関係機関との連絡協議会	553	0
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研修会	132	0
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研究会	109	0
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	調停運営協議会（高裁別）	24	0
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員ケース研究会	109	0
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	調停運営協議会（高裁別）	18	0

E(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	1年度 予算額 (千円)	2年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	新任家事調停委員研修会	220	0
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員研究会	244	122
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員ｹｰｽ研究会	122	0
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	87	87
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	69	69
庁費	会議費	民事	執行の強化改善	民事執行制度の改善	会議費	評価関係協議会（高裁別）	3	0
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研修会	25	0
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研究会	172	0
庁費小計	自動車維持費小計						9,768	10,530
庁費	自動車維持費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	自動車維持費	自動車維持費	9,768	10,530
法廷等器具整備費合計							342,353	0
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判事務の器具整備	備品費	裁判事務器具整備共通経費	342,353	0
						総計	383,137	32,486



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。